



国立公文書館

国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架 番号	4 A
	18
	2109

裏面  
白紙

22-3-4 5

證 明 書

本證明書は旅行の日本語にて書かれたる「内閣一覽表」と題する記  
録本姓に於て調査作爲し衆議院公報附録衆議院手帖（昭和二十二  
年）中の附録としたるものに相違なきことを證明します

昭和二十二年三月 四 日 於 東 京

衆議院庶務課長

山 崎 高

右は自分の面前に於て署名捺印せられたるものなることを證明しま  
す


同 日 於 同 所

立會人 武 井 次 男

裏面白紙



Copy By:  
Signal Corps  
U.S. Army

The logo of the Signal Corps, U.S. Army, is located in the center of the page. It features a central emblem consisting of a diamond shape with a vertical line through it, topped by a flag. The text "Signal Corps" and "U.S. Army" is positioned to the right of the emblem.

1 : 25

第16回衆議院議員総選挙

立憲政友会  
立憲民政黨  
立憲国民党  
立憲同志会  
立憲同志会  
立憲同志会  
立憲同志会  
立憲同志会  
立憲同志会  
立憲同志会

立憲政友会 二一七名  
立憲民政黨 二一六名  
立憲国民党 四三名  
立憲同志会 四四名  
立憲同志会 一八名  
立憲同志会 一八名

第十六回衆議院議員総選挙  
昭和三年三月二十日施行  
選出議員總數 四百六十六名



111 270 2 702

W

第十六回衆議院議員總選舉

昭和三年三月二十日施行

選出議員總數 四百六十六名

黨派別

立憲政友會	二一七名
立憲民政黨	二一六名
實業同志會	四名
革新黨	三名
無黨	八名
中立其他	一八名

裏面白紙

衆議院議員総選挙

昭和五年二月二十日施行

選出議員總数 四百六十六名

憲政黨	273名
立憲政友會	174名
國民同志會	6名
無黨派	5名
中立其他	5名
革新派	3名

裏面白紙

第十八回衆議院議員總選舉

昭和七年二月二十日施行

選出議員總數 四百六十六名

黨派別

立憲政友會	三〇三名
立憲民政黨	一四六名
革新黨	二名
無黨派	五名
中立其他	一〇名

裏面白紙



第十九回衆議院議員選挙

昭和十一年二月二十日執行

選出議員総数 四百六十六名

派別

立憲民政黨	二〇五名
立憲政友會	一七一名
國民同盟	一五名
結 核 會	二二名
社會大衆黨	一八名
(地方無産ヲ含ム)	
中立其他	三五名

裏面白紙

裏面白紙

第二十回衆議院議員總選舉

昭和十二年四月三十日施行  
選出議員總數 四百六十六名

派別

立憲民政黨	一七九名
立憲政友會	一七五名
社會大衆黨	三七名
昭和會	一九名
國民同盟	一一名
東方會	一一名
中立其他	三四名

第二十一回衆議院議員總選舉

昭和十七年四月三十日施行  
選出議員總數 四百六十六名

第二十二回衆議院議員総選挙

昭和二十一年四月十日執行

選挙区別

自由進歩	社会大衆	協同民主	共産	無所属
一四〇名	九三名	一〇四名	五名	三八名
				八一一名

裏面白紙

裏面白紙

證 明 書

自分ハ余製既紙空製長ノ職ニ在ル者ナルトコロ即紙ニ記付セラレタル  
第十六回乃至第二十二回余製既紙製紙機製造所行所日及常陸守學ニ依リ  
選出セラレタル製紙機製造所並ニ各製紙機製造所員等ハ本院ニ於テ調査確定シ  
タルモノト相違ナキコトヲ證明シマス。

昭和二十二年二月二十日於東京

天 木 純 一

マ-

右ハ自分ノ直前ニ於テ署名捺印セラレタルモノナルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

天 木 庄 丞

高橋

閣第一四二號

定 決

大正十三年五月五日

行 施

大正十三年五月五日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

各社委員曾ノ委員議員幹事等ノ命免ニ關スル取扱方ノ件左ノ通決定相成

1-3-0 (2)  
1-3-0 (2)  
1-3-0 (2)

De f. Doc. #267

者トシテ命セラル、者ハ常ニ其ノ官職名ヲ以テ命シ其ノ他ノ者ハ位勳ヲ以テ命スルコト

ニ官制上何等任命資格ヲ明示セサル場合ニ於テ官吏、官吏待遇者、公吏、貴族兩院議員又ハ特種銀行官社ノ役員ニシテ其委員等ニ命セララル者ハ其ノ官職名ヲ以テ命シ其ノ他ノ者ハ位勳ヲ以テ命スルコト

三委員等ノ命免ハ辭令ヲ以テスルコト但シ官制上當然委員等ニ爲リタルトキ當該官制ノ廢止セラレタルトキ又ハ官職名ヲ以テ命セラレ若ハ官制上當然委員等ト爲リタル者職官、退官、退職、轉任、轉職、休職、行命、海備役、後備役、退役者ハ能職ト爲リタルトキハ此ノ限ニ在ラ

高橋

閣第一四二號

定決

大正十三年五月五日

行施

大正十三年五月五日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

各種委員曾ノ委員議員幹事等ノ命免ニ關スル取扱方ノ件左ノ通決定相成  
然ルヘシ

記

一 委員等ヲ命スルニ付官制上官吏、官吏待遇者、公吏、貴族兩院議員、  
 特種銀行曾社ノ重役等任命資格ヲ明示シタル場合ニ於テ之ニ該當スル  
 者トシテ命セラル、者ハ常ニ其ノ官職名ヲ以テ命シ其ノ他ノ者ハ位階  
 ヲ以テ命スルコト

二 官制上何等任命資格ヲ明示セサル場合ニ於テ官吏、官吏待遇者、公吏  
 貴族兩院議員又ハ特種銀行曾社ノ重役ニシテ其委員等ニ命セラルル者  
 ハ其ノ官職名ヲ以テ命シ其ノ他ノ者ハ位階ヲ以テ命スルコト

三 委員等ノ命免ハ辭令ヲ以テスルコト但シ官制上當然委員等ニ爲リタル  
 トキ當該官制ノ廢止セラレタルトキ又ハ官職名ヲ以テ命セラレ若ハ官  
 制上當然委員等ト爲リタル者驗官、退官、退職、轉任、轉職、休職、  
 待命、添備役、後備役、退役若ハ能職ト爲リタルトキハ此ノ限ニ在ラ

裏面白紙

ス  
四前項但書ノ場合ニ於テハ兵ノ本人及内閣ニ對シ各委員會等ノ所屬官  
ヨリ兵ノ旨通知スルコト（通知文別紙ノ通）  
五參與、事務官及官制ニ依ラサル委員會ノ委員等ノ命免ニ關スル取扱ニ  
付テハ本取扱ノ例ニ依ルコト

各 縣 へ 通 牒

年 月 日

内 閣 書 記 官 長

各 省 次 官 宛  
殖 民 地 各 廳

通 牒

各 種 委 員 會 ノ 委 員 議 員 幹 事 等 ノ 命 免 ニ 關 ス ル 取 扱 方 左 ノ 通 決 定 相 成 候

記

前記決定ノ事項

裏面白紙

別紙

通知文例

( ) 本人ニ對スル通知

年 月 日

内閣書記官長  
主務省次官

本人宛

通知

例一 貴官へ 年勅令第 號、、、、、 官制ニ依り、、、、

例二 貴官(貴下)ノ、、、、 委員ハ 廢止(退官)ニ因リ

自然消滅ト相成候右爲念

裏面白紙





文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

自分、若倉親夫ハ總理廳官房人專課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本誌ニ依ツテ書カレ五頁ヨリ成ル各種委員官ノ委員課員幹事等ノ命免ニ關スル取扱方ノ件ト是スル書類ハ日本政府總理廳官房總務課ノ保管ニ係ル公文總案第四十八編卷十三ト是スル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル爲シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年九月二十九日 於東京總理廳 倉 根 夫

總理廳官房人專課長 若 倉

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人

總理廳官房會計課長

若 永 賢 一

裏面白紙

憲法と政治

明治の新政府が京都より東京に移されて、太政官も東京に設けられ  
ることになったが、太政官は矢張り千年前の昔、六百年以前迄朝廷で  
実施せられたる天皇親政の政治であつたけれども、字内の形勢に  
従ひて米の文弱を輸入して各道の改革が始まり、それと同時に進ん  
どと云ふ政府の方針となり、大名を廢して兵馬

明治の新政府が京都より東京に移されて、太政官も東京に設けられ  
ることになったが、太政官は矢張り千年前の昔、六百年以前迄朝廷で  
実施せられたる天皇親政の政治であつたけれども、字内の形勢に  
従ひて米の文弱を輸入して各道の改革が始まり、それと同時に進ん  
どと云ふ政府の方針となり、大名を廢して兵馬

もども皆な朝廷に歸し、茲に初めて完全なる王  
を得たのが、明治四年七月である。其後明治七  
年に分れ、数多の参議が辭職した。其後明治七  
年一月に前参議後藤家二郎、板垣退助、福島種臣、江藤新平等が民  
選議院議員設立の建白をして、議會政治を創設することを政府に建  
言した。

其建白書に曰く  
「臣等伏して方今聖祖の壽する處を察するに、上帝室に在らず、下

憲法と政治

明治の新政府が京都より東京に遷されて、太政官も東京に設けられ  
 ることになつたが、太政官は矢張り千年前の昔、六百年以前迄朝廷で  
 実施せられたる天皇親政の政治であつたけれども、宇内の形勢に  
 變み歐米の文弱を急入して各藩の改革が始まり、それと同時に進ん  
 で歐米の政體に倣はうと云ふ政府の方針となり、大を廢して兵馬  
 の權、土地所有の權なども皆な朝廷に歸し、茲に初めて完全なる王  
 政の實を擧ぐることを得たのが、明治四年七月である。其後明治七  
 年一月に前参議後藤象二郎、板垣退助、西島龜巨、江藤新平等が民  
 選議院議院設立の建白をして、議會政治を創設することを政府に建  
 言した。

其建白書に曰く  
 「臣等伏して方今皇極の歸する處を察するに、上帝室に在らず、下

裏面白紙

人臣に在らず、而も病り有司に請す。夫れ有司上帝を尊ぶと曰はざるに非ず、下人臣を保つと云はざるにありず、而も改命百端、朝出基政、言談盛放、凶告告るなし、夫れ如是にして天下の治安なりん事を欲す、三尺の童子も猶其不可なるを知る、(凶禍改めず、恐くは國家土崩の勢を致さん、臣等衆國の情自ら止む能はず、即ち之を振救するの道を講求するに、唯天下の公議を張る在るのみ、天下の公議を張るは、民選議院を立つるに在るのみ、人民をして自尊自重天下と憂樂を共にするの氣象を起さしめんとする可らず、自尊自重天下と憂樂を共にするの氣象を起さしめんとするは、之をして天下の事に與らしむるに在り。)

次に明治七年の三月に、言内少輔吉井友實氏が言内省を罷めて、歐羅巴に視察に行かれた。それは何の爲に行かれたか、余は段々調べたが分らない。吉井氏は自費で洋行したことになつて居るけれど、段々調べて見ると御内帑金を爲つて居る。さうして露朝の参

裏面白紙

編して 明治天皇に奉呈されたのが英吉利人「アルフイヤス、トツ  
 下」が著述した「英吉利議院政論」(Parliamentary Government in England)  
 と云ふ原書である。  
 併し何故に此の「英吉利議院政論」と云ふ原書を吉井友成氏が奉呈し  
 たか其の理由は色々調べたけれども少しも分らない。英吉利の憲法  
 は英吉利の歴史の中に包含せられてあるから、英吉利の歴史を知ら  
 なければ英吉利の憲法は分らないことが、此の書物に詳細に記述し  
 である。

裏面白紙

次に當時に於て尤も有力なる風潮巴の書齋は佛蘭西人「モンテスキュー」の著述 *Spirit of Law* (萬法精理) の翻譯したものである。是が朝野の間に愛讀された。其いてルソアの「社會契約」が中江篤介に依つて翻譯された。其いて明治天皇は當時の元老院議長有栖川宮熾仁親王を御學問所に召されて勅語を賜はつた。其の勅語は朕爰ニ我カ建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントス夫レ宜シク汝等之カ草案ヲ起創シ以テ聞セヨ朕將サニ之ヲ讀ハントス

此の勅語を有栖川議長官に賜はりたる後、明治天皇は「トッド」の原書を御手づから御下賜になつた、此の「トッド」の原書を御下賜になつた御恩召は如何であるか分らないけれども、或は英國の憲法は歴史の中にあるから、之を研究して憲法を起草せよとの厚き御思召ではなかつたかと余は恐察し奉るものである。

裏面白紙

憲法研究熱起る

是より先き明治十二年の夏、英の北米合衆國の大統領「グラント」將軍が、世界漫遊し其の歸途に、日本に立寄つた。日本では前大統領のことであるから、皇室の御待遇、接待は實に非常に懇懇を極めたものであつた。

さうして、明治天皇は濱離宮に「グラント」將軍を召されて午餐を賜はつた。其の席者は三條太政大臣、岩倉右大臣及諸参議であつた。午餐の後、只今も濱離宮に在る「中の島」の御茶室で珈琲や煙草を召上りつゝ、明治天皇は色々政治上の事に就いて「グラント」將軍に御下問になつた。

裏面白紙



其の「グラント」將軍は、永る所に依れば日本も「國會開設の議論がある由、何れ憲法を以て決定にたると、存じますが、何れも忌断なく言上せよとの沙汰であるから申上げますが、日本の憲法は日本の歴史及び習慣を以てして起草せらるゝ、こここそ固はしく存じますが言上した。手は餘程、明治天皇の御恩召に違つた様に存じます。此の事は「グラント」將軍の發言後たる「キング」が書いた「グラント將軍世界漫遊記」の中にも記されてある。

明治十二年に府縣會が開かれ、人民が府縣の政務に參與して府縣の政務を監督することが出来たやうになり、随つて全國の人々が「國會開設」云ふ題目をも討論する機会が来た。

即ち府縣の政務を決定するならば、進んで中央政府の政務を議する「國會」を開き、人民の代表者が之を審議する必要があるとの論が、全國の人民の間に主唱せられ、又之と同時に東京に於ては政黨演説會が開かれて、頻りに「國會開設の必要を論ずるに至り、傳説にも及り其の言目が多

裏面白紙

敏は、米米語門に留學したる其時少許の新智識の所有者である。  
其の自たる人は、小野梓、馬場辰、菊池大、薩

演説會を聞いて、國會開設の急務を鼓吹した。

此の時に當り同年十二月會つて勅命を以て起草に從事した。草案が、元老院議長大木勲任氏から三條太政大臣を経て上奏された。そこで三條太政大臣が岩倉有大臣に相談せられた。岩倉有大臣の考にては此の草案は「國體に符令して構らないから先づ各參議をして各々其の意見を上陳せしめ、御旨之を取捨し、我が國體に相符ふ所に由りて憲法を欽定し給ふこと、是れ下に刻下の最大急務である」として三條太政大臣と協同し、勅旨を以て各參議の意見を賜せらるゝことになつた。

於是各參議は其意見を三條太政大臣に提出された。斯様に各參議の意見等は提出も了りたるが、有り大隈參議丈けが提出されたいから再三催促されて初めて差出された。併し彼はそれに自分の意見が具して有栖川左大臣に差出したのであつた。それが明治十四年三月である。

裏面白紙

その意見書に於ては十五年末に議員を召集し十六年首を以て始めて開  
 立の期を定められんことに冀望す  
 伊藤参議は大隈参議の意見書を見て大に驚かれた。新の如き重大なる事  
 件を内閣の同僚にも告げず、單獨に密奏を企つる者は庶を内閣に列す  
 ることは出来ないと言つた  
 十月三十日 陛下は發て御決定遊ばされてゐた東北及北海道御巡幸の爲  
 に出 あらせられた  
 十月十一日 陛下は還幸あらせられたが、御旅装をも改めさせられず内  
 閣會議を開かれた。三條太政大臣、有朋 川左大臣、岩倉右大臣及齋藤  
 (大隈大木を余き) 參議の結果、夜に入りて明治二十三年開會開設の件  
 を決定し翌十二日 陛下は天下を震動せしめた是れ乃ち開會開設の大詔  
 矣なりき

裏面白紙

藩て元老院かり奉主になつての如き憲法ではまだ足らぬ所かあるか  
ら 誰かを賦課に委遣して憲法政治の弊害と實益とを調査せしむる  
ことに付内閣に於て評議せられた。

藩て伊藤公が憲法取調の爲に遠く出陣せらるるに於つて 明治天皇から  
取調問題を閣下賜めりせられた。

是に於て伊藤公は病に罹り、憲法政治の進退を研究することとな  
つた。

明治十六年八月に伊藤公が病に罹り、勅旨に依り、憲法取調の大  
命を拜せられ、次いで憲法取調向を脱けられ、其の長官に伊藤公が任  
命された。

憲法起草の任務は井上、伊藤、松本に代治及余の三人に伊藤公が特に命ぜ  
られたから吾々三人のみで尋り之に當つて居た。

伊藤公は左の原則を決定して吾々に訓示せられた。

第一 皇室典範を制定して皇室に關係ある綱領を憲法より分離する事

第二 憲法は日本の國體及歴史に基き起草する事

第三 憲法は帝國の政治に關する大綱目的のみに止むること

裏面白紙

第四 議院法、衆議院選舉法は法律を以て定むる事  
 第五 貴族院の組織は勅令を以て定むる事  
 第六 日本帝國の領土無効は憲法に掲げず法律を以て定むる事  
 第七 大臣彈劾の件を成すこと上奏權を議院に附與する事  
 是に於て不致目を版して内閣總長を新設し、伊藤公を内閣總理大臣に任  
 命せられた、是は明治十八年十二月二十三日のことである。  
 愈々憲法草案が完成し、明治二十一年四月に伊藤公は之を閣下に奉呈  
 せられた。  
 伊藤公は此の憲法草案決定の方法に付き、新憲法を新設して審議決定  
 せしむるを皇上の采として採用した。

裏面白紙

裏面白紙

是に於て伊藤總務大臣は直ちに上野御殿可を拜て、明治二十一年四月二十  
八日に秘密時召喚か登参せられ、伊藤公は内閣總理大臣と皇太子大正親田清  
隆御代に於つて、秘密院議長に職任した

憲法會議

併て倉々憲法會議か付まつた。

會議には毎回 陛下は御前あらせられて、唯の一回も御快意になつたこと  
はなかつた。

さうして會議の初めから終り迄御熱心に發言を御召されました。會議中間  
となりたる事項に於ては御々御論ひられたれども、其の内身も重要なる箇條  
の一つは第二條であつた原案に依

第十二條 天皇ハ御海軍ヲ統帥ス

憲法草案ノ條旨ハ初令ヲ以テ之ヲ定ム

Ref. Doc. 2904

とありたるか、明治二十一年六月二十二日の會議に於て、大山元軍大臣は議  
し、山縣内務大臣（皇軍中將）實成し「初令」を修正して「初案」とする條  
議を提出せられた。其の理由は、從來皇軍の統帥は初令にしては、初案を以て  
定めらるるものと勅令を以て

定めらるゝものとの二種あり。若し一紙に勅令を以て定むるものとなれば、  
彼此衝突して現行の取扱上意外の紛糾を来すに至らん。

尙ほ其の旨趣を詳しく陳述すれば、勅令は内閣に於て自由に決定すること  
を得るものなれども、陸海軍の組織は天皇の大詔に由り、陸軍上奏の策案  
を現行に依り決定すべきものなり。

決して普通の勅令の如く政府に於て自由に決定すること能はざるものなり  
と主張せられたれば、此の修正案は可決せられて、原案の「勅令」は「勅諭」  
となつた。然るに後日憲法全部の再決定うして、上奏せられたる時、陛下は  
憲法は内閣の大詔なるが故に、尚ほ之を尊重する爲め其の決議案を更に内  
閣に御下附となり、其の意見を徴せられたり。ここに於て黒田清成大臣は内  
閣を聞き勅旨を参じ再び審議して多少の修正を加へ、上奏せられた。  
依て同二十二年一月十六日再び御下附の御下附を聞き、伊藤博文は内閣  
より上奏しをる左の修正案を御下附せられた。

- 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ組織ヲ定ム

裏面白紙

而して此の會議に於て内閣の修正案は異議なく決定せられた。

然れども伊藤議長は此修正案には尙ほ不協の點あることを憂慮し、これを英文に反譯して法律専門の層英國人にも示し、其意見を徴し、一月二十七日井上、伊東及余を高輪の別邸に招き反覆審議せられた。そして伊藤議長は兵力量に關し決定の原文を意法に明記する事ありとされた。そして一月二十九日の憲法會議に於て伊藤議長はかの修正案を提出明記せられた。

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

そして伊藤議長はその理由を説明して、常備兵額に關し御の中に包含せざるがため、本條に明記して後日の争議を起すの意なきと述べ英訳、ブルシヤ及び米西に於て起りたる例を挙げられた。

斯くて伊藤議長は陸海軍は編制のみならず常備兵額をも天皇の勅諭に依り定むるものとし、其の件に付ては陸軍に於ては参謀本部、海軍に於ては軍令部にて、副帥及び用兵に關する要件を詳查考究して會案を作り、陸軍上奏(内閣を經由せず)に依り勅諭を仰ぎ御議の終内閣總理大臣に内閣を命ぜられその折上を行つてこれを陸軍參謀本部又は海軍軍令部に下附せられる方針を宣明せられた。

裏面白紙



須問官は異議なく其一致之を可決した。  
 憲法第六十七條起草するに當り、伊藤公は勿論我々三人が尤も熟慮考  
 究したる點は、日本帝國の存続を確保するにありたり。  
 即ち第六十七條の本文に依り、帝國議會は既定の歳出は、政府の同意  
 なくして廢除又は削減すること能はざる條文是なり。  
 若し議會に於て當時の政府と衝突し、自由此の條文の歳出を廢除又は  
 削減することをせしめれば行政各部の官吏の俸給又は陸海軍の費用等  
 を支辨するの途なく、終に帝國の存続を危ふせしむるに至らん。  
 是れ第六十七條を設けたる所以なり。  
 此の點に付ては斷米の憲法に之に準ずる處理方法を尋ねること能は  
 ず。依て伊藤公は深思熟考して第七十一條を提出し、其の條文には前年  
 度の預算に依る條文を其の條文に明記せられた。  
 其の他憲法の起草の條文に付ては多少の修正はありたれども、其の條  
 文又は骨子とも言ふべき點に於ては、少しの修正もなく殆んど原案の條  
 文に通過した。

裏面白紙

欧米巡歴を命ぜらる

官頁を欧米諸國に派遣して、教育院内部の組織を始め職員規則等を調査せしむる必要を陳述した。

依て伊藤議長は内閣と協議し政府は余に欧米の派遣を命じた。

余は七月二十一日出発して欧米行の途に上つた。是より先伊藤議長は余に英譯の「憲法彙編」數十部を携帶し欧米の政治家及憲法學者の意見を徴して歸朝せよと命ぜられた。

八月四日桑港に着し、同六日南市を去し同十四日紐育市に到着同

信に滞在せらるるをきき、晩食後直ちに山本大臣に面會し、憲法彙編を終り、本邦政界の實況を報告し、歸朝すること午後八時半より午

前二時に到る。八月十七日余は紐育を去し同十八日「メイン」州の避暑地「バ

裏面白紙

ハロウ」に赴き「ハーバード」大學校長「エリオット」其の他の舊友を  
 訪問中米領事官「ブレイン」も聖書の爲め其別荘にありしが、書を  
 寄せて余に面會を求めらる  
 依て岡氏に會見したるに日本憲法に關し左の意見を陳述せられた。  
 予は先般日本政府より英領の日本憲法を受領せしも、公務終忙の爲に  
 未だ一讀するの暇なく故に其の條項に付ては意見を述べること能はず故  
 に余が四十年前米領の政治の條に付き得たる無量に依り憲法の事を談  
 し、先づ左の四條の大問題に付き貴國の政府は如何なる主義を採用せら  
 れしか、貴下の答辯を請はんぞす

166

7

裏面白紙



是に於て余は右の同意に對して、日本政府は第一より第四に至るまで悉く同氏の意見の如く前定したりと説明したれば、同氏は手を拍つて賞讃せり。

依て余は此の意見を書面に認め伊藤議長に郵送した。

夫より米國を出發し、英佛兩島に至りたれども着中休庵の意を知名の人々は各地に避暑中なれば、直に伯林に赴く、到着の後急に伊藤公より托せられたる英譯の憲法表解及び福介狀を携へて「グナイスト」博士を訪ひたるに、自分は憲法表解は日本憲法を熟讀して意見を送ふること能はず、と返べられたり。

宜しく辭養ありたしと懇ろに送べて別れたり。

十月二十六日「ケツチンゲン」大學教授「イヤリング」氏と面會す。

裏面白紙

イヤリング博士曰く

政府より議會に出席して議案を説明するは、大臣の職掌の一たり。然れども議場は演説を主とするものにして大臣悉く雄辯家にあらずるなり。故に議會に於て演説する爲に主務省の事務を整理せざる大臣を内閣に置くこと必要なり、是れ英國にある「ミニスター、ウイサウト、ポイトフォリョー」へ無省務大臣と云ふ。此の大臣は演説に巧みにして能く議員と交際し、政府の議案を維持通過するの技倆を有するものたるべし。又

宗教と政治とは理論上分離したる如くなれども、實際に於ては宗教の勢力頗る強大なり。多数の人民は寧ろ宗教上の感覺にて左右せらるゝものなり、故に各宗門の高僧及び神官の高位にある者を勅選議員とするは政略の一斑なり。依之多数の人民を政府の味方に引入れ政治上にても非常の好結果を生ずるならん。

裏面白紙

それより埃面に送く。  
 スタイン氏を訪れたるに、博士は、憲法改正の歴史添附なきを嘆じ、  
 又日本に未だ精確なる歴史の編纂なきを嘆じ、日本歴史又簡草の様に  
 する必要ありんと感ふ。

裏面白紙

余等は之にイタリー及びフランスを誘へり。其の  
 佛國を誘して英艦に赴く。是れ明治二十三年一月三十日なり。檢査に  
 到るの後、直ちに外務次官「サンダソン」氏に面會し、前項より請來した  
 る旨を告げ、且つ英海軍の副度取調の事に付き協賛せり。同氏は已に  
 去年九月英海軍在中余が取調事務に盡力せんことを請せられたる人な  
 り。直ちに余が英海軍の事を總理大臣兼外務大臣「ソールスバリー」侯爵反  
 び上下兩院議長並に海軍官長に通知せられたり。  
 其の餘余は「サンダソン」氏の紹介狀を以て下院の書記官長「パール  
 グレーブ」氏に面會す。又上院の書記官長「グラハム」氏にも面會す。

オン・ブレイフエヤー」氏及び前外務次官「ゼイムス・ブライース」氏、  
 大法官「コウリチー」氏、その外、朝野の名士に面會したり。これらの諸氏と  
 して、英中各々往來し、人とも余が取調の事に對して是る助力せられたり。  
 是れより先き二月十一日の朝會の議程式に於て、其の報告を以て、由  
 して請求し置きたるに依り、英海軍より其の報告を以て、由  
 日中橋、木内兩氏及び當日朝會より來したる太田、齋藤の二人を伴ひ、  
 開院式に参列して其の形況を視覽す。

又前海軍大臣「サー・ライ

裏面白紙



夫れより下野を記し、其の船程に依り其の官邸に於て下野の事評言一同と  
 午食を喫し日本軍の將來に付互に其の機を辨て時評せり。  
 下野の勲長「ビール」氏は余に對し「中野の事余を與へ、且つ余の  
 尹めに外資の爲に勲長の前列に榮に一身を懸け何事たりとも其の  
 入して傍聴するの事、其の又其の日に、遂に其の各派の事其は  
 員同に在り余か成程に其をせしめられたり。蓋し此の事其の或るや從來  
 れに外國人に附與せられたることなりと評ふ。其の對に其の來由に  
 付ては其の記言長は  
 日本憲法政治の將來に重大なる關係を有するがためなりとせり。

こゝに於いて余は其日下院に赴き議事を傍聴したり。しかして余が傍  
 聴するに於けるを見るや其の記言長は其の事の中にも其の機を辨れて余が傍  
 聴するに其の機を辨る手続等を説き及、又之に對する其の事其の機を辨  
 與し、以て議堂上の便宜を察せられたり。蓋し其の日の事其の機を辨  
 めれば其の事其の機を辨るより十二時迄の同官邸に來れば其の機を辨るに  
 其の機を辨る言はれたり。余は毎日午後三時議堂に赴き余の尹めに附けら  
 れたる傍聴席に落き、七時半の休會まで待たし、夫れより其の會の食堂に

裏面白紙

入り議員と共に夕食を喫し、再び傍聴せしこと殆んど一週間、漸く如く毎日傍聴して議院規則の實地の運用を解し得たり。其の後は車變なる議事ある時に限り書記官長の通知を待つて傍聴すること、なしたり。

二月二十八日「オックスフォード」大學教頭「リー、ウイリアム・アンソン」氏及び同大學教授「ダイヤー」氏、同「ホランド」氏等の招待を受け「オックスフォード」大學に招かれ、演説をなし又其の文は「アンソン」氏の私宅に於て、議院の要領を受く。

25

食後之等の被授より日本に於ける憲法政治の沿革等に關する質問を受けたるに依り明治維新以後憲法發布までの沿革を略述し給ふと一時問餘説明せり。

三月二日英國の領事「スペンリー」氏を「リービント、パーカー」の寓居に訪ひ余が氏の進化論を研究しをること憲法起草の事業に參與

裏面白紙

したる際 貴説の進化論を採用せり。  
我が日本國の歴史と現今人民の進化の程度とを根本とし傍ら外國の  
法律等を参考として専ら我が國の國體より驗究して現今の國情及び  
民衆に適當なる法律を作りたり。  
殊に憲法起草の時は全く此の方向に依り調査し大に裨益する所ありたり<sup>24</sup>

裏面白紙

と。語未だ了らざるに「スベンサー」氏は荷子を置れしを推め、喜巴を導いて曰く、其の意見たるや獨り貴下のみならず、米野の紳士及び英野の政治家より、余に通知し、余が進化論の著述を譯せられたることあり。然るに今又天誼の日本國に在りて、余の著述より一の意見を余に囑せられたるは、余の名譽にして、深く感得する所なりと。於是余は日本憲法條約の英譯を同氏に呈へて、其の大體を曉諭し、其の條文及び其の條の條を披覽せらるゝならば、余は此の言の誤らざることを確認するに足らんと。其の條は、日本の憲法を以て、其の條に照つて曰く、日本憲法及び之に附屬する法律にして日本の歴史及び習慣と同一の精神及び性質を有するにあらざれば、其の條及び附屬の法律を適用すること能はざらざるに非らん。

五月十三日「ポスト」市を著し、英野に送き五月二十三日香港に送り六月六日香港に送り、市に東京

小田原に轉居せられたるは、市中に面會し、其の條の條に照する批評を詳しく述べたれば、伊公は終始等々を續けて、其の條が余の著述了るや、伊公は「實に悦ばしい」と言はれた。

裏面白紙

文書ノ成立ニ關スル證明書

(四號)

本會ニ添付セラレタル日本語ニテ書カレ三九五頁ヨリ成ル伯爵金子  
松太郎著憲法制定ト欽米人ノ評論ト題スル昭和十二年十一月十八日  
發行ノ書籍ハ亡父伯爵金子松太郎ノ著作シ財團法ハ日本青年館ヲシ  
テ發行セシメタル書籍ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年十二月四日 於 東京

金子 武 藏

右署名等ハ目分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人 任 野 藏 次郎

裏面白紙

122

東京に開算事務所

亞米利加合衆國 其信

費

本 貞 夫 其信

22-3-4 (4)  
アメリカ合衆國  
(一級支店)

供 送 費

供 送 者 詞 田 忠 彦

自分爲親類ニ於テ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ電報ヲ爲シカ  
上 次ノ如ク供 送 費 シマヌ

117 ICC 1 652

20

標 本 館 蔵 書 録 所

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

對

荒 木 貞 夫 其 他

宣 誓 供 進 書

供 進 者 岡 田 忠 彦

1

自 分 機 體 價 値 於 是 行 ハ ル ル 方 式 二 從 ト 先 ツ 宣 誓 ヲ 爲 シ タ ル  
上 次 ノ 如 ク 供 進 列 シ マ ス

217 100 11 652

44

42

裏 面 白 紙

日本憲政ノ運用ニ就テ

- 一、私ハ會ヲ供述書ヲ出シマシタリ。大正十三年ヨリ昭和二十一年ノ總選  
舉マデ衆議院議員ニ在職シ其ノ間昭和十一年二月ヨリ同二十年四月迄  
衆議院議長アリマシタリ。同年四月鈴木内閣ノ厚生大臣ニ就任シ同年  
八月十五日迄在職致シマシタリ。
- 二、明治二十二年(一八八九)年ニ制定ノ我國ノ憲法ハ法律及豫算ノ成立ニ  
ハ議會ノ同意ヲ得ルニトシテ條件トシタリ。カ内閣ハイギリスニ流ニ議會人乃  
至政黨員ヲ構成スルノカ又ハ米國流ニ行政府ト立法府トハ其ノ職域ヲ  
全然區別スベキデアルカハ定メテオカツタノデアリマス。
- 三、當初ハ學口行政府ト議會トノ間ニ争カアリマシタリ。カ内閣ノ形體ハ橋本  
晋次内閣主義アリマシタリ。明治三十一年(一八九八)年頃カラ政黨内  
閣主義ガ主張セラレ或ル形デコレガ行ハレルヤウニナリマシタリ。政  
黨内閣ガ稍完全ノ形體ヲトツタノハ大正七年(一九一八)年ノ政友會  
ノ原内閣ノ時カラデ此ノ政治慣習ハ昭和七年(一九三二)年ノ五月迄續  
キマシタリ。

MF 100 11 652



同 一九三二年ノ臺灣内閣カラ太平洋戦争ノ初ノマデノ各内閣ハ政黨内閣  
 デハオカツタガ此間各内閣ハ政黨ニ對シ其ノ黨員ノ参加ヲ求メ政黨ハ  
 内閣ノ基本政策ニ同意シタル場合ニハ常に有力ナル黨員ヲ崇ツタノテ  
 アリマス 例ヘハ齋藤内閣ヘノ高橋是清(前政友會總裁)、岡田内閣ヘ  
 ノ町田忠次(後ニ民政黨總裁)ノ如キデアリマス 此間議會ハ全然  
 無視セラレ且ツ無力デアツタカトイフニ必スシモサウデハナク憲法ノ  
 規定通り法律預算ノ審議ヲ致シマシタ種々不成立ノ場合ニハ前年度ノ  
 豫算ヲ使ト得ルノ規定ハアルカ實際ニハソレデハ行政ガ出来マセヌ、  
 又此ノ道ヲ取ツタ例モアリマセヌ豫算不成立ノ形勢アル場合ニハ議會  
 ヲ解散スルカ内閣ハ總辭職スルカノ道ヲ取リマシタ。現ニ此間ニ存在  
 シテ居リマシタ林内閣阿部内閣ハ議會ノ反抗ノ爲メニ辭職スルノ止ム  
 ナキニ至ツタ居リマス。  
 此ノ十年間ノ内閣ハ齋藤(昭和七年)、岡田(昭和九年)、廣田(昭和十  
 一年)、林(昭和十二年)、近衛(昭和十二年)、平沼(昭和十四年)、阿部  
 (昭和十五年)、米内(昭和十五年)、近衛二次(昭和十五年)、近衛三次

3

43

1434 100 7 652

裏面白紙

（昭和十六年）東條（昭和十六年）ノ十一内閣キアルガ此ノ中デ陸軍將  
 官デ總監大臣ト成ツカノハ東條ヲ除テハ林、阿部ノ二人ニ過ギヌ而モ此  
 兩人ハ現役將官デアリマセウダ陸軍軍人が此ノ閣ノ政務ヲ専ラ左右シ  
 タトイフコトハ實際ト相違シテ居リマス

五 釋義トイフ實義ハ明治時代ニハ使用サレマシタコレハ徳川幕府ヲ倒シタ  
 雄藩勢力ノ存存デアリマス田中義一大將ガ昭和二年總理大臣ニナリタコ  
 トガアルガ此ノ時ハ閣大將ハ緊ヨリ當時現役デハナク政友會總務トシテ  
 ノ職務デ首相ノ任ニ就キ政友會ノ政策ヲ行フタモノデコレガ眞實ノ頭目  
 ト見ルノハ非常ニ困難デアリマス。

六 昭和十五年（一九四〇年）政友、民政ノ兩黨初ノ徳ノ政黨ハ一旦解消ス  
 ルニ付政黨側ノ意思ハ從來ノ行掛リヲ捨テ新クナル政治力ヲ糖集スルタ  
 ノデアリマシタ。此ノ時之ト時ヲ同シウシテ近衛公首唱ノ新体制運動ヲ  
 ルモノガ起リ之ト合流シタルガタノ大政翼賛會ナルモノガ出来マシタ  
 大政翼賛會ハ政黨デアリマセン日本全國民ガ其ノ會員タルベシトノ建前  
 デアツテ學口行政ノ補助機關ト云フ性質ニ推移シマシタソレ故議會側ニ

124 1010 并 652

眞 實 白 書

於テハ之ニ反對シ昭和十七年縣會黨ノ勢力ヲ再結集シテ獨賢政治會ガ創  
 立サレタノデアリマス 本供述者ハ此ノ獨賢政治會ノ會員ノ一人デアリ  
 マシタ 縣會人ハ獨賢政治會ヲ通シテ憲法ニ規定シテアル法律案豫算案ニ  
 對シ獨自ノ見識ニ依リ議決權ヲ行使シタノデアリマシテ他ノ勢力ニ依リ  
 此ノ權限ヲ停止シ又ハ制限サレタノウチ事實ハアリマセン昭和十九年七  
 月ニ東條内閣ノ倒レタノハ縣會ノ反對ニ依ツタノデアリマス

以上

昭和二十二年二月九日 於東京

田 忠 彦

5

右ハ自分ノ面前ニ於テ署名捺印セラレタルモノナルコトヲ證明シマス

同日 於 同所

淺 光 野 敏

45

REF ID: A 658

裏面白紙

宣 誓 書

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事モ隠秘セズ又何事ヲモ附加  
セザルコトヲ誓フ

岡 田 忠 彦

LIB DOC # 652

46

裏面白紙

W

文書六二六號 A 12

東京 英 皇 臥 倒 調 査 一 九 四 六 年 二 月 一 日 五 頁

問  
答

「あなたは陸軍の見解を内閣に押しつけられましたか」

スティーブソン  
加藤 寛治  
(改定稿)

軍艦の調印に關し非常に熱論が展開されました。  
に於て陸軍の見解をわざと押し付けたり云ふことは  
が勿論参謀總長は外務大臣並に陸軍大臣にいつも  
へて居りました。當時内閣官議下が参謀總長であ  
られました。二次的に重要性をもつ事は参謀次長より外務大臣若  
くは外務次官に傳達されて居りました。

EXH A 2347

11.11.00 628 A-2

W

文 書 六 二 六 號 A 一 二

東 洋 英 報 同 報 一 九 四 六 年 二 月 一 日 九 頁

問  
答

「あなたは陸軍の見解を内閣に押しつけましたか」

「閣議に於ては三國條約の調印に關し非常な熱論が展開されました。然し閣議そのものに於て陸軍の見解をひどく押しつけたと云ふことは思出しません。だが勿論参謀總長は外務大臣並に總理大臣にいつも同じ意見に同意を與へて居りました。當時兩院宮殿下が参謀總長でありました。二次的に意見をもち参謀總長より外務大臣若しくは外務次官に傳へられて居りました。」

EXH A 2347

山 本 洋 子 館 628 4 1-2

裏面白紙

東條英樹尋問の抜萃

一九四六年二月六日

22-2-6(2)  
40(2)及び27(2)  
(一)及び(二)

御前會議には齋藤の閣議如何によつて重要な箇所相も  
ました。軍令の権限に亘る場合には陸軍参謀総長、海  
それに逓信院総長も又之に出席しました。

EXH#2348  
DOCUMENT

- 問 一年の間に何回此の御前會議が行はれましたか。
- 答 該年間は一回もありませんでした。重要事項が決定せねばならぬ年に何回として二、三回ありました。
- 問 憲法又は法律の中に御前會議の模様となる規定がありましたか。
- 答 ありません。
- 問 それではそれは憲例にすぎないのですか。
- 答 ざりです。何か重要事項を決定せねばならぬ時です。  
しかしながら御前會議は御前會議そのものとしては何の責任もありませんでした。その會議に列席した参謀総長、軍令部長、内閣

72

EXH#2348  
シムエロウ 626A-5

辯護士警備 第六百貳拾六號 A I 5

東條英樹尋問の抜萃

一九四六年二月六日

五頁―六頁

答 さりです。御前會議には野田の閣議如何によつて重要な閣務相も之に出席しました。軍令の権限に及る場合には陸軍參謀總長、海軍々令部長、それに逓信院院長も又之に出席しました。

問 一年の間に何回位此の御前會議が行はれましたか。

答 該年間は一回もありませんでした。重要事項が決定せねばならぬ年には時として二、三回ありました。

問 憲法又は法律の中に御前會議の根拠となる規定がありましたか。

答 ありません

問 それではそれは慣例にすぎないのですか。

答 さりです。何か重要事項を決定せねばならぬ時です。しかしながら御前會議は御前會議そのものとしては何の責任もありませんでした。その會議に列席した參謀總長、軍令部長、内閣

1

48

裏面白紙



諸大臣、福審院議長が統帥の長、閣僚、樞密院議長たるその資格に於て責任があつたのでありまして、御前會議出席者の資格に於ては責任はありませんでした。

問 この様な儀例などの位永くつゞいて居つたのですか。

答 ずつと昔に遡つて日露戦争の頃からだと思ひます。この會議は責任ある地位を有つた個々の人達が意見の交換を行ふ爲の會合でありました。

問 誰が此等の御前會議を召集したのか。

答 御前會議は參謀總長又は軍令部長、若くは總理大臣、又は眞實なる事項については他のいづれかの國務大臣から、天皇にその召集を乞願ひすることが出来ました。御前會議には理論上は議長は居りませんでした。事實上は總理大臣が議長の役目を演じました。勿論御前會議では附帯事項は公式には決定されませんでした。自撰の意、その事項は再び閣議で採り上げられ、そこで公式の行爲が爲されたのです。天皇は會議に出席されましたが、公式には賞罰もせず、召集もせず又深るべき行動をも命令しませんでした。

2

49

横 面 白 紙

22-9-30  
(25) 前入

Doc Don # 2273 Esh NO

精  
一  
部

昭和十二年 本戸侯爵記 (檢察文書第一六三二號) より抜萃

一月二十二日(金)晴

昨日衆議院ニ於ケル濱田議員ノ演説ニ端ヲ發シ寺内大臣トノ同ニ應酬  
アリ遂ニ程度ニ空氣ハ惡化シテ昨夜二日同ノ符合ヲ仰出サレルニ至レ  
リ

挿入不明(清瀬)

143

裏面白紙

第 五 九 八 号 (花)

日本政府に就て  
その最近の動向

チャールズ、ビー、フアーズ  
東洋事情に関する助教員  
アイ、ビー、アール 研究員  
太平洋問題研究員  
国際事務局  
印刷所 東京イースト五十二番街二二九  
一九四〇年出版

1

22

22-3-6(2)  
年表別に改訂版  
(一冊又四冊)

農部及行政部

DLF LUC in 5J8 (1)

是等のうちで最も成功したものは選挙法の改正である。男子の普通選挙  
法は一九二五年に與へられた婦人の選挙権も今次の戦争中事務方面でも  
工場関係でも婦人の採用が増加したので與へられる機運が促進されつゝ  
ある識ではあるが尚依然として前途選挙の隘がある。斯識を以て選挙制  
擴張の問題は最近十年間は國家の主要問題としては取上げられなかつた

51

22

1  
侍従室 第五九八 (老)

日本政府に就て  
その最近の動向

チャールズ、ビー、フアーズ  
東洋事情に関する助教委員  
アイ、ビー、アール 研究機関  
太平洋問題研究所  
国際事務局  
印刷所 総務イースト五十二番街一二九  
一九四〇年出版

1

立法部及行政部

是時のうちで最も成功したものは選挙法の改正である。男子の普通選挙  
権は一九二五年に與へられた婦人の選挙権も今次の戦争中事務方面でも  
工場関係でも婦人の採用が増加したので與へられる繰返が促進されつゝ  
ある程ではあるが尙依然として前進差遣の慮がある。斯様な中で選挙権  
擴張の問題は最近十年間は國家の主要問題としては取上げられなかつた

DLF DOC # 598 (1)

51

横田 田 田 田

一九三四年の選挙法改正は選挙権の擴張ではなくて賄賂防止及び選挙費制限に依る少政黨及び無産階級の代表を容易ならしむる爲めの試案であつた。一時政府は単記比例代表制採用の氣配を示したのであつたが議會の反對に阻まれ単記大選區制の採用を以て妥協したのであつた。此の制度は各派の完全なる比例代表を實現する事は出来なかつたが然し如何なる團體にもそれが興へられた自己の選挙區に於ける投票数の五分の一を候補し得、並びに夫々地盤に相應した候補者の決め得るとき統一と良識とを有するかぎり議會に代表を送ることを保障した。加ふるに新法は選挙費(選挙區及選挙運動組織の大小により敬々相違はある)一候補者に對し約一万圓迄と選挙運動の大小とを根本的に制限し、各候補者の資格及政見に関する説明書を自己の選挙區に於ける各選挙人へ郵便局經由無料配布する事を規定すると此以上の郵便に依る選挙運動を禁示する。選挙資金の不正使途に對する刑罰を大いに増加してゐる比例代表の限度を規定し又選挙運動に於ける富の利益を削減することによりて、改正選挙法は議會に於ける無産及中立小政黨議員数が増加したるに對し第一に責任があつた若し亞米利加の選挙法が同じ様に少政黨

2

62

に有利であつたならば多分今頃國會には社會黨及共産黨が兩年ら席を占めて居る筈だらう、近頃の政府は亦徒黨的變遷の選挙干渉を中絶し更に野黨を養育し、而して参院權を有する人々に対する投票者の比率を増加する可く且論見された選挙改革並びに教育に關し國民運動を熱心した。野黨は政黨の努力を直接に厭嫌しない。實際には見方によれば野黨政黨には増加せる利益を誘致して居る。河故なら夫れは政黨の組織運動が其性質上一黨的であつて單なる一候補者を援助する物に等し仕向けられて居ない限り選挙運動には何等の制限を加へて居ないからである。是は伊太利、獨逸又は蘇聯に於けるが如く單一政黨の樹立を求めら幾多の要請に對し余だ警つて益的に屈服しなかつた近頃の政府の政策をよく表はしてあるものである。此の如き單一政黨は一九三一年安部により、一九三三年松岡により、一九三八年荒山清及その一派により而して一九三七年から一九三九年迄種々の機會に於て社會大衆黨及び東方會（無産黨）により唱進せられた。夫れは個々の内閣大臣により唱進して陰謀せられた。松大將は一九三七年其組織立に着手しつゝあるやに見へたが併し實施を留保した。單一政黨に對する此の如き廣汎なる要求及び滿洲に於

MLP LOC # 59a(1)

ける融和會則分「ロシアルヂア、ソサイエチー」の條例にも拘らず今日  
では此の如き組織が政府により懲罰されるでめらうと云ふ事は有りそ  
うに見えない。

REF 100 W 550(1)

4

54

裏面白紙

ALP LOC 378(1)

近衛首相及び平沼首相ハ其ニ政府側ニ政黨ヲ採擧スル如キ意向ノナイコ  
ト、却ツテ政府ハ懸念ニヨル立憲機關ノ機能ノ不可俟ノ一部トシテノ政  
黨ノ存在ヲ極メルトイフコトヲ再三聲明シタ。  
圓林院ニ於テハ最近輿論運動ガ次第ニ盛トナリ、コレハ徹底的ナ組織改  
革ヘノ陣幕トナツテキル。(註五)  
貴族院キ亦同感ナ批判ヲ受ケテキル。  
貴族院令ハ既ニ一九二五年ニ一歳改正サレタガソレニヨツテ實際ニナサ  
レタ組織改革ハ、改正案ノ立案者ニトツテ不満足ナモノデアツタ。所謂  
政黨政治時代ニ於テ衆議院ノ地位獲得開議ノ一部トシテ貴族院ヲ牽制シ  
ヨウトイフ強力ナ運動ガ存シタ。(日本國會ノ兩院ハ會衆制ノ下院ト上  
院トノゴトク、前庭ノキウニ等同等ノ立法機能及ビ議案審議機能ヲ有シ  
テキル)シカシコノ運動ハ前庭ノ論理由ニヨリ失敗ニ墮シ、一九三二年  
以テ於テハ貴族院ノ編議アタク、ソノ成員及ビ組織ヲ改革スルコトガ  
目的トナツタ。コノ目的ノタメノ主ナ發案ハ、世襲議員數ノ削減、管年  
制ノ撤廃、各縣ノ所屬多額納税議員制ノ廢止、ソレニ代ハルベキ何等カ

5

44

裏面白紙



ノ形ノ總代表制コレヲ精究ノ背景ニ、政治上ノ理由カラ通常表面ニハ  
 現レテカッタガ貴族院内ニ於テ一ツノ派閥ニ過ギナイニモ抑ラズ益院ヲ  
 牛耳ツテキル非公式ノ院内關係、即チ研究会ヲ改革シヨリトイフ動キモ  
 帝在シタ。コノ案ハ華族ニ對スル専断トイフ非議ニ應ズルコ  
 トマタ新シイ國民立法ノ態樣ニ於ケル貴族院ノ地位ヲ向上セシメ、カク  
 シテ最終ニ於ケル同院ノ重要位ヲ恢復スルコトヲ目的トスルモノデアツ  
 タ。

(註五)

見 見 イ フ オ

「一議一黨ノ政治學的批判」中央公論第五九卷

昭和十四年一月 七六一—八四頁

佐 々 弘 雄

「國民組織問題ノ檢討」

同上 三〇—四〇頁

REF LOC 538 (1)

裏面白紙

一九二五年以來ずっと貴族院の改革運動は興げられてゐる。貴族院の内  
部及び外部の猛々のグループにより改革は叫ばれたのである。近衛公は  
はじめは貴族院の一議員として後には議長としてこの改革運動を熱心に  
支持した。首相になつてから彼は貴族院の改革を彼の政綱の一大條款と  
した。改革法案を研究するたが、故弊の無い組織々の委員会が設け  
られた。然し、このやうな運動も、研究會の指導が、自己の運動に  
張して諸々用心深くはつたといふ以外、今までのところ何の進歩もあが  
てゐない。貴族院會の問題は案だに取り上げられてゐない。故弊的専改  
革を實現するものに最速の時期は、一九三九年六月の貴族院勅令改選以前  
であつた。貴族院議員の任期は七年であるから、今迄法案は延期延期と  
いふに留まらう。

斯くの如く、政府も豫備制廢絶調査委員會（一九三八年六月任命）も貴  
族院衆議院何れの獲得改革にも大して効果を擧げ得ずして、現在では、  
この代りに、國會の召集、會期、解散、閉會、開會手續を規定した議院  
法の細部的改正に注意を集中してゐる。今までのところで實現された議

一の改正といふのは、平算筆跡の期間を、貴族院衆議院何れに於いても  
従来二十一日であつたのを二十五日に延長したことである。興へられた  
範圍内に於てこの改正は、議會の政府に對する監督の實権を強化する可  
能性を持つものである。林内閣は一九三七年三月、以修議會の定期開會  
は、立派の活動を一段と増強せしめるため、適當と認められた時は、  
十二月の召集を十一月に繰り上げる願ひを述べし、と發議した。併しこの  
新案は未だ一層と進展せらるゝない。  
また、貴族院に常任委員会を設立する案が出てゐる。この委員会は議  
會の召集されてゐない時にも會合することが出来、現在立法程が斷續的  
に國家の政治に興つてゐるものをもつと組織的なものにしよといふので  
ある。この制度には政府が反對し、未だ實現されてゐない。

フアーズ氏著「日本に於ける政治」

七三―七七頁よりの抜萃

REF 210 # 598 (1)

裏面白紙

17

Def. Doc. #598 (10)

第三部

結論

合衆國大審院判事故ホームズ氏ハ合衆國ノ各州ガ社會的經濟的立法實施ノ自由ヲ相當範圍ニ許サレルコトハソノ結果トシテオコル政策ガ自分ヤ他ノ判事ニトリ不適當ニ見エ非實用的ニ見エルヨウナモノデアル場合デモ爲ニナルコトデアリ憲法ニカナツタコトデモアルトヨク云ツタモノデアアル。常職カライツテ外國政府ガ採用スル國內法案ノ評價ハイカナルモノモ少クトモコレト同程度ノ寛容ヲモツテナサレネバナラヌ。ニツノ獨立シタ政府

一九四〇年

太平洋問題調査會 國際文書課  
發行事務所、ニューヨーク東五二番街二一九番地

Handwritten notes in a box, possibly a library or archival stamp.

日本の政体

最近ノ傾向

東洋問題助教

チャールズ、ビー、フラス

高橋

日本の政体  
範圍及運用ノ最近ノ傾向

東洋問題助教  
チャールズ、ビー、フラス

I、P、R、調査叢書

太平洋問題調査會 國際文書課

發行事務所、ニューヨーク東五二番街二一九番地

一九四〇年

第三部

結論

Def. Doc. #598 (10)

合衆國大審院判事故ホームズ氏ハ合衆國ノ各州ガ社會的經濟的立法實施ノ自由ヲ相當範圍ニ許サレルコトハソノ結果トシテオコル政策ガ自分ヤ他ノ判事ニトリ不適當ニ見エ非實用的ニ見エルヨウナモノデアル場合デモ爲ニナルコトデアリ憲法ニカナツタコトデモアルトヨク云ツタモノデアアル。常設カライツテ外國政府ガ採用スル國內法案ノ評價ハイカナルモノモ少クトモコレト同程度ノ寛容ヲモツテナサレネバナラヌ。二ツノ獨立シタ政府

ガ機軸及運用ノ上ニ全ク同一デアルコトハ考ヘラレナイ、日本ニハ西洋ノ觀察者ヲ迷ハセルニ充分ナ多クノ特質ガアル、シカシコレノ特質ガ理解サレタ時ニハ日本ノ政治家達ハ國內政策ニオイテ西洋ノ指導者達ガ自分ノ國民ノ爲ニ得ントスルモノト同様ナモノヲ求メ又合衆國、英國、フランスソノ他西洋諸國デトラレタト同ジ道ニ沿ツテ日本ノ政治家ガコノ追求ヲ爲シテキル事ガ明白ニナルソノ選バレタ道ヲ左右スル要素ハソノ性質ニオイテ地方的ナモノデナク世界的ナモノナデアアル。コレハ一九三七年ノ蘆溝橋事件ヤ一九三一年ノ滿洲事變ノズツト前カラ明ラカデアツタ。

デアルカラ大陸進出トイフコトハ經濟統制ノ第一原因デハナカツタコトハ明瞭デアアル。戰爭狀態ニヨリ新シク趨勢ガ出來タリ急激ナ方向轉換等ガ行ハレタリシタノデナクコノタメニ今マデノ趨勢ニ拍車ヲカケ調節ヲサレタノミデアアル。政黨内閣ノ失敗モ原因デアルトイフヨリムシロ結果デアアル、何故ナラバ政黨支配ノ最盛時代ニ多クノ主要ナ經濟統制ガ行ハレタノデアルカラ日本ノ外交政策ヲ分析スルタメノ研究ハ少シモナサレテキナイガ嚴密ニ國內ノミノ政治傾向ヲ注意深ク検討シテモ日本ノ政策

ノ一般的ナ原因トシテ「軍國主義」又ハ「全体主義」ヲ平易ニ説明スル役ニハ立タヌ、コノヨウナ非難ガイヤシクモ證據立テラルベキモノナラバ何カ他ノモノニソノ正當デアルコトヲ證明スルモノヲ見出サネバナラヌ、ソノ一方ニオイテハモツト眞實ナ經濟統制ニ向ツテキル世界ノ趨勢ハ資源動員ニ重點ヲオクコトニヨリ國內及國防問題ニ當ツテキル日本ノ指導者ヲシテ滿洲及中國トノ關係ノ重要性ヲ増スモノノ如ク思込マセ現在ノ戰爭ノ根源トナツタ情勢ヲモタラスノニ與ツタノデアアル、モシコレガ事實ナラ日本經濟ニ對スル議論ニヨリ以上ノ慎重ナ研究ガナサルベキデアアル。

偶然的要素ノ普遍性ト持續性ニヨリ政府ノ經濟及個人ノ問題ニ對スル統制ハマスマス増加シテ行クデアラウ。日本ニオイテ合衆國ヨリモ早く變化ガオコルトハ期待サレル理由ガナイ、中國ニオケル戰爭ノ中止ト力國際情勢ノ修正ガナサレバソノ結果或種ノ統制法ノ緩和ガ行ハレルデアラウガ主要政策ニハ多分影響ハ少ナイデアラウ。經濟統制ノ傾向ヲ逆轉サセルヨウナ革命ヲサヘ考ヘルコトハ難シイ、ソノ反對ニソノヨウナ激變ハ一時的ニシテモ個人ノ言動ノ自由ヲナホ削減スル結果トナルデアラ

ツカ石カ長問テアル。

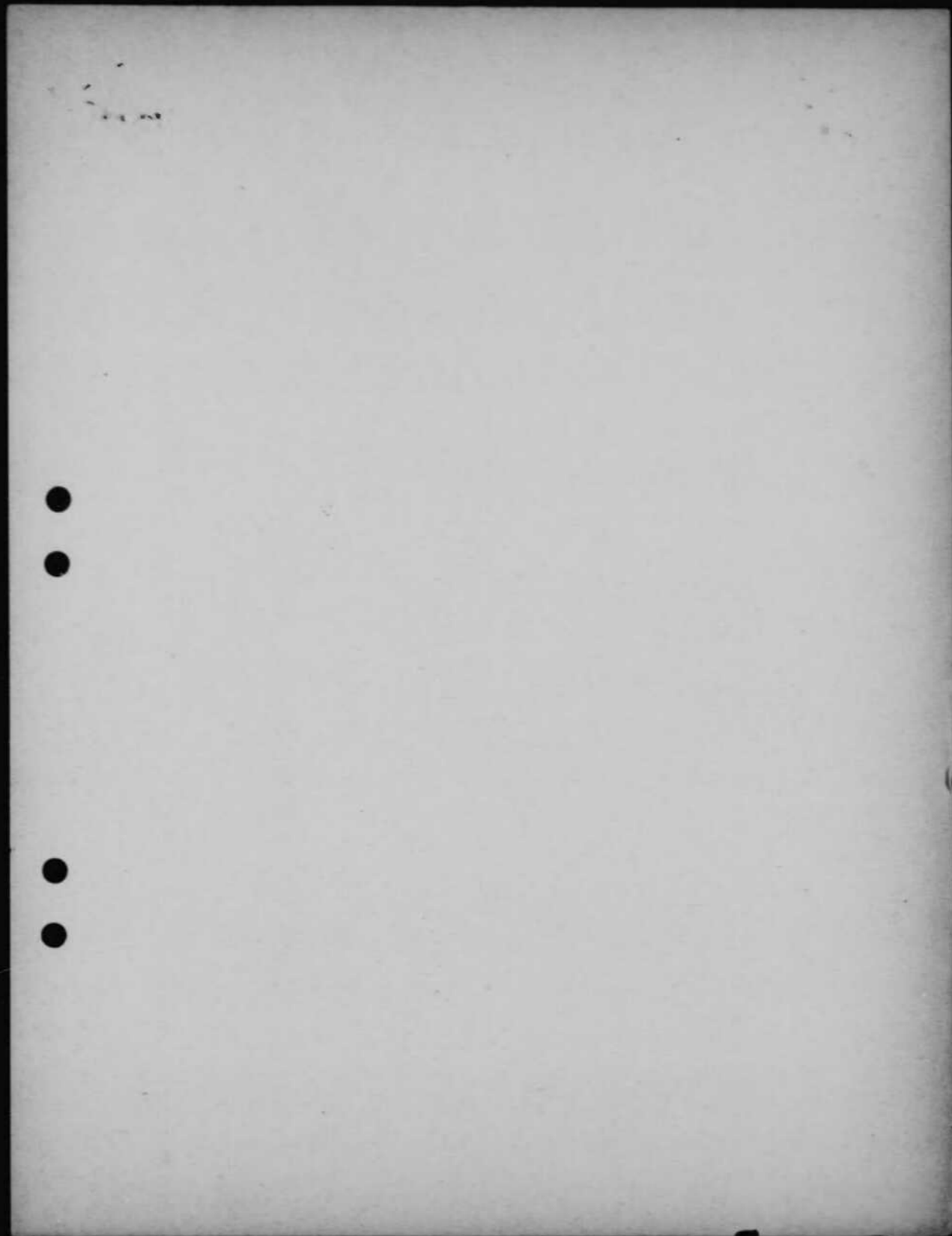
フアス著 「日本ノ政体」ヨリノ抜萃

八八頁及八九頁

ウ。

憲東ニオケル終結局平和確立ヲ問題ニオイテコレヲノ結晶ハ來ルベキ極東ニ於ケル平和ノ安定ニ如何ナル指示ヲ與ヘルデアラウカ？先ヅ第一ニ日本ヲ含ム解決ヲ考慮スル上ニ於テ現在ノ日本政府ガ日本國民ノ正統ナ信用ノアル政府デアリ能力、愛國心及社會的先見ナドニツイテハ日本ノ指導者達ハ太平洋ニ關心ヲ有スル他ノ諸國ノ政治家ヨリモ非常ニ秀レテキルワケデモナケレバヒドク劣ツテモキナイトイフ假定ニ基ヅカナイモノデアッタナラバソレハ恐ラク正當ナ説トハ思ハレナイデアラウ

コノ基準ハ日本政府トソノ指導者ハ普通テナイトイフ假定ニヨルコトナシニ影響ノ大キイ誤リヲ説明スル余裕ヲ充分強シテキル、第二ニ平和交渉又ハ或國トノ經濟協定ヲ妨ゲル日本國內ノ勢力ノアル特殊ノ邪魔物ハ他ノ諸國ニオイテモ非常ニ類似シテキルノデアルカラ理解セントスル氣持サヘアル者ニハ容易ニ理解サレルハズテアル。最後ニ政治的ニシロ、經濟的ニシロ、交渉ノ場合ニハ日本政府及國民ノ經濟問題ヲ計登シ支配スルトイフ明白ナ決心ヲ無視シテハ危険デアル無干涉主義ノ前提ハ恐ラク太平洋ニオケルニ邊又ハ多邊的平和ノ問題ノ健全ナ分析ノタメニ役立





高橋

極東國際軍事裁判

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

アイズは正式に宣誓を爲したる上次の如く宣誓供述  
二十二日ニューヨーク州ブルックリン市に生れた、  
ハイスクールの卒業後、イリノイズ。エヴァンストンのノースウエスター  
ン大學に入。一九二九年にバチエラー。オヴ。サイエンスの學位をえて  
同校を卒業した。次に大學専攻科にて研學し一九三一年にマスター。オヴ  
アイツの學位を受けた。そして一九三三年にドクター。オヴ。フィロソフ  
イ學位を受けた。大學主として私は歴史を専攻して私の卒業研究は政治學  
の部門であつた。

Def. Doc. #1905

一九三〇年私は日本語及近世日本政治史と制度の研究を始めた。これより

高橋

極東國際軍事裁判

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

チャールズ・ビー・フアーズは正式に宣誓を爲したる上次の如く宣誓供述する

Def. Doc. #1905

私は一九〇六年九月二十二日ニューヨーク州ブルックリン市に生れた、ハイスクールの卒業後私はイリノイズ。エヴァンストンのノースウエスターン大学に入了一九二九年にバチエラー。オヴ。サイエンスの學位をえて同校を卒業した。次に大學専攻科にて研學し一九三一年にマスター。オヴ。アーツの學位を受けた。そして一九三三年にドクター。オヴ。フィロソフィ學位を受けた。大學として私は歴史を専攻して私の卒業研究は政治學の部門であつた。一九三〇年私は日本語及近世日本政治史と制度の研究を始めた。これより

先き一九二九—一九三〇年間に私は獨逸ベルリンのベルリン大學で政治史を研究した。

一九三三年に私は私の博士論文「日本貴族院」を書いた。私は以前に博士號獲得のため印度政治に於ける聯邦組織の問題の研究を書いた。一九三三—三四年間に私は佛國パリの國立現代東洋語學校で日本語と研究した。一九三四—三五年間に私は前述の如き極東に關連する私の研究其他關係事項の研究を始めた。日本國京都にて私は京都帝國大學文學部に大學院學生として入學を許可された。一九三五—三六年間に私は日本國東京、東京帝國大學法學部に於て大學生であつた。

一九三六年に私はカリフォルニア。クレアモントのボモニア大學及クレアモント大學で東洋事情研究の教師に任命された。私は一九三九年に同兩大學の東洋事情研究の助教役に昇進した。そして「日本の政治」といふ書籍を著した時私はその位置にあつた。

一九四〇年太平洋問題研究所により出版された「日本の政治」その範圍と作用の最近の傾向」といふ書籍は太平洋問題研究所の國際研究委員の招聘に應じ書いたのであつた。太平洋問題研究所は個人の自發的團體であつて

直接にも間接にも官立の任務は持たないで極東に關する事項の研究及その多量により我々の報告を提議することになり、私は極東に關する原稿を同研究所が登載出来るよう登壇のためにもまた合衆國の數名の學者のうちの一人であつた。同書は一九三九年の夏—一九四〇年春との間にカリフォルニア。クレアモントで著した、そして前述の如く極東事情に關する私の基礎的研究と、クレアモント大學圖書館に在る日本語及歐洲語の出版物より得られる資料に基づいて著した。同書は合衆國內に於て當時参照することが出来る近世日本に關する最良文獻の蒐集の一つを所有していたのである。私は全力を發揮して「日本の政治」といふ書籍に於て事實を正確に表現的に叙述し又その意義を公平に解釋し、その首題事項については全然私の個人的研究を發表した。

私は同書のうち一九四〇年十一月號のアメリカ政治科學評論で發表した「日本貴族院に於ける階級的集團」といふ論文をも加えた。

私は更にニューヨーク州ニューヨーク市ロックスレー財團の人文科の副理事である。

左記 署名の面前にて

(署名) チャイルズ、ビー。フアーズ

(署名) マイケル。レヴィン

(署名) エスター。ニル。ホードリ

一九四七年七月十一日 日本国支那部に於て私の面前にて左記署名の上  
に署名を受く

東京府法務局  
書記官  
バーナード。オウ。ハーガドン

22.3.6

5  
(11)

Def. Doc. 2263

Ex. No.

自分等我口ニ行ハレル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ添リ宣言ヲ爲シタル  
上ノ如ク供送致シマス

宣  
言  
書  
供  
送  
者  
細  
川  
貞

荒  
木  
貞  
夫  
其  
他

對

極  
東  
口  
際  
軍  
事  
裁  
判  
所  
亞  
米  
利  
加  
合  
衆  
國  
其  
他

裏  
面  
白  
紙

Def. Doc. #2363

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ諱秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣  
誓  
書

(署名捺印)  
細  
川  
壽  
貞

裏面白紙

私、細川静貞の宣旨ノ上左ノ通り陳述致シマス。

一、私ハ三十六歳デ一九三六年（昭和十一年）近衛文磨公夫妻ノ女温子ト結婚シマシタ。ソレデ近衛公トハ當然婿トシテ度々會談シマシタ。

近衛公ト木戸侯ト私トノ公的関係ハ私ガ一九四〇年（昭和十五年）七月二十三日第二次近衛内閣ノ總理大臣秘書官ニ就任シマシタカラ引續キ第三次近衛内閣ヲ任テ一九四〇年（昭和十五年）十月十六日退官スル迄ヲ第一期トシテ居リマス。

又其後戦争中ハ他ノ職務ヲハツキナガラモ近衛公ノ私設秘書トシテ行動ヲ共ニシテ居マシタガ、終戦ト同時ニ一九四五年（昭和二十年）八月十六日成立シタ東京憲兵隊内閣ノ口頭大臣デアツタ近衛公ノ秘書官トナリ同内閣ノ桂冠ト共ニ退官シマシタ。

私的関係ハ父侯爵細川静立ト近衛公、木戸侯及ビ原田男トノ交友ヲ始ツテ居マス。從ツテ私ハ幼少ノ頃カラ此三人ニ對目ニ掛レ機會ヲ多ク持ツタノデス。

二、併シ一九三二年（昭和七年）ノ五・一五事件以後私ハ政治ニ興味ヲ持テ始メ近衛公、木戸侯、原田男ガ議論サレテ居ルノヲ聞キマシタ。當時之等ノ事件ノ後ヲ受ケテ漸ク軍部（陸軍）ガ横暴ヲ逞シクセントスル頃デアリ

裏面白紙

マツシタカラ、軍ノ横暴ヲ討スル奮慨、如何ニシテ隨軍ノ横暴ヲ押ヘル可キ  
カ、殊ニ隨軍ガ取争ヲ起シテ内ノ革新ヲ強行セント試ミツ、アルトエ  
討スル批難ヲ此ノ三人ノ方ノ夫々カラ而モ度々伺ツタコトガアリマシタ。  
其時近衛公ハ貴族院議長、木戸侯ハ内大臣秘書官長、原田男ハ元元西園寺  
公ノ秘書ヲ勤メテ居ラレ、殊ニ近衛公ハ一九三六年ハ昭和十一年一二月二  
次事件直後内閣組織ノ大命ヲ拜辭サレタ時デアリマシタカラ、ソレ等ノ消  
息ニ就テ詳シク伺フコトヲ得タノデアリマス、  
近衛公、木戸侯、原田男等ハ隨軍ノ暴行ヲ憂ヘ私ハ此三人カラ疑々  
一此儘隨軍ヲ放置スレバ取争ヲ始メル。ソシテ日本ハ隨軍ノ爲メ亡ナレレ  
ト云フ會話ハ日清談話ノ如ク三人ノ間ニ密ニ行ハレタ。吾々ハソレガ出来ル  
カラ隨軍ヲ一ツノ後戻アリ組織ニシテ責ヒ置イ。吾々ハソレガ出来ル  
ニテモ強望スル。トトノ強望ヲ述ベラレルノヲ聞イタコトガアリマシタ。  
三、文部省集ハ一九三七年ハ昭和十二年一月六日第一六次近衛内閣成立後三  
十日日誌ニ於テ少シモ細ラナカッタト私ユ記ノ暗示スル所アリマスガ私ユ  
知ル所ナシ。少シモ細ラナカッタト私ユ記ノ暗示スル所アリマスガ私ユ知

裏面白紙



ツテ居ルコトデス。其後尾々遺懐サレタ様ニ支那事變ハ及スルニ内閣  
 デアリ、即チ陸軍ノ同題デアアルノデス。陸軍ガ秩序ト統一ヲ回復シサヘス  
 レバ一切ノ同題ガ正ニ解消スル。從ツテ公ハ屢々如何ニシテ内閣ニ於テ陸  
 軍ヲ肅正スルコトガ出來ルカラ又、如何ニシテ日米ノ關係解決ガ出來ルカ  
 ヲ屢々議論サレタノモ此ノ考ヘヨレタメデス  
 此ノ同ノ事情ハ「支那事變ニ就テ」及ビ「日米交渉ノ經過」等ノ手記及遺  
 書ニ極メテ明瞭ダト思ヒマス

四、一九四一年（昭和十六年）十月十六日第三次近衛内閣總辭職ノ直前、近  
 衛公ハ極メテ沈痛ナ面持テ事變ヲ憂慮シテ居ラレマシタガ、「海軍ハ對米  
 競争ニ反對ガアルニ拘、ドウシテモ反對ノ意志ヲ公言シナイ。實ニ卑怯  
 ナ態度ダ。」ト奮慨シテ居ラレタノヲ私ハ聞キマシタ。

五、私ハ東條大將ガ陸軍大臣ヲ兼任サレテ居タトキノコト、東條大將ガ組閣  
 後、猶カ重臣ノ會合ノ散會後近衛公ト二人デ話ヲサレタ折東條大將ハ公ニ  
 向ヒ「自分ガ現役軍人デ陸相ヲ兼攝シテサヘ中々思フ持ニ行カスノニ下  
 ガ文官ノ總理デアレダケヤラレタ御苦心ノ程ハ今ニナツテヨク察ル」ト語  
 ツタ由、近衛公カラ聞キマシタ。

裏面白紙

六、近衛公ハ一九四一年（昭和十六年）七月十七日三度ビ總取トナラレタ時  
 陸軍ノ行方ニ深イ憂慮ヲ抱イテ居ラレマシタ。恰モ奔馬ヲ放鼠スルガ如ク  
 陸軍ノ主張ヲソノマ、放鼠スレバ如何ナル橋ヲ引起スマモ當ラレナイ。  
 公ハ元來平和主義ヲ抱懷シ、殊ニ日米提携論者デアリマシトモラ自ラ此ノ陸  
 軍ヲ驚察スルノ任ヲ引受ケ、之ヲ平常平和ノ軌道ニ復セシメント意圖サレ  
 タルコトヲ私ハ公ノ談話ヨリ知ツテ居マス。  
 殊ニ第二次内閣ノ組閣ニ當ツテハ第一次内閣ノ失敗ニ鑑ミ、新ナル政治力  
 ヲ培養シテ陸軍ニ對抗モシメントシマシタ。之ガ何故大政翼賛會ヲ作ルニ  
 到ツタカノ原因デス。併シ是亦陸軍ノナク化セントスル運動ト末次海軍大  
 將及ビ一部内務官僚ノ反響ニ對シテ公ノ企圖トハ全く似テモ似ツカサル  
 存在ト化シタノデアリマス。

七、近衛公ハ木戸侯ノ終極ニ對テノ努力ヲ當ユ。木戸ノ終極ニ對テノ努力ハ  
 終極シイモノデアツタレト私ニ語シテ居ラレマシタ。是ハ木戸公ガ森島ヘ  
 使ソレレコトヲナツテ且終極ニ到ル期間當ニ口ニサレタコトデシタ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）二月七日 於 東京

供 送 者 細 川 啓 貞

右ハ普立會人ノ西前ユテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 目 於 同 所

立 會 人 德 積 貞 成

裏面白紙

22.3.6  
①

Def, Doc, #2253

Exhibit # \_\_\_\_\_

次ノ如ク供送致シマス  
自分義我ニ付ハルル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ通り目言ヲ為シタル上

供送者 有 馬 頼 等

目言供送誓

荒不員夫其也

對

亞米利加合衆國兵也

亞東國檢事裁判所

裏面白紙

裏面白紙

一、私、有馬頼寧ハ其曾ノ上左ノ通リ保連成シマス。

一、私ハ學省院ヲ卒業シマシテヨリ明治四十三年（一九一〇年）東京帝國大學法科大學ヲ卒業シ、明治四十四年（一九一一年）ヨリ大正六年（一九一七年）迄法務省ニ勤務致シマシタ。又私ハ大正十二年（一九二三年）迄法務省ニ勤務致シマシタ。又私ハ大正十二年（一九二三年）ヨリ昭和三年（一九二八年）迄法務省ニ勤務致シマシタ。大正十二年（一九二三年）ヨリ昭和三年（一九二八年）迄法務省ニ勤務致シマシタ。大正十二年（一九二三年）ヨリ昭和三年（一九二八年）迄法務省ニ勤務致シマシタ。

昭和四年（一九二九年）ヨリ昭和十五年（一九四〇年）迄私ハ貴族院議員デアリマシタガ、其ノ間私ハ昭和七年（一九三二年）六月附録内閣ノ下デ法務省假令次官トナリ、昭和八年（一九三三年）四月附録内閣次イデ昭和十二年（一九三七年）六月ヨリ昭和十四年（一九三九年）一月迄第一次近衛内閣ノ下デ法務大臣ヲ就シマシタ。

其ノ後昭和十五年（一九四〇年）十月ヨリ昭和十六年（一九四一年）三月迄大政翼賛會ノ事務局長ニモ就任シマシタ。

二、私ハ不戸侯トハ學省院時代カラノ及八デアリマシテ、其後不戸侯ガ家デアリマシタ。侯ハ次イデ侯内官ニ入り、又以テ侯近衛内官、平治内官ニ入り、又以テ侯内官ニ入り、又以テ侯近衛内官、殊ニ第一次近衛内官一九三二年（昭和十二年）ニ於テハ其ニ就任デア

裏面白紙

リマシタ。  
同侯ノ意思、政見ニ關シテハ良ク承知シテ、マスガ、近衛公トモ學  
習院時代カラノ學友デアリマスノデ、向公ノ人物、政見等モ良ク知ツ  
テ居リマス。

三、一九一七年（大正六年）頃私ガ主唱シテ學習院山内者十數名ト信愛  
會ナルモノヲ組織シ、主トシテ社會問題、労働問題、農村問題ヲ研究  
シマシタ。不戸侯ハ創立者ノ一人デシタ。

ソレハ當時ノ日本ノ社會情勢ガ極メテ險惡デアツタノデ、我々トシテ  
人々ヲ誘引ニヨリ教化スル必要ヲ痛感シタカラデアリマス。社會問題  
研究ノ結果ハ具體的事業ノ遂行迄發展シ、私ハ一九二一年（大正十年）  
信愛中等夜學校ナルモノヲ創設シ、無産青年ノ爲ニ教育ノ機會ヲ  
企テ、不戸侯、近衛公、廣幡侯、佐々不侯ノ諸君ノ助力ヲ得マシタ。  
試中私ガ工費十三萬圓ヲ投ジテ夜校ヲ建設セムトシマシタトキ、不戸  
侯ハ此ノ仕事ニ深い理解ト同情ヲ持ツテ居タコトヲ示シテ、所有ノ七  
地ヲ過分シテ三萬圓ヲ寄附セラレマシタ。信愛會ハ一九二二年（大正  
十一年）ヨリ新ニ十一官ナル名冊ノモトニ復舊シ、織田子爵ノ野原デ  
毎回木戸家デ開クコトニヨツテ今日迄繼續サレマシタ。

四、木戸侯ノ祖父ハ一八六九年ノ明治維新ノ三傑ノ中最モ進歩的、  
 最モ立憲的デアッタ木戸孝允デアリマシタ。私ハ木戸侯トノ會話  
 ニヨリ、侯ガ常ニ日本ノ立憲政治ノ確立ヲ支持シテ居タコトヲ知  
 ツテ居リマス。木戸侯ハ自由主義、立憲主義ヲ堅持サレ、又健全ナル立憲政治ノ  
 發達ニ努力サレ、更ニ侯ノ話ト行動ニヨリ見ルモ、軍部ノ専横ヲ  
 抑制シヨウトサレテ居マシタ。侯ガ近衛公ノ推説ニ依リ一九三〇  
 年（昭和五年）牧野伯ノ下ニ内大臣秘書官長ヲ務メラレ、伯ノ厚  
 キ信任ヲ得ラレタコトヲ私ハ知ツテ居リマス。五、木戸侯ガ第一  
 次近衛内閣ノ文部大臣トナラレマシタコトニツイ  
 テ其ノ當時、即チ一九三七年（昭和十二年）十月下旬頃近衛公カ  
 ラ左ノ様ナ話ガアリ、盡力ヲ頼マレタコトヲ記憶シテ居マス。カ  
 ー安井君ガドウシテモ辭メタイト云ツテキカナイノデ仕方ガナイ  
 ノ事變ハ是非早ク收拾シテ、日支ノ親善ヲ圖ラナケレバ、同君ハ此  
 ト頻リト云ハレ、此ノ際事變ヲ續ケル様デハ入閣シテモ仕様ガナ  
 イト云ハレ、固ヨリ侯モ同ジ考ヘナノデ一日モ早く和平ヲ  
 持ツテ來タシト苦心シテ居ルノダカラ、ソウ云フ考ヘナラ入閣シ  
 テ閣内デ大ニ盡力シテ呉レト話シテ漸ク承諾ヲ得タ。若ハ木戸君  
 トハ親友デモアルノダカラ木戸君ト充分連絡ヲトツテ事變收拾ニ

裏面白紙

六

努力シテ實ヒタイ。云々  
木戸侯ハ入嗣後ハ杉山陸相ニ近衛公ノ支那事變終結ノ意ヲ傳ヘテ  
斡旋スル等事變ノ收拾ニ苦心シテ居ラレマシタ。  
六、昭和十二年（一九三七年）十二月十七日ノ閣議ニ於テ駐支獨乙  
公使トラウトマン氏ノ仲介ニ依ル支那トノ和平交渉ニ關スル問題  
ガ議題トナリマシタ。私ハ木戸文相ト共ニ近衛首相ノ意ヲ受ケテ  
支那事變ノ終結ニ苦心シテ居マシタ。ソシテ吾々ハ此ノ事ニツキ  
論議致シマシタ。

七

木戸文相ハ杉山陸相ニ對シテ今議題トナツタ條件デ、支那事變ヲ  
終結シ得レバ誠ニ仕合セデアル。是非共成立ヲ希望スルノデア  
ガ、交渉デアル以上支那側ノ對案ニ依ツテハ更ニ譲歩スルノデア  
アルト思フガ、陸軍ニハ其ノ用意ハアルノカト實司クシマシタ  
杉山陸相ハ否之ハ最底限度ノ案デアアルカラ、支那側ガ之ヲ容レ  
イトキハ斷乎トシテ射ツ外ハナイトノ答辯ガアツタノヲ記憶シテ  
居マス。自分ハ意外ノ感ニ打タレタノデアリマス。  
七、トラウトマン駐支獨乙公使ノ仲介ニヨル日支和平ノ交渉ハ見込  
ナシトシテ、新ナル方針ハ、昭和十三年（一九三九年）一月十四  
日ノ閣議デ決定サレタノデアリマス。之ハ廣田外務大臣ノ提案サ  
レタ方策ガ決定セラレタモノデアリマシテ、吾々即チ他ノ閣僚ハ  
國民政府トノ和平交渉が見込ガナイトスレバ、當時トシテハ之ガ

裏面白紙



支那事變ヲ解決スル捷徑デアルト云フ、外交ノ權威者デアル廣田  
 外相ノ説明ヲ信賴シテ之ニ賛成シタノデアリマス。  
 木戸侯ハ此間談デハ何ノ發言モサレマセンデシタ。杉山陸相ハ極  
 ク僅カ發言サレマシタ。私ノ記憶ニヨレバ陸相ハ新政體トノ和平  
 ヲ望ンデ居ラレタ様デス。  
 多田參謀次長ガ對支方針ニ關シテ政府ニ何カ申入レタト云フコト  
 ハ私ハ聞イタコトモアリマセンシ、閣議ノ席上ニ於テモ何ノ報告  
 モアリマセンデシタ。彼ガ閣議ニ出席シタコトモアリマセン。  
 八、南京ニ於ケル強姦事件ニ就テハ、私ハ當時少シモ聞イタコトハ  
 アリマセンシ、内閣ニ於テモ之ニ關スル話ヲ聞イタコトハアリマ  
 セン。況ンヤ閣議ニ於テ此ノ事件ノ報告ヲ聞イタコト等ハアリマ  
 セン。

裏面白紙

九、一九三八年（昭和十三年）五月末ノ内閣改造モ豫期ノ如ク專變ノ終結ヲ齎サズ、一九三八年（昭和十三年）下半年期ニ至リマシテハ内政的ニ種々ノ困難ガ起リ、周知ノ如ク近衛公ガ辭職ヲ望マレタ事會ヨリシテ政變説ガ屢々起リマシタ。私ハ此ノ間ニ處シテ屢々近衛公、木戸侯ト會話ヲ交ヘ兩者カラ木戸侯ガ近衛公ノ辭意ヲ留ラセ、專變終結ニ一層努力セシムル様注意シテ居ラレタコトヲ私ハ固イテ居リマス。

十、一九三七年（昭和十二年）カラ一九三九年（昭和十四年）ノ一月ニ亘ル第一次近衛内閣ノ間ニ新黨ノ企圖サレタコトガ二回アリマス。

最初ハ一九三八年（昭和十三年）二月、第二回ハ一九三九年（昭和十三年）十月頃デアリマス。併シ何レモ近衛公ノ積意ニ依ツテ實現シマセンデシタ。

此ノ新黨計畫ハ近衛公ガ政黨ニ足場ヲ持タヌ中間的内閣ノ首相ノ軍部ニ對スル無力ヲ體驗シテ、木戸侯ヤ私共ニ相談セラレ、國民ノ輿論ノ後援ヲ得ル組織ヲ作ラントシタノデアリマスガ、當時内務大臣デアッタ末次信正氏ヲ中心トシテ軍部、官僚ガ「フアツシヨ」化ヲ希望シタ爲近衛公、木戸侯ノ期待ニ反スルコト、ナツタ爲中止サレタノデアリマス。近衛公、木戸侯ト私ハ此ノ様ナ考ヘ

裏面白紙

ニハ反對デアリマシタ。

十一、一九四〇年（昭和十五年）五月二十六日近衛公、木戸侯ト私  
ノ三人ガ會合シタ席上、近衛公ガ米内々間ガ總辭職ヲスルヤモ知  
レズトノ噂ガアリ、近ク第二次近衛内閣ヲ組織スルコト、ナルヤ  
モ知レズト話サレマシタ。其時私ト木戸侯ハ近衛公ガ第一次近衛  
内閣ノ時軍部ノ專横ニ惱サレテ遂ニ桂冠ノ止ムナキニ至ツタコト  
ヲ指稱シ、強力ナル政黨ヲ基礎トスルノ必要アルコトヲ説キマシ  
タ。

近衛公モ之ニ贊意ヲ表サレ、三人ノ間ニ新黨組織ノ覺書ヲ交換シ  
タノデアリマスガ、木戸侯ハ間モナク内大臣ニ就任サレマシタノ

十二、一九四〇年（昭和十五年）十月大政翼賛會ナルモノガ第二次

近衛内閣ノ下ニ組織サレマシタガ、木戸侯モ私モ近衛公ノ此ノ計  
畫ニハ全然關與セズ、成立ノ直前ニ之ヲ知ツタニ過ギマセン。

何人ノ獻策ヲ近衛公ガ容レラレタモノデ、又近衛公ノ構想ガ如何  
ナルモノデアツタカ、木戸侯モ私モ全然與リ知ラヌノデアリマス。

之ハ前述ノ吾々ノ考ヘニヨツタモノデアリマセン。昭和十五年  
五月二十六日ノ會話ノ發展シタモノデアリマセン。

十三、近衛公ハ木戸侯ノ現實的ナ智慧ヲ借りテ自分ノ理想ヲ實現ス

裏面白紙

ルコトニ努メラレタコトガ度々アリマシタ。近衛公ハ理想家ダ  
カラ公ノ御守リ役ハ中々骨ガ折レルトハ私ガ屢々木戸侯カラ聞  
カサレタ言葉デアリマス。

昭和二十二年（一九四七年）一月三十日 於

供述者

東京都杉並區四根町七  
有馬頼寧

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證  
明シマス

同日 於 同 所

立會人 穂 積 重 藏 威

裏面白紙

良心ニ従ヒ眞實ヲ道ヘ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザ  
ルコトヲ誓フ

宣  
誓  
書

(署名  
捺印)

有  
馬  
頼  
寧

裏  
面  
白  
紙

菅原 一郎

83

秘東國條軍事裁判所

27  
(2366)

亞米利加合衆國其他

封

荒木貞夫其他

宣誓供述書

1

供述者 岡生 朝久

自分機密欄ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シ  
タル上次ノ如ク供述致シマス

LE LAC # 595

将入朝

82

裏面白紙

- 一 私ハ生涯ヲ通ジ民間人デアリ軍籍ニハ一履モ入ツタ事ハアリマセタ
- 二 私ハ千九百三十七年（昭和十二年）十月黒龍會ノ主幹トナリマシタノ  
 テ、其ノ資格デ日本ノ多クノ青年ト語ラスル機會ガアツタノデアリマ  
 ス
- 三 私ハ千九百四十年（昭和十五年）八月近衛公カラ大政翼賛會ノ創立委  
 員ヲ委嘱セラレマシタ。
- 此ノ委員ハ日本ノ各層カラ選任セラレタモノデアリマス。私ガ選任セ  
 ラレマシタ理由ハ國体運営ノ經驗ガアリマスコトト、青年及ビ青年間  
 題ニ付キ理解ガアルカラデアリマス。
- 四 私ハ大政翼賛會ガ設立セラレテカラハ其ノ總務トナリ解散スルマデ其  
 ノ地位ニ居リマシタ。
- 五 大政翼賛會ハ公專給社デアリ、其ノ目的ハ國民ニ臣道實績ヲ徹底セシ  
 ムル事ニアリマシタ。大政翼賛會ノ指命トシテハ内外ノ政策ニ就イテ  
 ハ全然觸レズ、從テ世界征服トカ侵略戦争トカ云フ事ハ勿論無イノデ  
 アリマス。



六次ノ事柄ハ日本國內ニ於テ署名ナキ事柄ニアリマス。

千九百三十一年（昭和六年）ニ至ル數年前ヨリ日本ノ政界ハ腐敗ノ連續  
續デアツタコト

多數ノ政府要人ガ犯罪アリトシテ取調ベラレタコト

誠友會ノ前總理大臣小川平吉、民政黨ノ前副大臣長谷川一、政友會ノ  
前大臣大塚小橋一スニ對スルモノハ斯ナル種類ノ事件ノ例ニ三ツノ事  
例ニ過ギナイコト

十月事件當時、内閣總理大臣デアツタ民政黨ノ憲法職ニ對シテ起テ  
ノ久須與實屬カラテ高價買ソタ事件ヲ檢査局ノ取調ヲ受ケタコト

七次ノ事柄ハ當時署名ナキ事柄ニアリマス

血闘場、兵一五、兵二六等ノ結核事件ハ多クノ愛國青年ガ日本ノ政界ノ  
腐敗ヲ指摘スルニトテ勸告シタガ爲デアツタト思ハレルコト

極度ニ腐敗シテ居ルニトテ知リ盡セタ誠友會ト民政黨トニ對スル一  
般民衆ノ信用ハ失墜シテ了ツタコト

八 當時荒木真夫中將ハ獨リ軍部ノミナラズ一般民間人カラモ人格高潔ニ

DEF LOC # 565

シテ私心ナキ愛國者トシテ著名デアリマシタ  
 其次ノ事柄ハ著名ナ事實デアリマス  
 長イ陸軍大臣デアツタ宇垣一成大將ハ軍備縮少ヲ強調シ二個師團ヲ  
 廢止シタコト  
 ロンドン海軍縮少條約ヲ強ク支持シタト云フコト  
 陸軍大臣ヲ辭任シテカラ彼ニ於テモ彼ハ長キニ涉リ露ノ内閣總理大臣  
 トシテ下馬評ニ上ツタコト

裏面白紙

REF ID: A565

昭和二十二年（一九四七年）一月二十三日於  
巢鴨拘置所

供 逃 者 葛 生 能 久

右ハ當立會人ノ頭前ニテ覽覽シ且ツ署名捺印シタルコトヲ聲明シ  
マス

同 日 於

立會人 林 龜 郎  
ハリス、リサヤード  
金 瀬 繁 二

5

98

裏面白紙

宣 誓 書

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザ

ルコトヲ誓フ

6

( 捺 署 印 名 ) 萬 生 能 久

DEF LOC # 565

#7

裏 面 白 紙

元米國駐日大使「ジョセフ・グルー」著

「留日十年」ヨリノ抜萃

(三二七頁)

一九〇〇年(明治三十三年)九月一日

マニラ-46(1)  
身振別表(複製)  
(一頁)

本ニ於ケル「新体制」ノ種立ノ月デアツタ……………  
……………

シツ、アリ、日本ハ急遽ニ流制國家トナリツ、ア

ル、但シ、日本ノ場合ニハ此ノ統制ハ主要ナル綱要ニ於ケル「フアシズム」  
トモ「ナチズム」トモ言フワトハ出衆ナイ。其ノ例レトモ種々ク興タモ  
ノデアル。日本ニ於ケルハ獨乙ト崇太司ニ於ケルヤウシ、一箇輩一政黨ハ成  
立セズ、寧ロ政黨ハ凡テ不存ニテアリ、個人々々ノ天皇ニ對スル忠誠ニ依リ  
全國ノ結束サレルワトナルノデアル。

Def. Doc. 682

元米留難日大辰「ジヨセフ・グルー」著

「留日十年」ヨリノ採擷

(三三七頁)

一九〇〇年(明治三十三年)九月一日

八月ハ近衛内閣ノ下ニ日本ニ於ケル「新体制」ノ成立ノ月デアツタ……………

……………

「新体制」ハ急遽ニ進行タツ、アリ、日本ハ急遽ニ脱朝國家トナリツ、アル、  
 然レ、日本ノ場合ニハ此ノ統制ハ主要ナル綱要ニ於テハ「ワアシズム」トモ  
 「ナゲズム」トモ言フコトハ出衆ナイ。其ノ例レトモ舊タムク幾タモ  
 ノデアル。日本ニ於テハ獨乙ヤ根太則ニ於ケルヤウツ、一國單一政議ハ成  
 立セズ、寧ロ政議ハ凡テ不存ニテアリ、個人々々ノ天皇ニ對スル忠誠ニ依リ  
 全國ル統一サレルコトナルノデアル。

Def. Doc. 582

裏面白紙

J. Takahashi

2/2

REF 100 // 405

白鳥文書第十九號ノA

2011年8月28日  
 年九月十日  
 (一) (二) (三)

年九月十日發行第...卷第...

(昭和十五年八月二十八日)

「ニュー・ヨーク」來電  
 二十八日ノ新體制準備會ニ於ケル近衛首相ノ聲  
 明ハ米國ニ於テ多大ノ關心ヲ以テ待タレテキタ  
 タルニ二十八日ノ當地夕刊各紙ハ一齊ニ新體制聲明  
 ニ關スル東京電ヲ大キク掲載シタ。但シ夕刊掲載切  
 迄ニ詳報ガ聞ニ合ヘズ各紙共聲明ノ一紙ヲ取上ゲ  
 テ「近衛内閣一箇一黨制ヲ崇ス」一語ヲ新體制前ハ  
 ナチズム併撃」等ノ見出シテ報道シテキル。

-1-

Takahashi

2/2

REF DOC # 403

白鳥文書第十九編ノム

(同並旬報、昭和十五年九月十日発行第一卷第二十四号第二十二頁)

同並「ニユース」(昭和十五年八月二十八日「ニユール・ヨーク」來電)

二十八日ノ新體制準備會ニ於ケル近衛首相ノ聲明ハ米國ニ於テ多大ノ關心ヲ以テ待タレテキタダケニ二十八日ノ當地夕刊各紙ヘ一齊ニ新體制聲明ニ關スル東京電ヲ大キク掲載シタ。但シ夕刊掲載途ニ詳報ガ聞ニ合ヘズ各紙共聲明ノ一語ヲ取上ゲテ「近衛内閣一團一黨制ヲ案ス」一語ヲ新體制ハナチズム評撃」等ノ見出しテ報道シテキル。



白鳥文藝集十九卷ノB

(同盤旬報、昭和十五年九月十日發行、四巻第二  
十四巻第二十二頁)

「ロンドン」來電、近衛首相ガ新憲法理念ノ聲明ニ於テ日本ニ於テ

ハ一黨一憲ノ形ヲトル事ハ許サレナイト書クシタ  
事ハ日本ガ急激ニ英伊福ニ接近シテ行クデアラ

ウト考ヘテキタ英國政府筋ノ憂慮ヲ緩和シ、コレ  
コソ近衛首相ガ急激ニ變貌シツツアル現下世界情

勢ニ處シ中露ノ途ヲトツテ日本ヲ指導シテ行カウ  
トスル彼デアルト見テ居リ公ノ使節ハ國貨ガ運端  
ニ走ルヲ切遏スルニアルトナシテキル。

裏面白紙

REF ID: A405

證 明 書

別添昭和十五年八月廿八日「ニューヨーク」來電  
同證「ニュース」(白鳥文庫)第九號ノA)及同  
廿九日「ロンドン」來電同証「ニュース」(白鳥  
文庫)第九號ノB)ハ本社ニ於テ保薦シマル同證  
「ニュース」ノ寫ニ相違ナキ事ヲ證明ス

昭和二十一年十二月二十七日

東京都通町五丁目比谷公園二番

社団法人同証通信社清室事務所

(元社団法人同証通信社)

印

90

-3-

91

極東國際軍事裁判所  
亞米利加合衆國其他對英不貞天其他

宣誓言供述書

供述者 山本熊一

自分儀我國に於て行はるる法式に従ひ先づ宣誓を爲したる上左記の陳述をいたします

一、私一九四三年十一月大東亞省が設立せられて以来大東亞次官となり一九四四年八月大使として泰國へ派遣せられる迄在職いたしました。従て一九四三年十一月の大東亞會議の事はよく存じて居ります。私は此會議の仕事を總括するやうな事をいたしました。

二、一九四一年大東亞戰爭が始まつて以来出先には本國の意思に合せざる節もなしてありませぬ。なから一九四二年夏以来各地により自由な空氣を入れわねらうめとの考が東京政府の方針となりました。一九四三年私は東條首相と共に南方に旅行いたしました。此旅行中にも私は首相に各地在住民をして志を伸べしむる機会を与ふべき事を進言いたしました。首相は現地に於ても我國の機関に此旨を命じたりを聽きました。

三、以上の如く東亞諸民族をして自由に意見も陳べ一般に自由なる空氣を入れるといふ考の下に一九四三年の大東亞會議が開かれました。其の会の招請に對しても各代表は喜んで參加して居ります。又會議に於ける演説も豫め打合せ等は致してありませぬ。ラッセル氏、バーモ博士の如きも原稿にたよらず自由の發意で演説して居ります。チャンドラ、ボース氏の如きも進んで熱辯を揮ひました。

Def. Doc. #589

22-3 (8)

no. 1

55

16

三三三三

26

裏面白紙

Def. Doc. # 589

四 其後米會の代表に會つた機會に泰國のワン  
ワイ殿下、ベルマのパーモ博士、印度後政府の  
ナヤンドラボリス氏等は總て此の會議への參會  
を許して居りました。

五 要するに我々が大東亞會議の開催につき各國代表に  
出席を強要した事は斷じてありません。又演説も  
亦全く自由の意思に基くもありません。これ  
は私は信念を以て申上る事もお来ます。

一九四七年二月十九日 於東京

以上

山本熊一 (山本)

右は同日同所に於て自分より前に於て署名捺印  
せられたり。

安東義良 (安東)

宣誓書

良心に従ひ眞實に陳へ何事をも黙秘せず  
又何事をも附加せサルコトヲ誓言す。

山本熊一 (山本)

No. 2

26

帝國政府聲明 (昭和十三年十一月三日)

今ヤ、陛下ノ御稜威ニ依リ、帝國國權草ハ、克ク廣東、武漢三鎮ヲ坑略シテ、支那ノ要域ヲ設定シタリ。國民政府ハ既ニ地方ノ一政權ニ過キス然レトモ、同政府ニシテ抗日容共政策ヲ固執スル限リ、コレカ潰滅ヲ見

キ新秩序ノ建設ニ在リ。今次征戰究極ノ目的亦此

支那ノ要域ヲ設定シタリ  
國民政府ハ既ニ地方ノ一政權ニ過キス  
然レトモ、同政府ニシテ抗日容共政策ヲ固執スル限リ、コレカ潰滅ヲ見

ヲ收ムルコトナシ。帝國ノ冀求スル所ハ、東亞

互助連環ノ關係ヲ樹立スルヲ以テ根幹トシ、東亞ニ於ケル國際正義ノ確立、共同防共ノ達成、新文化ノ創造、經濟結合ノ實現ヲ期スルニアリ。是レ實ニ東亞ヲ安定シ、世界ノ進運ニ寄與スル所以ナリ。

帝國カ支那ニ望ム所ハ、コノ東亞新秩序建設ノ任務ヲ分擔センコトニ在リ。帝國ハ支那國民カ能ク我カ眞意ヲ理解シ、以テ帝國ノ協力ニ應ヘムコトヲ期ス。固ヨリ國民政府ト雖モ從來ノ指導政策ヲ一掃シ、ソノ人的構成ヲ改替シテ更生ノ實ヲ舉ケ、新秩序ノ建設ニ際リ參スルニ於テハ敢

22

帝國政府聲明（昭和十三年十一月三日）

今ヤ、陛下ノ御稜威ニ依リ、帝國國海軍ハ、克ク廣東、武漢三鎮ヲ坑略シテ、支那ノ要域ヲ設定シタリ。國民政府ハ既ニ地方ノ一政權ニ過キス然レトモ、同政府ニシテ抗日容共政策ヲ固執スル限リ、コレカ潰滅ヲ見ルマテ、帝國ハ斷シテ矛ヲ收ムルコトナシ。帝國ノ冀求スル所ハ、東亞永遠ノ安定ヲ確保スヘキ新秩序ノ建設ニ在リ。今次征戰究極ノ目的亦此ニ存ス。

コノ新秩序ノ建設ハ日滿支三國相協ヘ、政治、經濟、文化等各級ニ互リ互助運環ノ關係ヲ樹立スルヲ以テ根幹トシ、東亞ニ於ケル國際正義ノ確立、共同防共ノ達成、新文化ノ創造、經濟結合ノ實現ヲ期スルニアリ。是レ實ニ東亞ヲ安定シ、世界ノ進運ニ寄與スル所以ナリ。帝國カ支那ニ望ム所ハ、コノ東亞新秩序建設ノ任務ヲ分擔センコトニ在リ。帝國ハ支那國民カ能ク我カ真意ヲ理解シ、以テ帝國ノ協力ニ應ヘムコトヲ期ス。固ヨリ國民政府ト雖モ從來ノ指導政策ヲ一擲シ、ソノ人的構成ヲ改替シテ更生ノ實ヲ舉ケ、新秩序ノ建設ニ來リ參スルニ於テハ敢

裏面白紙

テ之ヲ拒否スルモノニアラス。  
帝國ハ列國モ亦帝國ノ意圖ヲ正確ニ認識シ、東亞ノ新情勢ニ適應スヘキ  
ヲ信シテ察ハス。就中、盟國諸國從來ノ厚誼ニ對シテハ深クコレヲ多ト  
スルモノナリ。  
惟フニ米亞ニ於ケル新秩序ノ建設ハ、我カ帝國ノ精神ニ淵源シ、コレヲ  
完成スルハ、現代日本國民ニ課セラレタル光榮アル責務ナリ。帝國ハ必  
要ナル國內諸般ノ改新ヲ斷行シテ、恣々國家總力ノ擴充ヲ圖リ、萬難ヲ  
併シテ新業ノ達成ニ邁進セサルヘカラス。  
茲ニ政府ハ帝國不動ノ方針ト決意トヲ聲明ス。

近衛内閣基本国策要綱（八月一日）

世界は今や歴史的に一大急変に際し、我が國の存続發展を危うくする新なる政治經濟文化の潮流を見んごし、皇國亦有史以來の大試練に直面す、この故に當り處に新國の大発展に若く皇國の國是を究極せんごせば右世界的發展の必然的動向を把握して、行政百官に互り忠に親睦内閣を組へるを以て、皇國の発展を以て、皇國の大業を決定することとす、

（一）皇國の大業を以て、皇國の大業を決定することとす、

守とするべき皇國の大業に若く世界平和の確立を以て、皇國の大業を決定することとす、

之か皇國自ら進んで新國の発展を以て、皇國の大業を決定することとす、



近衛内閣海軍省要綱（八月一日）

世界は今日や歴史的に一大變遷に際し、我が國の国家發展の左成發展を遂行  
とする新なる政治經濟文化の刷新を見んとし、皇國亦亦之を以て大戦  
に備へず、この秋に皇國に新國の大變遷に遂く皇國の刷新を完成  
せんことを方世界史的動向の必然的動向を把握して、先政百餘に亘り  
に根本的刷新を期へる意を遂して、刷新の刷新の刷新を遂行すること  
を以て閣下要綱の要綱とす、先づて海軍省の大綱を決定すること左  
の如し。

一、根本方針

皇國の刷新は八編を一字とする海軍の大變遷に遂き世界平和の刷新  
を遂行すること、先づて海軍の刷新を遂行すること、先づて海軍の刷新を遂行  
る刷新を刷新とする大變遷の刷新を遂行すること、先づて海軍の刷新を遂行

之が刷新の刷新に刷新の刷新の刷新を遂行すること、先づて海軍の刷新を遂行  
刷新の刷新を刷新して刷新の刷新の刷新を遂行すること、先づて海軍の刷新を遂行

裏面白紙

三 國防及外交

内外の新情勢に依り而実効力發揮の國防國家體制を基底とし固是  
遂行に於てなき準備を充塞す。

現下の外交は大東亞の新秩序建設を緩幹とし先づ其の重心を支那  
露國の完遂に依り而國際的大要局を遂行し建設的にして且つ強方法に  
資す條件を以て而國運の發展を期す。

三 國防の刷新

内政の急務は國體の本義に基き其政を一併し國防國家體制の基礎  
を確立するに在り之が爲左記條件の實現を期す。

- 一、國體の本義に於ては國民の刷新と精神も自覚獲得の思想を養  
し而後其を一併する國民進歩を期す。
- 二、強力なる行政組織を確立し而して其の命令統一を期す。
- 三、官民協力一歩を以て其の組織に依り而して其の強さを期す。

裏面白紙

ロ、新政治體制に即應し得べき綜合型新體制の確立  
 ハ、行政の運用に根本的刷新を加へ其の統一と敏捷とを目標とする  
 官吏新體態の確立

3、皇國を中心とする日滿支三國經濟の自主的建設を基調とし國防經濟の根基を確立す。  
 イ、日滿支を一環とし大東亞を包容する大東亞經濟圈の確立  
 ロ、官民協力による新東亞經濟の遂行特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制組織の整備  
 ハ、綜合經濟力の發展を目標とする。財政面から金融統制の確立強

ニ、世界新體態に對應する貿易政策の刷新  
 キ、國民生活必需品を中心に主要食糧の自給自足の確立  
 ヘ、重要産業特に重、化學工業及機械工業の創期的發展  
 ト、利息の創期的振興並に生産の合理化  
 チ、内外の新體態に對應する交通運輸施設の整備擴充  
 リ、綜合国力の發展を目標とする國土開發計畫の確立  
 4、國是遂行の原動力たる國民の資質、精神力の向上並に人口増加に目

裏面白紙

5  
する 内的方針に農業及農家の安定發展に關する根本方針を樹立す。  
5、國策の遂行に伴ふ國民犠牲の不均衡の是正を期行し歴史的任務の  
基礎を固めると共に國民生活の刷新し既に艱苦十年時艱古照に適應す  
る新實業たる國民生活の水準を確保す。

裏面白紙

蓋本口 蓋と外交に關する後日外務大臣演説（八月一日）

私は年々真道を世界に宣布することか真道の使命であるを主張して  
きたのであります。今、何時何処より真道を見ますれば、それは畏する

（一）蓋と外交（下）

て各々の責を委せしむることには躊躇すること信ず  
我々真道の外交方針としてはこの真道の大神  
兵一歩とする大東亞共栄圏の確立を期するにあら  
ずして力強く真道を宣布し公正なる世界平和の確  
立に資する道途に上る所以であります。而して、我々民は此の道途  
に踏み居るゝころの有形無形一切の障礙を排除するはもとより、更に進  
んで世に回響する道途と進歩と進歩の勇気心を以て、天より賜せられ  
たる我々が此の道途と使命の道を歩むべきものと深く信じて居るは  
幸であります。

>>

日本国憲法と外交に関する閣議決定（八月一日）

私は年々真道を世界に宣布することか真道の使命であると主張して  
 来たが、各国民、各民族をして各々の道を歩ませしめることに  
 なるのであります。朝も我々の真道の外交方針としてはこの真道の  
 大綱に即し、年々真道を其の第一とする大東亞共榮圏の確立を  
 図るにあらねばならぬ。之が第一として力強く真道を宣布し公正なる  
 世界平和の確立に資する道を上る所以であります。而して、我々  
 日本は此の道に歩むべきところの道程を定め、其の道程を定め、  
 んて世に即し、其の道程を定め、其の道程を定め、其の道程を定め、  
 たる道程を定め、其の道程を定め、其の道程を定め、其の道程を定め、  
 定めてあります。

裏面白紙

20-3-7 (4)

100 LOG # 322-4-1

備 録 第 六 二 二 號 A 一 一

海軍大尉島田鏡太郎に対する質問

日 文 時 一 一 一 一 一 一 九 四 六 年 一 月 二 十 五 日 午 後 一 四 時 三 〇 分 一 六 時 三 〇 分

所 一 一 一 一 一 一 日 本 ・ 京 東 ・ 巢 鴨 刑 務 所

出 席 者 一 一 一 一 一 一 海 軍 大 尉 島 田 鏡 太 郎

一 一 一 一 一 一 質 問 者 ザ ヨ ン ・ ダ ー ル シ ー 氏

一 一 一 一 一 一 通 譯 者 リ ッ キ ー ・ 山 口

一 一 一 一 一 一 速 記 者 エ ヴ エ リ ン ・ コ ー ル デ ル 嬢

通 譯 ノ 宣 誓 ハ ダ ー ル シ ー 氏 に 依 り て 行 は れ た。

ダ ー ル シ ー 氏 : 貴 君 は 全 能 の 神 様 に 誓 っ て 茲 に 於 いて、 貴 君 に 要 求 す る 通 譯

英 語 から 日 本 語 に、 又 日 本 語 から 英 語 に、 眞 實 且 つ 正 確 に、 通 譯 し を し

て 通 譯 す る こ と を 嚴 篤 に 宣 誓 致 し ま す か。

山 口 氏 : 承 知 致 し ま し た。

裏面白紙

問：大東亞共榮圈のプログラムは何時展開されたのですか。

答：私は多分其れは一九三八年（昭和十三年）頃から始つたと思ひます。

問：大東亞共榮圈とは何を意味するの、その事に就いて貴君の概念又は理想を出来るだけ簡単に述べて下さい

答：私は此の理想は非常に良かつたと思ひます。何となれば大東亞の總べての人民は、或る特殊な一國に依つて狩り立てられることなく非常に幸福になることが出来るでありませうし、又侵略國から解放され、且又他の國々の新政治的風潮からも解放され、そして、大東亞に一つの偉大なる時代を齎らすことが出来るであらうと思ふのであります。

問：其のプログラムは如何にして完成されましたか。どうして其れを完成しようと思つておられましたか。

答：先づ第一に我々は「大東亞に週ぬく平和を持たねばならない」そして總べての國民は皆、嚴密的秘力を用ひずに、好きな通り一切の物を交換すべきであります。



22 萬 林

22-1000  
1000  
1000  
1000  
1000

極京國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣警供述書

供述者 村田省藏

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣警ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

22 萬 林

極京國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 村田省藏

自分從我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

マシタ。然シ乍ラ、私ハ「ヒリツピン」ニ就テハ知識ガナイノデ辭退  
シマシタ處、東條總理ハ、私ニ大体次ノ様ナコトヲ言ハレマシタ。  
實ハ滿洲デハ軍人バカリニヤラセテ失敗シタノデ、今度ハ軍人以外  
ノ目附役ヲ置キ度イモノデア  
御承知ノ通り、私ハ内閣ヲヤル積リハナカッタガ、引受ケネバナラヌ  
コトニナツタ。  
ソレデ、今「アメリカ」「イギリス」ヲ相手ニシテ、大變苦心シテ  
キル。ソレデ此際一ツ昔ノ知ツタ仲デ助ケテ呉レヌカ  
トノ御話シデシタ。ソレデ、私ハ兵隊ニナツテモ、御目ノ爲メニ盡サ  
ネバナラスト思ヒ無條件デ御引受ケシマシタ。  
一、次ニ、「ヒリツピン」ノ政治事情ヲ、「ヒリツピン」ノ獨立ノ前後ニ  
亘リ述べマス。  
私ノ赴任シタ當時ハ、日本軍ハ「ヒリツピン」ニ軍政ヲ布イテ居リマ  
シタ。當時軍司令官ハ、「コレヒドール」「バタアン」ノ戦地ニ行ツ  
テ居リマシタガ、政治方面ハ軍政監ガアリ「マニラ」ニ於テ軍政ヲ担  
當シ主トシテ政治ノ衝ニ當ツテ居リマシタ。併シ國內的ノ政治ハ、「

一、私ノ姓名ハ村田省藏 明治十一年十月六日 東京部谷區上通リ町ニ  
生レ、明治三十三年東京高等商業学校ヲ卒業シマシタ。爾來昭和十五  
年迄、大阪商船會社ニ勤勞シマシタ。最後ニハ其會社ノ社長デアリマ  
シタ。  
一、私ノ政治的經歷ハ大凡次ノ通りデス。  
第二次近衛内閣（一九四〇年）ノ逓信大臣（一時鐵道大臣兼任、後逓  
信大臣専任）  
第三次近衛内閣（一九四一年）ノ逓信大臣、鐵道大臣兼任。一九四一  
年十月十四日近衛内閣總辭職トモニ辭任  
一九四二年二月十一日「ヒリツピン」ノ日本軍顧問ニ就任  
一九四三年十月十四日「ヒリツピン」獨立後ハ「ヒリツピン」ニ對ス  
ル日本ノ全權大使トシテ、一九四四年八月迄在任ス。  
一、私ガ「ヒリツピン」ノ日本軍顧問ニ就任シタ事情ニ就テ述べマス。  
私ハ第三次近衛内閣ノ逓信大臣ヲ罷メテカラ支那ニ派遣シテ居リマス  
内、大東亞戰ガ始マツタノデ滿朝シマシタ。ソレカラ二、三週間後ニ  
東條總理カラ私ニ「ヒリツピン」ノ日本軍顧問ニナルヤウ御話ガアリ

其後暫ク經ツテカラ、「バタアン」ト「コレビドール」ガ陥落シ、其  
 處デ「アメリカ」及「ヒリツピン」ノ將兵ノ大部分ハ俘虜トナリマシ  
 タガ、其ノ一部ガ抜ケ出シテ各方面ニ潛行シ、從來カラ居ツタ各  
 方面ノ人々ト共ニ、皆「ゲリラ」トニ轉化シマシタ。從ツテ、各地方ノ「  
 ゲリラ」ノ掃蕩ニ力ヲ盡サネバナラヌ状態ニナツテ來マシタ。併シ、  
 「マニラ」ニ於ケル「ヒリツピン」側ノ行政トイフモノハ、中央デモ  
 アリ、又凡有ルモノノ中心デモアリ之等ガ非常ニヨク成ツテ來マシタ。  
 翌昭和十八年一月ニ、東條總理ガ議會ニ於テ、近ク「ヒリツピン」ニ  
 獨立ヲ與ヘルト言フコトヲ具體的ニ聲明ヲ發シ、其結果同年十月十四  
 日ニ「ヒリツピン」ハ獨立シタノデアリマス。新設ニシテ、「ヒリツ  
 ピン」ハ獨立シタノデアリマスガ、先ズ獨立スル爲メニ必要ナ憲法ノ  
 改正ヲ行ヒマシタ。此憲法ノ改正ニハ、豫而憲法ニ精通シ、「ヒリツ  
 ピン」ノ法制通テアリ且ツ人物モ種リシタ點ヲ定評ノアル「ラウレル」  
 氏ヲ起用シ、憲法改正委員長ニ、軍ガ任命シマシタ。「ラウレル」氏  
 ノ意見ニヨリ、改正委員會ガ出來マシタ。其委員ハ先程申述べマシタ  
 行政委員會（委員長「バルガス」氏）ノ委員全部ト其外ニ民間ノ有志

「ヒリツピン」ノ重要ナル人々ニ委セ、行政委員會ヲ作り日本軍ノ意思  
 ノ下ニ政治ニ當テセマシタ。ソノ行政委員會ノ委員長ハ、「バルガス」  
 氏デアリマシタ。行政委員會ハ、一九四二年一月二十三日ニ組織セラ  
 レタト思ヒマス。此行政委員會ノ委員達ノ意見ト云フモノハ、最初ハ  
 單ニ、「ヒリツピン」ノ治安維持ノ爲メニ日本軍ヲ助力ヲ與ヘルトイ  
 フ處デシタガ、一九四二年一月二十一日ノ日本ノ議會デ、東條總理ガ  
 「ヒリツピン」ガ今後日本ノ意思ヲ了解シテ、日本ト關係スルニ於テ  
 ハ、獨立ノ光榮ヲ與フルニ吾カテナイト云フ演說ヲセラレタノガ「ヒ  
 リツピン」人ニ多大ノ好感ヲ以テ迎ヘラレ、又日本軍ニ對スル諒解モ  
 段々深マツテ來ルニツレテ、日本ノ真意ヲ了解スルヤウニナツテ來マ  
 シタ。而シテ段々彼等モ日本軍ニ協力的態度ヲ採ル様ニナツテ來マシ  
 タ。勿論、之ハ軍政時代デアリマスカラ、「ヒリツピン」人ノ思フ様  
 ニハ行キマセヌ。而モ、日本軍ハ「コレビドール」、「バタアン」デ  
 爭ヲシテ居ルノミナラズ各方面ニ「ヒリツピン」ノ從來ノ兵隊、或ハ  
 「アメリカ」ノ兵隊ガ殘ツテ居リ、從ツテ、軍政ハ變換化シテ居ル處  
 ニ行ハレテ居ルノデ、立派ナ政治ガ出來ナイノハ當然デアリマスガ、

(一)

用語デアリマシタガ獨立后ハ「タカログ」語ヲ公用語トスルニ至リマシタ。現ニ「ラウレル」大統領モ「タカログ」語ヲ演説ヲシテ居リマス。又獨立后ハソレ迄ナカツタ外初省ヲケ、最モ有力ナル人ヲ外務大臣ニ充テタノデス。ソレカラ「ヒリツピン」ノ議會デ議員ノ提出スル議案モ又其提出ノ仕方モ「アメリカ」風デアリマスガ此議案等ニ對シテモ、日本ハ殆ンド干渉シナイヤウニ私ニハ見エマシタ。其ノ議案ノ中ニハ少シ其後面白クナイモノモアツタヨウデスガ、余リ干渉サレナイヤウデアリマシタ。

要スルニ「ヒリツピン」人ヲシテ自分勝手ニ政治ヲサセ又「ヒリツピン」人自身ノ考テ獨立ヲサセルト云フ日本ノ中央ノ方針ニ反シテ居ナカツタト私ハ思ヒマス。

然シ「ヒリツピン」ノ獨立ニ對シテハ我々ハ種々「ヒリツピン」ノ爲メニナルコトヲシマシタ。其ノ主ナ仕事ヲ列舉シマスト

「ヒリツピン」ノ獨立ヲ「スベイン」時代カラ提唱シテ居タ「リサー」ルノ銅像ハ其ノ處刑サレタ地ニ竊ツテ居ルケレドモ生レタ所ハ忘レラレテ居タノデスガ、ソノ生誕地ニ彼ガ生レタ時ノ儘ノ家ヲ建テテ、

ヤ立派ナ人選ヲ加ヘ、茲ニ憲法改正委員會ガ成立シタ事デアリマス。是等ノ人々ニヨツテ憲法ハ改正セラレ、昭和十八年十月十四日「ヒリツピン」ガ獨立シテ獨立政府ガ出來マシテ其時ニ、此新憲法ニヨツテ議會ヲ召集シタノデアリマスガ、時間ガナカツタモノデスカラ、此新憲法デ極ク暫定的ノ議員選舉法ヲ定メ、ソレニヨツテ、議員ガ集マツテ來テ其ノ議會デ大統領ノ選舉ガ行ハレ「ラウレル」氏ガ大統領ニ選舉セラレタノデアリマス。ソレカラ「ラウレル」大統領ノ考ヘデ議員ヲ決メマシテ、政治機構ヲ憲法ニ從ツテ作ツテ行ツタノデス。

此憲法ノ改正ニ方リマシテハ、日本ハ何等ノ干渉ヲ行ハナイト云フ方針デアリマシタ。即チ「ヒリツピン」ノ政体トシテ、共和政体ガ其體採用セラレ、又國旗モ領土モ其體デス。此領土ニ就テハ日本ノ一部ノ人々ハ「ミンダナオ」島ハ日本ノ將來ノ軍艦上、其體ノ爲メ日本ニトツテ極キ度イ「ト」云フ意見ガアツタサウデスガ、東洋首相ハ、「之ハ斷ジテイケナイ、少シモ手ヲツケテハナラス」ト主張セラレ、其結果領土モ全部「ヒリツピン」共和國ノモノニナリマシタ。

ソレカラ「ヒリツピン」ノ國語ハ獨立前ハ英語、「スベイン」語ガ公

(一) 「ヒリッピン」人ノ獨立心ヲ鼓舞シタコトガアリマス。  
 (二) 獨立ニ必要ナル人材ヲ養成スルタメニ優秀ナ青年ヲ選抜シテ、日本ニ留學セシメ本人ノ志望學校ニ入學サセマシタ。  
 (三) 「ヒリッピン」獨立後第二年目ニ、私ガ心配シテ日本政府カラ五十萬「ペソ」ノ金ヲ寄贈シ「ヒリッピン」ノ青少年ノ爲メニ使ツテ呉レ、  
 編部ノ使途ハ一切オ委セスルト申出デマシタ處、大統領モ支那大臣モ  
 非常ニ喜ンダコトガアリマス。

(四) 「ヒリッピン」ニ於ケル農林政務ト云フコトハ、農桑園タル「ヒリッ  
 ビン」トシテハ何ヨリノ先決問題デアリ軍政ノ下ニ非常ナ努力ヲシマ  
 シヤ。ソレデ大體ノ計畫ヲ着テル爲メニ當時「ヒリッピン」ノ農務局  
 長ヲシテ居タ人ガ農藝ニ堪能ナ學者五、六人ヲ從ヘテ台灣ヲ觀察ニ來  
 マシタトキ、台灣總督府ト打合セテ彼等ノ希望ニ從ヒ何理デモ自由ニ  
 觀察サセマシタ。ソシテ「ヒリッピン」ガ四十年間「アメリカ」ノ支  
 配ヲ受ケテ種々ナ弊害ガ起ツタノデスガ、其起リ方ト日本ガ台灣ヲ領  
 有シテ四十年間、台灣ノ治政ニ努メタ結果トヲ比較サセタノデアリマ  
 スガ彼等ガ台灣ノ方ヲ推賞シ、余リ賞メルノデ「自分ガ台灣カラ歸ル

ヲ實ツタト思フ人ガアルカモ知レヌ」トサエ言ツテ居リマシタ。  
 (五) 私モ、軍ノ顧問トシテ「ヒリッピン」ノ獨立ニ資スル爲メニ調査會ヲ  
 作り種々調査ヲシマシタ。勿論「アメリカ」作成人調査會ハアルケレ  
 ドモソレハ「アメリカ」ノ目ヲ以テ見タモノデアルカラ、矢張り東洋  
 ノ目ヲ以テ見タモノヲ作ラネバナライト私ハ主張シマシタガ軍司令  
 部デハ賛成シナカッタガ、上京シテ東條總理ニ話スト、東條總理ハ贊  
 成シテ呉レマシタノデ、各大學ニ行ツテ各總長ニ依頼シテ其結果大學  
 ノ教授タル <sup>ロイヤル</sup> 殿山、<sup>トハダ</sup> 東畑、<sup>スギムラ</sup> 杉村、<sup>オシマ</sup> 大島、<sup>スエカワ</sup> 末川、<sup>イト</sup> 伊藤、<sup>イ</sup> 等ノ人々ガ皆優秀  
 ナ助手ヲ選レテ來比セラレ、調査ニ當ツテ呉レマシタ。  
 元來「フィリッピン」ハ殆ンド「アメリカ」ニ依存シテ居ッタノデ、  
 「アメリカ」トノ關係ヲ離レテハ獨立ハ事實上不可能デアッタ。「ヒ  
 リッピン」人ハ「シガレット」ヲ非常ニ好ミマスガ、ソレハ全然作ラ  
 ナイデ、唯「シガー」ヲ海山作ツテ居リ「シガレット」ハ「アメリカ」  
 カラ輸入シテ居リマシタ。米モ年ニ一兩位輸入シナケレバナライ。  
 新機ナ狀態デアリマスカラ、衣料、紙煙草ヲ初メ日用品ノ如キ先ヅ  
 第一ニ自分デ作ラナケレバ、獨立トシテノ資格ヲ殆ンド具備シ得ヌ

(七)

殊ニ「ヒリツピン」獨立後ニ於ケル南西太平洋方面ニ於ケル政局ハ、  
 我方ニハ不利デアツタ。「ヒリツピン」ハ何時攻サレルカモ知レヌ  
 ト云フ状態デアリマス。從ツテ、全然「ヒリツピン」ノ獨立政府ノ意  
 思デノミ政治ガ行ハレタト云フコトハ出來マセン。而モ前述ノ如ク「  
 ヒリツピン」ト日本軍トノ間ニハ日本ガ「ヒリツピン」ノ防禦ニ當ル  
 ト云フ約束ガアリマス。當時日本軍ハ一面ニ於テ日本軍隊自身ノ使命  
 フ果サネバナラヌ又反面「ヒリツピン」ノ保護モシナケレバナラヌノ  
 デスカラ軍事上ノ話カラ言ヘバ「ヒリツピン」ノ獨立ハ當時直チニ完  
 全ナモノト云フ事ハ出來ナイガ此話ハ大統領モ良ク承知シテ居リマシ  
 タシ、戦争ガ済メバ軍ハ引上ゲルトイフコトハ軍司令官モ聲明シテ居  
 リマスシ、東條總理ガ同僚ノ考デアツタコトハ私モ親シク聞イテ居リ  
 マス。

比島獨立ニ就テノ東條總理ノ聲明ハ「ヒリツピン」デハ大シタ評判デ  
 アリ、東條内閣ガ罷メタ時「ヒリツピン」人ハ非常ニ心配シテ居リマ  
 シタノデ、私ハ「ヒリツピン」及日本ノ新聞記者ヲ招ンデ「日本ハ  
 内閣ガ代ツテモ日本ノ方針ハ變ラナイ。「フイリツピン」ノ獨立ハ依

状態デアリマシタ。從ツテ棉花、黄色烟草、蓬來米ノ栽培ノ奨励ヲ軍  
 政時代カラ將來ヲ見越シテ軍政ノ下ニ各方面ノ技師ヲ迎レテ來テヤラ  
 セマシタ。殊ニ棉花栽培ハ多少從來カラ有ツタガ、出來ルモノカ否カ  
 ニ就テ詳細調査ガ種々有リマシタノデ、日本ノ大學ノ教授ヲ招聘シテ  
 調査シテ貰ヒマシタ處所ニヨツテハ棉花ノ栽培ハ可能デアルト云フ  
 報告ガアリマシタノデ、此ノ棉花栽培ヲ行ハセルコトニシマシタ。勿  
 論三年々五年ノ間ハ鉄損承知ノ上デシナケレバナラヌノデ有力ナ紡績  
 會社拓殖會社ヲ各地ニ創設テ、立派ナ棉花ヲ作ラセヨウトシマシタ。  
 三年々五年デハ良イ結果ハ出マセヌ。之ガ爲メ各社ハ損ヲシマシタガ  
 此ノ損ハ始メカラ覚悟シテ居ツタコトデアリマス。煙草ハ黄色イ葉モ  
 或ル地方デハ非常ニヨク出來マシタ。之ハ今迄、寧ロ、出來ルノヲ作  
 ラセナイデ輸入ニ俟ツテ居タ様ニ思ハレマス。蓬來米ハ初年目ハ良カ  
 ツタケレドモ二年目ハ余リ良クナカッタ。  
 「ヒリツピン」ノ獨立當時、軍隊ノ編成ヲシナカッタノハ協定ニ違イ  
 テ日本ガ「ヒリツピン」ヲ防禦スルトイフコトニナツテキタカラデ、  
 勿論警察隊ハ出來テ居リマシタ。

然トシテ認メル。大東亞共榮國ニシテスル限リ其論ハ判然トシテキル  
 ト申シマシタ處、皆安心シテ呉レマシタ。ソレ程東條氏ノ「フイリ  
 ビン」獨立ニ就イテノ聲明ハ以テ迎セラレマシタ。  
 東條總理ガ如何ニ「ヒリツピン」人ニ歡迎セラレテ居タカヲ示ス一例  
 ヲ舉ゲマセウ。東條首相ガ「ヒリツピン」ニ來テレタ時ノコトデアリ  
 マス。東條首相ガ飛行機カラ降りテ直グ大臣連ガ集合シテ居ル處ニ參  
 リ、一同ト握手ヲシタガ之ハ軍司令官等ト全然異ツタ態度ヲ被等ハ非  
 常ニ喜ビマシタ。アル時十數万人集ツタ所デ演説ヲシタアト「ホテル  
 」迄自動車ハアルケレドモ歩行シマシタ。之ハ危ヲ念頭ニ置カズ「  
 ヒリツピン」人ト一緒ニヤロウトスル態度ガ現ハレテ居ツテ、心カラ  
 「ヒリツピン」ノ獨立ヲ考ヘテ后々事ガヨク了解出來マシタ。  
 其時ノ東條首相ノ演説ハ大シタ人氣デアリマシタ。  
 「ルネタ」( ) 公園ト云フノガアリマス。ソノ所在地ノ市長  
 ガ、ソノ公園ヲ東條公園ト命名シタイト或ル機會ニ東條氏ニ話シタ所  
 ガ東條氏ハ「ヤメテ呉レ」ト拒リマシタ。  
 又軍司令官ハ、種々ノ事情ヲ本岡、田中、黒田、最后ニハ山下ト代リ

マシタガ、參謀長ノ和知氏ハ私ガ彼地ニ赴任シテカラ一、二週間后ニ  
 來任シ、山下氏ガ來ル迄在任シテ居リマシタガ、參謀長トシテ、又嘗  
 時ノ軍政官トシテノ和知氏ハ非常ニ評判ガ良カッタ。彼ハ如何ニシテ  
 モ「ヒリツピン」ヲ立派ナモノニシ度イトノ熱意ガアリマシタ。  
 一、次ニ「デス・マーチ」トイフコトニ就テ述ベマス。  
 「デス・マーチ」ト云フコトハ、「ヒリツピン」ノ捕虜ニ營ハメルコ  
 トカ、或ハ「アメリカ」ノ捕虜ニ營テハメルコトカ判然トシテ居ラヌ  
 ト思ヒマス。「アメリカ」ノ捕虜ガ「コレヒドール」カラ上ツテ來テ  
 收容所迄行ク其ノ「マーチ」ハ私ハ傍觀者デスガ、其行列ニハ死人ハ  
 ナカッタヤウニ思フ。併シ、「ヒリツピン」人ノ兵隊ノ中ニハ多少死  
 人ハアリマシタ。  
 私ハ其際「バタアン」ノ方へ行ツタコトガアリマスノデ其時ノ事情ヲ  
 申シマス「ヒリツピン」ノ兵隊ガ「バタアン」州ノ中ニ立テ居ツテ  
 ソレカラ、其州ノ民衆ト同時ニ出テ來テ降伏スルト言フノデス。俘虜  
 ニオツタ者ノ中ニハ道端ニ倒レテ居ルモノモ見マシタ。私ハ軍司令官  
 ノ所ニ行ツテ居イタ處、軍司令官ハ「コンナニキルトハ思ハナカッタ。



降伏スルト言フカラ、人数ハ三、四萬ト思ツテ居ツタノニ、十萬近クモ居リ實ニ迎ブノニ困ツタ。今此方ハ第一「トラツク」モ少ナイシ、食料モソレ程用意シテ居ラヌ。又「マラリヤ」其他ノ病氣ニ罹ツテキル。ソレヲ避ブノニ困ツタト云ハレマシタ。之ガ現状デス。悉ラクドチラヲ云フノカ知ラヌガ、之レヲ「デス・マイチ」ト唯カガ名付ケタノダト思フ。

ツレカラ之レハ「ヒリツピン」人カラ聞イタ話デスガ「實ハ色々話モアルノダガ、日本ノ兵隊ガ皆俘虜收容所デ俘虜ト共ニ寝テ呉レ、又共ニ飯ヲ食ベテキル」トソノ「フイリツピン」人ハ言ヒマシタ。

ソレカラ本團軍司令官ガ飛行機カラ色々ナ傳單ヲ撒布シタ想デスガソレニハ「我々ハ「ヒリツピン」人ヲ敵トシナイ」ト言ツテ居リマス。

其ノ觀念ヲ最后迄、本團將軍ハ持ツテ居ラレタト思フノハ俘虜ノ中ニハ相當病人モ出ルシ又十萬近イ俘虜ハ大變デスカラ戦争繼續中ニモ係ラズ逐次釋放シテ居リマス。之ガ非常ニ「ヒリツピン」人ヲ喜バセマシタ。俘虜ハ當然、戦争ノ済ム迄釋放サレヌト思ツテキタノガ、先ズ病人ヲ釋放シテ返ヘシ又遠方ノ生レノモノハ返ヘスト言フ風デアリマ

シタ。

一、日本軍ガ敗退シ最后ニ「ゲリラ」以テヤリ或ル程度ノ殘虐行爲ヲシタ

營時ノ事情ヲ述べマセウ。

營時、山下軍司令官ハ我々ト一語ニ山ノ中ニ居リマシタカラ、彼ハアノヤウナ殘虐行爲ガ行ハレテキルト云フコトヲ毛頭考ヘテ居ラナカツタノデス。矢張り敗ケルデ殆ンド氣運ノヤウナ状態ニ兵隊ガナツテキタモノト思ハレマス。

「マニラ」ニ在ツタ海軍ノ守備隊長等モ連絡ガ絶エテ本營ノ訓令ヲ受ケズ個々別々ニ種々ナ行動ヲヤツテ居リマス。又日本軍ガ「マニラ」ヲ突破シテ、山ノ中ニ入ツタノデアリマスガ、新ウナルト「ヒリツピン」人ハ皆敵ト思フヤウニナリマス。良民カ否カノ區別ハ出来マセヌ。又弱ツテキルモノニハ線ナモノハナイ其處ニ居ルモノハ必ズ敵デアルソレダカラ敵ト見テヤツタノデアルト思ヒマス。

以上

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤認セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣誓書

署名  
捺印

村田省三

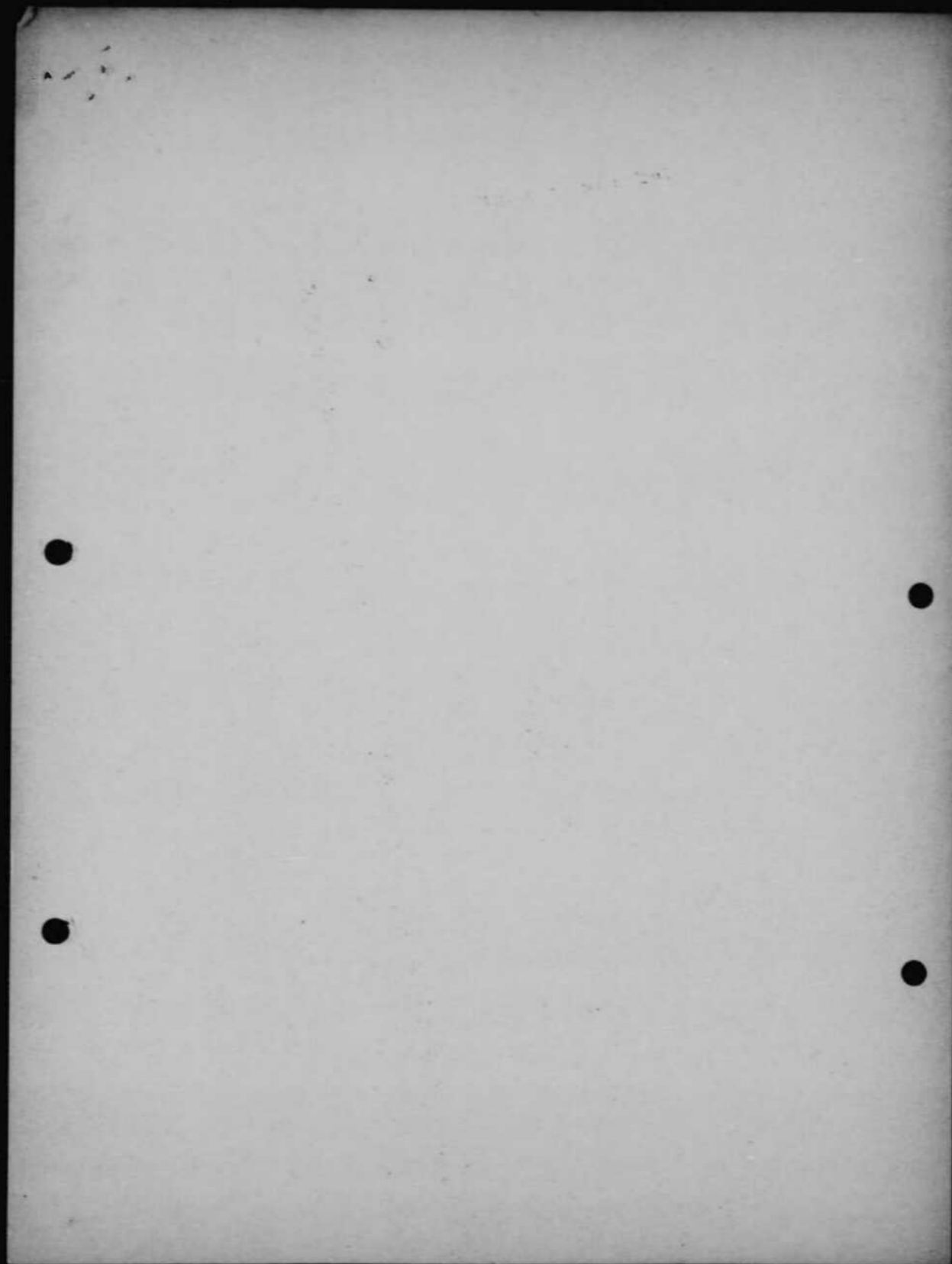
昭和二十一年（一九四六年）十二月二十七日於梟鴉拘置所

供進者 村田省三

右ハ菅立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於同所

立會人 鹽原時三郎



極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國外對荒木貞夫其他

証 言 供 述 書

供 述 者 杉 原 荒 太

22  
22-3-10 (2)  
干渉列及証人等  
(一收収証)

る、方式に従ひ先づ宣誓を爲したる後次の供述を致しま

す

- 一 私は一九四三年十一月東京に於て開かれた大東亞會議の當時は大東亞省總務局總務課長の職に在りました。従て右會合の開催にも干渉し、會議當日も會場に出席し各種の様子を観察して居ります。
- 二 右會議の招待は一九四三年十一月六日の少しく前に各國に在る、我國大使を通じ議題となるべき事柄の發せられたのでありますが、各國とも喜んで參加したのであります。殊に中國の汪主席の如きは自ら會合に臨んで爲すべき發表を自ら筆を執り來會を樂んで居るとの通信も得

1

14 LuC # 654

111

22

112

極東國際軍事裁判所

証人利加合衆國外對荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 杉 原 莞 太

私は帝國に行はるゝ方式に従ひ先づ宣誓を爲したる後次の供述を致します

1

一 私は一九四三年十一月東京に於て開かれた大東亞會議の當時は大東亞省總務局總務課長の職に在りました。従て右會合の招待にも干與し、會議當日も會場に出席し各程の様子を觀察して居ります。

二 右會議の招待は一九四三年十一月六日の少しく前に各國に在る、我國大使を通じ議題となるべき事柄の發せられたのでありますが、各國とも喜んで參加したのであります。殊に中國の汪主席の如きは自ら會合に臨んで爲すべき發表を自ら筆を執り來會を樂んで居るとの通信も得

111

IE LJC # 654

複 面 白 紙

て居ります。

各代表の會議に於ける演説の要旨を得たりなどした事もなく、各代表の演説は皆会場の自由なる演述なる事も無論であります。フリッピンのラウソル氏、印度政府のチャンドラボリス氏等は原稿も持たずに全く自由なる態度で非常なる熱帯を揮ひました。ブルマのモ博士は原稿を讀んで居りましたが、必ずしも之に拘らず自由なる演説をして居ります。此等は皆速記法に筆を絶つが如く居ります。要するに日本が各會場への來場を強制したり、又會場、演説の演説所等に干渉したりし事は概もありません。この事は私に良心を苦しめて居ります。

一九四七年二月十九日於東京野

杉原 荒 次

右自分の面前に於て署名したる事を証す

同日於同所

安 東 義 良

REF 100 号 654

宣 誓 書

良心ニ従ヒ眞實ヲ領ヘ何事ヲモ欺秘セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓  
フ

杉 原 荒 太

3

LEF LOC # 054

1/3

裏面白紙

EX 2351  
LOC 004

2.2

「タイ」国代表「ワシワイタヤコーン」内閣総理大臣  
代理閣下ノ一般的所見 (通譯) (十一月五日)

「タイ」国政府ハ日本国政府ノ發セラレマシタル今回ノ大東亞會議ニ  
對スル參加招請ヲ欣然受諾致シマシタ、ソレハ、「タイ」国政府ハ、本  
國ノ利益ニ資シテ、所期ノ如ク完遂セシムルト共ニ、恒久ニシテ協榮已  
ニ立スル上ニ於テ最モ有效ナル結果ヲ招來ス  
アリマス、尙「タイ」国内閣総理大臣「ビー」  
閣下ハ、現在ノ健康談話ヲ東京ヘノ長途ノ旅  
行ヲ許サズニテ、自ラ本會議ニ列席出來カカツタコトヲ遺憾トシテ  
居リ、從ツテ元帥ハ私ニ命ズルニ其ノ代理トシテ本會議ニ列席スルコト  
ヲ以テシテ次第デアリマス。

大東亞會議遂行ト大東亞共榮國ノ建設ニ關スル「タイ」国政府ノ所見  
ハ既定ノ方針、特ニ日「タイ」關係ノ基本方針ニ準據セル現在ノ方針ヲ  
以テ極メテ妥當ナルモノト爲スニ在リマス、當面ノ問題トシテハ、現存  
ノ友好關係、協力並ニ十分ナル了解ヲ一層増進致シマシテ、物的心的ノ

22-3-10 (2)  
外務省  
(2)



EX 2351  
LUC 064

「タイ」国代表「ワンワイタヤコーン」内閣総理大臣  
代理閣下ノ一般的所見 (通譯) (十一月五日)

「タイ」国政府ハ日本国政府ノ發セラレマツタル今回ノ大東亞會議ニ  
對スル參加招請ヲ欣然受諾致シマシタ、ソレハ、「タイ」国政府ハ、本  
會議ガ大東亞會議ヲ所期ノ如ク完遂セシムルト共ニ、恒久ニシテ終業已  
ムコトナキ大東亞共榮國ヲ確立スル上ニ於テ最モ有效ナル結果ヲ招來ス  
ベキコトヲ確信スルカラデアリマス、尙「タイ」国内閣総理大臣「ビー  
ビグン・ソングラム」元帥閣下ハ、現在ノ健康狀況ガ東京ヘノ長途ノ旅  
行ヲ許サズニテ、自ラ本會議ニ列席出來ナカツタコトヲ頗ル遺憾トシテ  
居リ、從ツテ元帥ハ私ニ命ズルニ其ノ代理トシテ本會議ニ參列スルコト  
ヲ以テシテ次席デアリマス。

大東亞會議遂行ト大東亞共榮國ノ建設ニ關スル「タイ」国政府ノ所見  
ハ既定ノ方針、特ニ日「タイ」關係ノ基本方針ニ準據セル現在ノ方針ヲ  
以テ概シテ妥當ナルモノト爲スニ在リマス、當面ノ問題トシテハ、現存  
ノ友好關係、協力並ニ十分ナル了解ヲ一層増進致シマシテ、物的心的ノ

1

1/4

裏面白紙

力ヲ結集一貫化シ、以テ戰爭遂行ト大東亞共榮圏建設トヲ成功ヲ以テ完  
成ニ導クモノト考ヘル次第デアリマス。

私ノ所見ハ大東亞興隆ノ歴史ニ依ツテ繰返サレルモノト考ヘマス、抑  
チ亞細亞大陸ハ人類發達ノ源デアリマシテ、太古ヨリ非常ニ高度ナ發展  
ヲ遂ゲテ來クノデアリマス、而シテ斯クノ如キ發達ハ人類ノ心ニ單キ、  
人類ヲ々テ平和ト幸福トヲ求メシメル清キ光デアリマシテ、正義ノ蔭  
ノ上ニ樹立セラレタル友好ト好意トヨリ成ルモノデアリマス、是ヨリ國  
教トシテ佛教ヲ信奉スル「タイ」國民ニ固有ナル發展ノ原理デアリマス、  
而シテ此ノ發展ノ原理ハ同時ニ一般亞細亞國民ニ依ツテ傳統詞ニ保持サ  
レル文化ノ原則デモアリ、換言致シマスレバ、亞細亞ノ原則ニ從フ發展  
コソ眞ノ文化ナノデアリマス、此ノ事實ハ「光ハ東方ヨリ、法律ハ西方  
ヨリ」ト云フ諺ガアルコトニ依ツテモ明白デアアルガ如ク歐洲人ニヨツテ  
認メラレテ居ルコトデアリマス。

次州ノ發達ハ之ト異ナツタ形ヲ呈ツテ居リマス、即チ物質的進歩ノ足  
進、言ヒ快ヘルト、國家ト經濟力トノ發展ヲ目的トスル文明ノ形式ヲ採

114 100 〃 663

115

ツテ居リマス、之ヲ爲ニ近代世界史ノ上ニ於テ、歐洲諸國家ハ歐洲カラ  
 外ヘ發展シタノデアリマス、特ニ一世紀前ヨリ英國ト米國トハ大東亞地  
 域ニ進出シテ、或ハ植民地トシ、或ハ原料獲得ノ獨占的地域トシ、或  
 ハ自己ノ製品ノ市場トシテ土ヲ獲得シタノデアリマス、是レテ大東亞  
 諸民族ハ、或ハ獨立ト主權トヲ失ヒ、或ハ治外法權ト不平等條約トニ  
 ツテ其ノ獨立及ビ主權ニ種々ノ制限ヲ受ケ而シテ國法上ノ互惠的取扱ヲ  
 得ル所ガナカッタノデアリマス、斯クシテ亞細亞ハ、政治的ニ結合セル  
 大陸トシテノ性質ヲ喪失シテ、單ナル地獄的恣睢ニ墮ルノデアリマス。

がカル事録ヨリ生ジタル書寫ハ、廣ク大東亞諸國民ノ感傷ト記憶トニ  
 永ク留ツテ居ルノデアリマスガ、大日本帝國ハ先見ノ明ヲ以テ、現代世  
 界ノ進展ハ、其ノ手段ニ於テ西洋文明ニ擬ラナクレバナラナイト同時ニ  
 又東洋的文化原則ニ倣ハスル必要ノアルコトヲ洞察セラレタル結果、其  
 ノ發展ノ形式ヲ現代式ニ調整シ、治外法權ヲ撤廢サセ、愈進ニ一大強國  
 ノ地位ニ躍進セラレタノデアリマス、一「タイ」國モ亦之ト同一ノ道ヲ歩  
 ミテ居ル次第デアリマシテ、幾年カノ歲月ヲ試シ、不撓ノ努力ヲ以

DBS LOC 664

横田 國史 館

テ治外法權ヲ撤去シ、首尾長ク獨立ト主張トヲ再ビ獲得シタノデアリマ  
 ス、併シナガラ亞細亞ニハ、其ノ獨立ヲ回復シ、其ノ主權ヲ再建センガ  
 爲ニ、尙關アラ要スル牽連國ガ幾ツカアルノデアリマシテ、此等ノ國ハ  
 假令完全獨立及ビ主權獲得ノ目的ヲ達シマシテモ、同証的ニ申々マス  
 レバ自國民ノ公正ナル要求ニ關ツテ後戻ラ遂ゲル自由ヲ持タズ實情ニ証  
 ルノデアリマス。

尙ニ大東亞ハ盟國ノ沃土デアリ、自給自足ノ原則ニ堪ヤ、此ノ地域ヲ  
 共榮發展セシムルニ足ル自然資源尠ニ産粟立地條件ヲ有セテ居ルノデア  
 リマシテ、其ノ結果、日本帝國ハ八紘一宇ノ理想ニ達ヒ共榮國ヲ樹立シ  
 正義、公正及ビ平和ノ基礎ノ上ニ立ツ一家ノ即チ結束ヲ誓サントスル政  
 策ヲ採リ、之ヲ進行ニ當ツテハ、「タイ」佛印紛争ノ録ノ例ニ見ルガ如  
 ク平和的手段ヲ用ヒテ居ルノデアリマス、即チ「タイ」國ハ領土喪失ニ  
 甚ク脅威ヲ受ケタル友好關係ヲ兩國間ニ打ち續ツル爲、喪失領土ノ一部  
 ノ返還ヲ佛國ニ要求シタノデアリマスガ、幸ニモ日本政府ハ之ガ要求ニ  
 同意セラレ、遂ニ正義ニ立脚セル協定ニ達スルヲ得タノデアリマシテ、

118 006 // 004

裏面白紙

断

解カル日本ノ好意ハ「タイ」國民ノ夢寐ニモ忘レ得ザル所デアリマス。

併々ナガラ日本ノ新カル平和的的手段ニ依ル國策施行ハ、米英ガ加ヘ聚ツタ種々ノ障礙ニ依リ成功ヲ見ズ、茲ニ大東亞親善勃發ノ巴ムナキニ立至ツクノデアリマスガ、日本皇軍ノ輝カシキ大義果ハ半乎タル土蓋ノ上ニ大東亞共榮國ヲ樹立スルベシトノ希望ヲ生ミ、全亞細亞民衆ノ胸ヲ歡喜ニ滿チ塞レサセテ居ルノデアリマス。

「タイ」國ハ過去數百年間日本ト密接ナルキ好關係ニ在リ、此ノ關係ハ並々緊密ノ度ヲ加ヘ聚ツクノデアリマシテ、「タイ」國ハ日本ノ崇高ナル目的ヲ十分ニ了解シ、内閣總理大臣閣下指導ノ下ニ、直アニ日本ノ同盟國トシテ協力シテ聚マシタコトハ、大東亞共榮國ノ樹立ト之ヲ妨ゲル所ノ不埒ナル勢力ノ一端トシテ日「タイ」兩國ガ締結シタル兩國間ノ同盟條約ニ依ツテモ明白デアリマス、該同盟條約ノ根本方針ハ、(一)獨立及ビ主權ノ相互尊重ヲ基礎トスル同盟關係ノ設定、並ニ(二)兩國ノ有スル有ラヌル政治的、經濟的及ビ軍事的的手段ニ依ル相互援助デアリマス。

5

シレフ 100 号 684

118

表 面 白 紙

軍事面的ニハ「タイ」國軍隊ハ日本軍ト協力致々マシテ、寛ク其戦頭ニ副ヒ、所期ノ成功ヲ收メタノデアリマシテ、更ニ窮寇ノ勝利ヲ獲ル迄戦争遂行ノ爲ニ種々ノ最善ヲ講フ用意ガアルノデアリマス、経済的ニハ「タイ」國ハ既に日本ト十分ニ協力致々テ居リマシテ、此ノ點ニ於テ「タイ」國ガ日本ニ援助ヲ求メルトスレバ、ソレハ戦争完成ノタメ其ノ経済力ヲ維持スル上ニ於テ必要トスルモノニ限ラレテ居ルノデアリマス、尚「タイ」國ハ自國ノ文化ヲ宣揚シテ、戦争遂行ノ爲克ク國民ヲ々々一德一心精神のニ口結ヒシメ、同時ニ日本ト文化協定ヲ締結シ、兩國國民ノ精神的紐帶ヲ強化ヒシメクノデアリマス、精神ハ更ニ西文明本然ノ特色デアリマス、而シテ戦争ヲ終局ノ勝利ヲ收メル最も重大ナル要素ノ一ツハ此ノ精神力ナノデアリマス。

政治的ニハ日「タイ」兩國ノ友好關係ハ最も密接ナル状態ニ在リマシテ、相互ニ能ク諒解ヲ邀ゲテ居リマス、日本國政府ハ安齋、寛ク「タイ」國ノ失地回復ト民族力結集ノ國民的要素ニ同情サレタノデアリマス、新クテ日本政府ハ「マライ」四州及ビ「シヤン」二州ノ「タイ」領編入

6

122 100 〃 684

横山面

ヲ承認スル條約ヲ締結サレタノデアリマス、是實ニ日本ハ「タイ」國ノ  
獨立及ビ主權ヲ尊重スルノミナラズ、「タイ」國ノ一政團結ト国力ノ増  
進トヲ圖ラレクコトヲ諒明スルモノデアリマシテ、「タイ」國官民ニ對  
シテ深甚ナル感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス。

日本ハ、「タイ」國ニ對シテ示シテ好意ト同感ヲ好意ヲ、大東亞ニ於  
ケル各國ニ對シテ、ソレゾレノ事情ニ應ジテ示シテ來タノデアリマス、  
一例ヲ申上ゲレバ、日本ハ中華民國ガ完全ナル主權ヲ回復スルノヲ援助  
シ、滿洲對、「ビルマ」國並ニ「フィリピン」國ノ獨立ヲ支援シ、更ニ  
獨立獲得ヲ目的トスル自由印度假政府獨立ヲ援助政サレタノデアリマス、  
「タイ」國ハ此等ノ成果ヲ欣快トシテ衷心ヨリ支持スル次第デアリマス、  
何トナレバ「タイ」國ハ長イ間此等ノ諸國ト友好善隣關係ヲ有シ、文化  
的亂帶ヲ持シテ來タカラデアリマス。

今ヤ大東亞ハ最早單ナル地理的名稱デナク、確乎タル基礎ノ上ニ立ツ  
共義通ヲ冀求スルコトトナツタ以上、大東亞各國民ノ大事業ハ、戰爭遂  
行上相互ニ協力シ、以テ總對的成功ヲ收メ、各國民ガ其ノ有スル總力ヲ

7

120

DLF LOC # 664

機 密 文 書

島等々を以て其邊ノ利益タル共榮國ノ恒久的進立ノ爲ニ、密與スルコト  
ヲ一トシタス。

大東亞ニ恒久的協榮ヲ爲ス根本方針ハ、相互ノ獨立ト主權トヲ尊重シ  
互國ノ誠實ノ上ニ立ツテ相互ノ經濟通商ヲ促進シ、正義ニ爲キ相互ニ協  
同援助シ、以テ物質的進歩的及ビ精神的力量含ル各國ノ能力ヲ最高度ニ  
進進シ、各國及ビ大東亞全域ノ平和、幸福及ビ繁榮ヲ謀信スルニ在ルノ  
デアリマス。

我が國ノ如クニ蒙ラマシテ、大東亞諸國家ハ各々其ノ富國ノ文化ノ繁ニ  
沿ツテ發展シテ終グルト同時ニ、亦共榮國ノ運命及ビ發展ノ基礎トイフ共  
同目的ヲ懸望スルコトトナリマセウ、大東亞諸國ト同様に世界各國トノ  
關係ニツイテ申シマスナラバ、一般友好關係ニ於テモ、將又朝鮮及ハ文  
化關係ニ於テモ、以上ノ原則、特ニ獨立及ビ空想暴雷ノ原則並ニ  
互惠ノ原則ニ依ルコトガ肝要デアリ、斯クシテモソ世界平和ハ誰平不致  
トナルノデアリマス。

科學知識及ビ近代文明組織ノ手法ヲ利用シ、亞細亞文化ヲ進歩ノ一翼

BSB LOC # 664

121

裏面白紙



第ニ「タイ」國內の各縣大官「ビー、ビブシ、ソシクラム」元帥  
下ノ名ニ於テ、此ノ表裏的會盟が成功ニ至リテ了シ、以テ夫取頭ノ雲  
圖ト崇崇トサ東ニ寄進セシコトヲ許進成ラマラテ、ムノ所見ヲ給ビタイ  
ト思ヒマス。

413 460 7 634

9

122

123

裏面白紙

「フィリピン」代表「ラウレル」大元帥閣下、

一般的所見 (詞討) (十一月五日)

議長閣下、閣下並ニ各位、前年ラ「フィリピン」共和国ノ代表ト成  
リマシテ私ハ此ノ朝期ニシテ光榮アル會場ニ臨ミ茲ニ一語所見ヲ申述

12-3-16 (29)  
新が国又新政府  
(一般後席)

マス、私ハ先ヅ大東亞共進會各國民ノ首事者ヨリ  
セラレタル偉大ナル大日本帝國及ビ其ノ偉大ナル  
電氣線英領閣下ニ對シマシテ、感戴ナル以テ懇  
アリマシテ、此ノ會合ニ於テ大東亞諸民族共進會ノ

安寧ト福澤トノ諸國ニガ射向セラレ、又大東亞電氣線諸家ノ首事者各閣下ニ  
於カレマシテハ親シク相交ハルコトニ依リ互ニ相識リ、茲テ以テ既爾  
民族ノミナラス全人類ノ榮光ノ爲ニ大東亞共進會ノ盛況及ビ之ガ恒久的  
ニ油草ヲ割ケラル、次第テアリマス。

次イデ私ハ中華民國代表閣下、「タイ」代表閣下、滿洲國代表閣下  
「ビルマ」代表閣下及ビ若ク許サル、ナラバ世界史上ノ一新紀元、即  
チ印度民衆ノ自由ノ爲ノ亞細亞人ノ闘争ヲ代表セラル、自由印度假政府

E41 A 2352  
Lib Loc. n. 005

「フイリピン」國代表「ラウレル」大元帥閣下、

一般的所見 (討論) (十一月五日)

議長閣下、閣下就ニ各位、昔幾年ラ「フイリピン」共和國ノ代表ト成  
 マラテ私ハ此ノ同朝のニラテ光榮アル會盟ニ歸ラ茲ニ一言所見ヲ申述  
 ベントスルモノデアリマス、私ハ先ヅ大東亞共榮論ニ對シテ諸君ノ諸君ヨリ  
 成ル此ノ大會ニ對シテ主眼セラレタル偉大ナル大日本帝國及ビ其ノ偉大ナル  
 指導者タル内閣總理大臣東條英樹閣下ニ對シテマラテ、誠實ナル敬意ト感  
 謝ト申述セルモノデアリマシテ、此ノ會合ニ於テ大東亞諸民族共榮ノ  
 安寧ト福祉トノ諸君ニ對シテ、又大東亞諸國家ノ諸君各閣下ニ  
 於カレマラテハ親シク相交ハルコトニ依リ互ニ相諒リ、彼等以テ諸國  
 民族ノミナラズ全人類ノ榮光ノ爲ニ大東亞共榮論ノ成就及ビ之ガ恒久的  
 ニ道草ヲ敷ケラル、次第デアリマス。

次イテ私ハ中華民國代表閣下、「タイ」國代表閣下、荷屬國代表閣下  
 「ビルマ」國代表閣下及ビ若ク許サル、オラバ世界史上ノ一新紀元、即  
 テ印度民衆ノ自由ノ爲ノ亞細亞人ノ闘争ヲ代表セラル、自由印度假政府

EIH A 2352  
-1F LOC # 005

1

123

眞 面目 義

育 康 一 ス バ ス ・ テ ヤ ン ド ラ ・ ボ ー ス 一 詞 下 ニ 討 ヲ 、 謝 表 呈 申 上 七 ゲ ル 次 幕  
デ ア リ マ ス 。

尚 二 人 間 ノ 文 明 史 ヲ 陶 造 ス ル ト キ 、 公 共 的 カ ル 大 衆 運 動 民 族 ノ 會 社 ハ  
以 テ 開 植 セ ラ ル ベ キ デ ア ツ タ ト 感 ズ ル ノ デ ア リ マ ス 、 誠 々 ハ 從 然 益 ク ノ  
是 人 ト ヲ 生 産 せ せ ン ン ラ レ テ 聚 ク ノ デ ア リ マ ス ガ 、 大 日 本 帝 國 ノ 多 大 ノ  
謝 勞 力 ニ 依 リ マ ヲ テ 、 有 史 以 來 治 ヲ テ 誠 々 ガ 一 族 ニ 當 ヲ マ ヲ テ 此 ノ 形 式  
ニ 私 ハ 心 カ ラ ノ 崇 敬 ヲ 感 ズ ル 次 幕 デ ア リ マ ヲ テ 、 新 ク 誠 々 ハ 今 後 再 ビ  
既 往 ノ 如 ク 謙 敬 ス ル コ ト ナ ク 、 辱 罵 、 誹 毀 及 ビ 誣 毀 ニ 處 ク 處 キ 抗 辯 ヲ 、  
十 分 ノ 理 屈 難 民 衆 ハ 少 數 西 洋 強 國 ノ 支 配 及 ビ 榨 取 ノ 暴 行 ト ハ 再 ビ ナ ラ ン  
イ コ ト ヲ 世 界 ニ 向 ツ テ 宣 言 ヲ 得 ル 次 幕 デ ア リ マ ス 、 之 ニ 對 謝 表 呈 申 上  
私 ハ 皇 朝 諸 民 族 ガ 徒 聚 一 堂 ニ 會 々 武 ノ 精 氣 神 勇 ノ 共 同 ノ 謝 表 呈 申 上  
對 謝 得 ナ カ ヲ 理 由 ト 思 忖 セ ラ ル 、 所 ノ 三 語 ニ 對 イ テ 申 謝 表 呈 申 上  
マ ス 。

第一ハ西洋列強、殊ニ英米ノ政策ハ常ニ、怒ラク大日本帝國ヲ除ク、  
大 東 亞 ノ 各 抑 壓 國 民 ノ 政 治 的 支 配 及 ビ 經 済 的 榨 取 ニ 在 ツ タ ノ デ ア リ マ ヲ

144 100 5 605

2

124

復 原 白 紙

テ、此ノ權取、支那ノ政策ニ依リ亞細亞民族ハ同化セラレ、其ノ活力ヲ收斂セラレ、幾ツテ又其ノ強盛性ヲ減滅セタラレタノデアリ、更ニ從來ノ所カル政策ノ故ニ臥ニ幾等ガ相違々大東亞ノ共通語同語ヲ對照スルコトガ出来ナカツタノデアリマス。

第二ノ理由ハ、衆生ハ以上ノ政策ニ従ヒ、又其ノ請求ト々テ、所謂共同經濟主義ニ對シテ當ニ大東亞諸民族ノ分割ヲ圖リ、以テ大東亞諸民族ノ士氣、活氣及ビ生活力ヲ弱メントタコト是デアリマス、衆生ハ大東亞諸民族ノ中ニ宗教的、階級的差異ヲ創り出シ、政治的相違ヲ促進スルコトニ依リ之ヲ分割シタノデアリマス、彼等ハ「フアイリビシ」<sup>3</sup> 國民ヲ分割シマシク、又私ハ彼等ガ中華民門國民ヲ分割シ、更ニ其ノ法制及ビ主權下ニ在ル他ノ諸地域ノ國民ヲ分割シ、所クノ所ク亦同致過セシメラレタル大東亞諸民族ヲ々テ其ノ刀ヲ結集シ、東洋ノ名譽ト尊嚴トヲ廢ツテ奮起スルノ聲ハシメタモノデアアルコトヲ確信スルモノデアリマス。

第三ニ尋ゲマス理由ハ、生レタバカリノ小「デアアル「フアイリビシ」共

1111 1100 11 666

125

裏面白紙

和國ノ禮政ニ恭クモノデアリマス、米英ハ次ノ如キ口實ヲ得ヘテ我等ニ  
 對日憎惡ヲ鼓吹シタノデアリマス、即チ日本ハ征服欲ニシテ帝國主義的  
 ナル國家デアリ、權威、聲望ノ擴大ヲ望ム國家デアツテ、我々が日本ト  
 折衝スルホ於テハ擄取、蹂躙ハ免レザル所ナリト稱シタノデアリマス、日本  
 ハ其ノ物心兩面ノ偉大ナル力ト國民ノ團結トヲ有スルガ故ニ、之ヲ屈服  
 シシメ得ザル唯一ノ國家ナルコトヲ悟リマシタル西洋諸國ハ、外交的謀  
 略ヲ以テ對日憎惡感及ビ對日猜疑感ノ養成ニ努メ、試シテ日本ハ我  
 等ノ親友同胞ニ非ズシテ仇敵ナリト信ゼシメタノデアリマス、以上申述  
 ベマシタル所ガ即チ大東亞各國民ガ其ノ安寧、權威及ビ名譽ニ關スル共  
 通諸問題ヲ射撃スル爲メ團結ヲ得ナカシタ理由デアルト私ハ考ヘルノデア  
 リマス。

參加各團代表ガ始メテ議長閣下ノ御招待ニ與リマシタル様、私ハ深キ  
 感動ニ打タレタノデアリマス、閣下ノ茶會ヲ催サレマシク室ニ入りマス  
 ヤ否ヤ、私ハ感涙頬ヲ傳フルト共ニ鼓舞セラレ且感激ヲ受ケタノデアリ  
 マシテ、私ハ其ノ時「十億ノ東洋人、十億ノ亞細亞人ヨ、何故ニ挺身奉

LEF LUG # 605

126

横 面 白 紙

ノ多クハ米英ニ、殊更ニ米英兩國ニ斯クモ逐次支記サレタノデアモウカ  
 ト叫ンダノデアリマス、從ツテ私ガ小タル「アイリピン」共和國ヲ代發  
 ヲテハルバル本會ニ出册録々マシテ、大日本帝國ノ律大ナル指導者ノ  
 招請ニ服シ該會セラレタル閣下各位ニ親々ク御挨拶申上ゲルコトノ出来  
 マスルニトハ尚ニ私ノ原モ辭リトシ且請見スル所ナノデアリマス。

私ハ私書閣下ノ申サレマシクコトヲ敢モ注意深ク熱心ニ傾聴致シタノ  
 デアリマスガ、閣下ノ御辭々ヲ待マシテ其ノ一節ヲ引用シクイト思フノ  
 デアリマス、ソレハ日本ヲ指導者トシテ東洋民族、大東亞民族ノ行爲ヲ  
 憎シク見テ、東洋ノ究起及ビ其榮隆原因ニ對シテ日寇試等ヲ前退セシムヘ  
 キ此等御言辭原義ヲ察シテ感ルト考ヘラル、モノデアリマス、即チ閣  
 下ハ「大東亞各洲ハ互ニ其ノ自主獨立ヲバ尊重シツ、全體トシテ新和ノ  
 關係ヲ總立スベキモノデアリマス、相手方ヲ單ニ手段トシテ利用スル所  
 ニハ、親和ノ關係ヲ見出スコトハ出来ナイノデアリマス、親和ノ關係ハ  
 相手方ノ自主獨立ヲ尊重シ、他ノ諸業ニ依ツテ自ラモ營業シ、自他共ニ  
 其ノ卒業ノ面目ヲ發揮スル所ニノミ生ジ得ルモノト當ズルノデアリマス」

5

REF 100 # 665

127

裏面白紙

ト申述ベラレタノデアリマス。

採言スレバ、大東亞共榮國ハ之ヲ形成スル或ル一國ノ利益ノ爲ニ建設セラル、モノデハナイノデアリマス、同下ノ同言葉ヲ採レバ、大東亞共榮國ノ獨立ハ器構成國家ノ獨立ヲ認メ、之ヲ承認スルコトニ始マルノデアリマシテ、斯ク政治的獨立及ビ領土主權ヲ承認スルコトニ依ツテ各國ハ各々獨自ノ制度ニ應ジテ發展ヲ遂ゲ、而モ發展ノ諸果生ズル或ル國ノ利益ヲ或ル特定國ガ獨占スルコトナク、全世ノ繁榮ハ各國ノ繁榮ヲ意味スルモ各個ノ繁榮ハ必ズシモ全世ノ繁榮ナラザルノ理ニ違キ、一國ノ利益ト諸國トヲ他國ニ及ボスコトヲ以テ其ノ目的トスルモノデアリマス。

採言スレバ、共存、協力及ビ共榮コソハ大日本帝國ニ依リ噴進セラレ大東亞共榮國ノ他ノ諸民族諸國民ノ時依スル神聖ナル概念ノ根柢ヲ爲ス三要道デアリマス、大東亞諸民族諸國民ヲシテ其ノ自然ノ生存權ヲ享受セシメンガ爲ニ、大日本帝國ハ此ノ神聖ニ生命財產ノミナラズ其ノ存立其ノモノヲサヘモ應シテ沿ルノデアリマス、日ハ單ニ自國民ノミナラズ、大東亞全民族ノ爲ニ戦ヒツ、アルノデアリマスガ、日本ハ獨リ自己

14F 100 # 065

6

/28

裏面白紙



ノミガ生存シ東亞ノ同胞ガ被ビ苦シムコトヲ幸福トスルモノデナイコト  
 ハ私ノ十分承知シテ居ル所デアリマス、日本ハ勿論生存スルコトヲ望ム  
 デアリマセウ、併シ同時ニ日本ハ其ノ同胞タル東洋諸民族を共ニ生存ス  
 ルコトヲ冀フノデアリマス、日本モ、中華民国モ、「タイ」國、滿洲國、  
 「ビルマ」國、印度、「フィリピン」國モ何レモ生存シ、斯クシテ戦局  
 ハ中華民国或ハ其ノ他ノ一國乃至一掃成國ノ繁榮ヲ達成センガ爲努力ヲ  
 拂フノデウケ、益々ノ繁榮ヲ圖リ、更ニ國家ノ存在ニ必要ナル手段ヲ獲  
 得センガ爲ニ努力シ、進ンデ再ビ西洋諸國ノ文記ヲ受クルコトヲウケ世界  
 ニ於テ正當ナル地位ヲ占ム、國民ハ各自ノ法律及ビ制度ノ下ニ幸福ニ生  
 活シ、緊密集團ニ結集シテ、亞細亞及ビ遠東諸人ノ爲ノミナラズ全世界  
 ノ幸福ト福祉トニ寄與スルガ如キ共榮國福立ノ爲ニ協力セントスルモノ  
 デアリマス。

總理大聖閣下ノ優レタル御演說中、私自身ノミナラズ恐ラクハ此ノ席  
 ニ招カレタル各位ノ爲ニモ、歸國後國民ニ本會議ノ成果ヲ報告シ之ヲ啓  
 發スル爲ニ、まニ引用スルコトヲ御許シ願ヒクイト存ズル一語ガアリマ

1.1.10 100 5 055

7

129

裏面白紙

LEF LUC 7 665

ス、ソレハ東洋的文化、即チ必要注記メテ大ナル東洋民族ノ神化ニ論ス  
 スルモノデアリマシテ、私ハ私自身ノ國ノ爲ニ必景トスルガ故ニ特ニ之ヲ  
 引用センコトスルモノデアリマス、即チ國下ハ「由來大東亞ニハ優秀ナル文  
 化ガ存シテ居ルノデアリマス、殊ニ大東亞ノ精神文化ハ最も崇高、明玄ナ  
 ルモノデアリマス。今且愈々之ヲ長壽壽化シテ廣ク世界ニ及ボスコトハ、  
 勿論我國ノ守衛リテ打撃シ、人類全族ノ福祉ニ寄與スルコト妙カラザルモ  
 ノアリト想スルモノデアリマス。一ト聞ハガテ是リ、新ナル文化ヲ有スル各  
 國ハ相互ニ其ノ純潔ナル傳統ヲ尊重スルト共ニ、各長深ノ創造性ト天賦ト  
 ラ得、其ノ守衛シテ文化ヲ終々昇華シテブレバナラナイコトハ、我々ニ  
 徹ヘラカク、我々ニハ、新ナル精神化、優秀ナル東洋的文化ノ精神ハ我  
 々が認識俾テ其ノ傳承スベキモノナルバカリデナク、國下ノ地ニ  
 ラ、マシテ其ガ類々觀念トシテ全東洋人ノ胸中深ク刻ミ込マルベキモ  
 ノデアリマス。余ハ、餘ニ親小ニシテ不幸ニシテ多年ニ亘リ確切的西洋諸國ノ  
 克己ト影響トシテ其ノ善惡ヲ、歴代ノ治下ニ三百餘年、永朝ノ治下ニ四十  
 年、今カク此ノ如キ國民ノ銘記スベキ所デアリマス、而シテ是即チ

130

裏面白紙

各國民、時ニ戦ガ日民ノ精神化ヲ必要トスル所以デアリマス、尚ニ彼等各  
國ノ指導者タルモノハ各々其ノ教育制度ヲ全面的ニ改革シ、以テ國民ヲ  
テ東洋人トシテ感受シ、思惟シ且行詞セシムルノ要ガアツデアリマシテ、  
是ラク比ノコトハ日本ガ大東亞各國民ノ精神化ヲ圖ラル、上ニ於テ最良ノ  
支度トナルデアリマシテ。

軍艦の方圖ニ關シマシテハ此ノ席ニ於テ私ノ發言ヲ俟ツ迄モアリマシ  
日本軍ガ今次戦争ニ於テ朝鮮ノ勝利ヲ獲ルニ非ズンバ我欲ハ其ノ自由ヲ享  
受シ得ズ、「ビルマ」國モ「フィリピン」國モ得クニシテ與ヘラレタル自  
由ヲ樂シムコトハ出来ナイノデアリマスカラ、自明ノ理デアリマス、其々  
ハ以上ノ事實ヲ深ク認識シ、種々ノ困難ヲ忍ビツ、天日本軍艦ガ勝利ノ目  
的ヲ達成スル日迄進ム決意ヲ固メテ居ルノデアリマス、中將民部ノ戰  
「タイ」國ノ戰、否自由ト自主トノ爲ノ大東亞各民族ノ戰モ「ニ際ツテ日  
本ノ勝利ニ在ルノデアリマシテ、共榮國ノ獨立モ、天東亞各民族ノ崇高ナ  
ル念願ノ達成モ、其勝利ニ懸ツテ居ルノデアリマス、日本ノ勝利ナクシテ  
共榮國ナク、我が國乃至東亞ニ於ケル如何ナル國ノ自由モナイノデアリマ  
シテ、東洋人ノ驍戰ハ具敵スルコトナク、西洋強國ハ舊ビ往昔ノ如ク我

LF 100 / 085

181

裏面白紙

々ヲ支配シ、疲弊死ニ至ラシメントスルヲアリマセウ。

此ノ憎憎ニ私ハ極長閣下ニ對スル私及ビ我ガ國民ノ支拂ヲ要スルモノ  
ノデアリマス、又各代表閣下ニ對シマシテハ我ガ國ノ國權ト協力トリ  
フモノデアリマシテ、我ガ國ハ衆多信望早々ニシテ閣下ハアリマスガ、  
勢クトモ一千八百五ノ一ツイリビシ一國民ハ激勸ト國權トヲ得ヘンコト  
ヲ望ムモノデアリ、我ガ國民ハ無從ニ於テ物價貴賤ニ支拂セラレマシタ  
ガ、事案ノ當否ニ懸シテ其ノ真摯の強弱ノ自覺ニ自覺メ、神ノ傳ヘ給フ  
命ヲ與スルモノアリテ是ルノデアリマス。

10

閣下、私ハ閣下ノ目的ヲ國權ニ觀シテ其會爲ニ列シ得マシタコトヲ  
曉リトスルモノデアリマシテ、其ノ目的トハ世世ノ此ノ島地ニ於ケル有  
ラユル民衆ノ幸福ニ盡カシテ所アラントスルコト是デアリマス、爾時  
ニ我ニ對シテ一ツイリビシ一人ニ具ヘラレマシタル獨立ノ機、私ワシテ  
曾ニ列シテ六東亞諸國民ノ僥レタル代表各位ニ演説スルコトヲ可能  
ナラシメタル此ノ獨立ノ機、一ツシ、蓋ニ買メテ我ガ國民ノ憂懼ト懸念  
ノ意ヲ發照セントスルモノデアリマス。

FILE LOC 065

182

裏面白紙

閣下 各位、今日我々が單に勿心兩國ノミナラズ現存世界ニ必要  
 ナル青ニ此點ニ於テ固執シテ居ルガ如ク、今次戦争が大日本帝國ノ勝  
 利ニ終リタル點ニ於テハ、現ニ互ニ 協シ擧取ニ發ネラレ得ル五億ノ真  
 洋人が居住スル國、即チ由來民氣ガ、現存ノ如ク血ヲ流スコトナク幸福  
 ニ結合セル中興ナリ、巨寇トノ勢力ニ依リ世界ノ此ノ部分ヲ東洋人ノ  
 安厝製鐵ノ地ニ變シムル科ノ決定的要請トナル事アラウコトヲ私ハ切ニ  
 希望スルモ、アテアリマス、今ヤ我々ハ、我々ノ天命盡キ世ニ形立ツ  
 日ガ遠リマセウ、モ、將シテ此ノ世ヲ去ルコトガ出來ルノ事アリマス、  
 何故ナキハ我々ハ我々ノ子孫ガ喜ビ國洋歸國ノ情取支配ヲ受ケヌコトヲ  
 十分承知シテ居ルガ事アリマス、又私ハ、今ヤ「ボリス」氏ノ有力ニ  
 シテ希臘タル諸國下ニ在ル印度キ、再ビ英國ノ手ニ依リ宗教的政治的ニ  
 分岐支配セララル、コトナク、三億五千萬ノ印度民衆ガ無キ英制其ノ他如  
 何ナル能ク影響、威制、拘束ニモ届ヒセラル、方知キコトナキコトヲ望  
 ムモノデアリマス、更ニ、「ビルマ」國、滿洲國、「タイ」國、中華民  
 國並ビニ他ノ大東亞諸國ト利害ニ與ニスル所ナキ「ジャバ」、「ボルネ

11

WLF LOC 7 665

133

裏面白紙

オーストラリアノ諸民族ト協力シ、且日本ニ招ゴツヤ、總テガ諸  
 島ニ組織ナル組織設テテ一致團結スルニ於テハ、如何ナル國ト雖モ、  
 十億軍兵人ガ西洋ノ抑壓的干渉ヲ受ケルコトナク自己ノ運命ヲ開拓セン  
 トスル自由ニシテ無量ナル權利ト機會トヲ獲得セントスルコトヲ制止シ  
 又ハ遮断セシムルコトハ不可能ナルアルトノ信念ヲ長明致シタイノデアリ  
 マス。

西洋ハ人類文明ノ嚆矢デアリ、西洋ニ對シテ其ノ宗教ト文化トヲ興ヘタ  
 ノデアリマスガ、西洋ハ自己ノ文明ノ發祥地ノ人民ヲ擯取スル處ニ其ノ  
 同ジ文明ヲ利用セタノデアリマス、無限ノ睿智ヲ有セ給フ神ハ、日本ヲ  
 見捨テ或ハ大東亞ノ諸國家ヲ見捨て給フコトナカルベク、必ズヤ天啓リ  
 祭ツテ我等ト共ニ涙シ、我等ノ身氣ヲ嘉シ給ヒ、我等ヲシテ我等自身ヲ  
 解放スルノミナラス、我等ノ子々孫ヲ自由、幸福且繁榮カラシムコトヲ  
 可能ナラセテ給フデアリマセウ。

以上ヲ以テマシテ私ノ發言ヲ終ルコトト致シマスガ、御清慮ヲ煩ハシ  
 マシタコトニ對シ厚ク感謝スル次第デアリマス。

12

134

134 LOC 7 685

裏面白紙

「ビルマ」國代表「バー。モウ」内閣總理大臣閣下ノ一般的所見

(編譯)

(十一月五日)

親長閣下並ニ各代表閣下、茲ニ早見ヲ開演スルニ當リマシテ、私ハ監カタ  
メラヒヲ感ズルモノデアリマス、蓋シ本會場ノ如キ場合ニ於テハ、我々一同  
ノ胸中ニハ唯一ツノ考ヘノミガアルコトハ寧ロ當然デアリマシテ、言ヒ現ハ

22-3-10 (24)  
年10月12日  
一紙見附

リマセウガ、我々ニハ同一ノ心、同一ノ意思、同一ノ目的  
ノ考ヘガアルノミデアリマス、從ツテ私ノ所見中ニハ既に  
メラレマシタ思惑ナリ、感情ナリ、學問ナリが屢々繰返サ  
是亦當然ノコトデアリマス、併シ、ソレデモ私ハ其ノヤ

1

ラニ感ズル所ニ於テハ、此ノ點ニ於テハ、我々一同ノ考ヘノミガアルコトニ  
「ビルマ」國モ亦同一ノ考ヘヲ有スルコトヲ認カニシテケレバナラナイカラ  
デアリマス。

或ル意味ニ於テ私ハ既に各代表ガ述ベラレマシタノト同ジ言葉ヲ語リ、同  
ジ所見ヲ御傳ヘセンガ爲ニ本國ヨリ診ツタトモ申シテルノデアリマシテ、ソ  
レハ結局我々一同ガ同ジ所見ヲ有シテ居ルカラデアリマス、此ノ席ニ起ツテ  
眞實ヲ語ラヌマストキ、私ノ胸ニ浮ンデ参リマスノハ過去ニ於テ政治情勢ノ然  
ラシムル所ニ依リ西洋ニ於テ出席ヲ諒儀ナクセラレタル諸會議ノ想出デアリ

EXH # 2353  
ULF LJC # 636

135

「ビルマ」國代表「バー・モウ」内閣總理大臣閣下ノ一般的所見

(初稿)

(十一月五日)

親長閣下竝ニ各代表閣下、茲ニ早見ヲ開陳スルニ當リマシテ、私ハ監カタ  
メラヒテ應ズルモノデアリマス、蓋シ本會議ノ如キ場合ニ於テハ、我々一國  
ノ腹中ニハ唯ツツノ考ヘノミガアルコトハ寧ロ當然デアリマシテ、言ヒ現ハ  
ス言類ハ色々デアリマセウガ、我々ニハ同一ノ心、同一ノ意思、同一ノ目的  
カラ生レ出ル唯一ノ考ヘガアルノミデアリマス、從ツテ私ノ所見中ニハ既に  
各代表ニ依リ開陳セラレマシタ思想ナリ、感情ナリ、學實ナリガ厚々繰返サ  
レルデアラウコトモ是亦當然ノコトデアリマス、併シ、ソレデモ私ハ其ノキ  
ウニ繰返シ申述ベルコトニ悉裁アリト考ヘルモノデアリマシテ、ソレハ蓋シ  
「ビルマ」國モ亦同一ノ考ヘヲ有スルコトヲ明カニシテケレバナラナイカラ  
デアリマス。

或ル意味ニ於テ私ハ既に各代表ガ述ベラレマシタノト同ジ言葉ヲ語り、同  
ジ所見ヲ御傷ヘセンガ爲ニ本國ヨリ謝ツタトモ申シ得ルノデアリマシテ、ソ  
レハ結局我々一向方同ジ所見ヲ有シテ居ルカラデアリマス、此ノ席ニ起ツテ  
範圍ヲ略メマストキ、私ノ胸ニ浮ンデ参リマスノハ過去ニ於テ政治情勢ノ然  
ラシムル所ニ依リ西洋ニ於テ出席ヲ餘儀ナクセウレタル諸會議ノ想出デアリ

1

185

EXH # 2353  
LIF LJC // 666

裏面白紙



マス、ナルホド此等ノ會議ニ於キマシテモ多數ノ人々ガ相集ヒ、互ニ尊重ニ  
 取扱ヒ、微笑ヲ交シ、各種ノ夢酒、風中天候其ノ他ニ付イテ禮致シマシタ  
 併シナガラ私ハ常ニ他屬者ガ他屬者ノ中ニ在ル感ジラ免レルコトガ出來ズ、  
 恰モ古代羅馬ニ於ケル希臘人奴隷ノ如キ感ワ鬱クノガ常デアツタノデアリマ  
 ス。

本日此ノ會議ニ於ケル空氣ハ全ク別個ノモノデアリマス、此ノ會議カラ生  
 レ出ル感情ハ之ヲ如何ヤウニ言ヒ現ハシテモ許彈シ廻キルコトハアリ得ナイ  
 ノデアリマス、多年一ビルマーニ於テ私ハ亞細亞ノ夢ヲ夢ニ見續ケテ参リマ  
 シタ、私ノ亞細亞人トシテノ血ハ常ニ他ノ亞細亞人ニ呼ビ請ケテ來タノデア  
 リマス、昼トナク、夜トナク、私ハ自分ノ夢ノ中デア細亞ガ其ノ子供ニ呼ビ  
 請ケル聲ヲ聞クノヲ常トシマシタガ、今日此ノ聲ニ於テ私ハ、始メテ夢ニ非  
 ザル亞細亞ノ聲ヲ現實ニ聞イタ事デアリマス、我々亞細亞人ハ此ノ呼聲  
 我々ノ母ノ聲ニ應ヘテ茲ニ相集ウテ來タノデアリマス、私ハ此ノ議場ニ於テ  
 述べラレマシタ各國代表閣下ノ所見ニ對シ滿腔ノ感動ヲ以テ耳ヲ傾ケタノデ  
 アリマス、此等ノ所見ハ總テ記憶ニ留ムベキモノデアリ、感動ニ滿チタモノ  
 デアリマシテ、稍誇大ニ言フコトヲ許サレルナラバ、私ハ其ノ中ニ子供ヲ呼  
 ビ集メル亞細亞ノ聲ヲ聞クヤウナ氣カシタノデアリマス、何カドウデアラウ

422 100 1 060

136

トモ、各代表カ何ヲ述ベラレヨウトモ、又如何ナル地方色カ加ヘラレヨウ  
 トモ、世ノ底ニ流レルモノハ唯一ツノ「聲」デアリマシテ、有ラユル所見  
 ヲ通シテ、ソコニハ企畫ト目的ト精神ノ統一カアリ、之ヲシモ私ハ我々ノ  
 亞細亞ノ血ノ呼聲ト稱スルノデアリマス、今ヤ我々ハ心ヲ以テ奪フル時期  
 デハナク、將ニ血ヲ以テ考フベキ時デアリ、私カハルバル「ビルマ」ヨリ  
 日本ヘ送リマシタノモ此ノ血ヲ以テ考ヘル考ヘノ致ス所ナノデアリマス。

既ニ述ベラレタル幾ツカノ記憶スベキ演説中ニアツテモ、曼モ筆記スベ  
 キハ議長閣下ノ御所見デアリマス、議長閣下ハ常ノ如ク斷ノ演説ヲ行ハレ  
 マシタカ、本日ノソレハ固ノ演説以上ノモノデアリマシテ、實ニ生臨スル  
 演説デアリマス、閣下ハ恰モ眞ノ武士カ其ノ武器ヲ薄ブカ如ク一語々々ヲ  
 選定セラレ、其ノ言葉ヲ流熱化シ、一ツノ究極目的ノ爲ニ配聲セラレタノ  
 デアリマシテ、此ノ點ニ付キ私ハ代表各位ト共ニ議長閣下ニ對シ謝意ナル  
 謝意ヲ表明スルモノデアリマス。

世界ノ動キノ速カナルコト洵ニ愈滿ノ如キモノカアリマシテ、大東亞戰  
 争前ニ於テハ今日ノ如キ會合ハ到底考ヘ及バナカツタ所ト思ハレマス、嘗  
 時ニ於キマシテハ、亞細亞人カ今日ノ如ク一堂ニ會スルコトハ出来ナカツ  
 タノデアリマス、ソレカ今ヤ我々ハ此處ニ斯ク相集ツテ居ルノデアリマス

LINK 1006 656

裏面白紙

私ノ心腹ニハ新世界創造セラレ行クサマカマザマザト映ジテ居リマス、私ハ議長閣下ノ御演説ノ中ニ、新シイ世界、亞細亞人ノ爲ノ亞細亞的世界ノ機構カ現實ニ形成サレツ、アルノヲ見ル次第デアリマス。

僅々數年前ニ於キマシテモ、亞細亞人ハ互ニ分割疏隔セラレ、相互ニ識ラズ、又之ヲ識ラウトスルコトモナク、恰モソレゾレ別箇ノ世界ニ住メルカ如キ感カアツタノデアリマス、當時ニ於テハ郷土トシテノ亞細亞ハ存在セズ、亞細亞ハ「一」ニ非ズシテ「多」デアリ、而モ亞細亞ヲ分割セル級ト以テ同ジウシ、亞細亞ノ大部分ハ此等敵國ノ何レカニ影ノ如クニ追隨シテ居ツタノデアリマス。

過去ニ於テ、我々ニトツテハ實ニ特選シイ期間デアツタ過去ニ於テハ、今日我々カ一堂ニ會シテ居リマスヤウニ、亞細亞ノ各國民カ會合スルコトハ到底考ヘラレナカツタノデアリマス、如何デセウ、其ノ不可能カ實現シタノデアリマス、ソレモ我々ノ中ノ最も大膽ナル夢想家デサヘモ夢想シ得ナカツタ形デ現實化サレタノデアリマス。

今日大東亞會議ハ東亞ノ首都ニ開催サレテ居リマス、斯クシテ新シイ世界、新シイ秩序、新シイ國籍カ生レタノデアリマス、有史以來始メテ東亞ノ國民ハ、東亞ハ一ニシテ分離スベカラズトイフ道理ニ基ク、自由ニシテ

平等ナル同胞トシテ、會合シテ居ルノデアリマス。

併シ、本日ノ東亞國民ノ會合ハ無カラ生ジタノデアリマセン、手品師ノ便ヲ空ノ帽子カラ突然飛ビ出シテ來タモノデアリマセン、東亞ニ於テ一ツノ世界ヲ滅シ他ノ世界ヲ創造シタ、長イ間ノ種々ノ事件ノ結果トシテ生レタモノデアリマス、既ニ述ベマシタ通り、此等ノ事件ハ非常ニ大キク又其ノ先着ナル際ニ頗ル驚イノデアリマシテ、其宗ニ依ル軍種軍増強機ヲ把握、敵兵ニ本國ノ領土内作戦ニ依ル東亞ノ腐敗及ビ其種姓區分ノ整備歴史ニ朝々其志ヲ伸キル森羅軍國民ノ共闘ノ徵ニ現スル結果、亞細亞細亞細亞ノ一帯地ヲ割スル「ピルマ」一帯及ビ「フイリ」等ノ地、樹立等々カ部が定ニ經營スルモノデアリマス、實ニ表ガ儘ニ其志ヲ伸キル事業要中カ地位カ獲得カ經ハコトハナイノデアリマス。

私ノ所見リ認以テ是メマス請ヒ、他ノ代表者等ニ述ベキトク述ムデアリマスガ、私ヨリモ一層急ベキイト思ヒマス、蓋シ「ピルマ」等モ亦此ノ考ヘテ述ベル先業ヲ持ツベキデアルカラデアリマス。

私カ既ニ申述ベマシタ東洋ヲ全然變貌致シマシテ種々ノ事件ハ、日本ナクシテハ到底認リ得ナカツタモノデアリマス、戦カ終テノ時長イ間付セ救ヒヲ求メテ與ハラレナカツタ荒野カラ殺々ラ救ヒ出シテテノハ東洋

DEF 100 5 605

139

裏面白紙

ノ學藝國家日本デアリマス、金買重ハ日本ニ在フ所當ニ多大デアリ、私ハ  
参買重ガ欣然トシテ日本ニ對シテ大ニ勲ユル所ノアルコトニ付キマシテハ  
完全ナル租借ヲ有スルモノデアリマス。

私ハ對テ申シマス、本日ノ會合ハ洵ニ驚歎ヲキ行キデアリマス、都長閣  
下ノ聲ベラレマシタルガ如ク、我々ハ正統、平等、互惠ニ志キ、他ヲ生カ  
シムルコトニ仰リ、我モ亦生クトイフ大原則ノ下ニ新シイ世界ヲ創設シツ  
ツアルノデアリマス、有ラユル見地カラ見マシテ、東亞ハソレ自レ一億ノ  
世界ヲ成シテ居ルモノデアリマス、即チ物質的ニハ自給自足、吞食口津フ  
ル、バカリニ豐デアリ、精神的ニハ不睦ニシテ如何ナル故ヲモ買借出テ、  
精神的ニハ完成セラレタル一トデアリ、自ラ則天地ヲ形成シテ居リマス、  
然ルニ我々東亞人ハ幾世紀モノ長イ間、以上ノ事ヲ忘却シテ居ツタガ  
ハ、多大ノ挫折ヲ蒙ツタノデアリマス、即チ此ノ諸島東亞人ハ幾ニ強  
國ヲ喪失スルニ至ツタノデアリマス、今ヤ、日本ノ徳義ヲ以テ我々ハ以  
上ノ事ヲ無ガフキ、之ニ依ツテ行動ヲ開始シテ改テデアリマスカラ、東  
亞人ハ必ズヤ東亞ヲ回復スルニ相違ナク、此ノ偏單ナル世界ノ中ニ東  
亞ノ全運命ガ積タハツテ居ルノデアリマス。

私ハ此ノ敬詞ヲ非常ニ高價ナル代價ヲ擲ツテ發シテ願カラ答ツタ者ト

11P LJC 666

140

裏面白紙

シテ所見ヲ辨ベテ居ルノデアリマス、多量ノ國家國民モ此ノ數額ヲ視ル爲  
 ニ苦イ目ニ辨ツテ來マシタ、一ビルマニ付イテ見シマスレバ、我々ハ意  
 義ニ正當心モナイハニ對シテ代價ヲ拂ツタノミナラズ、今尙有ラユル形式  
 ニ於テ、死トシテトノ代價ヲ拂ツテ居ル次第デアリマス、僅ニ一千六百萬  
 人ノ一ビルマ一人カ知力ヲ願象トシテ生レ出ヅル爲ニ闘争シタトキハ、常  
 ニ失敗ニ終リマシタ、何代ニモ互ツテ我々ノ愛國者ハ奮起シ、民衆ヲ率テ  
 打倒英國ニ迫シタノデアリマスカ、我々ガ亞細亞ノ一部ニ過ギナイコト  
 一千六百萬ノ人間ガ爲シ得ナイコトモ十億ノ亞細亞人ガ團結スルナラバ暴  
 暴ニ成ルシ種ルコト、此等ノ暴力的の官ヲ設置スルニ至ラナカツタガハニ  
 我々ノ敵ニ對スル有ラユル反抗ハ假借スル所ナク歸嗣サレタノデアリマス、  
 我々今ヨリ二十年前ニ迫ツタ益聽的叛亂ノ際ニハ一ビルマノ村々ハ擧  
 キ掃ハレ、婦女子ハ虐殺サレ、志士ハ取ハ擧殺サレ、重ハ絞殺サレ、又ハ  
 追放サレタノデアリマス、併シテナガラ、此ノ叛亂ハ敗北ニ終ツタトハ謂ヘ  
 此ノ火焔、亞細亞ノ火焔ハ一ビルマ一人全部ノ心中ニ燃ユ燃ケタノデアリ  
 マシテ、反英運動ハ次カラ次ヘト繰返ヘサレ、此ノヤウニシテ闘争ハ續ケ  
 ラレタノデアリマス、而シテ遂ニ、今日漸クニシテ遂ニ、我々ノ力ハ一千  
 六百萬ノ一ビルマ一人ノ力ノミテナクシテ、十億ノ亞細亞人ノ力デアル目カ

LLF LJC 7 860

7

141

裏面白紙

到来シタノデアリマス、即チ東亞ガ能力デアル所リ、「ビルマ」ハ能力デアリ不致デアル日カ到来シタノデアリマス。

以上私ハ東亞ヲ全圖トシテ所見ヲ申述ベキ所リマシタガ、嘗ハ東亞ハ今皆全圖トシテ却マルニ至ツテハ屈クナイノデアリマス、我々ハ東亞ガ尙不完盡デアリ、此如彼處ニ何國ノアルコトヲ暫メサルヲ得ナイノデアリマス、ソレハ弊ニ印風ヲ意味シテ却ク申上ゲルノデアリマス、何人ト雖モ印風ヲ除クシテ東洋ヲ考ヘルコトハ出来ズ、此ノ所ニ付キマシテハ別ニ理由ヲ申述ベル必要ハナイト思ヒマス、是迄私ハ感々自由ナル印度ナクシテ自由ナル亞細亞ナシト私直ニ信信スモノデアリマス。

印度ハ亞細亞ニ於ケル長亞細亞侵略ノ世界最デアリ、資源デアリ、是故デアリマス、故ニ侵略者ヲ印度カラ、此ノ無盡ノ財物ヲ有シ、資源ヲ有シ、人力切力ヲ有スル印度カラ、返逐シナケレバナラナイノデアリマス、我々ハ此等ノ印度ノ資源ヲ他ノ手カラ奪ヒ取ラネバナラナイノデアリマス是即チ私ガ印度ノ独立ハ亞細亞ノ独立ニ伴クベカラザル要緊デアリ、印度ノ闘争ハ實ニ亞細亞ノ闘争デアリ、我々ノ闘争デアリ、我々ノ闘争デアルト斷定スル私ノ所見ニ閣下各位ガ御同感デアルコトヲ頌儀スル所以デアリマス。

REF D00 7 600

142

私ハ、必ズヤ、「スパス。テヤンドラ。ボース」氏ガ、私ノ所管ガ監カ  
ノ監督モナイ文字廻リノモノデアリ、而モ細粒的價値ヲ以テ申述ベテ后ル  
コトヲ御認メニナルモノト信ジテ疑ヒマセシ。

扱テ、次ニ大東亞振學及ヒ東亞的秩序ニ付イテ申述ベタイト存ジマス、  
實ハ此ノ處ニ付キマシテハ、代表者位ガ都ニ述ベラレタル所ニ對シ私ヨリ  
陸加シ得ルコトハ殆ンドナイノデアリマスルガ、私メテ概念的ニ申上ゲテ  
見タイト思ヒマス、我々ニトツテ今次ノ聯學ハ存続危命ノモノデアリマス  
兼理ハ此ノ際ニ勝テ抜キ生キ永ラフルカ、然ラズンバ墮ヒ敗レ滅亡スル  
ノ外ナク、他ニ遺ブベキ處ハナイノデアリマス、實ニ東亞ト東亞民族トニ  
對ツテハ生存其ノモノノ氣ノ振デアリ、將來千年ニ亙ル東亞ノ獨立、平和  
並ニ繁榮ノ爲ノ成デアリマス。

現實ヲ勘察ニ直視シテ見タラ如何ナル狀況デアリマセリカ、「ビルマ」  
ハ我ニ恐ルベキ事實ニ直視シテ居リマス、故ニ私モ草直ニ申述ベテ后ルノ  
デアリマスガ、同時ニ私ハ茲ニ代表セララルル全東亞各國ニ代ツテ述ベテ后  
ルモノト信スルモノデアリマス、若シ東亞ガ一體トナリ、強力トナリ、自  
給自足ノ境地ニ到達スルニ於テハ何事モ成ラザルハナク、十億ノ東亞民族

LET LOC # 666

143

裏面白紙



ガ結束シテ起ツトキハ、如何ナル戦、如何ナル平和ヲモ寛チ得ルノテアリ  
マス。

夏亞ノ新秩序竝ニ経済ニ關シテハ、此ニ申述ベマシタル通り、私ハ體長  
門下ノ賜顧ニシテ國體ノ餘地ナキ証明ニ對シ標榜ナル態度ヲ表スルモノ  
デアリマス、體長閣下ハ其ノ爲自ノ勇退ト決断トツ以テ、其ノ根本原則ハ  
正確、互恵並ニ爲立及ビ主權ノ相互尊重ナルベキコトヲ宣言セラレマシタ  
ガ、右ハ海ニ開扉極テタル御誓願デアリ、夏亞經濟、即チ夏亞ノ新秩序ノ  
存スル際リ存続スル氣運トシテ、永遠ニ辨ルデアリマセウ、又、此年ノ終  
原則ニ對シ極ク夏亞ノ新秩序ハ、如ク、永久ニ輪グコトナク存続ス  
ルデアリマセウ、此ノ夏亞ノ新世界ハ、其ノ安定ノ爲必要トスル物質的條  
件ハ假ニ之ヲ具備シテ居リマス、此ニ申述ベマシタル通り、自然ハ我々ノ新  
世界ニ對シ物質的資源ヲ借シミテクモ乏クシテ居リマス、從ツテ、物質  
的ニハ我々ノ世界ヲ敵ニ對シ安んぢセル誓固ナルモノト爲ス上ニ於テ、何ノ  
餘クハ所モナイデアリマス、伊シナガラ、右ヲ以テ十分ナリトハ絕對ニ  
誓ヒ得ナイデアリマシテ、此ノ物質的結束ニ加フルニ、理解ト寛容トニ  
對シ、偏ハ全體ノ爲ニシテ全體ハ偏ノ爲ナリ、トノ根本意識ヲ若クシテスル

裏面白紙

聖職的結束がナケレバナラナイノデアリマス、門子、僕々ノ國家主權ト  
 シテモツト際イ意味ニ於ケル國家主權ガ必要デアリ、僕々ノ領域的天  
 位シテ唯一ノ真正の天位ヲ必具トスルノデアリマス、是ハ單ナル感情乃至  
 管轄テハナク、我々ハ絶對ニ之ヲ免却シナケレバアラス、然ラズンバ我々  
 ハ滿洲ノ半ニシテ滅亡スルノ外ハナイノデアリマス。

以上ハ現ニ我々ノ直面スル問題ニ對スル一部份ノ見解デアリマス、代表  
 各位ガ強固セラレタルガ如ク、我々各國民ハ本々各自ノ道ヲ歩ミ、各自  
 ノ軌道ヲ遵行シ、各自ノ自強ノ道ヲ勵ズルノ要ガアリ、先ツ自國ニ於テ各  
 々精進ナル國民タルノ責務ヲ負ヘ、是イテハ精進ナル進取人、精進ナル  
 職人トナラネバナラナイノデアリマス、今日迄ニ私ガ屢々述ベテ居リマス  
 通り、「ビルマ」國ノ東亞ニ負込スル重要ノ地位ナル「ビルマ」國ヲ  
 奪取スルコトデアリマス、「ビルマ」國ノ力ハ即チ東亞ノ力ナノデアリマ  
 シテ、此ノコトハ亦中華長國、「タイ」國、暹羅及ビ「フィリピン」國  
 等ニ亦影響シテ印風ニ利イテモ尙氣デアリマス、而シテ東亞ノ力ハ此等  
 各國、即チ自由ニシテ亦ナル彼等國ノ世界ニ於テ開動シ、活動シ、且  
 テ力スル此等各國ノ力ノ結束セラレタルモノテナケレバナラナイノ  
 デアリマス。

LEE LOC 666

11

145

裏面白紙

以上如述ベマシタ實証ノ原則ヲ實踐ニ務リツ、アル餘額ニ逐期シテ充  
 タイト洋ジマス、私ノ趣「ビルマ」ニ付イテ述ベマスレバ、御承知  
 ノ通り「ビルマ」ハ實ニ大東亞地學ノ第一線ヲアリマス、トイフコトガ  
 尙尙ナル趣旨、如何ナル感懐ヲ發スルハ、如何ニ參觀ノ人語及ビ餘地ヲ探  
 ハレ、今日ニケルモノガ昨日ハ既ニ此ノ實ニ堪ラザル決然ヲ懸察スルモ  
 ノデアルコトハ各處ノ時々時々ノ如クアリマス、我ニ早述ベマシタ  
 ルヨリ、「ビルマ」暫ガ際時ノ論議ニ成置シテ居ルノハ、如何ノ點ノミ  
 デハナク其裏面ノ通テアリ、其裏面ノ一割ヲ防衛スルコトニ依リ東亞  
 ノ地ノ地勢ノ防備ニ當ツテ居ルノデアリマス、私ハ「ビルマ」暫ガ際後  
 述第一線ヲ守リ得スデアラウコトヲ信スルモノデアリマスガ、爾時ニ  
 我ハ此ノ大東亞地勢ガ、現ニ「ビルマ」ニ付ハレツ、アル餘額ハ其地勢  
 身ノ如クアリ、此ノ地ハ一體一家ノ原則ノ下ニ置ハレナケレバナラズ、  
 且大東亞ノ地勢ヲ以テ既ヒ彼カレナケレバナラナイモノデアルコトヲ信  
 記セラレンコトヲ盡ムモノデアリマス、我々ハ毎大東亞防衛ノ端、如何  
 ナル想、如何ナル感懐ニ於テモ懸念シ得ル如ク、益力及ビ其地勢ヲ探  
 察シナケレバナラナイノデアリマシテ、誤解スレバ東亞ガ一體ナルガ如

12

146

東洋文庫 146

裏面白紙

ク、其ノ勢力、經濟及ビ金融モ一區ヲナケレバナラズ、而モ衛國的ニモ  
 野心的ニモ一區ヲアルコトヲ公スルノデアリマス、萬一自己ノ爲ニ孤立  
 主權ヲ褫ルモノアラバ、ソレハ最大ノ裁断リ行端ト早スベク、幾々ヲ滅  
 亡ニ導クモノニ外ナラナイノデアリマスガ、尙ヨリモ先ヅ強國ノ孤立主權  
 榮華モガ滅滅ニ消ルコトデアリマセウ、遠慮シ早進ベマスレバ、一ビル  
 マーハ今後モ萬國ノ第一派タルベク、彼々ハ亞細亞人トシテ、亞細亞ノ  
 諸國、此ノ學ヲ假ビ激ク決心ヲ有シテ奮リマス、ト西神ニ電ノ電報者  
 一モ之ニ氣ハシコトヲ蓋然對峙スルモノデアリマス。

32

私ガ一ビルマーノ状況ニ付キ多クヲ論リ終ラタトセバ、各領ノ御覽  
 ラ給フ次第デアリマスルガ、私ガ國土ノ領域内ニ於テ親實ニ精力盡ニ從  
 事シテ居ル事其ノ代表トシテ對テ來タモノデアアルコトヲ御察察ニヒタイ  
 ノデアリマス、一ビルマー國土ガ現ニ第一級の繁榮ノ下ニ生活シテ居リ  
 、其ノ家庭モ、生活モ、財産モ、其ノ他人生ニ羨望アリト考ヘラレル  
 テノモノガ、日々領ノ政體ニ課サレテ居ルコトモ御察察ニ感ヘルコトト考  
 シマス、是即チ私ガ、思憐ナク早セバ諸甲ニ暴丸飛ビ致フ火急ノ心算ヲ  
 假イテ此處ニ移ツタ所以デアリマス、一ビルマー國土ガ常ニ一大國土デ

147

147 148 065

裏面白紙

アツタコトハ、史上ニ認めカナル所デアリマシク、種族ノ「ビルマ」族  
 モ其ノ祖先ヲ尋メスモノナルコトハ私ノ通説シタル所デアリマス、今  
 コリ二年前、彼ガ「ビルマ」ノ青年ハ武藝ナクツテ精ヒマシタ、武藝ヲ  
 履ル處ニハ先ヅ彼ヲ侮サネバナラナカツタノデアリマスガ、彼等ハ毅然  
 トシテ之ヲ逐リ逐ゲタノデアリマス、今日「ビルマ」族ニ於ケル士氣ハ  
 頗ル旺盛デアリマシテ、何處ト雖モ之ヲ滅ルコトハ不可能デアリマス、  
 何故ナラバ彼等ノ「ビルマ」人ハ、已ノ貴ジトスル事ヲモメテ其ノ  
 ヒツ、アルコトヲ知悉シテ居ルカラデアリマス。

竊ハ真亞ノ一ニタルベキコト、此ノ以テ東亞人トシテ備ニ給ヒ、東  
 亞人トシテ皆ニ世界ヲ建設スベキコトニ付イテハ既ニ十分ニ述べ置シマ  
 シタ、我々ハ此ノ尊嚴ノ正シキ地位ヲ本會體ニ於テ固イタノデアリマス  
 、併シナガラ、我々ハ單ニ此ノ尊嚴ヲ演ケテ行クのみナラス、本日成功  
 程ニ開始セラレタル此ノ事業ヲ、次真亞諸國ノ全作爲地獄ニ及ボシ且特  
 殊ノ平和ノ場ニ展開シテ行カナケレバナラナイデアリマス、後世スレ  
 バ、東亞共同ノ場ヲ綜合計畫化シテ導イテ行クベキ、恒久的ナル東亞  
 中央組織ヲ存続ヲ必具トスルノデアリマシテ、之ニ發リ宿メテ我々ノ

LLB LJC 500

148

復 函 白 紙

結集ハ其化シ、寂泰的トナリ、平等ニモ取海ニ和有力ナル梵縁トナル  
 ノデアリマス、此ノ風氣在ガミ在ニシテ平等ナル六波羅蜜等ヲ代部スル  
 希ノデアルコトハ實ヲ候タザル所デアリマス、彼ニ起ハミラ説カデアリ  
 、城々ハ今其ノ語ヲ法ンダバカリデアリマスガ、是カウ目的ニ向ツテ撰  
 タノ編輯ガ精進サレル次第デアリマス、一説ニ法華經が翻案シ、新ニ  
 ト編輯トフアルトキハ、常ニ誦荷ナル世界ノ煩悩モ都集シテルモノデア  
 ルコトハ起點ノ宗ニ所デアリマス。

通説ニ於テ、寛祥ハ一釋ナラズ其ノ經ニ附シ撰録シ、之ヲ編シタノデア  
 アリマスガ、唯、蓮華經入ガ蓮華經ヲ添テトキニ執リ録ミ置レタノ  
 デアリマス、併シテガテ、今ヤ偉大ナル大日如来等ノ御説ニ依リ、説々  
 ハ多ビ蓮華經人タルノ旨説ヲ取展シ、蓮華經ノ並ヲ寫録見シタノデアリ  
 マシテ、此ノ蓮華經ノ並コソハ、蓮華經ヲ撰々ノ學ニ向テセシムルモノ  
 デアリマス、今コソ撰々ハ示サレタル毎ノ最後總撰録ヲ撰ケヨウデアハア  
 リマセンカ、十部ノ東亞佛典トシテ新シイ重刊、撰々蓮華經湖分勉メテ  
 大體ノ旨趣ト撰録トヲ撰録シ、永在ノ規ヲ見出スコトノ出衆ル所シイ世  
 界ニ向ツテ撰録シヨウデアハアリマセンカ。

東洋文庫 660

大東亞共同宣言

昭和十八年十一月五日及六日の兩日東京に於て大東亞會議を開幕せり同會議に出席の各國代表者左の通

日本國

內閣總理大臣 東 條 英 毅 閣下

政府 汪 兆 銘 閣下  
院 院 長

タイ

内閣總理大臣 ビブン、ソングラム元帥閣下の名代として

ワンワイタイヤコーン 閣下

福 洲 國

國務總理大臣 張 景 惠 閣下

22

大東亞共同宣言

昭和十八年十一月五日及六日の兩日東京に於て大東亞會議を開幕せり  
同日會議に出席の各國代表を左の如く

日本國

内閣總理大臣 東 條 英 毅 閣下

中華總商會

行政院院長 汪 兆 銘 閣下

「タイ」

内閣總理大臣、ピブシ、ソングラム元帥閣下の名代として

ワンワイタイヤコーン 閣下

緬甸國

國務總理大臣 張 景 惠 閣下

裏面白紙



「フィリピン」國

「ビルマ」國

ホセ、ミ、ラウレル 閣下

内閣総理大臣 バ、イ、モ、ウ 閣下

同じく於ては大東亞戦争完結と大東亞建設の方針とに關し各  
國代表は同意なき協議を送付たる處全會一致を以て左の共同宣言  
を採擇せり

と

裏面白紙

大東亞共同宣言

抑々世界各國が各其の所を得相り相扶けて高邦共榮の榮を惜  
にするは世界平和確立の根本要義なり

然るに米英は自國の利益の爲には他國家種民族を抑壓し行に大  
東亞に對しては血を流し使はし擧げを行ひ大東亞隸屬化の野望を逞  
うし遂には大東亞の安定を根柢より覆さんとせり大東亞戦争の原  
因茲に存す

大東亞各國は神聖にして大東亞戦争を完遂し大東亞を米英の  
より開放して其の自由自行を全うし左の綱領に基き大東亞を建  
設し以て世界平和の確立に寄與せんことを期す

一、大東亞各國は協同して大東亞の安定を確保し道義に基き共存共  
榮の秩序を建設す

一、大東亞各國は相互に自主自立を尊重し互助致睦の實を擧げ大東  
亞の親和を確立す

裏面白紙

- 一、大東亞各國は相互に其の傳統を尊重し各民族の創造性を俾賜し大東亞の文化を昂揚す
- 二、大東亞各國は互恵の下に密に提携し其の經濟發展を圖り大東亞の繁榮を増進す
- 三、大東亞各國は平和との交誼を爲うし人種的差別を徹廢し普く文化を交流し進んで資源を開發し以て世界の進運に踴躍す

裏面白紙

22

解讀圖書証第二〇六號一〇(一一)

「東亞ノ新秩序」

以々自身ハ日本ノ根本的憂氣ニ對テハ恐ラク多クノ日本人ニ比シヨ  
嗜スルコトガ出來ル、彼等ノ要望スルトヨロテ左ニ舉ゲレ

22-3-10 (10)  
第52回 東洋教育  
(一) 東洋教育

露露カラノ攻撃、特ニ蘇聯ノ滿洲攻撃ニ對シ作戰的防禦ヲ  
スルコト、

- (一) 日本自國ニ於テ不充分ノ原料品ヲ中國ニ於テ之ヲ支取スルコトニ  
依リ經濟的安定ヲ計ルコト、日本ハ經濟的ニ貧弱ナル。
- (二) 中國特ニ北支ニ於テハ排日運動及共産主義活動並ニ其ノ宣傳ヲ廢  
止スルコト

グルー元駐日米領事大領

「日本ニ於ケル十年」ヨリノ抜萃

第三〇三頁

EKH # 2354  
DEF LOC # 206.1 (11.)

154

22

辭彙圖書第二〇六號一頁(一一)

「軍艦ノ新秩序」

人々自身ハ日本ノ根本的要領ニ對テハ恐ラク多クノ日本人ニ比シヨ  
リ急ク要略スルコトガ出來ル、彼等ノ要領スルトコロヲ左ニ舉ゲレ

バ、  
(一) 將來、蘇聯カラノ攻撃、兼ニ蘇聯ノ滿洲攻撃ニ對シ作戰的防禦ヲ  
必要トスルコト、

(二) 日本自國ニ於テ不充分ノ原料品ヲ中國ニ於テ之ヲ支給スルコトニ  
依リ經濟的安定ヲ計ルコト、日本ハ經濟的ニ貧弱ナル。

(三) 中國時ニ北支ニ於テハ排日運動及共産主義運動並ニ其ノ宣傳ヲ嚴  
止スルコト

ケル一元駐日米領大使

「日本ニ於ケル十年」ヨリノ抜萃

第三〇三頁

EKH # 2354  
DLF 100 # 206 L (11)

154

裏面白紙

總圖會卷第五〇二號 (按學三ノ)

多量ノ民間指導者ノ考ヘテハコノ共榮國ノ發展ニ向スル主要目的ハ經濟的  
 及防衛的意圖ヲアツタリ 依テハ日オガ中國トノ戰爭ニ干與シタノハ平素ノ  
 商業及工業的の手段ヲ過シ日本ス東亞為國合體ノ經濟的主權ヲ握ルコトヲ  
 トノシ主權ヲ奪フコトヲアルニ以上ノ如キ發展ヲ經濟的の過程ガ  
 ノ干與ニ比シテ多ヨリ好マシク思ハレタノデアリ 以テ後辭ハ  
 ニ中國トノ間ニ和平實現ガ必須デアルト強調スル機ニナツ

22

22-3-10 (6)  
 年表の文法以て  
 (一) 双文記

マバート、クレギー、編輯

「日本假面ノ内幕」ヨリノ抜萃

第一〇五頁

Rejected 3/10

REF ID: A6502 (Excerpt 28)

信 護 國 書 體 爲 五 〇 二 號 ( 抄 本 三 )

多 數 ノ 民 間 領 導 者 ノ 考 ヘ 予 ハ 予 ノ 共 榮 進 ノ 策 策 ニ 向 スル 主 要 目 的 ハ 經 濟 的  
及 防 衛 的 意 圖 デ ア ツ タ 〃 彼 等 ハ 日 才 中 國 ト ノ 戰 争 ニ 干 與 シ タ ノ ハ 平 策 ノ  
商 戰 及 ビ 商 戰 的 手 段 ヲ 通 ジ 日 本 及 東 亞 諸 國 全 體 ノ 經 濟 的 主 權 ヲ 握 ル ヲ ト 志  
出 來 ル デ ア ロ ウ ト ノ 主 張 カ タ ノ デ ア ル 〃 以 上 ノ 如 キ 腹 算 ナ 絲 綫 的 過 程 ガ  
自 二 次 世 界 戰 ハ ノ 干 與 ニ 出 多 ヲ リ 好 マ カ ク 思 ハ レ タ ノ デ ア ル 〃 故 ニ 往 後 ハ  
出 來 得 ル 限 リ 速 ニ 中 國 ト ノ 間 ニ 和 平 實 現 ヲ 必 須 デ ア ル ト 強 制 スル 策 ヲ ナ ツ  
タ ノ デ ア ル 〃

チ バ ー ト 、 ク レ ギ ー 加 吉  
「 日 本 假 面 ノ 内 幕 」 ヲ リ ノ 抄 本  
第 一 〇 五 頁

22

Rejected 3/10

DEF DOC # 302 (Excerpt 23)

155

裏面白紙

Project 3170

大亞細亞主義  
（一）

大亞細亞主義

（孫文氏方民國十三年十一月二十八日神戸高等女學校ニ於テ神戸商業會議所外五日休ニ對シテナシタル講演ニ）

諸君、私ハ本日諸君ヨリ新クノ如キ熱誠ナル歓迎ヲ受ケマシテ  
實ニ感激ニ堪エマセン。本日ハ皆様ヨリ亞細亞主義ト云フコトニ  
付テ、私ニ對演シロト云フ御話デアリマシタ。所テ此ノ問題ニ付  
細亞トハドンナ所デアルカラ先ヅハツキリ

リマセン。

文化ノ發祥地デアリマス。即チ數千年以前  
ハ非常ニ高イ文化ヲ持ツテ居タノデアリマ  
シテ、歐洲最古ノ國家例ヘバ希臘、羅馬等ノ如キ古イ國ノ文化ハ  
何レモ我亞細亞ヨリ傳ツタモノデアリマス。又我亞細亞ハ昔ヨリ  
哲學ノ文化、宗教ノ文化、倫理ノ文化及工業ノ文化ヲ持ツテ居マ  
シタ。之等ノ文化ハ何レモ古ヨリ世界デ非常ニ有名デアツタノデ  
アリマシテ、現在世界ノ最モ新シイ文化ハ何レモ我々ノ此古イ文  
化ヨリ發生シタノデアリマス。然ルニ最近數百年來我亞細亞ノ民  
族ハ漸次萎靡シ、國家ハ次第ニ衰微シテ來マシタ。一方歐洲ノ民



Rejects 3/10

大亞細亞主義 (孫文氏が民國十三年十一月二十八日神戸高等女學校ニ於テ神戸商業會議所外五國代表ニ對シテ演説スルニ)

諸君、私ハ本日諸君ヨリ所クノ如キ熱誠ナル歓迎ヲ受ケマシテ  
實ニ感激ニ堪エマセン。本日ハ皆遠ヨリ亞細亞主義ト云フコトニ  
付テ、私ニ對演シロト云フ御話デアリマシタ。所テ此ノ問題ニ付  
テ對演スルニハ、我亞細亞トハドンナ所デアルカヲ先ヅハツキリ  
サセテ置カナケレバナリマセン。

我亞細亞ハ最も古イ文化ノ發祥地デアリマス。即チ數千年以前  
ニ於テ既に我亞細亞人ハ非常ニ高イ文化ヲ持ツテ居タノデアリマ  
シテ、歐洲最古ノ國家例ヘバ希臘、羅馬等ノ如キ古イ國ノ文化ハ  
何レモ我亞細亞ヨリ傳ツタモノデアリマス。又我亞細亞ハ昔ヨリ  
哲學ノ文化、宗教ノ文化、倫理ノ文化及工業ノ文化ヲ持ツテ居マ  
シタ。之等ノ文化ハ何レモ古ヨリ世界デ非常ニ有名デアツタノデ  
アリマシテ、現在世界ノ最も新シイ文化ハ何レモ我々ノ此古イ文  
化ヨリ發生シタノデアリマス。然ルニ最近數百年來我亞細亞ノ民  
族ハ漸次萎靡シ、國家ハ次第ニ衰微シテ來マシタ。一方歐洲ノ民

裏面白紙

族ハ漸次發展シ、國家ハ次第ニ強大トナツテ來タノデアリマス。  
 歐洲ノ民族ガ發展シ國家ガ強大トナルニ伴レ、彼等ノ勢力ハ次第  
 々々ニ東洋ニ侵入シ、我亞細亞ノ民族及國家ヲ漸次滅亡セシムル  
 ニ非ズンバ歴代セントスル勢トナツタノデアリマス。此ノ勢ガズ  
 ツト衰イタ爲、三十年以前迄ハ我亞細亞ニハ一國トシテ完全ナル  
 獨立國家ハ無カツクノデアリマス。此ノ勢ガ更ニ衰イタナラバ國  
 際關係ハ益々面倒トナツタデアリマセウ。  
 然シ乍ラ否塞ノ運命モ亞細亞ニ達スレバ泰平トナリ、物極マレバ  
 必ズ通ズルノデアリマシテ、亞細亞ノ衰微ガ斯クノ如ク極點ニ達  
 シマシタ時、ソコニ一國ノ轉機ガ發生シマシタ。其ノ轉機ハ一  
 ソ即チ亞細亞復興ノ起點ヲナスモノデアリマシタ。亞細亞ハ一度  
 ハ衰微シマシタガ、三十年前ニ再び復興シ來ツタノデアリマス。  
 然ラバ此ノ復興ノ起點ハ一豈何處ニ在リマシタカト云フニ、夫レ  
 ハ即チ、日本ガ三十年前ニ、外國ト締結シマシタ一切ノ不平等條  
 約ヲ廢止シマシタコトデアリマス。日本ノ不平等條約廢止ノ其ノ

日コソ、我亞細亞全民族復興ノ日デアツタノデアリマス。日本ハ  
 不平等條約ヲ撤廢シマシタノデ、遂ニ亞細亞ニ於ケル最初ノ獨立  
 國家トナツタノデアリマスガ、當時其ノ他ノ國家、則チ中國、印  
 度、波斯、「アフガニスタン」、「アラビヤ」及土耳其等ハ何レ  
 モ未ダ獨立ノ國家デハナク、歐洲ヨリ勝手ニ領土ヲ割カレ、歐洲  
 ノ殖民地トナツテ居タノデアリマス。三十年前ニ於テハ日本モ亦  
 歐洲ノ殖民地ト目サレテ居タノデアリマスガ、日本ノ國民ハ先見  
 ノ明ガアリ、民族ト國家トノ榮衰ノ關係ヲ知ツテ居マシタノ  
 デ、大イニ發奮シテ歐洲人ト闘ヒ、凡スル不平等條約ヲ廢除シ、  
 遂ニ獨立國ト爲ツタノデアリマス。日本ガ東亞ニ於ケル獨立國ト  
 ナリマシテカラハ、亞細亞全體ノ國家及民族ハ、獨立ニ對シ大ニ  
 ル希望ヲ抱イテ來タノデアリマス。即チ、日本デサヘ不平等條約  
 ヲ廢棄シテ獨立シタノデアルカラ、吾々モ當然日本ニ倣ハネバナ  
 ラナイト云フ考ヲ持ツヤウニナリマシタ。之レヨリ勇氣ヲ出シテ  
 種々ノ獨立運動ヲ起シ、歐洲人ノ束縛ヨリ離脱セントシ、歐洲ノ

殖民地タルヲ欲セズ、亞細亞ノ主人公トナラウト云フ思想が生レ  
 タノデアリマス。之ハ最近三十年來ノ考デ、極メテ樂觀的ノ思想  
 デアリマシタ。

三十年以前ニ於キマシテハ、我亞細亞全陸ノ民族ハ、歐洲ハ非  
 常ニ進歩シタ文化ヲ有シ、科學モ非常ニ進歩シ、工業モ異常ニ發  
 達シテ居リ、武器ハ精巧デアリ、兵力ハ強大デアル。然ルニ我亞  
 細亞ハ歐洲ニ長ジテ居ルモノハ一ツモ無イ、亞細亞ハ歐洲ニ到底  
 抵抗出來ナイ、歐洲ノ壓迫ヨリ脱出スルコトモ到底出來ナイ、永  
 久ニ歐洲ノ奴隷トナラナケレバナラナイダロウ、ト云フ風ニ考ヘ  
 テ居タノデアリマス。即チ非常ニ悲觀的ノ思想デアツタノデアリ  
 マス。然ルニ三十年前日本ハ不平等條約ヲ廢除シテ獨立國トナリ  
 マシタ。然シ夫レハ日本ト非常ニ接近シテ居ル民族、國家ニハ大  
 ナル影響ヲ與ヘマシタモノノ、當時ハ不ダ亞細亞全陸ニハ充分ノ  
 反響ハ無カツタノデアリマス。即チ亞細亞民族ハ全體的ニハ夫レ  
 程大ナル感動ヲ受ケナカツタノデアリマス。然シ乍ラ天レヨリ十

年ヲ過ギテ日露戦争が起リ、其ノ結果日本が露國ニ勝チ日本人ガ  
 露國亞人ニ勝ツタ。之ハ最近數百年間ニ於ケル亞細亞民族ノ歐洲  
 人ニ對スル最初ノ勝利デアッタノデアリマス。此ノ日本ノ勝利ハ  
 全亞細亞ニ影響ヲ及ボシ、亞細亞全土ノ民族ハ非常ニ歡喜シ、ソ  
 シテ露メテ大ナル希望ヲ抱クニ至ツタノデアリマス。此ノ事ニ付  
 テ私ガ親シク見マシタ事ヲ御話シ申上ゲマセウ。日露戦争ノ開始  
 サレマシタ年、私ハ丁度露國ニ居リマシタガ、或ル日東部大將ガ  
 露國ノ海軍ヲ敗ツタ、露國亞ガ新ニ露國ヨリ離脱ニ派遣シタ陸軍  
 ハ、日本海ニ於テ全滅サレタト云フコトヲ聞キマシタ。此ノ報道  
 ガ歐洲ニ傳ハルヤ、全歐洲ノ人民ハ恰モ父母ヲ失ツタ如クニ悲ミ  
 憂ヘタノデアリマス。英國ハ日本ト露國國デアリマシタガ、此ノ  
 消息ヲ知ツタ大勢改ハ何レモ眉ヲ蹙メ日本ガ新クノ如キ大勝利ヲ  
 博シタコトハ決シテ白人種ノ幸福ヲ意味スルモノデハナイト思ッ  
 タノデアリマス。之ハ正ニ英語デ *Blood is thicker than water*  
 ト云フ觀念デアリマス。暫クシテ私ハ右テ亞細亞ニ輪ルコトニテ

裏面白紙

リ、「スエズ」運河ヲ通りマス時ニ、緑山ノ土人ガ、其ノ土人ハ  
 「アラビヤ」人デアリマシタガ、私ガ黄色人種デアリマスノヲ見  
 テ非常ニ喜ビ勇ンダ様子デ私ニ「オ前ハ日本人カ」ト問ヒカケマ  
 シタ。私ハ「ソウデハナイ、私ハ中国人ダ。何カ有ツタノカ、ド  
 ウシテソシナニ喜ンテ居ルノカ」ト問ヒマシタ所ガ、彼等ノ答ハ  
 「徳道ハ今度非常ニ善バシイ」「ニュース」ヲ得タ。何デモ日本ハ  
 西亞ガ新ニ開闢ヨリ派シタ海軍ヲ全以サセタト云フコトヲ聞  
 イタ。此ノ語ハ本當カ。徳道ハ此ノ運河ノ南側ニ居テ、西亞ノ  
 貴族兵ガ常ニ隊列ニ進ミサレテ行クノヲ見タ。之ハ必定西亞  
 ノ大敗シタ證據ダト思フ。以前ハ吾々東亞ノ有色人種ハ、何レモ  
 西方民族ノ運道ヲ受ケ替ヘテ居テ、全ク浮ブ程ガ無カツタ  
 ダガ、此ノ度日本ガ西亞ニ居ツタト云フコトハ東方民族ガ西方  
 民族ヲ打败ツタコトニナル。日本人ハ競争ニ勝ツタ。吾々モ同様  
 ニ勝タナケレバナイ。之レコソ我々喜シナケレバナイコト  
 デハナイカ。デカラ吾々ハコンナニ喜ンテ居ルノダ」ト云フコト

裏面白紙

デアツタ。之ヲ見マシテモ日本ガ諸國ヲ打撃ツタコトハ、亞細亞  
 民族全體ニ如何ニ大ナル影響ヲ與ヘタカト云フコトガ辨ル。日本  
 ガ諸國亞ヲ欺ツタト云フコトハ、東方ニ居タ亞細亞人ハ、或ハ余  
 リ亞細亞人シテカツタカモ知レナイシ、又余リ亞細亞人引カテカツタ  
 カモ知レナイガ、西方ニ居タ亞細亞人及歐洲ニ近接シテ居タ亞細  
 亞人ハ、常ニ歐洲人カラ遠道ヲ受ケテ終日苦痛ヲ嘗メ、而モ彼等  
 ノ受ケル苦痛ハ、東方ニ居ル亞細亞人ヨリモ更ニ大デアリ、其ノ  
 苦痛ハ更ニ深刻デアツタ爲ニ、彼等ガ此ノ苦痛ノ報復ヲ圖イテ喜  
 ンダコトハ、我々東方人ヨリモ一層大キクツタノデアリマス。  
 日本ガ諸國西ニ勝ツテカラハ、亞細亞全體ノ民族ハ、歐洲ヲ打  
 撃ラウト考ヘ、盛ニ獨立運動ヲ起シマシタ。即チ埃及、波斯、土  
 耳古、「アフガニスタン」、「アラビヤ」等ガ振起イテ獨立運動  
 ヲ起シ、總テ印度人モ獨立運動ヲ起ス爲ニナリマシタ。即チ日本  
 ガ諸國ニ勝ツタ結果、亞細亞民族ガ獨立ニ對スル大ナル希望ヲ抱  
 クニ至ツタノデアリマス。此ノ希望ガ生レテカラ今日迄二十年ニ

裏面白紙

過ギマセンガ、埃及、土耳其、波斯、「アフガニスタン」及「アラビヤ」等ノ獨立が組織イテ實現シタ時ナク、印度ノ獨立運動モ亦漸次發展シテ進リマシタ。之等ノ獨立ノ事實ハ、亞細亞ノ民族思想が最近進歩シテ來タコトヲ示スモノデアリマス。此ノ思想ノ進歩が極點ニ達シタ時、亞細亞全民族ハ容易ニ聯合シテ起ツコトガ出來、其ノ時コソ亞細亞全民族ノ獨立運動ハ成功スルノデアリマス。亞細亞ノ各部ニ居ル各民族ハ、近來相互ニ非常ニ親密ナ交際ヲ欲ケ、又非常ニ眞面目ニ感情ヲ持ツ様ニナツテ來マシタカラ、彼等ハ容易ニ聯合出來ルノデアリマス。亞細亞東部ノ最大ノ民族ハ中國ト日本トデアリマス。中國ト日本トハ、尙ル運動ノ原動力ヲナスモノデアリマスガ、此ノ頃テハ兩國トモ互ニ我々不圖爲ノ態度ヲ採ツテ居ル爲、尙十分ナル聯絡ガ取レテ居ナイノデアリマス。然シ乍ラ將來我々亞細亞ノ東部ニ居リマス各民族ニモ必ず聯絡シヨウトスル氣運ガ起イテ進リマセウ。此ノ東面西部ノ民族ガ、相互ニ提携シヨウトスル趨勢ヲ作ラントスル所以ハ、實

裏面白紙



ニ亞細亞民族ノ獨立ヲ實現センガ爲デアリ、吾々亞細亞ガ從來持  
ツテ居タ地位ヲ恢復センガ爲デアリマス。

歐米人ハ新ル趨勢ヲ十分ニ知ツテ居リマス。ダカラ米國ノ或ル  
學者ノ如キハ會テ一冊ノ本ヲ著ハシテ有色人種ノ興起ヲ計ジタコ  
トガアリマス。其ノ本ノ内容ハ日本ガ爲國ニ勝ツタコトハ、黄色  
人種ガ白色人種ヲ打敗ツタ事デアル。將來此ノ現象ガ擴大サレタ  
ナラバ、有色人種ハ何レモ聯合シテ白色人種ニ対向ヒ來リ、之ガ  
爲ニ爾イ目ニ演ハサレルデアラカラ、白人ハ豫メ注意シテケレ  
バナラナイト云フ意味ノモノデアリマス。彼ハ後ニ更ニ一冊ノ本  
ヲ著シ、一切ノ民族解放運動ハ、凡ベテ文化ニ背反スル運動デア  
ルト言ツテ居リマス。彼ノ主張ニ依レバ、歐洲ニ於ケル民族解放  
運動ハ固ヨリ、亞細亞ノ民族解放運動モ亦文化ニ背反シテ居ルト  
云ハネバテリマセン。斯ル思想ハ歐洲ニ於ケル一切ノ特殊階級ノ  
人々ガ、何レモ同じク抱イテ居ル所ノモノデア、彼等ハ少數ノ人ヲ  
以テ歐洲及自國內ノ多數ノ人々ヲ壓制シテ居リ、更ニ其ノ毒牙ヲ




裏面白紙

亞細亞ニ迄強シ、我九億ノ民族ヲ壓迫シテ、彼等少數人ノ奴隷  
 トナサントシテ居ルノデアリマス。之レ實ニ慘酷極マルモノデア  
 リ、惜ンテモ尙餘リ有ルモノデアリマス。而シテ此ノ米國ノ學者  
 ガ、亞細亞民族ノ覺醒ヲ世界ノ文化ニ對スル背反テアルト言ツテ  
 キル所カラ見マスレバ、歐州人ハ自ラ文化傳授ノ正統派ト爲シ、  
 自ラ文化ノ主人公ヲ氣取ツテ居リ、從ツテ歐洲以外ニ文化ガ發生  
 シ、獨立思想ガ起ルコトヲ文化ノ背反ト爲シテ居ルノデアリマス  
 故ニ彼等ハ歐州ノ文化ハ正統人道ニ合致スルモノデアリ、亞細亞  
 ノ文化ハ正統人道ニ合致シナイモノデアルト考ヘテ居ルノデアリ  
 マス。最近數百年ノ文化ノ狀況ニ付テ觀マスレバ、歐洲ノ物質文  
 明ハ極度ニ發達シテ居リ、我東洋ノ文明ハ何等大ナル進歩ヲ示シ  
 テ居リマセン。從ツテ之ヲ單ニ表面的ニ比較致シマスレバ歐洲ハ  
 東洋ニ優ツテ居リマス。然シ根本的ニ之ヲ解剖シマスレバ、歐洲  
 ニ於ケル最近百年來ノ文化ハ如何アルモノデアリマセウカ。彼等  
 ノ文明ハ科學ノ文化デアリ、功利主義ノ文化デアルノデアリマス

此ノ文化ヲ人類社會ニ用ヒタモノガ即チ物質文明デアリマス。物質文明ハ旅行機發券デアリ、小銃大砲デアツテ、一種ノ武力文化デアリマス。歐州人が遠征シテ此ノ武力ノ文化ヲ以テ我亞細亞ヲ侵略シテ居ル爲、我亞細亞ハ進歩出来ナイデアリマス、歐州ノ文化ハ武力ヲ以テ入ヲ侵略スル所ノ文化デアリマシテ、此ノ武力ヲ以テ人ヲ侵略スルコトヲ甲山ノ古語テハ霸道ヲ行フト言ヒマス。歐州ノ文化ハ霸道ノ文化デアリマス。然ルニ我東洋ニ於キマシテハ從來兩道文化ヲ輕蔑シ、他ニ霸道文化ニ發ツタ所ノ一種ノ文化ガ存在シテ居ルノデアリマス。此ノ文化ノ本質ハ仁義道德デアリマス。此ノ仁義道德ノ文化ハ、人ヲ感化スルモノデアツテ、人ヲ引導スルモノデアリマモン、又人ニ徳ヲ抱カセルモノデアツテ、人ニ感レヲ抱カセルモノデアリマモン。新ル人ニ徳ヲ抱カセル文化ハ我中國ノ古語テハ之ヲ王道ト云ツテ居リマス。故ニ亞細亞ノ文化ハ王道ノ文化デアリマス。歐州ニ於テ物質文化ガ發達シ、進歩ガ行ハレマシテカラハ、世界各國ノ進徳

裏面白紙

# 訂正

訂正理由	撮影ミスの為
訂正箇所	直前の / コマ取消
	/ コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 11 月 29 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	鈴木 康二郎  印
受託責任者	神奈川県 藤原市 沼210番地 富士写真フイルム株式会社 代表取締役  森 重隆  印

此ノ文化ヲ人類社會ニ用ヒタモノガ即チ物質文明デアリマス。物質文明ハ旅行機券等デアリ、小銃大砲デアツテ、一種ノ武力文化デアリマス。歐州人が遠征シテ此ノ武力ノ文化ヲ以テ我亞細亞ヲ征服シテ居ル爲、我亞細亞ハ進歩出来ナイノデアリマス、歐州ノ文化ハ武力ヲ以テ人ヲ征服スル所ノ文化デアリマシテ、此ノ武力ヲ以テ人ヲ征服スルコトヲ甲山ノ古語デハ「道ヲ行フト言ヒマス」故ニ歐州ノ文化ハ「道ノ文化」デアリマス。然ルニ我東洋ニ於キマシテハ從來「道ノ文化」ヲ輕視シ、福ニ「道ノ文化」ニ長ツタ所ノ一種ノ文化ガ存在シテ居ルノデアリマス。此ノ文化ノ本質ハ「仁義道徳」デアリマス。此ノ「仁義道徳」ノ文化ハ、人ヲ「徳化」スルモノデアツテ、人ヲ「道」スルモノデアリマセン、又人ニ徳ヲ抱カセルモノデアツテ、人ニ「徳」ヲ抱カセルモノデアリマセン。新ル人ニ徳ヲ抱カセル文化ハ我中國ノ古語デハ之ヲ「王道ト云ツテ」居リマス。故ニ「亞細亞」ノ文化ハ「王道」ノ文化デアルノデアリマス。以テ「亞細亞」ノ文化ガ發展シ、王道ガ行ハレマシテカラハ、世界各國ノ道徳

裏面白紙

ハ日々退歩シ、ノミナラズ亞細亞ニ於テモ亦、道德ノ非常ニ退歩  
 シテ來々歐ガ可成リ出來テ來マシタ。然シ近來歐米ノ學者ノ中デ  
 東洋文化ニ多少ナリトモ注意シテ居ル者ハ、東洋ノ文明文藝ハ、  
 西洋ノ物質文明ニハ及バナイガ、東洋ノ道德ハ、西洋ノ道德ヨリ  
 蓋カニ高イト云フ事ヨリ次時解スル義ニナツテ來マシタ。  
 西道ノ文化ト王道ノ文化トハ結局何レガ正毅人道ニ有テアル  
 カ、何レガ民族及國家ニ有テアルカト云フコトハ、起首自ラ諒  
 解サレタコトゴゾリマセウガ、之ニ付テ私ハ此處ニ一ツノ例ヲ舉  
 ゲテ說明申セマセウ。今日ヨリ五百年以前ヨリ二千年前迄一千年  
 餘ノ期間ガアリマスガ、此ノ間中國ハ世界ニ於ケル最明ノ國家デ  
 アリマシタ、丁度現在ノ英國及米國ト同様ノ地位ニ在リマシタ。  
 英國モ米國モ現在ノ西堅ハ列強デアリマスガ、中國ノ昔ノ強盛ハ  
 何レデアツタノデアリマス。然レ乍ラ弱時時代ノ中ニハ、弱小民  
 族及弱小國家ニ對シ如何ナル態度ヲ執ツタデアリマセウカ。又當  
 時ノ弱小民族、弱小國家ハ中國ニ對シ如何ナル態度ヲ執リマシタ

裏面白紙

デヒウカ。當時ノ弱小民族及國家ハ、何レモ中國ヲ宗主國トナシ  
 中國ニ朝貢セントスルモノハ中國ノ屬邦トランコトヲ欲シ、中國  
 ニ朝貢スルコトヲ以テ光榮トシ、朝貢出來ナイコトヲ恥辱トシテ  
 居タ有様デアツタノデアリマス。當時中國ニ朝貢シテ居タ國ハ、  
 亞細亞各洲ノミナラズ、歐洲西方ノ各國迄、遠路ヲ厭ハズ朝貢シ  
 テ居タノデアリマス。當時ノ中國ハ之等多數ノ國家、遠方ノ民族  
 ノ朝貢ニ對シ如何ナル方法ヲ用ヒタデアリマセウカ。陸海軍ノ兩  
 道ヲ用ヒテ彼等ノ朝貢ヲ強逼シタセウカ。吾々中國ハ完全ニ王  
 道ヲ用ヒテ彼等ヲ感化シタデアリマス。彼等ハ中國ニ對シテ德  
 ヲ感ジ、甘んじて其ノ朝貢ヲ希ツタノデアリマス。彼等ハ一度中  
 國ノ王道ノ感化ヲ受クルヤ、一代中國ニ朝貢シタノミナラズ、子  
 々孫々迄中國ニ朝貢セントシタノデアリマス。之等ノ事實ハ最近  
 ニ至ツテモ尙證據ガ有ルノデアリマス。例ヘバ印度ノ北方ニ二ツ  
 ノ小國ガ有リマス。一ツハ「ブータン」デアリ、他ハ「ネパール」  
 デアリマス。此ノ二ツノ國ハ小國デハアリマスガ、其ノ民族ハ非

常ニ強ク、又非常ニ強得テ勇政ニ職ヒマス。中デモ「ネパール」  
 ノ民族ハ殊ニ勇政デアリマシテ、現ニ英國ハ印度ヲ治メルニ當リ  
 常ニ「ネパール」民族ヲ兵士ニ採用シテ、印度ヲ服從ヒシメテ居  
 ル位デアリマス。又英國ハ印度ヲ治メシテ之ヲ殖民地トシタ程ノ力  
 ガ有リ乍ラ「ネパール」ニ對シテハ容易ニ斯ル態度ヲ執リ得ズ、  
 毎年多額ノ補助金を送リ、只政治監察ノ官吏ヲ駐在セシメテ居ル  
 ニ過ギナイノデアリマス。英國ノ如ク現在世界ニ於ケル最弱ノ國  
 家ガ、尙且「ネパール」ニ對シテ斯クノ如ク懇懇シク態度ヲ執ツテ  
 居ルノデアリマス。故ニ「ネパール」モ亦亞細亞ニ於ケル一ノ強  
 國デアルト言ヘマセウ。然ルニ此ノ「ネパール」ガ現在英國ニ對  
 シテ如何ナル態度ヲ執ツテ居ルカ。英國ニ朝貢シテ居ナイ許リデ  
 ナク、却テ英國カラ補助ヲ受ツテ居ルノデアリマス。然ルニ「ネ  
 パール」ハ中國ニ對シテハ如何ナル態度ヲ執ツテ居ルカ。中國ノ  
 國際的地位ハ、現在一落千丈シテ尙英國ノ殖民地ニモ及バナイ有  
 様デアリ、而モ「ネパール」カラ返メテ遠ク且兩國ノ間ニハ非常



ニ大ナル西歐ニ換ンテ居リ乍ラ、「ネバール」ハ今以テ中國ヲ宗  
 主トシテ居ルノデアリマス。即チ民國元年ニハ西歐ヲ經由シテ  
 朝貢シテ居リマス。其ノ後四川ノ邊界ガ交通不順トナツタ爲、遂  
 ニ朝貢ヲ見シクナリマシタ。斯クノ如ク中國及英國ニ對スル「ネ  
 バール」ノ態度ハ異ツテ居リマス。諸君ハ之ヲ不思議ニ思ヒマセ  
 シカ。單ニ「ネバール」ノ中國及英國ニ對スル態度ヲ以テシテモ  
 中國ノ東方文明ト英國ノ西方文明トヲ比較スルコトガ出來マセウ  
 中國ハ數百年來衰微シテ居リマスガ、然レ乍ラ文化ハ尙存在シ  
 テ居ルノデアリマス。夫レ故ニ「ネバール」ハ今以テ中國ヲ宗主  
 國トシテ崇拜シテ居ルノデアリマス。然ルニ、英國ハ今非常ニ強  
 大トナリ、且立派ナ物質文明ヲ持ツテ居ルニ拘ラズ、「ネバール」  
 ハ之ニ對シ一向傾慕シナイノデアリマス。之ニ依リマス「ネバ  
 ール」ハ實ニ中國ノ感化ヲ受ケタモノデアツテ、中國ノ文化ガ已  
 ノ文化デアリ、英國ノ物質文明ハ文化デハナクテ製造デアルト視  
 テ居ルト云フコトガ解リマス。

今我が大亞細亞主義ヲ發演シマスニ當ツテ流ベマシキ以上ノ話  
 ハ、如何ナル問題デアリカト申シマスニ、簡單ニ言ヒマスレバ、  
 ツレハ文化ノ問題デアリマス。東方ノ文化ト西方ノ文化トノ比較  
 ト行突ノ問題デアリマス。東方ノ文化ハ王道デアリ、西方ノ文化  
 ハ覇道デアリマス。王道ハ仁義禮徳ヲ主張スルモノデアリ、覇道  
 ハ功利權謀ヲ主張スルモノデアリマス。仁義禮徳ハ正義公理ニ依  
 ヲテ人ヲ感化スルモノデアリ、功利權謀ハ洋銃大砲ヲ以テ人ヲ壓  
 迫スルモノデアリマス。感化ヲ受ケタ風ハ、假令宗主國が衰微シ  
 テモ、數百年ノ後ハ至ル迄、尙其ノ徳ヲ忘レルモノデハナイト云  
 フコトハ「イバール」ガ今日ニ於テモ尙且中國ノ感化ヲ庶幾ヒ、  
 中國ヲ宗主國トシテ崇拜セントシテ居ル事實ニ依ツテ印カデアリ  
 マス。之ニ反シテ壓迫ヲ受ケレバ、假令壓迫シタ國ガ現在非常ニ  
 強盛デアラウトモ、常ニ其ノ國家ヨリ離脱セントスルモノデア  
 ルコトハ英國ニ對スル埃及及印度ノ關係ガ之ヲ示シテ居リマス。  
 即チ英國ハ埃及ヲ征服シ、印度ヲ流シ、現在非常ニ強盛トナツテ

裏面白紙

居リマスガ、埃及及印度ハ常ニ英ヨリ隷屬シヨウトシテ居リマ  
 ス。之ガ爲彼等ハ或ニ獨立運動ヲ起シテ居リマス。然レ彼等ノ獨  
 立運動ハ、英國カラ大ナル武力ノ壓制ヲ受ケテ居リマスカラ、急  
 ニハ成功致シマスマイ。然レ乍ラ若シモ英國ガ一度衰微シマシタ  
 ナラ、埃及及印度ハ百年モ経タテイ中ニ、直ニ英國ノ力ヲ逐  
 シテ獨立ノ地位ヲ恢復スルデアリマヒウ。コウ申上レバ諸君ハ  
 東西文化ノ優劣ヲ辨シテマシマヒウ。吾々ハ今コウイフ世界ニ  
 立ツテ居ルノデアラシマスカラ、我大亞細亞主義ヲ實現スルニハ、  
 吾々ハ何ヲ以テ基礎トシナケレバナラナイカト云ヒマス。夫レ  
 ハ我固有ノ文化ヲ基礎トシナケレバナラナイデアリマス。固有  
 ノ文化トハ即チ道德デアリ、仁義デアリマス。仁義道德コソハ我  
 大亞細亞主義ノ好個ノ基礎デアリマス。斯クノ如キ好個ノ基礎ヲ  
 持ツテ居ル吾々ガ、尙歐洲ノ科學ヲ學バントスル所以ハ以テ工業  
 ヲ發達セシメ、武器ヲ改良セント欲スルガ爲ニ外ナリマヒン。歐  
 洲ヲ學ブノハ決シテ他國ヲ滅シタリ、他ノ民族ヲ壓迫シタリスル

裏面白紙

コトノミチヲ學ブノデハナイノデアリマス。只吾々ハ學ンデ以テ自  
衛ヲ務ヘントスルノデアリマス。

近來亞細亞ノ國家デ、歐洲ノ武力文化ヲ學ンデ、之ヲ完全ニコ  
ナシテ居ルノハ日本ダケデアリマス。日本ハ軍艦ノ建造操縦ニ至  
ルマデ、今デハ必ズシモ歐洲人ニ讓ルヲ要セズ、陸軍ノ編制運用  
モ亦自主的ニ之ヲ行フコトガ出來ルノデアリマス。ソレ故ニ日本  
ハ亞東ニ於ケル一國ノ完全ナル獨立國家デアリマス。我亞細亞ニ  
ハ歐洲大國當兩國並國ノ一方ニ加入シ、敗戦スルヤ忽チ分割サレ  
戦後イ日ニ邊々乍ラ、現在デハ一個ノ完全ナル獨立國家トナツ  
タ國ガアリマシ。此ノ國ガ即チ土耳其デアリマス。現在亞細亞ニ  
ハ獨立國ハ僅カニツシカアリマシ。一ハ南ノ日本デアリ、二ハ  
西ノ土耳其デアリマス。日本ト土耳其トハ西細亞ニ於ケル東西ノ  
二個ノ大ナル障壁デアリマス。再ニ現在デハ波斯、「ア  
フガニスタン」、「アラビヤ」等モ歐洲ニ學ンデ立派ナ武力ヲ備  
ヘテ居リ、歐洲人モ政テ之等民族ヲ輕蔑シナイノデアリマス。

裏面白紙

ネパールニ至ツテハ、英國人モ尙且輕視致シマセン。彼等ハ今ヤ立派ナ武力ヲ具ヘテ居リマス。中國ハ只今非常ニ多クノ軍隊ヲ持ツテ居リマスカラ、一度試一サルレバ非常ナ勢力トナリマセウ吾々ガ大亞細亞主義ヲ説キ、亞細亞民族ノ地位ヲ恢復シヤウトスルニハ、仁義道徳ヲ基礎トシテ各地ノ民族ヲ聯合シ、亞細亞全篇ノ民族ガ非常ナル勢力ヲ有スル様ニシナケレバナラナイノデアリマス。

只歐洲人ニ對シテハ、單ニ仁義ノミヲ以テ彼等ノ感化ヲ謀ツタリ亞細亞在中ノ歐洲人ニ對シテ平和裡ニ權利ノ返還ヲ求メタリスルコトハ、恰モ虎ニ食物ヲ與ヘテ其ノ皮ヲ取ラウトスル様ナモノデ、到底出來ナイ相隣デアリマス。故ニ吾々バ我々ノ權利ヲ完全ニ回收シヤウトスルニハ之ヲ武力ニ訴ヘナケレバナラナイノデアリマス。サテ武力ト云ヘバ、日本ハ早クヨリ非常ニ完全ナル武力ヲ有シテ居リ、土耳其モ最近ハ立派ナ武力ヲ持ツテ來マシタ。又波斯、「アフガニスタン」、「アラビヤ」等ノ各民族ハ從來カ

ラ何レモ戦争ニ強イ民族デアリマス。中国四億ノ民族ハ平和ヲ愛  
 スル民族デアリマスガ、生死ノ界ニ立ツテハ富強ヲ圖シテ大ナ  
 ル武力ヲ發揮スルノデアリマス。若シ全亞細亞民族ガ聯合シ、固  
 有ノ武力ヲ以テ歐洲人ト戦ツタラバ、必ズ勝チ決シテ敗ケルコ  
 トハ無イノデアリマス。更ニ歐洲ト亞細亞トノ人口ヲ比較シマス  
 レバ、中国ハ四億、印度ハ三億五千萬、緬甸、安南等ハ合計數千  
 萬、日本ハ一億ヲ越スアリ、其他各弱小民族モ數千萬アリマス  
 カラ、我亞細亞ノ人口ハ、全世界ノ人口ノ二分ノ一以上ヲ占メテ  
 居ルノデアリマシテ、歐洲ノ人口ハ僅ニ四億ニ過ギナイニ、我  
 亞細亞全陸ノ人口ハ實ニ九億デアリマス。四億ノ人間ガ九億ノ人  
 間ヲ逐迫スルト云フコトハ、正義人道ト相容レナイ所デアリマシ  
 テ、正義人道ニ反シタル行爲ハ結局失敗スルモノデアリマス。而  
 モ彼等四億ノ人間中ニハ、最近ニ至ツテ吾々ニ感化サレタ者スラ  
 有ルノデアリマス。現在世界文化ノ趨勢ヲ見マスト、英國、米國  
 等ニハ少數デアリマスガ、仁義道德ヲ提唱スル者ガ出テ参リマ

裏面白紙

シタ。其他ノ野蠻國ニ於テモ亦コウシタ主張チナスモノガアリマ  
ス。之ハ即チ西洋ノ功利強權ノ文化ガ、東洋ノ仁義道德ノ文化ニ  
服従セントシテ居ルコトヲ物語るモノデアリ、西道ガ王道ニ服従  
セントシテ居ルコトノ證據デアリマシテ、即チ世界文化ガ日光  
明ニ輝ク所以ノモノデアリマス。

現在歐洲ニハ、歐洲全部ノ白人カラ排斥サレ、毒蛇猛獸デアッ  
テ人類デハナイ辯ニ思ハレ、少シモ接近サレナイ國デアリマス。  
我亞細亞ニモ同様ノ考ヘテ以テ居ルモノガ可成リ有リマス。然ラ  
バ其ノ國ハ何處デアルカト云ヒマス、夫レハ吾國デアリマス。  
西亞ハ只今デハ歐洲白人ノ分家タラントシテ居ルデアリマス  
蘇門ヲ何故ニソウ謂フ状態ニ在ルカ。夫レハ彼ガ王道ヲ主張シテ  
西道ヲ主張ヒズ、仁義道德ヲ説イテ功利強權ヲ説カウトヒズ、道  
力公道ヲ主持シ、少微チ以テ多量チ壓迫スルコトニ背成シナイカ  
ラデアリマス。吾國ノ新文化ハ我東洋古來ノ文化ニ合致スルモノ  
デアッテ、彼等ハ東洋ト手ヲ握リ、西洋ヨリ分家シヤウトシテ居

裏面白紙

ルノデアリマス。歐洲人ハ其國ノ新シイ主義ガ、彼等ノ主張ト合  
 致セズ、且其國ノ主張ガ成功スルトキハ、彼等ノ無道ガ打破セラ  
 レルダラウコトヲ恐レ、其國ガ仁義正道ヲ説ク國デアルコトニハ  
 目モクレズ。却テ其國ハ世界ノ反逆者デアルト誣ユルノデアリマ  
 ス。

サテ貴國ニ、然ラバ吾々ハ結局如何ナル問題ヲ解決シヤウトシ  
 テ居ルノカト言ヒマス。ニ、逐迫ヲ受ケテ居ル我亞細亞ノ民族ガ  
 如何ニセバ歐洲ノ強盛民族ニ對峙シ得ラレルカト言フコトデアリ  
 マシテ、簡單ニ言ヘバ、被逐迫民族ノ爲ニ其ノ不平等ヲ撤廢シヨ  
 ウトシテキルノデアリマス。被逐迫民族ハ亞細亞ニ有ル許カリデ  
 ナク、歐洲ニモ居ルノデアリマス。逐迫ヲ行フ國ハ只ニ他洲ト外  
 加トノ民族ヲ逐迫スルノミナラズ、自州及自國內ノ民族ヲモ、同  
 様ニ逐迫シテ居ルノデアリマス。私大亞細亞主義ハ王道ヲ基礎ト  
 シナケレバナラナイト由上ゲタノハ、之等ノ不平等ヲ撤廢センガ  
 爲デアリマス。米國ノ學者ハ、民衆解放ニ關スル一切ノ運動ヲ、

裏面白紙



文化ニ反逆スルモノデアルト言ツテ居リマスカラ、吾々ノ主張ス  
 ル不平等廢除ノ文化ハ、西道ニ背叛スル文化デアリ、又民衆ノ平  
 等ト解放トヲ求ムル文化デアルト言ヒ得ルノデアリマス。日本民  
 族ハ既ニ一面歐米ノ西道ノ文化ヲ取入レルト共ニ、他面亞細亞ノ  
 王道ヲ化ノ本質ヲモ持ツテ居ルノデアリマス。今後日本ガ世界ノ  
 文明ニ對シ、西洋西道ノ六トナルカ、或ハ東洋王道ノ干城トナル  
 カ、夫レハ日本國民ノ慎重ニ考慮スベキコトデアリマス。

外務省調査部

第四〇號 (昭和十年九月印刷)

文主巻 (上巻) 一一三頁―一一四七頁

裏面白紙

C E R T I F I C A T E

Statement of Source and Authenticity

I, HAYASHI, Kaoru, Chief of the Archives Section, Japanese Foreign Office, hereby certify that the document in Japanese, remarked "SHIRITORI DOCUMENT NO. 17" and entitled "THE PRINCIPLE OF GREATER ASIA" is an exact and true copy of an official document of the Japanese Foreign Office.

Certified at Tokyo 23 October 1946

/s/ K. Hayashi  
Signature of Official

Witness: /s/ Nagaharu Odo

Translation Certificate.

I, Charles D. Sheldon, Chief of the Defense Language Branch, hereby certify that the foregoing translation described in the above certificate is, to the best of my knowledge and belief, a correct translation and is as near as possible to the meaning of the original document.

/s/ Charles D. Sheldon

Tokyo, Japan  
Date 19th Sept. 1946

秋山眞之會編

秋山眞之會編

秋山眞之會編

「提督秋山眞之」(昭和十九年一月五日) 提督秋山眞之 (昭和十九年一月五日)

支那の革命と提督

支那の革命と提督

秋山提督は、支那問題についても非常な関心を持つてゐた。軍艦「管羽」でも非常な関心を持って、南洋の任に當つてゐたので、夏江あたりは勿論、任に當つてゐたので、極端に所なく巡航した。...

22-3-10 (4)  
年0月及社欠理  
1-22欠理

提督は、かりした海外發展の邦人を保護し、繋繋するの軍艦警備隊も邦人を保護し、三艦隊だけでは不足で、尙ほ少くとも巡洋艦一隻、駆逐艦二隻並に少くとも掃海艇を増遣しなければいけない、どうしても南洋警備の兵力を重さねばいけない、といつてゐた。

南京の革命で孫逸仙が袁世凱と妥協して假大總統になり、孫逸仙の頼みとしてゐた宗室に袁世凱の刺客の頼みとしてゐたの爲めに殺され、遂に袁、孫兩派は絶縁し、李烈鈞は江蘇省の九江で孫逸仙に絶縁し、孫逸仙

DEF LOC # 411

12  
秋山眞之會編

「提督秋山眞之」(昭和十九年一月五日) 提督秋山眞之 (昭和十九年一月五日)

支那の革命と提督

秋山提督は、支那問題について非常に關心を得つてゐた。軍艦「管羽」でも非常な關心を  
の艦長時代、使節は南洋諸島の任に當つてゐたので、使節あたりは勿論、任に當つてゐたので、  
南部一帯の諸島には大抵必ず所なく巡航した。

當時、上海には一萬餘、漢口には一千四五百名の日本人がゐて、寧波にも一萬餘、  
あれば豆腐屋もあり、下懸屋の向には三味線屋もあり、牛馬屋を有るといふものは三味線屋を  
つたやうなものはあつた。

提督は、かりした海外教員等の邦人を保護し、監視する。然るに警備隊も邦人も少なく、  
然三艦隊だけでは不十分で、尙ほ少くとも巡洋艦一隻、駆逐艦二隻並に少くとも  
増設しなければいけない、どうしても郵船警備の兵力を重きねなければいけません、  
といつてゐた。

南京の革命時、孫逸仙が袁世凱と妥協して假大總統が孫逸仙にお禮と名乗して假大統  
の爲めに來てゐた留守中、孫逸仙の頼みとしてゐた袁世凱が孫逸仙の刺客の同僚としてゐた  
の爲めに殺され、遂に袁、孫兩派は絶縁し、李烈鈞は江蘇省の九江で孫逸仙に忠告し、孫逸仙

DEF LOC # 411

裏面白紙

其美は上海で、同時に革命の旗上げをしたが、費世凱の爲めに叩きつぶされ、孫逸仙はじめ、李烈鈞、袁其美、胡漢民、譚天仇、蔣介石等が日本に亡命し、樺谷の馮山福翁の邸に家を借り受け、中華革命黨を組織したのは大正二年頃であつた。

其の頃の孫文等一派の革命運動には、日本の有力者が非常に好意を持ち、之れを援助してやつた。秋山實智も其の一人であり、孫文等の中華革命黨組織の駐平長官兼軍務局長となつた。

當時、孫文の懇請に犬塚清太郎といふ人があつた。提督とは犬の仲好しであつて、よく馬車を暇にしたり一編に飲んだりしてゐた。芳川寛治伯、田中義一少将、馬田雅太郎大將等も加はつて、盛んに時局を談じたりした。提督と、犬塚氏と、芳川伯が、三十間堀の新田邸で會した時だつた。提督は、芳川伯に、「誰か金を出してくれるものはないか」といひ出した。

「今のうちに支那と固い握手をしておかなければ、大限終了後に困る事になる。提督すれば我が國に反對する費世凱を倒し、我が國に好意を持つ南方を援助し、攻守同盟と經濟同盟を結んでおかねばならないのだ」といふことだつた。

提督はまた上原元帥をも同様に説いた。此の時は犬塚氏と、今一人、嘗

DLF 100 # 411

181

時の外務省政務局長であつた小池張造といふ人が加はつてゐた。上原元師が後に此の時の事を取る腹心の者に擡らした事があつた。

「あの第三革命をやつた時の金は、實は久原から出たのだ。秋山と犬塚と小池の三人が船の所へ来て一晩説いた。惟も容易に口説き落されはしなかつた。徳川幕府にも違つてみず、従つて彼等を知らなかつたからなかなかウシと云ひなかつたのだ。だが三人の熱心さに徳は敗けて、たうとう口説き落されてウシと云つたのだ。」

其の孫文の第三革命は又失敗に終つた。

孫文は天正五年、歐洲大戦の觀戰のために歐洲に渡つた。

孫文は其の翌年廣氣に乗り込んで大元帥と云つたが、翌七年同じ革命黨の岑春暉に追はれて又又日本に亡命した。併し此の時の日本政府は、最早彼を東京に迎へ入れまうと似しなかつた。割は箱根に止まつて強しく東京の線を打撻めてゐたのであつた。

提督が小田原で逝去したのは其の時であつた。孫文は秋山提督の訃に接してがっかりした。せめては其の葬儀に列し、芝罘松島の追悼會にも自ら参列して哀悼の意を表し、提督生前の好意に對し、深甚の謝辭を述べたかつたであらうが、彼は東京の地を踏むことを政府から許されなかつた。

つた爲めに、青松等には何天炯を代理として遣ふして来た。

孫文は上海に歸つた後、更に何天炯を代理として特派し、何天炯氏は提督の青山の基地に社輻を供へ、管見好古將軍に面會し、孫文氏其悼の意を傳へた。

兎に爲秋山提督と孫文達の革命運動とは密接不可分の關係を持つてゐた。支那の革命黨領袖たちは、秋山提督、犬塚、小池等を指して「あゝいふ日本の人の絶大な好意に歸するたためにも革命を成功させねばならない」といつてゐた。革命の總司令部をやつてゐた許崇智、鄒魯氏がアメリカへ行く時、秋山提督と犬塚、小池三氏の議に請で、秋山提督の未亡人には「甚だ御無禮ですが」といつて請か何かを贈つた事があつた。それ程彼等は恩義を感じ、提督等の徳を忘れないうである。

と京元師はかう語りしてゐた。

「孫文らの第三革命は、秋山や犬塚、小池等の熱誠で生れたものだつたが、しかも彼等三人は、其の中の一人だつて遂に苦心談一つもしなかつたよ」

日本が眞面目に、眞剣に支那を援けたのは、此の第三革命の時であつたらう。孫文も、陳其美も、全く私心の無い几帳面な人で、唯革命の爲めの

185

みを思つて灌輸した人であつたが、さうした時、日本に秋山、犬塚、小池のやうな立派な人物が居て、日支がガツテリと手を組みあつたのである。第三革命は生れたのであつた。其の當時の人で、蔭介石と戦つた仇其の他二三の人を数えて彼は悉く故人の列に入つてゐる。

併しを知らぬ人々は死しても、あれだけ南京の人々と心からしつくり結びついた事は決して無駄には修らない。今でもあの當時の生存者は、必ず心のうちでは慰謝してゐるに相違ない。第三革命に遂に失敗に終つたが、決して失敗ではない。いつかの日、あの日本の好意が、支那の人達の心に響いて、日支の提携、日支の交誼が行はれるであらう。秋山巖骨、犬塚、小池氏等の無職に對し、他日復讐が伺はれる日があるであらう。



文書成立ニ關スル證明書

本書ニ添付セラレタル日本語ニテ書カレタル貳百拾五頁ヨリ成ル秋山眞之  
會編提督秋山眞之ト題スル書牘ハ右署名ノ原形ニ基キ弊社ニ於テ發行シタ  
ルモノナルコトヲ證明ス

昭和二十一年十二月十六日 於東京神田區一ツ橋二丁目三番地

岩波書店主 岩波 雄 二 郎

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人 小 川 浩

DEF DOC # 411

185

-6-

裏面白紙

22-3-6  
m/ (b) 11

20. 2361

11

婦學制卷五九八(七)

日本政府に就て  
その最近の動向

チャールズ、ビー、フアース  
東洋事情に関する助教授  
アイ、ビー、アール研究員  
太平洋問題研究員  
国際事務局  
印刷所 延喜イースト五十二番街二二九  
一九四〇年出版

1

立法部及行政部

最時のうちに最も成功したものは選挙法の改正である。男子の普通選挙  
権は一九二五年に與へられた婦人の選挙権も今次の戦争中事務方面でも  
工場関係でも婦人の採用が増加したので與へられる機運が促進されつゝ  
ある様ではあるが尙依然として前途濼選の感がある。斯様な時で選挙権  
拡張の問題は最近十年間は國家の主要問題としては取上げられなかつた

112 100 598 (1)

186

裏面白紙

LEF DOC # 598(1)

一九三四年の選挙法改正は選挙権の擴張ではなくて賄賂防止及び選挙費削減に依る少数派及び無産階級の代表を容易ならしむる爲めの修正であつた。一時政府は単記比例代表制採用の氣配を示したのであつたが議会の反對に阻まれ単記大選區制の採用を以て妥協したのであつた。

此の制度は各派の完全なる比例代表を實現する事は出来なかつたが然し如何なる団体にもそれが與へられた自己の選挙區に於ける投票数の五分の一を獲得し得、並びに夫々地盤に相願した候補者の決め得ることを統一と成績とを有するむきり議院に代表を認ることを保障した。

加ふるに新法は選挙費、選挙區及選挙運動組織の大小により較々相違はありと一候補者に対し約一万圓迄と選挙運動の大小とを根本的に制限し、各候補者の資格及政見に関する説明書を自己の選挙區に於ける各選挙人へ郵便局經由無料配布する事を規定すると此以上の郵便に依る選挙運動を禁止する。選挙資金の不正使用に対する刑罰を大いに増加してゐる比例代表の限度を規定し又選挙運動に於ける富の利益を削減することによりて、改正選挙法は議院に於ける無産及中立小政黨議員数が増加したるに對し第一に責任があつた若し亞米利加の選挙法が同じ様に少数派

2

187

に有利であつたならば多分今頃國會には社會黨及共産黨が兩年ら席を占めて居る事だらう、近頃の政府は亦徒黨的警察の選挙干渉を中絶し更に防衛を禁選し、而して參政福を有する人々に対する投票者の比率を増加する可く目論見された選挙改革並びに教育に關し國民運動を推進した。最良は政黨の努力を無駄に浪費しない。實際には見方によれば既成政黨には増加せる利益を欲して居る。何故なら夫れは政黨の選挙運動が其性質上一般的であつて單なる一候補者を援助する事に特に仕向けられて居ない限り選挙運動には何等の制限を加へて居ないからである。是は伊太利、獨逸又は蘇聯に於けるが如く單一公黨の樹立を求めらる幾多の要請に對し余尤嘗つて全的に屈服しなかつた近頃の政府の政策をよく疑はしてあるものである。此の如き單一政黨は一九三一年安藝に於て、一九三三年松岡に於て、一九三八年山崎及その一派に於て而して一九三七年から一九三九年迄種々の機會に於て社會大衆黨及び東方會（無黨派）に於て唱進せられた。夫れは個々の内閣大臣に於て繰返して唱進せられた。大體は一九三七年其組織立に着手しつゝあるやに見へたが併し實施を留保した。單一公黨に對する此の如き廣汎なる要求及び満州國に於

ける難解會組分「コンコルデア、ソサイエテ」の華列にも拘らず今日  
で此の如き組織が政府により懲罰されるであらうと云ふ事は有りそう  
に見えない。

LJF 100 # 55e(1)

+

189

裏面白紙

REF LOC 4 538(1)

近衛首相及び平沼首相ハ共ニ政府側ニ政黨ヲ榮敬スル如キ黨團ノナイコ  
 ト、却ツテ政府ハ選舉ニヨル立憲制度ノ體態ノ不可倣ノ一都トシテノ政  
 黨ノ存続ヲ阻メルトイフコトヲ再三聲明シタ。  
 閣僚等ニ於テハ最近議院運動ガ次第ニ盛トナリ、コレハ徹底的ナリ  
 事ヘノ際請トナツテキル。(註五)  
 貴族院モ亦同様に裁判ヲ受ケテキル。  
 貴族院令ハ既ニ一九二五年ニ改正サレタガソレニヨツテ實際ニナサ  
 レタ改革ハ、改正案ノ立案時ニトツテ不満足ナモノデアツタ。所謂  
 政黨政治時代ニ於テ衆議院ノ地位優越關係ノ一部トシテ貴族院ヲ封  
 ヲトイフ勢力ナ運動ガ存シタ。(日本國會ノ兩院ハ合衆國ノ下院ト上  
 院トノゴトク、前庭ノキウニ時同時ノ立法機能及ビ議案審議機能ヲ有シ  
 テキル)シカシモノ運動ハ前庭ノ理由ニヨリ失敗ニ収シ、一九三二年  
 以テ於テハ貴族院ノ機能ガナク、ソノ成員及ビ組織ヲ改革スルコトガ  
 目的トナツタ。コノ目的ノタメノ主ナル義務ハ、世襲議員制ノ創設、同年  
 制ノ設置、各縣ノ所屬多額選民議員制ノ廢止、ソレニ代ハルベキ何等カ

り

190

裏面白紙

ノ形ノ職能代表制コレヲ階級ノ背景ニ、政治上ノ理由カラ通常表面ニハ  
 現レナカツタガ貴族院内ニ於テ一ツノ派閥ニ憑ギナイニモ拘ラス益院ヲ  
 牛耳ツテキル非公式ノ院内団体、即チ研究會ヲ改革シヨウトイフ動キモ  
 存在シタ。コノ衆ハ衆族ニ對スル考柄ト憲政政治トイフ非難ニ應ズルコ  
 トマタ新シイ國民立法ノ審議ニ於ケル貴族院ノ地位ヲ向上セシメ、カク  
 シテ昇給ニ於ケル同院ノ重要性ヲ恢復スルコトヲ目的トスルモノデアツ  
 タ。

(註五)

星 見 イ リ オ

「一黨一黨ノ國體學的批判」中央公論第五九卷

昭和十四年一月 七六一—八四頁

佐 々 弘 雄

「國民組織問題ノ検討」

同上 三〇—四〇頁

DEF DOC 538 (1)

6

191

裏面白紙

一九二五年以来ずつと貴族院の改革運動は続けられてゐる。貴族院の内  
 部及び外部の種々のグループにより改革は叫ばれたのである。近衛公は  
 はじめは貴族院の一議員として後には議長としてこの改革運動を熱心に  
 支持した。首相になつてから彼は貴族院の改革を彼の政綱の一大標榜と  
 した。改革法案を研究するため、改革の熱がない程度々の委員会が設け  
 られた。併し、このやうな運動も、研究会の指導者達が「自己の運動に  
 就いて熱心な努力をなす以外、今までのところ何の成果もあげ  
 てゐない。貴族院の制度は余だに取り上げられてゐない。効果的の改革  
 事を實行するものに必要の時期は、一九三九年六月の貴族院議員改革以前  
 であつた。貴族院議員の任期は七年であるから、今や改革は無期延期と  
 いふ状態である。

DEF LOC 7 598 (1)

斯くの如く、政府も議會制度調査委員会（一九三八年六月任命）も貴  
 族院衆議院何れの機構改革にも大して効果を擧げ得ずして、現在では、  
 この代りに、議会の召集、会期、解散、開會、議事手續を規定した議院  
 法の細部の改正に注意を集中してゐる。今までのところで實現された陸

9

192

裏面白紙



一の修正といふのは、予算案の期日を、貴族院衆議院何れに於いても  
 従来二十一日であつたのを二十五日に延長したることである。與へられた  
 範圍内に於てこの改善は、御事の政府に對する黨の實權を強化する可  
 能性を涵つたものであり、林内閣は一九三七年三月、以後議會の定期開會  
 は、立憲制の活動を一級と主張せしめること、適當と認められた時は、  
 十二月の召集を、一月に繰り上げる事ありし、と豫言した。然るこの  
 野望は遂に一度も實現されなかつた。

また、貴族院に常任委員会を設立する案が出てゐる。この委員会は議  
 會の召集されてゐない時にも會合することが出来、現任立憲部が断絶的  
 に政黨の政治に轉つてゐるのを、もつと組織的なものにしよふといふので  
 ある。この制度は政府は反對し、まだ實現されてゐない。

アア一兵部一日本に於ける政治  
 七三一七七頁よりの抜粋

NAF 100 号 598 (1.)

193

裏面白紙

22  
775  
書籍文庫 五九八 (二)

日本に於ける政治

最近に於けるその範圍並に活動

東洋事情助教授

チャールズ・フローズ著

22-3-8 (225)  
30-14-14  
一巻 28 冊

洋書會動空業書

洋書會動空業書

所 ニューヨーク、東五十二番街一二九番地

一九四〇年發行

第二部、政治行政的再組織

(三) 行政部の再組織

二、立法と行政

一九三二年五月以降日本に於ては、衆議院に於ける二政黨の黨員が主

EXH #2361-A  
DIA DOC # 598-2

1

194

22

195

憲法草案 五九八 (二)

日本に於ける政治

最近に於けるその発展並に活動

東洋事情助教授

チャールズ、フワーズ著

太平洋協會調査報告

太平洋協會秘録文書誌

発行所 ニュース、東京三軒街二二九番地

一九四〇年發行

第二部、政治行政的再組織

(三) 行政部の再組織

二、立法と行政

一九三二年五月以降日本に於ては、衆議院に於ける二政黨の議員が主

EXH #2361-A  
DIA DOC # 598-2

1

194

裏面白紙

になつて形勢する内閣といふものは存在しなかつた。この事實の眞實性  
は経易に瞭解されざるものであるが、この事實の原因を察しなければ  
近代日本の政治的變化に對する觀察は完全とは云はれまい。日本の内閣  
が弱つた原因の學識によるものでなければならぬ事及び各派の勢力  
は相當の程度に弱いに依存するものである事は既に述べた通りである。日  
本憲法の公布後の徵選開議院の一流政黨は内閣に參與する事を許され  
なかつた。然しながら之は立憲政治の有效な阻害を防禦することが出来  
なく分つたので、一八九六年頃より後、一つ二つの失態せる例外はあ  
つたが、何れの内閣も野黨に對し、効果的な精力を求めた。之は野黨が  
内閣の形成若くはその政見に對する大膽な攻撃を許された事を意味するの  
ではないのであつて、單にその野黨に對して加することを許されたに過ぎな  
い。このやうな結果は日本憲法の條項にも、又それまでの日本の慣例に  
も違つてゐる。政黨は、但の四黨と同様に、勢力伸張を計り、而して、

2

195

111 LOC # 598-2

裏面白紙

政治の完全なる掌握に向つて勢力を争奪せしめる事は政治的發展への必要  
 なる、又は少くとも「國家なる」道であると、恐らく無批判的に信受して  
 ある、西歐の立憲政體論が自國の政方である事を認めた。世界の他の  
 部分に於ける西歐の風潮がこのやうな思惑を助長したのであつて、主とし  
 て一九二四年から一九三二年までの数年間政黨内閣が日本を支配した。  
 然し乍ら其政黨内閣の支配は決して完全ではなかつた。何世ならば、軍  
 人官僚軍閥及び貴族院の占むる傳統的立場は、選挙會をやつたり、選挙  
 を受けたりすることなしには、打破し難いものであつたからである。<sup>3</sup>  
 一九二〇年頃の衆議院に於ける日本の政治情勢に於いて特筆すべきものは内  
 閣と軍の政府の協同との間に興々熾り起された衝突であつた。この衝突は  
 表面的には一九二七年（昭和二年）の懸案の時の政府の金貨協定に對する  
 行動とか「急會」による選挙特法の改正とか、戦争賠償交渉中の用兵の問  
 題、ロンドン海軍條約の修正問題等をめぐつて行はれたのであり、何れが  
 貴族院、軍閥、軍人、官吏、及び軍閥の勢力を削ぐて衆議院に於ける政

DLP LOC # 598-2

裏面白紙

黨の勢力を愛護せしめ、政治勢力の拘束を根本的に解除しやうとする意向  
 に對する統制であつた。政黨は大衆の懸念ある支辨がなければその勝利を  
 望んでゐたであらうが、政黨は反響を、選挙には賄賂が公然とつきもので、  
 政黨の領袖は、いかなる政治運動にも、その度程に大資本家から何百圓  
 かを出して貸はなければならなかつた。政黨が半耳られた内閣を退けて  
 必ず選挙干渉が争はれるので、政黨を握つた有力な政黨は選挙に敗れるこ  
 とは決してないと云はれた。官吏と個人的利害との不正な取引は度々起  
 され、時々暴露された。昔に政黨は美辭暴論の雄門が内閣の総領に御込むこ  
 とを訓しやうとしても却つてその反攻に敗れることがあつた。

世界的不景氣と、それに呼應する騒動は、少くとも暫時、政黨運動の  
 失敗を覚悟した。無條件的腐敗は、西洋の社会主義の勢力を弱めた。

U. of T. LOC # 558-2

197

裏面白紙

西歐の経路に立脚して立法機關の優先を唱導した日赤は今其の所説が行成  
優先の西陲の傾向と誤解するのを見た。

世界各埠と歩を同じくして日赤にも勃出した軍閥主義は政治界の在政の  
律を俾奪せんとする人々の階級に力を興へた。而して国防及河洲東嶺の經  
済作爲が該次眼目となるにつれて、加害軍人に賠償が用は、り且つその  
合法的な活動範圍が擴大されるに至つた。經濟、外交上の危險状態に用へ  
て歐州の宗例を見做つて軍閥抗争の休戦が擧げられ立内閣の樹立が要求  
されるに至つた。是するに軍閥の鼻脣は統合して軍閥が軍府の傾軋に對  
して持つた抗爭力を強めるに至つた。

若槻閣内閣がその一議員の立内閣の提唱から一九三一年十二月派去  
つた時、軍閥は盛大な政治的改進黨なくして軍閥内閣がその生計の長きを  
遂むことの出来ぬ所に来てゐた。傳へられる所によれば大藏氏を首相とし  
て推戴する世り元老西園寺公は軍閥の容易ならざることを告げて奉してこ  
の結局を慶現し物も種備があるかを問うたそうである。大藏は亦通常自由  
主義的であつた朝日新聞からも警告を受けた

1931年 503-2

198

裏面白紙

(東京朝日 一九三二年一月三日 三頁)

爲繁投如の隠蔽の下に生れ出でた友友内閣は天島豊壽未起事件(一九三二年一月八日松田門事件)(陸皇)の責を負つて辞職せざるしことによつて神罰され且、井上準之助(一九三二年二月九日)風男爵(一九三二年三月五日)の隠蔽によりて威信を失墜した。

(紙皇) 一九三二年一月十日一〇一七東京朝日

「以友友未ダ隠蔽ニ熱々タリトシテ峻烈ニ政敵ヲテ始ル。」

6

1932 100 5 293-2

199

裏面白紙



假に何等かの革新計畫があつたとしてもこの風潮を阻止することは急ら  
 く不可能であつたであらう。況や政友党内閣は革新計畫など全然持合せ  
 なかつたのであるから。一九三二年五月十五日首相が暗殺され、ここに  
 政黨内閣政治は僅か六年月々の生命を終り、かくして日本は衆議院議員  
 よりも政黨團の分子より成る若ながらの連立内閣政治に復歸したのであ  
 る。

しかもその後も政黨の容許は依然保たれてゐた。一九三二年以後大政  
 黨が内閣により公然糾弾された例は天保命内閣のときに一回あつたのみ  
 である。(註三) 且の内閣はすべて政黨の四刀を門迎し、且つ一足の靴  
 内閣に於て政黨人の入閣を實現した。現に最近でも米内は民政黨總裁を  
 その内閣に迎へてゐる。一方また各内閣は輿論に於ける議席の地位の恢  
 復のために種々の改革を提議した。(註四)

(註三) 最近十年の間に相次いで敗北を喫つた十二の内閣のうち議席  
 半人を首班させるものは一九三〇年の林内閣と一九三九年の河部内  
 閣の二つに過ぎない。従つて林内閣の討交政策がそれ以前の内閣内

Lib 000 n 598-B

裏面白紙

のそれよりも進歩的であつたこと、且つ同内閣が英國との接近を謀  
したことは極めて興味深い。

参照。 「アーノルド・トインビー」著「國際情勢研究（一九三七  
）」（一九三八年「ロンドン」版、第一巻（六二—一六八頁）

（注目） 皇守改革會長の芋貝な氏宛てしては矢部貞治「議會制度」（  
國家學會雜誌第五十三卷第九号一九三九年九月、一一六—一一九

頁）参照

8

DLR JJC 7 696-2

7.01

裏面白紙

（中）第五九八號日文圖報

日本の政府

その活動範囲及運営の最近の傾向

東洋助教授 チャールズ・B・フアーズ

22-3-1/14  
25  
1878

開通調査会調査部

洋間通商調査會國際事務局

ニューヨーク東第五二街一二九番地

圖書出版局

1

一九四〇年版

第二部

政治行政改革

+ + + + +

ロ、新果的増殖力

専門的企業委員が如何に増殖しても、政治増殖力の必要はなくなるも

EXH # 226/B  
LEF 100 # 558 (7)

202

海防文庫第五九八號(中)

日本の政府

その活動範囲及運営の最近の傾向

東洋三助教授 チャールズ・B・フアーズ

太平洋問題調査会編纂

太平洋問題調査会国際事務局

ニューヨーク東第五二街一二九番地

国際書出版局

一九四〇年版

第二部

政治行政改革

+ + + + +

口、物的増強力

専門的企業業務が如何に発達しても、政治的増強力の必要はなくなるも

EXH 12161-B  
LHR LOC # 598 (7)

1

202

203

裏面白紙

のではない。日本に於ては既にこの必要が痛感される。それは日本の政府は大規模な及議會の組織的調練事項があるにも拘らず、仍力ある実行上の力を缺いてゐるからである。日本の首相は合衆國の大統領領域は英國の首相よりも高い地位に在る。それはダラヂイユ以外の近隣のフランス首相に與へられた特殊の或特殊の職務を引きたつた結果を以てあるフランスの首相の地位に一層類似してゐる。

日本もフランスも共に不安定な運轉に依存してゐる併し日本に於けるこの運轉は主として政黨のそれではなくへ無論政黨も願望はもれるが、多くの議員と官僚とも衆議院、貴族院、樞密院、各官署に關係する並に朝廷と近衛な重臣との間の運轉である。是等皆グルーブの何れも日本憲法によつて（成文たる不文たるを問はず）各自の地位が固められて居るをして如何なる内閣も衆議院のものご一つの實際的な合意なくしては有故に仕事をすることは出来ない。是等の各々が内閣に對する支配力の程度は上の運轉に依るよりほどこか實際な法律による方が多く輿論の支持それ故輿論の不一致を來した場合には自然飽

DEF LOC # 598 (7)

3

268

裏面白紙

々が道を憲法上の義務行儀であるとして評価し合ふ。そして内閣はその  
義務行儀の的となるのである。これが近年の政争の大部分を説明するも  
のであるけれどもこの特徴が又通常内閣と外閣的動機に向かず政争の  
果を可成ならしめてある。

その爲には各々の新機運の運轉が前のもものと長く似たものでなくてはなら  
ない。

首相はこれ等自多な時グループの間に協同を維持することを六ヶ敷い政  
治問題に直面しつつ自己の關係をきへ制御することが出来ない(陸九)

3

内閣の各員は憲法上天皇によつて信任され、天皇に對して責任に且皇對  
に責任を負ふのである。一九三一年十二月の頃安部内閣(衆議院議員)

は自らの退立内閣の主張に力を減へるためストライキを行つた。但ち彼  
は若し内閣から信任することを拒みながら閣員に出席しなかつた。首相

は内閣の責任を押し廻すことが出来ずこの行禮りが全民政党内閣の  
瓦解の直接原因となつた。真以外の政黨各党もその訓練勢力と官吏の界

異なる地位を擁に動もすれば相互的たらうとする傾向がある。豊澤氏は

LIB Doc # 508 (7)

裏面白紙

之に加ふるに、軍務（軍事訓練又は平時兵力及び軍の外圍施設に關する  
ことは含まない）に關し階級に隨級上擧する階級を附與されて居り、そ  
して陸軍大臣の地位を總帥の陸軍大将又は中將に、そして海軍大臣の地  
位を總帥の海軍大将又は中將に擧高してゐる古くからの規定に對つて一  
層風化されてゐる。

陸軍大臣は勳章を維持するには實として自分の國內に於ける信望と獲得  
力に目を向けねばならない。

4

過去三十年間の進歩たる致すも明治時代の元老重臣が有していた様な全  
目的意識をもたらずものではなかつた。そして今日はかかる舉動を創す  
人物を見出す事は困難である。此の事は過激な年配度々耳にする不満「  
歐羅巴内閣を脱明するものである。かかる情勢は個人的利益を國家上不  
可損にする得があるがそれは又しほしは不遜にも必要なる方策の採用を  
らせそして各黨の政界の監視を欠くものとした

補給を招致せず如何にして中央補給力を増進するかの問題が露々現つ  
た、例へば一九三五年十月内閣補給局長首相の補給を盛大にする方策を研

205

LEY LOC # 553 (7)

裏面白紙

完していただこの事であつた。一九三九年春夏の候には國家保勳員法の採用を妨げてきた。各軍陣の管轄の榮を採決する爲に軍部の人選は首相の構想を補充することと密三實成していただこの事であつた（註一一）

社會大衆黨の頭目家茂が一九三八年三月二十三日議會に於て首相にムツソリエー、ムソラ、又はスターリンの大膽さを以て行動することを公然と稱せし、軍部は國會から追放されたことを怨み過すも興味深い事であらう（註一二）

6

今日既に三つの憲法が企てられたが皆生温くをして只だ部分的に有效であつたに過ぎない。その第一は無任所大臣の任命であつた。一九三三年夏中藤内閣は衆議院の二大政黨の組織を無任所大臣に任命して内閣の地位を固めようとしたが政友會から拒絶された。

無任所大臣を一人若しくはそれ以上任命することが二、二六憲法草案の章部内閣及び政黨の一つの顯著な特色であつた。

一九三九年一月平沼内閣が近衛内閣の急變に依り近衛公が樞密院院長たる平沼の首職に任命された時近衛公は依然無任所大臣として新内閣に留

LEF 100 4 536 (7)

206

裏面白紙



任した。

此の系列の管番は強く開明となつたがそれは拙ひもなく福電流及貴族院に對して新内閣を構化すべく意圖されたものであつた。近衛、平沼、阿部及米内の管内閣は何れも(註一三)の面白から前大臣及政黨首領の中から臨時内閣參事任命したが(註一三)參事の事實及分限が明確に定められていなかつた事が不注の因となりそれが衆内内閣成立の時にはつきりさなつて壞れた。

第二の方法は内閣内の内閣管番せば互相兼任の發達であつた(註一四)野田六條内閣の管番部に至るの重要閣員は務實上首相及び陸、海軍、大藏及外務の五大臣から成立つてゐた。斯る會員によつて實際的に決定され此の慣例は安部に於ての戦争のかつて以來再び採用され出した。安部閣の組織として首相ををして副首相として外務、大藏、陸軍及海軍の各大臣を任命するを云ふ支那の實例の模範に依つてこの慣例は整理しに認められてゐる。此の内閣内の内閣と云ふ政黨は實施以來日尙猶く未だ制定した慣例となるには至らない、且つ加ふるに此の先例

DEF Doc # 592 (7)

5

207

裏面白紙

は他の閣員を解任する爲他の大臣等が又閣議に集つて會議をした事が  
 傳つたこと云ふ事實により誤謬さが幾分失はれてある。併し何れの  
 日にか英國に於て行はれてあると閣議の副大臣も内閣が議決上單に議  
 決の委員會に過ぎずして内閣に列しない多くの大臣がいること云ふ事  
 實が採用され得ざる事は不可成ではない。第三の方法は一九三九年  
 九月廿九日採られたものである。それは同日各省大臣、明常顧問、  
 新島親善、滿洲駐日本大使、樺太長官、南洋駐島長官が國務員法の施  
 行に關し如何なる命令をも呈し改正し又は撤廢するには先づ總理大臣  
 と協同する事として總理大臣が新章草案につき訓令を與ふべき事を協  
 定したる一命令の公布に依つてであつた（註一五）  
 此の方法は閣議上の紛争を除去して現在日本の政治組織中の弊害とし  
 て残つてゐる首相の地位を具體的に強化せんが爲に策定されたもので  
 ある（註一六）

（註九）日本内閣制度の沿革、それに包含されてゐる諸問題及びこれ  
 が改正機關に對しての適切な經驗は皇會誌第五三卷第九號

昭和十四年九月號所載宮澤俊賢氏の「行政機構」に見られて  
ある。

(註一〇) 一九三六年十月米國政治科學部誌第三十號九百三十二三  
頁グネス・コールドロップ記「日本ノ内閣」に於て國務大  
臣の地位にせきはつきり論じられてゐる

(註一一) 一九三九年七月五日發行  
ロンドン朝日新聞 第八卷六二頁

(註一二) 一九三八年三月廿四日發行  
東京朝日新聞 三四頁

(註一三) 一九三七年十月十四日發行  
東京朝日新聞 八九頁参照

(註一四) 此の内閣内の内閣及無任所大臣の利用をロイドジョーデ下  
の英國戦時内閣と比較せよ。此の英國の例は日本の一評論  
家によつて論じられてゐるが彼は陸海軍、大臣、外務、商  
工及文部の各大臣から成る「戦時内閣」を主張してゐる。  
外交時報一九三九年一月一日發行第八十九號一八五一一〇  
〇頁所載浦部百太郎論又「如何に内閣制度を強化すべきや」  
参照

ULF LOC # 598 (7)

8

209

横 田 画 冊 集

Ms. 100 6 593 (7)

(註一五) 朝鮮と動員旅などの編制の進行に目する中、奉天書院三八二  
 三三一〇八一頁、又トランスバシフィック一九三九年九月廿  
 八日誌九頁及び同誌一九三七号十月五日二五、六頁を参照  
 此の命令は強制の無いものではなかつた。一九三九年十一月  
 九日発行の五三三頁一二二二頁の奉天會社報告、富原内務省  
 の所請に依りて一九二〇年の軍務維持命令に同じし書類は同  
 様の方法を採られた。

(註一六) 日本の特権に對する東方なる一歩増進内務の統一、責任及  
 補償を法整備者に行はれて来た陛下の御下での内閣會議  
 の経過により進化すべしとされた  
 中露報告の論文「朝鮮と戦争の進化」中央公報一九三九年八  
 月八日発行五三三頁一二二二頁

フアーズ著

「日本の地誌」より抄録

頁六六―七〇

裏面白紙

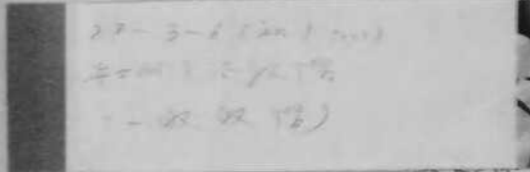
22-1:

機密側文書 五九八(八)

日本の政治

其の分野及運営に於ける最近の動向

憲法問題、財源問題、防衛費、デモ、学生運動



資料集

研究会 国際秘密網

ニューヨーク東五二番街一二九

一九四〇年

二、立法部及行政部

議会は其の組織或は権能に於て、如何なる顕微な萌芽に對しても其のすべての運動を阻止することが出来た。其の主要な武器の一つは文武官僚の弱

F514 #123 61-C  
DLF LWC # 598 (B)

22-1:

機密側文書 五九八(八)

日本の政治

其の分野及運営に於ける最近の動向

東洋問題、助教課、マキムス、マキムス、マキムス

太平洋問題研究会叢書

太平洋問題研究会 国際秘書課

発行所、ニューヨーク東五二番街一二九

一九四〇年

二、立法部及行政部

議會は其の組織或は機能に於て、如何なる過激な要求に對しても其のすべての運動を阻止することが出来た。其の主要な武器の一つは文武官僚の弱

EXH #100 61-C,  
LLE LWC # 598 (8)

裏面白紙

點に對する反駁であつた。山縣元帥の義服と政治的手腕のお蔭で日本は、  
 ルイズベルト大統領の行政再組織委員會が最近米國に對し呼書しつゝある  
 近代的行政文官事務のもつてゐる多くの特色を、西暦十年に亘つて、政式  
 れ來つたのである。然るに近時英米及日本に於て、文官制度の改革の面  
 時に文官の在職年限の短縮なる保證が幹事と測測方に及ぼす成績を問はず  
 する傾向があつた。日本に於ける文官の異常な勢力は漸かも餘蘊なく一層  
 力を與へ、遂して近時日本の議會に於て容分に利用され來つた。

8

LEF LOC n 598 (3)

272

横 面 白 紙

行政の改革は近衛内閣に依り約束され一九三八年春、夏、秋に亘つて研究  
 された。平沼内閣の成立後政友会及び民政黨は「官吏の特権の御誅を狙ふ、  
 官吏制度改革に關する決議採擧の勢ひを示したが結局擯棄されてこれを行  
 はなかつた。平沼は官吏を擁護し、彼自身官吏であつた、議會の要求を容  
 れるにも、全官吏に對しなほ一層の努力公正及び隣誼を助告する關係を發  
 する職責でしかなかつた。然し乍ら官吏に對する批評は閣議を刺戟し各  
 省殊に外務省内の人事行政改革に更に努力を續けしめることになつた。  
 陸海軍は勿論官吏と殆ど同じ地位にあるのだが特殊の問題を提議してゐる。  
 軍人の地位は他の官吏の地位よりも一層よく秘匿されてゐる。軍人の政治  
 的影響は過去十年間に於て目立つて増大し、また軍閥を政治家に對する暗  
 殺或は陰謀などに規模政は自衛隊軍人が參預せる幾多の事例により軍人の  
 記録に汚點を残した。軍部は統制下に於ける彼等の獨立せる地位及び政治  
 的影響よりの自由を今なほ極度に求めてゐる。

144 100 7 513 (a)

六

批評に對する一般の論議を論ずるには一九三九年三月五十四卷三號中央公

裏面白紙



論一五一―九頁長岡隆一郎「官僚の今昔を見よ。また國家學會五十一卷八  
號一〇二五―三九頁清水澄「官吏制度の改正に関する意見」一九三九年九  
月同誌五十三卷九號一二二八―六〇頁櫻瀬良寛「官吏制度」を見よ。

(代)

本告示文は一九三九年二月二十五日東京朝日三三二頁に所載

然し乍ら世界大戦後一層廣き難なる國防が鞏固され輸入は一層閉鎖國の政  
治問題に關心を有つに至つた。政策に關する國內紛争は其の結果増大した  
がこれは元老山縣及び大山の死並びに日露戦争後訓練された新人が個々の支  
4  
配によつて代つたために生じた國策の不統一及び統帥の減少と一致した。

DMF LOC # 596 (8)

214

裏面白紙

理の上は、陸海軍は直接天皇の命令下にゐるが、その實際の統制は数  
 人の將官によつて分擔されて來たのであつて、彼等は各々直接陛下に奏  
 上する特權をもつてゐた。斯くの如き状態は元寇の力で統一が保たれて  
 ゐる間はそれでよかつたのであるが、元寇の力がなくなつた時に問題を  
 起したのである。一九三一年（昭和六年）に、陸軍一三其頭（即ち陸軍  
 大臣、各縣縣長及び教育總監の側に利権が惹つたので、一九三二年（昭  
 和七年）その調停者として皇族の閑院宮殿下を各縣縣長に任命するに至  
 つた。人事問題に關する林圀梧と兵衛教育總監との争の結果、兵衛は一  
 九三五年（昭和十年）免職された、而して此の争は閑院に同年八月の  
 永任少將の降参及び一九三六年（昭和十一年）二月二十六日の陸海軍  
 にも同参がなつた。（此の事件で新任教育總監渡邊は犠牲者の一人とな  
 つた。）海軍にも種々之に似た問題があり、その弱自派例は一九二九年  
 （昭和四年）ロンドン海軍條約の批准に關し、海軍大臣と軍令部長との  
 間に意見が一致しなかつたことである。斯くて陸海兩軍に對つて内閣及  
 議會との關係の調整並に内部統制の統一化といふ二重の問題が存在した  
 のである。此の問題はいづれも、「公式はそのまま、實てはまらぬ」と

5

2/5

1.11.100 # 5.13 (1)

裏面白紙

いふ政治的調整方法によらなければ、解決出来なものであつた。  
 その結果、陸海軍の日本政権に於ける近年の進み方は全然一致してあ  
 なかつた。併し主要なる方針はかなり明かであつた。海軍の進出は陸  
 軍ほど目覚ましくはなかつた、而して國軍の進出は往々にして陸海軍  
 軍の進出の如くとり易いのである。一九三六年（昭和十一年）以來  
 特に國軍の指揮力、人事員助につぎ完備なる脱脚力を持つてゐた陸  
 軍大臣の手中に、盡く集束したのである。

（註）一九三六年七月二十八日「東京朝日」三九五頁、

大臣の地位を學軍大將の如く豫備役にある將官を擧げて、現役の大、  
 中將に限ると云ふ曾つての制限に復帰したるとにより、本營の人事並  
 に行軍隊の永續性は強化せられた（註九）

陸軍將校の政治的意見を公開することを禁ぜられ、一九三六年  
 （昭和十一年）二月二十六日以來、非合法的活動に退避せる者も  
 嚴重に懲分せられた。在野軍人會も又本營の統制の下に置かれた。（

LIF DOC # 518 (3)

3

2/6

裏面白紙

性十一) 斯くして爵位の特任を政治運動に許可される筈がないと隠真は認めたのである。隠真がかく認めたことは言ひをへると、幕内に於て必然的に勢力の増大した隠真大臣に隠真の政治的意見が集中されることである。

て瓜其郡大臣の本來の権限はどりか。寺内六將及その後継隠真大臣が維持せんとした立場は次の如きものである。一、開防の近代的状況の下にあつては、隠真は一黨的經濟政治問題に無關心たりせず、隠真大臣を通じてその見解を述べ、又右開防に付適當な獲得を承認し、何れも内閣にも勢力を揮毫する権利を有保する。然し一方特定の政算を指令し若くはその實施に付各部に互る指令をしようとは思はず。一、これは文官たちの本來の職務である。隠真の信用を失く内閣は何時でも之を阻止する用意のあることと、軍事以外の立法並に行政に對する干渉を避けることとの區別は紙一重であり、その實施の運用は双方の不協を醸成する余地を多分に與してある。

114 100 # 533 (8)

217

裏面白紙

1) 100 x 500 (B)

(註) (八) 東京朝日 一九三六年七月二十八日 三八五頁

(九) 商 報 一九三六年五月十八日 二五〇頁

視察に列せぬ將校でも、一九一三年以來難風大阻波は海軍大  
臣に任命され殊死にも不怖、その一人として驍勇しなかつた  
ことありして此の偉業は純粋に民族的なものであつた。

(十) 一九三六年九月二十三日公報の形等々

商 報 一九三六年九月二十三日 二五八頁

一九三六年九月二十三日 二五九頁

218

裏面白紙

然も之は與するに日本の政治的聯立に於ける役割には在來から定つた範圍の存することを茲に改めて斷言したに止まる。

近年に於て陸軍大臣は種々なる立法を提唱した。即ち勳刀筆鋒の規則、農民救済、厚給金の組織、貴族院の改組及國策無窮法等であるが、之はその二三を擧げだに過ぎない。然しながら此の中いづれの一つも命令されたものではない。或るものは未完成に終つたものもあり、他のものは内閣に依り系統立てられ、討論され、議會の討論に及ばず、幾回となく修正を経て後始めて採用されたのである。國內の立法行爲に對する陸軍の勢力は最近十年間に増大したものであるが、強固を握る迄には至らなかつた。

大陸政策に於ける陸軍の勢力は別問題で、之は茲に充分検討し得ざる問題である。明らかなに陸軍は滿洲に於ける日本の活動に對しては國內問題に對するよりも遙かに強大なる支配權を有する。大陸に於ける此の權力の基礎をなす要素は種々あるが、直捷の上癲權、南滿鐵道特許及膠濟州租借下にある四萬軍の特殊なる地位、外交的協定に依らずして軍事協

155 100 7 5.8 (8)

裏面白紙

DEF LOC # 558 (8)

憲に依る一九三二年（昭和七年）及一九三三年（昭和八年）以來の日華  
問題の處理、及一九三七年（昭和十二年）以來の軍事紛争の存続之であ  
る。然しながら日本本國に於ける之と類似の妥協の端緒は前述の對外對  
内政策の次第に完成し行く過程に、又對滿事務局興亞院の設置設  
置の際に之を窺ふことを得る。

日本の政治的獨立即ち岩倉閣、伊藤閣、松本閣、天皇御座の隆次臣  
陸海軍武官、文官の關係、最近十年間には根本的な改革をみなが  
たのであらう。

220

裏面白紙

(六頁ヨリ)

衆議院は其の勢力を失墜したけれども、尙其の法的権限はすべて之を有つて居り而も或改正によつて更に得る所のものがあつた。衆議院の勢力は、若しその多数黨が、最近非常に悪い印象を興へた國內の紛争問題を制する事が出来るならば、恐らく再び盛るかへすであらう。樞密院は依然として政府の議會との間に於ける活動に大なる影響を興へてゐる。貴族院もその権限と勢力に於ては既に前と變りはない。天皇側近の大員は其の勢力にいくらか衰へを見せて來たであらうが未だ新内閣の任命に必要の力を保留して居り而も信託治上の進展に對しては間接の指導權を盡へてゐる。

11

陸海軍はその勢力を強化したけれどもしかし又國內政革をも實行した。そしてそれは一九三〇年の始め頃よりはいくらか責任をもつた權力行使たる態を保證してゐる様に思はれる。官公吏も又勢力を得る様になつたが未だ明確なものではない。總して政府の行政面に於ける權力は、立法面のそれがやゝ衰へたのに對し、増加したけれどもこれは一般的現象

221

REF LUC 518 (8)

眞 田 正 雄



である。政府が決定をなすに付國防を熱慮すると云ふ役割の増したことは日本に特有なものではない。

(10) 守憲同志會は堅固な黨派の競争から瓦解してしまつた。一九三九年に然るに東京の黨本部の各階に陣營を散けて二派派閥の暴力行爲防止の爲に介入しなければならぬ状態である。

(11) 選挙法の問題に關して英語で最もよく之を論究してあるのは『選挙法』(アメリカーナ政治學野論)の第二十五卷の三號及び四號即ち一九三一年八月號及び十一月號の『アメリカーナ』の「日本の選挙法」といふ論文である。

12

アトキンス著「日本の政治」七七頁ヨリ八十一頁迄の訳註

LLF LOC # 593 (8)

222

裏面白紙

衆議院 議事録 第七十六回帝國議會 算算委員會議錄 (速記) 第十二回

會議

昭和十六年二月八日 (土曜日) 午後一時七分開始

中 時

○増田委員長 内閣総理大臣ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス、此ノ際之  
ヲ承リマス

算算委員會ノ任務等ニ付キマシテ、政府ノ所見ヲ明瞭  
ニ示シテ、  
(一) 算算委員會ノ任務等ニ付キマシテ、政府ノ所見ヲ明瞭  
ニ示シテ、

算算委員會ノ任務等ニ付キマシテ、政府ノ所見ヲ明瞭  
ニ示シテ、

大政翼賛運動ノコトニ付キマシテハ、昨年八月ノ新國制準備會ニ於キ  
マスル私ノ聲明ニヨリマシテ、既ニ誠ホ承認ノコトト存ジマスガ、  
此ノ議會ニ簡單ニ其ノ趣旨ヲ申述ベクイト存ジマス  
帝國ハ今ヤ正ニ有史以來ノ非常時局ニ直面シテ居リ、此ノ要局ニ對  
政シマシテ適切ナル施策ヲ爲シ、國運ノ一大進展ヲ期センガ爲ニハ、

EXH #2362  
D EF L UC NO I79

二三

衆議院 第七十六回 常任委員會議録 (速記) 第十二回

會議

昭和十六年二月八日 (土曜日) 午後一時七分開議

中 時

○ 増田委員長 内閣総理大臣ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス、此ノ際之  
ヲ承リマス

内閣総理大臣

○ 近衛副総務大臣 大政翼賛會ノ注釋等ニ付キマシテ、政府ノ所見ヲ明瞭  
ニ致シタイト存ジマス

大政翼賛運動ノコトニ付キマシテハ、昨年八月ノ新憲制準備會ニ於キ  
マスル私ノ聲明ニヨリマシテ、既に議案承認ノコトト存ジマスガ、

此ノ後會ニ伺單ニ其ノ趣旨ヲ申述ベタイト存ジマス

當時ハ今ヤ正ニ有史以來ノ非常時局ニ置領シテ居リ、此ノ要局ニ對處  
致シマシテ適切ナル施策ヲ爲シ、國運ノ一大進展ヲ期センガ爲ニハ、

EM #2362  
D LF 00 00 I79

國防國家體制ヲ整備致シマシテ、國家國民ノ總力ヲ集結一元化シ、之  
 テ最高處ニ發揮スルコトノ必要ナルコトハ、今更申スマデモナイ所デ  
 アリマス、此ノ所謂高成國防國家體制ノ基礎ハ、實ニ國民ナル國內體  
 制ヲ整備スルコトニアルノデアリマス、而シテ其ノ基礎ヲ成スモノハ  
 實ニ國民眞實ノ實ヲ舉グベキ國民組織ヲ確立スルニアルト信ズル次第  
 デアリマス、新カル國民組織ノ目標ハ、國民ノ總力ヲ集結シ、一體同  
 胞ガ生キタ一體トシテ、齊シク國民眞實ノ臣道ヲ全ウスルニアリ、此  
 ノ目標ヲ達成スルニハ、全國民ガ日夜其ノ日常生活ノ各職域ニ於テ眞<sup>2</sup>  
 實奉公ノ實ヲ舉ゲ得ルニウニセホバウラスノデアリマス、新カル組織  
 ノ下ニ於キマシテコソ、初メテ國家ハ國民生活ノ衆情ニ應ルマデ浸透  
 致シマシテ、其ノ敏速且ツ的確ナル實現ヲ期待スルコトヲ齒聚ルノデ  
 アリマス、又國民生活ノ實情ハ實質ニ政治ニ反映セラレ得ルモノト考  
 ヘルノデアリマス、新クノ如クシテ、國民ノ總力ハ能ク國民ノ上ニ集  
 結セラレルモノト信ジマス

裏面白紙

大政翼賛運動ハ、政府ニ協力シテ新カル國民輿論ノ實ヲ暴グベキ國民  
 組織ヲ確立シ、其ノ運用ヲ圓滑ナラシメ、以テ阻道實權威制ノ實現ヲ  
 期スルヲ目的トスル全國民ノ運動デアリマス、而シテ此ノ運動ハ萬般  
 國防國家威制確立ノ要請カラ生ジタモノデアリマシテ、國民生活ノ全  
 部門ニ互リ對立抗爭ヲ克服シテ、總テテ阻道實權ノ精神ニ歸一セシメ  
 ントスル超黨派的ノ運動デアリ、且ツ飽クマデ暴動的、恣意的デアリ  
 官民協同ノ國民運動デアリマス

大政翼賛會ハ斯カル國民運動ヲ推進スルコトヲ目的ト欲シマシテ組織  
 セラレタル團體デアリ、此ノ國民運動ノ中樞體トナリマシテ、自ら率<sup>3</sup>  
 先シテ阻道實權ニ投身シ進ンデ其ノ正シク且ツ力強キ最良ノ推進力タ  
 ルコトヲ本來ノ使命トシテ居ルモノデアリマス、此ノ使命達成ノ爲ニ  
 ハ、上意ヲ下達シ、下情ヲ上通シ、國策ノ樹立盛行ニ副シ國威威制ニ  
 爲力貢獻スルノ機能ヲ發揮スベク、皆ニ宣傳ヲ發端シ、其ノ精神團結  
 ノ強化ト相俟テ、強力ナル實踐力ヲ發揚セホバサヲト期シマス、新

D 23 1006 I 79

555

裏面白紙

クノ如ク大政翼賛會ノ活動ハ、其ノ機能ニ於テ、其ノ目標ニ於テ、社  
衆ノ精動及ビ政黨運動トハ大イニ其ノ趣キヲ異ニシテ居リマス、高層  
ノ政治性ヲ有スト云フ所以モ亦茲ニ尋スルノデアリマス

而シテ大政翼賛會ノ現實ノ運営ニ於キマシテモ、常ニ會本衆ノ目的  
及ビ趣旨ニ即スベキハ事理ノ當然デアリマシテ、其ノ政府トノ關係ニ  
於テモ、政府ニ協力シテ、國策ノ徹底及ビ其ノ圖滑ナル遂行ニ寄與セ  
ントスルモノデアリ、所謂下情上通ノ使命ノ如キモ、國民生活ノ實際  
ヲ當局ニ反映シ、其ノ施策ノ參考ニ資セントスルモノデアリマシテ、  
政府ト別個ニ獨自ノ政策ヲ掲ゲテ、是方貫徹ヲ圖ラントスルモノデア  
アリマセヌ、況シテ政黨ヲ統ル政治行動ヲナスガ如キコトノアリ得ベ  
カラザルコト、言ハズシテ明カデアリマス

斯クノ如ク大政翼賛會ハ、其ノ本質上、對立抗爭的ノ政治活動ヲナ  
スモノデアタク、又政府ト別個ニ獨自ノ政治的主張ト目的トヲ以テ行動  
スル筋會ノモノデアリマセヌ、是レ政府ガ、大政翼賛會ヲ治安警察法  
ニ關テ政事上ノ結社ニ該當セズ、同テ治安警察法ノ政事上ノ結社ニ關

326

裏面白紙

スル規定ノ適用ハ受ケナイト云フ解釋ヲ致シテ后ル次第デアリマス、  
 尤モ大政翼賛會ハ一種ノ結社デアリマスカラ、治安警察法ノ規定中、  
 政事上ノ結社ニ關スル規定以外ノ、一成ノ結社ニ關スル規定及ビ公事  
 ニ關スル結社ニ關スル規定ノ適用セラルルノハ當然デアルト考ヘマス、  
 又大政翼賛會ノ個々ノ行爲ニ付テハ、ソレゾレ當該法規ヲ適用テ受ク  
 ルコトモ亦當然デアリマス  
 皇海軍大臣ガ、大政翼賛會ニハ大至ラズ、次官、軍務局長等、特定ノ職務  
 ニ在ル者ガ、榮耀ノ關係カラ軍ト大政翼賛會トノ連絡協力ノ爲ム加入  
 スル外、其該一隊現役軍人ガ加入スルコトハ、戦ガ懸軍ノ本義ニ照シ  
 テ之ヲ認メルコトガ出来ナイ旨ヲ述べラレマシタノハ、大政翼賛會ガ  
 治安警察法ノ政事上ノ結社ニ當スルカラ、現役軍人ノ是等加入ヲ認  
 入ルコトナシナイト云フ趣旨ニ於テデハナイデアリマシテ、單單ト  
 シテハ、直接ニ一成現役軍人ガ大政翼賛會其ノモノニ關スル  
 コトハ、軍ノ組織及ビ規律ノ方面ヨリ認入ベカラズトスル理由ニ由イ  
 テ后ルノデアリマス

裏面白紙

大政翼賛會ハ其ノ發足後日尙ホ淺ク、隨テ其ノ趣旨ガ徹底セザル憾  
 モアリ、其ノ機能發揮モ十分デナイ點モアルト存ジマスガ、今後是ガ  
 趣旨ノ徹底ニモ力ヲ盡スト共ニ、其ノ機構及ビ運営ニモ十分工夫改善  
 ナ加ヘテ參リ、所期ノ效果ヲ舉グルベウニ致シタイト存ジマス  
 尙ホ又大政翼賛會ノ活動ニシテ、萬一ニモ本來ノ目的及ビ使命ヲ逸脱  
 スルガ如キコトガキレウ嚴重ニ戒メ、逸脱ナキヲ期シテ參リタイト存  
 ジマス  
 今、内外ノ實情ハ眞ニ一盤一心ヲ必要トスル秋デアリマス、大政翼賛  
 運動ハ發進セル現下内外ノ情勢ニ促サレテ發生展開シテ來ツタモノデア  
 リ、恐ラクハ此ノ運動ノ實效的ナル展開ヲ望ミシテハ、今日ノ時感ヲ究  
 照スルコトモ頗ル困難ト存ジマス、政府ガ大政翼賛運動ノ急進活潑ナ  
 ル展開ヲ希望シテ居ルコトハ、既ニ私ノ施政演説ニ於テ述ヘタ通りデ  
 アリマス、政府ハ不遇轉ノ決意ヲ以テ大政翼賛運動ノ育成發展ニ力ヲ  
 致ス所存デアリマス、何卒各位ニ於カレテモ一層ノ細協力アラシコト  
 ナ切望スル次第デアリマス（拍手）

228

227

裏面白紙



證 明 書

自分山崎 高ハ衆議院庶務課長ナルトヨロ別紙六枚ヨリ成ル日本文ハ  
其ノ職務上保管ニ係ル昭和十六年二月八日開議ノ第七十六回常議院會議  
議院録會録録（速記）第二六〇頁ヨリ第二六一頁ニ亘ル都参ノ歸本ナ  
ルコトヲ證明シマフ

昭和二十一年二月六日於衆議院

山 崎 高

右ハ自分ノ印書ニ於テ署名捺印セラレタルコトヲ證明シマフ

同 日 於 同 所

立 會 人 山 崎 高

11-0001179

229

裏面白紙

230  
22.3.11  
No. 1

E. 2363  
Ref Doc 588

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 安藤紀三郎

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓  
ヲ爲シタル上テ、如ク供述致シマス

裏面白紙

一、私ノ姓名ハ安藤記三郎、明治十二年二月十日生シ、原籍ハ兵庫縣多紀郡  
篠山町北新町二一五番地ナリ。

Ref doc 588

一、私ハ昭和二年四月二十日陸軍中將ニ任ジレ、同時ニ旅順要塞司令官ニ補  
セラレ、昭和九年四月待命、續テ予備役にナリ、爾後在御昭和十二年九月  
召集ヲ受ケ、留守第九師団長(金沢)トナリマシタ。昭和四年三月召集  
解除、同年七月北支軍司令官ノ紹介ヨリ會長ヨリ聘任セラレテ新民  
會副會長ニ就任シタ。昭和七年十月二十日、軍司令官ノ指示ヨリ東  
京ニ出張中、大政翼賛會總會總裁東條英機ノ依頼ヨリ同年十月二十日  
大政翼賛會副總裁ニ就任シタ。昭和十七年六月、魚尾所大臣ニ就任、昭  
和十八年四月内務大臣ニ就任、昭和十九年七月、東條内閣總裁職ト共ニ退官シ、  
爾後何モシテ居リマセン。

一、私ハ前述ノ如ク、昭和十六年十月迄、東京ニ居リマシタ。以前ハ支那事變  
直後召集セラレテ金沢ニ居リマシタ。大政翼賛會ノ創立當時ノ  
経緯ニ就テハ何等知ル所クアリマセン。

一、私ハ大政翼賛會副總裁ニ就任シタ事情ニ就テ申述セマス。

昭和十六年十月、中頃、記憶シマス、其頃、大政翼賛會ニ私ヲ要スルト云  
フ話ガアルト云フコトヲ、北支軍司令官話トシテ非公、式ニ於テ謀副長有末少  
將ニ通ジテ承知シタ。私ハ大政翼賛會ナルモノノ性格ヲヨリ知リマセ  
ヌカラ、萬一就任議ガ起キタラバ、夫レヲ断リ、世間ヒタイト云フコトヲ通  
ジテ置キマシタ。所カ更ニ其後有末少將カラドウシテモ、私ヲ大政翼賛會  
ニ會ニ要スルト云フ東條大政翼賛會總會總裁ノ希望ヲ滿タシ度イカ  
ラ、是非共、私ニ承諾シテ行ウテ呉レト云フコトデアリマシタ。  
然レテ下ラ、當時新民會ニ於テハ、地方ノ各支部長ヲ集ル

Ref Doc 588

また全体、協議會が開催する時機が切迫して居り、私  
 が一應上京して、御話承ルニシテモ、  
 今直々云フコトハ、非常職務上、故上京時機ハ、協議會  
 終了迄延期ナシ、度々云フコトヲ、軍司令官ニ希望シ、  
 ソノ理由、他ハ、私ハ余リ突然、コトヲ過去ノ大政翼賛會ハ  
 知りマセウ、其、希望ヲ申出、次第ナシ。然レニ、其後十月十九日  
 是非共直々ニ上京セシメヨト云フ希望ガ、軍司令官ニ對シ  
 一ツツタ、為ニ當時ノ軍司令官、希望ニ、應ジテ、羽子一十月  
 二十日朝飛行機ヲ東京ニ向ヒ北京ヲ去、及ヒシテ、途中  
 飛行機故障時間、遅レテ汽車ニ乗り、翌日、為ニ二十日東  
 京ニ着、直々ニ總裁ニ御目、カワラ、所ガ大政翼賛會副總裁  
 として又、無任所大臣トシテ、就任ス、マシト云フ正式ノ文書ヲ、初メ  
 受ケ、マシ、私ハ、元來現役中ハ、何論、豫備役ニテ、ワカラズ、一切政治  
 ニ関係、シラ、トハ、ア、又、從テ、政治家中、又、交友、マシ、故、政治、関  
 係、ニ、關係、シ、御、断、リ、度、イ、ト、云、フ、事、ハ、所、其、時、  
 總裁、御、答、ハ、大、政、翼、賛、會、ト、云、フ、政治、團體、ハ、日本、治、安、警、官  
 審、議、規、定、ニ、基、テ、居、ル、公、事、結、社、ヲ、ア、リ、コ、ト、ハ、既、ニ、前、議、會、ヲ、平、沼  
 内、務、大臣、明、ニ、答、辯、シ、テ、所、ガ、故、國民、運動、團體、ト、シ、テ、是非、就、任  
 ン、テ、是、レ、ト、云、フ、コ、ト、ア、リ、マ、シ、カ、故、ニ、私、若、シ、政治、ニ、直接、關係、シ、テ、團體、ニ、  
 No. 3 入、國、務、大臣、ト、シ、認、メ、國民、ト、シ、テ、大、政、翼、賛、會、副、總裁、ト、シ、任、命、  
 就、任、ス、ル、コ、ト、ハ、受、諾、シ、マ、シ、答、ハ、所、專、務、總、理、ハ、然、レ、ハ、其、レ、結、構、ヲ、  
 ル、ト、云、フ、御、答、ヲ、ア、リ、マ、シ、テ、翌、十、月、二十、日、無、任、所、大臣、就、任、マ、シ、ハ、御、断  
 リ、テ、單、身、副、總裁、ト、シ、就、任、シ、テ、次、オ、ア、リ、マ、シ、  
 其、就、任、直、後、新聞、記者、カ、来、マ、シ、テ、私、ノ、就、任、時、ノ、音、ハ、思、フ、問  
 ヒ、シ、テ、以、上、述、ベ、シ、テ、事情、ヲ、話、シ、私、ハ、國民、一、員、ト、シ、テ、國

Def Doc 588

民ト位ニテ此支那事変下日本國民ノ盡ス  
ベキ義務ノ履行ニ努メ度イト云フ趣旨トデア  
ル。從ツテ特別席ニ居ツテ國民ニ指圖ヲスル  
ト云フヤウナ意思ヲ持タナイモノデアルト云フ  
コトヲ明言シ當時ノ新聞ニ此事ハ記載サ  
レテ居ル次第デアリマス。

翼賛會副總裁就任當時ハ會内外ノ事  
情ガ總テ未ダ不明デアリマシタカラ會内ノ様  
子ヲ暫ク静觀シテ居リマシタ。又過去ノ創  
立後ノ記録等ヲ見ルコトニ努メテ居リマ  
シタ。

斯ル状態デ私ノ日常勤務ハ其當時  
何等特殊ノコトハ出来ナカワタノデアリマス。  
所ガ大政翼賛會ニ於テハ十二月ニ協力會  
議ヲ開催スルコトガ既ニ内定シテ居リ  
マシタ。

從テ又會議ニ附スベキ事項等モ私  
ノ就任以前カラ全國ニ各地方協議會  
ニ通達ヲシテアツタガ何分ニモ私ハ就  
任直後ノフトデアリマスカラ協力會議

4ハ成ル可ク遅ク開カレルコトヲ希望トシ

テハ持ツテ居ツタノデアリマス。

夫レハ過去ニ於ケル協力會議ノ議事  
録等ヲモ一應ハ讀ンデ置キタカワタカ

Def loc 588

ラテアリマス。

是等ノ事情カラ私ハ確カ十二月ノ始メニ事務的折衝ヲ決メラレタル十二月五、六、七、八日頃ト云フ日ノ中カラ最後ノ日ノ八日ト云フ日ニ同意シテ次第ヲス。

從ツテ其會議ニ於テ議題トナツテ居ツタ事項等ハ恐ラクハ今日ニ於テモ當時ノ記録カアルト思ヒマスガ何等大東亞戰

ト云フゾトキ大事件ヲ豫期シタモノデハ全然アリマセン。

其後十二月八日朝、電話通知ニヨツテ、拼曉、交戦状態ニ入ツタト云フゾトヲ始メテ知りマシタ。

然シ、其事ハ高發表スベカラスト云フコトデアリマシタカラ、誰レニモ知らスゾトナク、十二月八日ノ協力會議ニ臨シダ次第デアリマス。

No. 5  
會議ニ於テハ、東條總裁ガ訓示セラレ、續イテ東條總理ハ上奏ノ為退席、會議ハ其間休憩トナリマシタ。總理ガ宮廷ヨリ退去サレタ後、正午頃デアツタト思ヒマスガ、再ビ協力會議ヲ開催、宣戰詔勅發表ノコトヲ會議上ニ於テ傳達セラレタ次第デアリマス。就任當時ノ事情ハ以上ノ通りデアリマス。

234

235

Def doc 588

106

235

一次大政翼賛會内容使命ニ就テ申上ルマシキ。私就任以前、翼賛會  
 組織並ニ役員ハニ、三度改編及人事ノ更迭ガ行ハレタリシコトハ、承知シテ  
 居リシヲ、當時私見所テ、會中ニ未クシテ、リト落著キモ出来テ居ラ  
 ス。因結セ又頗ル微物トモテ、アリ秩序モ整然ト擧テキトハ、認メラシマセシ  
 會ヲ主要ナル仕事ニ政ニ東トシテ決意セラシ事柄、及其政策ニ基テ各省行  
 政トシ國民ニ実行ヲ希望シテ居レ事柄ニ就テ之ヲ謀リテ國民ニ傳ヘ、其  
 理解ヲ求メ、実行ノ細部ノ方法ヲ成ヘ、整ヘ、國民ニ知ラシメ、其実践ヲ  
 從ヘ、通スルニトテ、アリシニ、勿論、會ハ民間ノ公事、結社ニ過ギテ、アリマ  
 カス。會ハ役員ハ單ナル雇傭契約ダケデ、成立ツテ居リ、官吏ノ如キ嚴格ト  
 ル服務規律モアリマセス。又國民ニ對シテ命令權ヲ持テザルコトモ勿論デ  
 アリマシキ。政ニ國民ノ義務トシテ実行スベキ事柄ニ就テ之ヲ理解ヲ求メ  
 実行ヲ從進スルニシテ、イデアリマシキ。又一オニ於テ各省ノ行政ガ相當國  
 民ノ側ヨリ見テ、彼此予自擅著シ、面ガアリマシキ。國民ノ隠シタル不  
 平ヲ成ルベク、少クナル為ニ、國民ノ側ヨリ、重要事項ハ翼賛會テ一  
 應之ヲ研究シ、咀嚼シテ上テ關係ノ各行政官廳ヘ通告ラシテ、各  
 省ノ行政上ノ資料ニ供スルニシテ、中ニ為シテ、未ダシテアリマシキ。  
 協力會議、即チ之ヲ幸ノ上意下達ト下情上通トヨシ、合セテ所謂協  
 力ノ行ハ、為ノ特殊ノ機構デアリマシキ。然レモ、翼賛會ノ目標トナ  
 ルモノハ、日本國民全部ヲ漠然ト対象ニシテ居ルデアリマシキ。其處ニ特  
 殊ノ組織モナク、謂ハレ、一德國民ヲ対象トスルモノニ外ナリマセン。  
 從テ國民一般トシテハ、會員、非會員、已別何事アリマセン。町會トハ、部  
 落會トハ、或ハ道府県町村、於テハ、翼賛會支部トシテ、モ、ハ、一ノ事務機  
 關ニシテ、キマセス。

以上ハ、私ノ就任當時ヨリ、就任中ニ直ル仕事ノ内容デアリマシキ。ソレヲ言葉  
 ヲ以テ、臣道實踐ト唱ヘテ居ルコトデアリマシキ。

一、太平洋戰爭中、同シテハ、翼賛會就任當時及就任後、於キ

236

裏面白紙

Def. Doc 588

マシモ、宣戦、詔勅發表迄ニ官ニ於テハ何等太平洋戦争  
ヲ豫想セシムルガ如キ指導又ハ各層カラ、要ホ事項或ハ  
指示事項等ハ表向キニモ或ハ内面的ニモ何等承知スル  
所ハアリマセシテ、現ニ十二月八日協力會議ヲ開催シマ  
シテ第一日ニ宣戦、詔勅ガ出テ為ニ豫定ニテ居リマシテ  
協力會議、議事進行ハ全然此處ヲ頓挫シテ、急ニ  
招集シテ全國民代表ヲ夫々歸郷セシムル為ニ旅費、  
支給、汽車、切符、購入、其他、事ニ夜間ニ至ル迄、忙夜  
カレテ非常ニ混雑シマシテ、

世間ニハ、往々協力會議、第一日ガ隔々戦争第一日ニ  
符合シテ、為ニ何カ開戦ヲ豫期シテ協力會議ヲ招集  
シテ、アハカトノ疑問、有リテ人ガアツクヤウニ聞キマス  
ガ、事實ハ前ニ申述ベノ通り、デテマシテ、會トシテハ所  
謂ニ親耳ニ水テ、會議、準備モ何等之ニ慮心ス  
ル處、直ハ豫メナカク、事、實、デ、ア、リ、マ、ス、又開戦ト  
云ウ如キ戦争、一ハ機密事項ヲ公務員ニ非レ、民  
間、私設團體、職員等ニ豫メ政府ヲ内示スル様ナ  
コトハ絶対ニテ、レ、キ、モ、ト、ハ、信、ジ、マ、ス、現ニ副總裁ヲ私  
ニ總裁カラハ十二月八日朝始メテ承ツテ、様々次第デス。

236

NO 7

237



237 No 8

Def Doc 588

昭和二十一年一月廿日於東京府所

決議者 佐藤紀三郎

右記各人 面付ニテ宣誓スル者ニ除キテ

他ノ者ナシ

同日

於同所

主會人 佐藤紀三郎

(署名)

Yukio Kawamoto

U.S. War Dept

Civilian Employee

宣誓書

良心ニ従ヒ宣誓シテ述ベ何事ヲモ厭シマス又何  
事ヲモ所望シマス事ヲ誓フ

(署名) 佐藤紀三郎

(署名)

238

裏面白紙

EXH # 2364  
DEF. DOC. #149

Handwritten notes on a slip of paper, possibly a date or reference number, including "1916" and "12/28".

第七十六回帝國議會  
憲法委員會報告（選記）第七回

昭和十六年一月二十八日（火曜日）午前十時十二分開議

中略

○平川委員 總理大臣ニ對スル質問ハソレデ宜シウゴゾイマス。内務大  
ノデアリマス、ソレハ既ニ協力會議ニ於テモ  
スルガ、大政翼賛會ハ治政ニ對シテハ、私ハ新標ニ考  
カドウカ、之ニ付キマシテハ、私ハ新標ニ考  
公共團體デハナイ、私ノ自認デアリマス、是  
ハ國カデアリマス、ソレカ政治結社デアルト云フコトモ是ハ疑ヒナイ  
果シテサウデアルトスルテラバ、當然ニ治安警察法ノ政治結社ニ該當  
スベキモノデアルト信ズルデアリマス、又國民モ固分新標ニ信ジテ  
居ル者ガ多数アルデアリマス、之ニ對シマシテ閣内政部長ノ中央  
協力會議ニ於ケル答辯ハ、眞實會ハ結社デアアルガ治安警察法ノ對象

EXH # 2364  
REF. NO. 2149

第七十六回帝國議會  
憲法委員會會議錄（速記）第七回

昭和十六年一月二十八日（火曜日）午前十時十二分開議

中 略

○平川委員長 總理大臣ニ對スル質問ハソレデ宜シウゴザイマス。内務大臣ニ唯一語御尋ネシタイノデアリマス、ソレハ憲法ニ協力會議ニ於テモ質問ニツタ語デアリマスルガ、大政翼賛會ハ憲法ノ實際法ノ取備ヲ受ケル所ノ政治結社デアルカドウカ、之ニ付キマシテハ、私ハ斯様ニ考ヘル、大政翼賛會ハ憲法公共團體デハナイ、私ノ直覺デアリマス、是ハ國カデアリマス、ソレカ政治結社デアルト云フコトモ是ハ疑ヒナイ。果シテサウデアルトスルナラバ、當然ニ治安警察法ノ政治結社ニ該當スベキモノデアルト信ズルノデアリマス、又國民モ自分黨派ニ信ジテ信ル者ガ多数アルノデアリマス、之ニ對シマシテ當里内政部長ノ中央協力會議ニ於ケル答覆ハ、眞實會ハ結社デアアルガ治安警察法ノ對象

裏面白紙

トハナラナイ、治安警察法ノ政給結社ハ、是ハ秘密結社トカ、或ハ國  
 家ノ秩序上ノ取締ヲ必要トスルモノヲ言フノデアツテ、其議會ニハ當  
 ラナイノダ新ウ云フヤウナ答辯ガアツタコトヲ新聞紙デ拜見ヲシタノ  
 デアリマス、其ノ意味ハ恐ラク私ハ斯ウデハナイカト考ヘマス、大政  
 黨議員ナルモノハ政府ト表裏一體ヲ爲ス所ノ團體デアツテ、無黨派  
 結社デモナイ、國家ノ安寧秩序ヲ管スルモノデモナイ、取締ヲ受クベ  
 キコトハナイノダ、斯ウ云フ風ニ備考ヘニナツテ是ルデアラウト思ヒ  
 マス、併シ以テト表裏一體ヲ爲スト云フコトハ、一ニ表裏ニ表裏ヲ持  
 ツテ活ルノデアルカ、其議會自身デ政府ト表裏一體ヲ爲ストダト自認  
 スルノデ、法律上ノ制限ハ毫モナイノデアル、又安寧秩序ヲ管シナイ  
 ト言フ、是ハ一ニ表裏ヲ爲ス所ノ國家ガ安寧秩序ヲ管スルモノカドウ  
 カラ決定スルモノデアツテ、取締ヲ受クベキ者ガ自分ハ安寧秩序ヲ管  
 シナイノダカラ治安警察法ノ適用ヲ受ケル必要ハナイノダ、斯ウ云フ  
 風ニ決定スルコトハ斷ジテイケナイト思フノデアリマス、治安警察法  
 ハ何等ノ例外ヲ認メテ廢リマセズ、若シモ斯ウ云フ其議會ノヤウナ國

裏面白紙

證ニ、和安警察法ノ適用ガナイト云フコトデアリマスナラバ、此ノ與ハ  
 實管ト同ジ様ノ、兩ジ目約ヲ有スル所ノ我ノ實管ガ他ニ出テマシタ  
 時モ、尙ホ和安警察法ノ適用ガナイト云フコトガ言ヘルデアリマセウ  
 カ、若シモ此ノ實管ニ和安警察法ノ適用ガナイトスルナラバ此ニモ  
 同ウ云フ由ガ出来ナイトモ候ラナイ、其ノ時ニヤハリ和安警察法ノ  
 適用ガナイト云フコトニナルデハ、是ハ大變ダト思ヒマスカラ、此  
 ノ點ヲ内閣大臣ニ伺ツテ候キタイノデアリマス  
 下田總督大臣 御答ヘ候シマス、大政翼賛會ハ自己ノ政見ヲ立テテ、  
 之ニ依ツテ活動スルモノデナイト云フコトハ前同ニモ申述ベマシタ、  
 此チ政府デエテマシタ點ニ付テは方ジ、之ヲ一紙ニ記シテ置ケシム  
 ルト云フノガ實情官ノ目録デアリマス、自ら政見ヲ立テテ之ヲ進行ス  
 ル、之ヲ遂ニシテ活動スルト云フ點ガアリマセカ、和安警察  
 法ノ所屬政令上ノ法ト云フキハ入りマセス、政令上ノ法トシテ  
 之ヲモツテ后リマセス、尙シナガラ一ツノ法デアリマシテ、政令ニ  
 ハ適用アリマセス、和安警察法ノ適用ガナイトマスル公認給ト云フモ

裏面白紙

ノニハナリマモウ、其ノ儘ニ於キマシテ  
レバナリマセユ、其ノ儘ニ於キマシテ  
ラスルト云フコトハ今「ハゴザイマセユ」

裏面白紙

證 為 書

自分山 諸 海ハ蒙 諸國諸島ニ於テコトコロ紙紙ヨリ成ル日ニ  
文ハ其ノ成跡上保至ニ得ル昭和十六年一月二十八日號ニ第七十  
六頁帯國駐官兼領事長官官署名(註記)第一六一頁ノ附本ナ  
ルコトヲ証シマス

昭和二十一年十二月六日於東京

山 崎 高

5

此ハ自分ノ面書ニ於テ署名捺印セラレタルコトヲ証シマス

同日 於東京

立 言 人

張 倉 市 茂

裏面白紙

第七十回帝國議會衆議院議員選舉會開會紀略(通記) 第二回

會 題

明治十四年一月二十日(火曜日)午前十時二十五分開會

中 時

○ 東 條 員

中 時

次ニ平沼總理ニ御伺致スノデアリマスガ、此ノ高民補選ノ豊通補選、私  
 ハ平沼首相ノ平議ノ心境ニ討ラテハ、多少京知文々ヲ居ル一人デアリマス、  
 云フコトハ古イ言葉デアツテ、政治的ニハ新クイ言  
 家ノ志力ナ目録ニ同ツテ録中スル、又政策ヲ遂行ス  
 豊通補選ト云フモノヲ以テ過ムノデアルト、余ハ  
 ニ於テ是々ノ詞説明ガアリマシテ、是ク風説々クデアリマス、所ガ此  
 ノ政治ト高民補選ノ補選ト云フモノトハ、何カ異ツタ所カアルカドウ  
 デアルカ、此ノ意味ニ付テモウ少々ハツキリタコトウ説明ヒタイト  
 思フ、今日マデ平沼首相ハヨク世間カラ一ツアツタキレノ政策ヲ行フノデ

ヤウキ  
 平沼首相  
 豊通補選

EXH # 2365  
 100 n 100



第十七回帝國議會衆議院議員選舉會開會(通記)第二回

會 場

明治十四年一月二十四日(火曜日)午前十時二十五分開門

中 野

○ 衆 議 員

中 野

次ニ平沼總理ニ御伺致スノデアリマスガ、此ノ高島補選ノ盛運精神、私  
 ハ平沼首相ノ平素ノ心境ニ對シテハ、多少諒解スル一人デアリマス、  
 高島補選ノ盛運精神ト云フコトハ古イ言葉デアツテ、政治的ニハ斯クイ言  
 語デアリマスルガ、國家ノ活力ヲ日策ニ同ツテ振申スル、又政策ヲ遂行ス  
 ルニロツテ高島補選ノ盛運精神ト云フモノヲ以テ進ムノデアルト、余ハ  
 ニ於テ是々ノ説明ガアリマシテ、是クは誠ニウケテデアリマス、所ガ此  
 ノ説明政治ト高島補選ノ精神ト云フモノトハ、何カ幾ツタ所カアルカドウ  
 デアルカ、此ノ意味ニ對テモウ少々ハツキリ々々コトヲ説明<sup>ガ</sup>ヒタイト  
 思フ、今日マデ平沼首相ハヨク世間カフ一ツツキ<sup>カ</sup>ノ職ヲ行フノテ

EXH 42365

明治十四年一月二十四日

裏面白紙

ハナカラウカト誤解サレテ居ツタト私ハ思ヒマス、平沼首相ノ總理大臣親  
 任武ノ時ニハ兎町ノ株ガ下落シタ、是ハ「フアツク」ヲモ行ツテ、大變  
 ナコトニナルト云フ風ニ世間ハ恐怖ヲシク爲デアリマスガ、本議場ニ於テ  
 議會ヲ尊重シ、憲法政治ヲ昂揚スルト述ベラレタコトニ依ツテ、國民ハ其  
 ノ意ノアル所ヲ諒解シテ非常ニ效果的デアツタト私ハ考ヘルノデアリマス、  
 併シナガラ世ノ中ニハ左翼派ト右翼派ト云フモノガ現ニアルノデアル、吾  
 々ノ同僚ノ中ニモアルノデアリマスガ、右翼派ト云フヤウナ人々ノ中ニハ、  
 勁モスレバ全體主義ト憲法政治ノ否定ヲ主張スル者ガ多クアル、是モ首相  
 閣下ニ於テハ私ヨリ以上ニ御承知デアラウト思フ、全體主義ト皇道主義ト  
 ハヨク世上ニ混淆セラレテ居ルガ、首相ハ本議場ニ於テ此ノ論ニ付テ憲法  
 ノ改革ニ遠シ益々議會政治ヲ高擧スル必要ガアル、固テ政黨モ必然的ニ變  
 生スルモノデ、之ヲ否ムコトハ誤デアルト云フコトノ御精神モ承リマシク、  
 併シナガラ一黨國民ノ精神、全體主義ト云フコトニ立憲政治トハ相背行キ  
 方ガ違フト思フ、議會政治ニ反對ノ言葉ヲ爲ス者ハ皇道輔政ノ精神ニ反ス  
 ルト云フヤウナ者モアル、サウシテ全體主義ハ萬民輔政ノ皇道精神トハ似

2

244

裏面白紙

幸儀付カヌ詰ガアルノデアリマスガ、私共ハ平沼首相ノ此ノ皇道輔翼ノ  
 趣ヲ云フコトハ、ヤハリ立憲政治ヲ奉ト致シマシテ、此ノ立憲政治ヲ益  
 ス高制々テ行クト云フ語ニオアリデアアルコトハ、本劇場ニ於テモ御説明ガ  
 アツテ、其ノ語ハ了察致々テ居ルノデアリマスガ、余皇主義ト皇道主義、  
 立憲主義ト云フモノニ付テ、平沼首相ノ副考ハドノ語ニアルノデアリマス  
 カ、私共不明ニシテ何フコトガ出衆ナイノデアリマスガ、モウ一度明ニ御  
 願致シクイト考ヘテ居ル次第デアリマス

○平沼國務大臣 東君ノ御尋ハ或ル意味カラ考ヘマスト、是ハ階分離カ  
 イ問題デ、或ハ副語足ヲ得ルカドウカ分リマセヌガ、余皇主義ト云フノハ、  
 益々西洋テ言ハルル個人主義ニ對スル言葉ノヤウニ自分ハ解々テ居ルノデ  
 アリマス、個人ヲ本位トスルノデバナク、全體ガ本位デアアル、即チ全體ノ  
 爲ニハ個人ハ之ニ從ハナケレバナラヌ、自分ノ利害ノ如何ニ拘ラズ、之ニ  
 從ツテ行カナケレバナラヌト云フ意味ニナルデアラウト思フ、我國ニ於ケ  
 ル皇道ハ斯ノ如キ意味デバナイト考ヘテ居リマス、我ガ皇道ハ總テノ者ヲ  
 シテ其ノ説ヲ得セシムル、天下一人モ其ノ説ヲ得ザル者ナカラシムルト云

5

LEF LOC 222

246

裏面白紙

フノガ、我ガ皇道ノ眞髓ヲアルト自分ハ考ヘル、此ノ詰ヨリ考ヘマスレバ、  
 全世ノマトモ考ヘナケレバナラヌ、又個人ノコトモ考ヘナケレバナラヌ  
 ノデアリマシテ、全世ノ爲ニ個人ヲ犠牲ニスルト云フ詭辯ノ考トハ全ク違  
 フデアリマス、是ニ於テ皇道主義カラ甲セマスレバ、萬民ニ對シト云フコ  
 トニ相成リマスカラ、即チ天下一物モ其ノ處ヲ得ザルモノナカラシムルト  
 云フ皇道ノ御仁愛ノ御趣意ヲ總テノ人が奉敬致シマシテ、其ノ根本ニ集中  
 スルト云フノカ、私ノ萬民擁護ト考ヘテ居ル所デアリマス、故ニ我國ニ於  
 キマシテハ、政治上ノ機關ヲ構成セラルル人ハ固ヨリデアリマスガ、其ノ  
 他如何ナル職業ニ従事致シテ居リマス人アモ、此ノ大精神ニ誌ヒマシテ、  
 即チ天下一物モ其ノ處ヲ得ザルモノナカラシムルト云フ此ノ大精神ヲ奉ジ  
 テ、之ニ總テノ人が集中スルト云フコトニ相成ルノデアリマス、斯様ニ目  
 分ハ解シケ居リマス、即チ西洋ヲ發達致シマシタル全世主義ノ意思ト、  
 我ガ皇道主義ト云フモノハ、其ノ根本ニ於キマシテ大ナル差ノ存スルモノ  
 デアルト自分ハ信ジテ居リマス

證 明 書

自分山崎高ハ衆議院庶務課長ナルトコロ別紙日本文因收ヨリ成ル書質ハ  
自分ノ歳券上印管ノ第七十四回帝國議會衆議院委員會記録中昭和十四年  
一月二十四日録算委員會記録ノ二十五頁ノ尾末ニ相違ナキコトヲ證明シ  
マス

右會記録中東委員ト在ルハ衆議院議員東武石、平沼國壽大臣ト在ルハ内  
務大臣大島勇謙平沼騷一郡君デアリマス

昭和二十二年十一月二十七日 於衆議院

山 崎 高

右ハ自分ノ面前ニ於テ署名捺印セタルコトヲ證明シマス

同日 於 同 所

立 會 人 松 井 待 平

114 LOC n 292

247

裏面白紙

7  
11/1

元米知事ヨ大使「ジョセフ・ダルト」様  
「毎日十便」ヨリノ敬慕

(三九五番)

一九四一年 (昭和十六年) 六月十九日

。。。。日本カ三島問題ヲ公武ニ管轄シタルニモ物ヲズ、最近ニ至リ至  
亦主ク之ヲ對スル、無キ「カチ」類ノ夫ニ對スルヨリイ爾等ノ精氣力限ハニ  
ナルニ至ツタ。

22-3-6-116

181  
Def. Doc. # 441

248

横面白紙

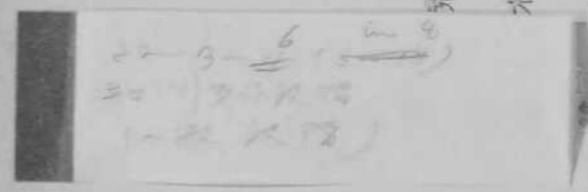
72

福東島除算事裁判所

藍米割加倉米割其他

封

荒木貞夫其他



在 荒 部 大 三 郎

自分機我種ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ヅ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述候シマス

EXH42366

44600435

249

72

福 東 西 際 軍 争 裁 判 所

並 米 規 那 合 衆 國 其 他

對

荒 木 貞 夫 其 他

宣 誓 共 進 誓

世 起 誓 大 三 郎

自 分 機 我 國 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 先 ツ 別 紙 ノ 通 リ 宣 誓 ラ 爲 シ タ ル 上  
次 ノ 如 ク 供 述 致 シ マ ス

EXH # 2366

3.4.4 3.00 4.55

249

裏面白紙



私ハ昭和十一年三月ヨリ翌年二月迄農田内閣ノ法政局長官ナアリマシタ  
 農田内閣ハ二、二六事件ノ後ヲ受ケ黨草ヲ兼棄シ内閣心ノ榮衰、外平  
 外突ノ結立ヲ使命トシ農田總長大臣ハ修養其ノ方針ヲ監禁サレタノテア  
 リマス、總長大臣ハ昭和十一年三月九日組立式直後開カレタ初閣議ニ於  
 テ議大アル發誓ヲサレマシタ即チ「今日閣員名簿ヲ録呈シマシタ併下  
 ヲリ仰ニ御賞察ヲ賜ハリマシタ (一)憲法ノ振興ニヨリ政治ヲ行フヤウニ  
 (二)外交ハ無難ヲセヌヤウニ、 (三)財政經濟上急務ナル變化ヲ與ケルヤウ  
 ニト仰セ出サレマシタ。私ハ此御内意ヲ録シテ御呈公ヲ欲ス考ヘテアリ  
 マスカラ閣僚各位ニ於テモ御愛問御賜カアラシコトヲ願フ一ト述べラレ  
 益益詳が置テ之ニ實成セラレマシタ、此ノ録ニ記キ昭和十一年三月九日  
 ノ私ノ日記ニハ次ノ記載カアリマス

三月九日  
 午前十一時頃川崎卓吉氏ヨリ電話法政局長官ノ内突沙アリ愛察  
 午後九時半呼ハレテ首相官邸ニ行キ各大臣ニ挨拶スル  
 閣議室ニ入ル  
 閣員名簿録呈ノ際總理ニ為ハリシ御内意

カキコト  
 カキコト  
 カキコト

250

裏面白紙

一 憲法ノ條章ニヨリ政治ヲ行フコト  
 二 外交ハ需要ヲセスコト  
 三 財政改革上膨張ナル變化ヲ避ケルコト  
 四 憲法ノ長短編纂ノ了解ヲ求ム  
 五 皇親ヨリ今尚ノ事件ハ相續マス將來ハ決シテ新クノ如キコトヲサセスト  
 六 是ヘタリ一石日記中一皇親ヨリ今尚ノ事件ハ茲タートアルノハ二、二六  
 七 事件ニ至リ時内閣軍大臣カ憲法ノ決意ヲ宣明シタモノデアリマス  
 八 内閣内閣カ陸海軍省官制ノ改正ヲ決シマシタノモ憲法ヲ維持トシタモノ  
 九 デアリマス此改正案カ陸海軍省官制ノ内閣ヘ提出サレタノハ昭和十一年五  
 十 月停閣閣議中デアリマシタ陸海軍省官制ノ施行ニヨリマス一陸海軍大臣  
 十一 ハ統帥部ノ命令系統ニ屬スル軍人ヲ統制シ軍紀ヲ保持シ軍ノ團結ヲ固ク  
 十二 スルノ要ヲ有ツ者デアルカラシク統帥部ノ命令系統ニ屬スル軍人  
 十三 中將後軍人タルコトヲ必要トスル現ニ大正二年ノ官制改正（勳賞法ノ大  
 十四 中將モ大臣トナルコトヲ許シタ改正）以來ノ陸海軍大臣カ總テ親任大中  
 十五 將デアツタコトハ此舉ヲ養育スルモノデアル今ヤ二、二六事件ノ陸海軍  
 十六 部大臣ノ統率力ヲ強化シ軍紀ヲ肅正シ團結ヲ維持スル是ニ其必要ヲ認ス

2

257

裏面白紙

ルコト一層切ナルモノガアルカラ此際官制ヲ改正シテ事管ニ別シタ制度  
トナサントスルノデアアルト云フコトデアリマシタ

此ノ「二、二六事件ノ監獄軍部大臣ヲ現役ニ限ルノ必要ヲ痛感スル」ト  
ハ如何ナル意味デアアルカラ置シマシタ是「二、二六事件ノ責任者トシテ  
徵入ノ監獄大中将ヲ諒補役ニ入レルノデアアルガ現行ノ制度デハ此等ノ大  
中將中ノ既着ガ他日監獄大臣ニナルカモ知レヌ而シテ二、二六事件ノ預  
キ不詳事件若ハ更ニ重大ナル事件ヲ惹起スルカモ知レヌカ、ル事ヲ防止  
スル爲保衛ノ大中将ハ陸海軍大臣ニナレヌ制度トナサントスルノデアアル」  
トノ説明デアリマシタ

ナホ陸海軍次官カラ「本件ハ既ニ總理大臣御了解済デアアルカラ悉イデ還  
ンテ矣レ」トノ語ガアリマシタノデ私ハ總理大臣ニ伺ツタ上閣議案ヲ作  
ツテ閣議ニ出シマシタ

閣議ニ於テハ廣田總理大臣ハ先ツ寺内監軍大臣ニ對シ、次ニ永野海軍大  
臣ニ對シ「此官制改正ノ結果將來組閣ノ大命ヲ拜シタ者ガ陸海軍大臣ヲ  
奏請スルニ困難スル如キ事態ヲ生ジナイカ」ト質問サレ陸海軍兩大臣共  
「カ、ル事態ヲ生ズル虞ナシ」ト答ヘラレマシタ其外ニハ、格別ノ發言

3

252

横 田 白 雲

ナク原案ノ通決定シマシタ  
 他ノ大臣ガ如何ナル考テ此案ニ賛成サレマシタカ私ハ一々之ヲ稽メタ  
 テハアリマセン只馬場大塚大臣ノ意見ハ大臣ヨリ直達来リマシタ即チ  
 閣ニ先チ此閣議ニ付キ大臣ト話合ヒマシタ時大臣ハ一陸軍ノ肅正ハ當  
 ノ大閣議デアリ又非常ニ六ヶシイ仕事デアル、今陸軍大臣ガ此仕事ヲ引  
 受ケテ万難ヲ辨シテ之ヲ断行セントシテ居ル際陸軍大臣ガ此仕事ヲスル  
 爲ニ是非此官制改正ヲシテ呉レト云フコトデアレバ之ハ陸軍大臣ノ誤ラ  
 立テテ官制ハ改正スル其代リ陸軍ノ肅正ヲ徹底的ニキツテ貰フト云フノ  
 ガ今日ノ場合内閣トシテ深ルヘキ途デアハナイカト云ツテ原案賛成ノ意  
 フ明カニサレマシタ  
 此官制改正ガ原因トナリテ後日陸軍ノ政治訓練ノ勢ヲ獨立シタト觀察ス  
 ル者ガアル事デアリマスガ私ハ此議案ノ當レリヤ否ヲ判断スル資料トシ  
 テ一二ノ事實ヲ申上ゲマス、先ツ廣田内閣成立當時ハ早ス迄モナク陸海  
 軍省官制ノ改正前デアツテ陸海軍大臣ヲ兼備役ノ大中将カラ選定スルコ  
 トモ法制上可能デアリマシタ然ルニ組織ニ當リテ廣田サンハ關係ノ人選  
 ニ付キ陸軍ヨリ種々ノ要求ヲ受ケ然モ若シ此要求ヲ容レナイナラバ陸軍

シ 100 4 66

267

横 田 白 雲

大臣ヲ得ルコトが出来ナクナル虞ガアツタノデ松田サシノ通稱工作ハ申  
 タノ成就トナリ大命降下ヨリ約一週間禁衛ヲ賦ケ其間幾度カ流産ノ危険  
 ニ瀕シタノデアリマスガ結局陸軍ノ要京ノ大部分ニ遵從シテ内閣が出来  
 上ツタノデアリマス、即チ此場合陸海軍大臣ハ黙齋ノ大中将カラ任命  
 スルコトが出来ルト云フ側慶ハ陸軍ノ政治關係ヲ防クニ彼立タナカツタ  
 ノデアリマス

次ニ昭和十九年七月小磯内閣成立ノ時ニハ陸海軍堂官制ハ陸海軍大臣ハ  
 現任ノ大中将タルコトヲ要スルコトニナツテ居マシタ然シ此時黙齋ノ  
 米内海軍大將ガ海軍大臣ニ任セラレマシタ但シ此場合官制ノ規定ニ擬  
 シナイヤウニスル爲米内サシハ就任ノ直前特旨ヲ以テ現任ニ列セラレタ  
 ノデアリマス即チ此場合改正官制ヲ以テシテモ黙齋ノ大將ガ海軍大臣  
 トナルノヲ阻止スルコトが出来ナカツタノデアリマス

5

ロムドゥロウキヤ36

254

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）一月十三日於東京小石川自宅

供述者 次田大三郎

右ハ當立實人ノ面前ニテ宣讀シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シ  
マス

同日 於東京都小石川區大塚仲町四一 供述者宅

立會人

辯護士 花井 忠

昭和二十二年一月十四日

6

254

裏面白紙

宣 誓 書

良心ニ従ヒ眞實ヲ爲ヘ何事ヲモ欺惑セズ又何事ヲモ尙加セザルコト  
ヲ誓フ

7

(捺印名) 次 田 大 三 郎

レ 5 1 1 0 0 4 3 F

256

裏  
面  
白  
紙

E 2366

D 435

DR

f. Doc 2603

Ref. No

高橋

Handwritten notes on a vertical slip of paper, including the number 2603 and other illegible characters.

日分信我監ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上次ノ如ク  
送進セシマス。

宣旨供進書

荒木貞夫其他

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

供進者 大 橋 大 三 郎  
東京文京区大塚本町四一



E 2366

D 435

22

D of Doc 2603

Kzh. Ho

有稿

日分日我日ニ行ハルカ方式ニ從ヒ先ツ別後ノ通り三言ヲ爲シタル上次ノ如ク  
書遺文シマス。

福京日際軍學發刊所

亞米利加合衆國其温

荒木貞夫其温

直書徒漢書

撰者 次 行 大三郎

東京日大校書部

裏面白紙



迷を御許けることとなる。我々としては恐れ多き次第である。答へ  
更に此の聯合軍大臣に對する官制上の支障は兩院ではない。閣議の該  
心は軍の強烈な反討であつて右の方法に依り進歩に成功しても新内閣  
は直に引れざるを得ないであらうと答へられたので宇重氏は陛下に直接  
陳言する旨に行かず遂に退任を請ふし其の翌々日正式に大命を拜辭致し  
ました。

二次に成田内閣總辭意の運轉を申上げます。

昭和十一年三月成田内閣成立し、五月第六十九議會に於て衆議院は議會  
調度修正に對する決議を行ひ、七月政府は議會調度修正會を設けたので  
あります。十月末新閣議上に軍の議院調度修正意見が發表されてから  
議會調度修正會に多數を占むる衆議院議員の委員は之は憲政の逆轉であ  
るとして憤慨し勅諭を買つたのであります。調度修正會は十二月二日陸軍大  
臣の出席を求めて議々質問を爲したが陸軍大臣の答辭には尙ほ懸念たら  
ざるものがありました。

此の空気が翌年一月二十一日議會閉会の衆議院議場に持ち越され陸軍大  
臣對横田議員の應切質問に逆襲しました。

此處に於て陸軍大臣は衆議院の解散を要求したのであります。政府は

裏面白紙

會制を尊重の意味に於て之を拒否し二日間の休會を奏請し其の間に與  
 會の紛争することを目指したものであるが陸軍大臣は政府の此の態度に  
 憤らざりて二十一日辭表を提出しました。  
 總理大臣は陸軍大臣の反對に因り内閣の存続困難なりと考へ翌日各大  
 臣の辭表を取引め總辭表したのであります。從て陸軍大臣の辭表と他  
 の大臣の辭表とはその日附も理由も異なるものがありました。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）九月十八日於東京日本俱樂部

供送者 次田 大三郎

右ハ管立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 護士 花井 忠

裏面白紙

Duf. Dug 2003

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤移セズ又何事ヲモ附加セザルコト  
ヲ誓フ

宣  
誓  
書

署名捺印

次  
田 大三郎

裏  
面  
白  
紙

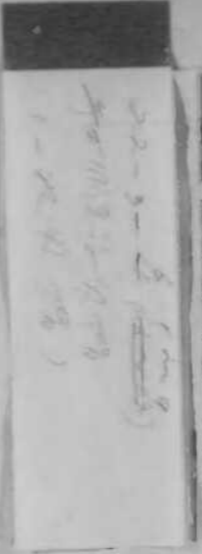
EM#2367  
LEP DOC # 547

22

陸軍省官制中改正ノ件外一件審査報告

今回御諮詢ノ陸軍省官制中改正ノ件及海軍省官制中改正ノ件ニ付本官等  
審査委員ヲ命ゼラレ客月三十日委員会ヲ開キ國務大臣及當局諸官ノ説明  
ヲ聴取シ以テ之ガ査覈ヲ遂ゲタリ

本案ノ二件ハ陸軍省及海軍省ノ官制中大臣及次官ノ任用資格ニ關スル規  
定ニ改正ヲ加ヘントスルモノナルガ抑々陸海軍省ノ官制上ニ大臣(大中  
將)及次官(一時總務長官トセシコトアリ)(中少將)ニ任ゼラルルハ現  
役將官ニ限ル旨ノ規定ヲ置キタルハ明治三十三年ニ始マリ(明治三十三年  
同)



陸軍省官制附表備考一  
海軍省官制別表備考一  
其ノ後大正二年ニ至リ  
大正二年勅令第百六十五號陸軍省官制中改正ノ  
同 年同 第百六十八號海軍省官制中改正ノ

件ヲ以テ附表備考一ヲ削ル  
件ヲ以テ別表備考一ヲ削ル  
大正二年勅令第百六十五號陸軍省官制中改正ノ  
同 年同 第百六十八號海軍省官制中改正ノ  
件ヲ以テ別表備考一ヲ削ル  
大臣及次官ニ任ゼラルル將官ハ現役ニ限ラ  
ザルコトトシ以テ今日ニ及ベリ而シテ此等ノ官制改正ハ執レモ本院ノ御  
諮詢ヲ經サリシモノナリ然ルニ今回ノ改正ニ付當局大臣ノ説明ニ依レハ  
陸海軍ノ大臣ハ統帥ノ系統ニ屬シ統帥權ノ作用ヲ受クル軍人ヲ統督シ軍

EM #2367  
LEF DOC # 547

22

陸軍省官制中改正ノ件外一件審査報告

今回御諮詢ノ陸軍省官制中改正ノ件及海軍省官制中改正ノ件ニ付本官等  
審査委員ヲ命ゼラレ客月三十日委員會ヲ開キ國務大臣及當局諸官ノ説明  
ヲ聴取シ以テ之ガ査察ヲ遂ゲタリ

本案ノ二件ハ陸軍省及海軍省ノ官制中大臣及次官ノ任用資格ニ關スル規  
定ニ改正ヲ加ヘントスルモノナルガ抑々陸海軍省ノ官制上ニ大臣(大中  
將)及次官(一時總務長官トモシコトアリ)(中少將)ニ任ゼラルルハ現  
役將官ニ限ル旨ノ規定ヲ置キタルハ明治三十三年ニ始マリ(明治三十三年  
勅令第九十三號改正陸軍省官制附表備考一)其ノ後大正二年ニ至リ

右ノ制限規定ヲ削除シ(大正二年勅令第六十五號陸軍省官制中改正ノ  
件ヲ以テ附表備考一ヲ削ル)大臣及次官ニ任ゼラルル將官ハ現役ニ限ラ  
ザルコトトシ以テ今日ニ及ベリ而シテ此等ノ官制改正ハ執レモ本院ノ御

諮詢ヲ經サリシモノナリ然ルニ今回ノ改正ニ付當局大臣ノ説明ニ依レハ  
陸海軍ノ大臣ハ統帥ノ系統ニ屬シ統帥權ノ作用ヲ受クル軍人ヲ統督シ草

裏面白紙



記ノ嚴正ヲ保持シ全軍ノ鞏固ナル團結ヲ維持スルノ重責ヲ有スルモノ、  
 次官ハ大臣ヲ輔佐シ省務ヲ整理シ各局部ノ事務ヲ監督スルモノナルガ故  
 ニ大臣次官俱ニ自ラ統帥ノ系統ニ屬シ統帥上ノ命令傳ヲ具有スル現役軍  
 人タルコト事實上必要ナリ且陸軍ニ在リテハ前記大正二年ノ官制改正ニ  
 伴ヒ陸軍省ト參謀本部及教育總監部トノ間ノ業務ノ分擔及取扱手續ニ重  
 大ナル變更ヲ加ヘタル結果事務ノ重複人員ノ不經濟ヲ來シ不便紛カラザ  
 ルモノアリ加フルニ今次勃發セル不祥事件ノ善後措置トシテ大ニ統率威  
 力ノ確立軍紀ノ肅正、團結ノ強化ヲ實現スルト共ニ努メテ從來ノ諸制度  
 ヲ改善シテ人員ノ經濟、處務ノ簡捷ヲ企圖スルノ緊切ナル必要ニ達著シ  
 之ガ爲ニハ大臣、次官ヲ現役將官ニ限ルコトヲ先決要件トス而シテ前記  
 大正二年ノ官制改正以來今日ニ至ル迄現役ニ非サル將官ニシテ陸海軍ノ  
 大臣、次官ニ任ゼラレタル者絶エテ無キノ事實ニ照シ寧口之ヲ明文ニ表  
 示シテ名實相一致セシムルヲ妥當トス凡ソ此等ノ事由ニ據リ茲ニ大正二  
 年以前ノ舊制ニ復シ再ビ官制上陸海軍ノ大臣及次官ノ任用資格ヲ現役將  
 官ニ限定スル爲メ本案ノ二件ヲ以テ強行ノ陸軍省官制及海軍省官制ニ各  
 々一部ノ改正ヲ施シ其ノ附表及別表ノ各備考中劈頭ニ「大臣及次官ニ任

ゼラルル者ハ現役將官トスレトノ一項ヲ加ヘントスルナリ按ズルニ本案  
 ノ二件ハ陸海軍ノ大臣及次官ノ任用資格ニ關シ舊制ヲ復活シテ官制上之  
 ラ現役將官ニ限局セントスルモノニシテ茲ニ此ノ官制上ノ制限ヲ撤去シ  
 タル事由ニ付テハ今尙顧慮スベキモノナキニアラサルベシト雖現下各級  
 ノ情勢ニ照シ軍ノ統帥ヲ全クスルニ於テ今同ノ改正ハ寧ろ時宜ニ認スル  
 ノ措置ナリト認ムベシ仍テ審查委員會ニ於テハ本案二件ハ此ノ意之ヲ可  
 決セラレ然ルベキモノト全會一致ヲ以テ議決シタリ

右審查ノ結果ヲ報告ス

昭和十一年五月六日

審查委員長

樞密顧問官

河合

操

審查委員

樞密顧問官

石井 菊次郎

樞密顧問官

有馬 良 滿

樞密顧問官

原 嘉 道

樞密顧問官

元田 藤 達

裏面白紙

經密院院長 男爵 平沼 騏一郎 殿

經密顧問官	石	經密顧問官	石	經密顧問官	石	經密顧問官	石
	石		石		石		石
	石		石		石		石
	石		石		石		石

裏面白紙

22

第百七十六回  
貴族院議員會  
預算委員第三分科會 (内務、文部、厚生、農林) 議事録第三編

昭和十六年二月十三日 (木曜日) 午前十時八分開會

中 略

○伯爵二荒芳徳君

私モウ一度違フ間違デテヨツト御伺ヒシテ見タイト

22-3-1 (1)  
ヤコウスガ大郎  
(一政文部)

本ノ聲國ノ理想ノ上カラハテ疑問ニ待ツテ居リマス

事ナンデアリマスガ、近頃八紘一字ト云フ字ガモ

レテ居ルノデアリマスガ、八紘一字ト云フ字ハ精武

イノデアリマシテ、八紘萬字ト云フ字ガアルノデア

リマス、ソレデ本邦神武天皇ノ御理想ハアノシタテ飛ウテ宇トスルト

云フ、實ノスルト云フ御理想、精神力、或ハ分力ガ必要トノニ、何時ノ

間ニカ八紘一字ト云フ語呂ノ良イ用語ガ採用サレテ居ルノデアリマスガ、

是ハ文部省デモ屢々御使ヒニトルヤウデアリ、又内閣情報局デモ御使ヒ

(1)

ref. no. 272

267

22

第百七十六回  
貴族院議員會

皇族委員第三分科會 (内務、教育、文部) 關東總記録第三局

昭和十六年二月十三日 (木曜日) 午前十時八分開會

中 略

○伯爵二荒芳徳君 私モウ一度違フ問題デテヨツト御伺ヒシテ見タイト  
 思ヒマス、ソレハ日本ノ盛國ノ運運ノ上カラハテ幾層ニ守ツテ潜リマス  
 コトデ、可ナリ重要ナ事トシテアリマスガ、近頃八紘一字ト云フ字ガモ  
 ウ治下無條件デ復ハレテ居ルノデアリマスガ、八紘一字ト云フ字ハ神武  
 天皇ノ御詔勅ニハナイノデアリマシテ、八紘兩字ト云フ字ガアルノデア  
 リマス、ソレデ本邦神武天皇ノ御運運ハアノシタラシクウテ宇トスルト  
 云フ、英ノスルト云フ御意思、精神力、或ハ勞力ガ必要トノニ、何等ノ  
 關ニカ八紘一字ト云フ語呂ノ良イ用聲ガ採用サレテ居ルノデアリマスガ、  
 是ハ文部省デモ農々御使ヒニトルヤウデアリ、又内閣府政務局デモ御使ヒ

(1)

ref. no. 272

267

漢 画 山 莊

ニトルヤウデアリマスガ、何カ特別ニ側考ガアツテ、便ヒニナツテ居ル  
 ノデアリマヒウカ、ソレトモ慣用サレテ居ルカラ、八紘一字ト武ノ字ヲ  
 使ツテ居ルノデアリマヒウカ、ソレヲ詞同ヒ申上ゲタイト思ヒマス、是  
 ハ重要ナコトデアリマスカラ、或ハ御研究咸イテモ宜イト思ヒマス  
 ○國書大系（讀田邦彦君） 竊ノ理解シテ居リマスルダケチチヨツト偏  
 單ニ申上ゲテ覺キマスガ、八紘一字ト云フ言葉ガ用ヒ出サレタノハ相當  
 古クハキイカト察ジマスガ、ハツキリシタコトハ申上ゲラレマヒヌカラ、  
 ソレハ何レ研究セテ上ニ申上ゲタイト思ヒマスガ、今私ノ考ヘテ居リマ  
 ス所デハ、神武天皇ハ八紘ノ字ト爲スト仰セラレタ撰本ノ國立島ノ中ニ、  
 矢張り八紘ハ一字デアルカラト云フ御心得ヲアツタト辨録サレルト云フ  
 意味カラ、八紘一字ト云フ言葉ヲ用ヒ始メタト解釋シテ居ルノデアリマ  
 シテ、一字ト云フノハ、デアリマスカラ疑念デアリ、字ト爲スト云フコ  
 トハ思恩ノ動キデアルト、斯ウ解釋シテ居ルノデアリマスガ、其ノ語ニ  
 付キマシテハ十分出所ナリ用ヒ方ナリヲ研究致シマシテ、正シキニ向ハ  
 ヘルヤウニ致シタイト思ヒマス

Det. no. # 272

(2)

268

複製 白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分近藤英明、貴族院事務局庶務課長ノ職ニ居ル者ナル所、茲ニ添付ニ  
ラレタル日本籍ニ依ツテ書カレ置キヨリ成ル第七十六回帝國議會貴族院  
豫算委員第三分科會（内務省、農務省、厚生省）議事速記録第三號ト題  
スル書真ハ日本政府（貴族院）ノ保書ニ係ル公文書ノ彼輩ノ正確ニシテ  
眞實ナル事ヲ示シテ證明ス

昭和二十一年十二月十四日

於 東京

近 藤 英 明

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 向所

立會人 小 野 守 一

Def. Doc. # 272

269

裏面白紙

22  
衆議院審議録六二六六、七

ノスーロー(二)  
ノスーロー(一)  
(大木 義)

十四日 六、七丁

られた八(一)字といふ標語がおりますか？

答 はい、あります。

問 それが日本の標語、或は日本の伸張を欲する人々の標語となりま  
したか？

答 はい、使われた。

問 漢州暴動が起つて、一九二五年から一九三一年迄とその以後も、  
その標語を掲げ、それ以後で東洋及大洋洲の日本に伸張すべきで  
あると信じた軍人、即ち將校達がございましたか？

答 その考へは刺民に根拠されたのです。それは精神的の意味を持つて  
居たのです。

日本の刺民はその標語を根拠して解釋したのです。私と其他の責任あ

L1F LJC 7 026 A-7

-2-



22  
271  
御慶園参歴六二六〇一七

東郷英機顧問挨拶

一九四六年一月十四日 六、七丁

問 神武天皇の稱へられた八柱一孝といふ解釋がおりますか？

答 はい、あります。

問 是非は日本の愛國、寧ろは日本の伸張を欲する人々の願望となりま  
したか？

答 はい、使知無しました。

問 露州奉愛河未ふびで、一九二五年から一九三〇年迄とその以後も、  
又々願望を稱へ、それ以後で東洋及大洋洲の日本は伸張すべきで  
あると信じた私人、即ち將校達がございましたか？

答 その考へは國民に根解されたのです。それは精神的の意味を持つて  
居たのです。

日本の國民はその願望を根つて解釋したのです。私と其他の責任あ

-1-

DLF LOC # 626 A-7

270

裏面白紙

る指導者達も、その標語を、國澤を真じて徳を弘め、他國との關係に於て徳を保持するといふ精神的信念に於て意圖したのです。

問 あなたはその勢にも拘はらず、多くの將校は、侍臣と國民を政治的に支配、統御するといふ現實的な、又實際的な意味をそれに與へたといふことが本言であり、又事實であることを想つて居ますか

答 責任ある指導者達はこれに精神的解釋を與へた者達ですが、然し國民中にはこれを誤つて解釋した人々が居るのです。

裏面白紙

問、陸軍將校の中には、それに實際的な意味を附け加へた大きな一派があつたのでせうね。

答、一般的にいひますと、陸軍將校の中にこりいふ間違った解讀をしてゐた者もあつたかも知れません、

問、武方はさういつた實際上の偏激な意味をそのスローガンに附けた陸軍將校が居た事を知つてゐますか、

答、さういふ事が居たかも知れませんが、しかしさういふ者がいたといふ事を誰か信じてゐたかと同はれると私に答へる事が出来ません、

問、武方はさういふ派の中にゐた陸軍將校に會つた事がありますか、

答、私は特別に立入つて、國民にこの事についての間違った觀念を擧げてゐるかどちかを導いては見ませんでした。私は新聞やその他私の讀んだ色々な物からこりいふ間違った事を有つた者が國民の中にいくらかあつたといふ感じを持つだけですが、

問、其の文についてかゝる精神的な材料をとり入れた者達に、替れでもすべて國民が日本の旗に従つて生活をし、ひいては原の平和を獲得し生活上に精神上との聯繫を待しめられた方がいいのではないかと考へたの

REF DOC # 626 A-7 continued

原 田 白 雲

です。

答、さうではありません、さういふ考は彼等の「甲」に於て全然なかつたの  
です。之れに加へて、尙實際問題としてさういふ考は必ず行なはれ  
ておりました、彼等の解法といへば實際問題の解決に於て行  
はれなければならぬといふのであつて抑々これがそのスローガンの  
意味であつたのです。

問、貴方は彼等の問題に即つて解法といふものを考へて居るのですか。

答、解法に即るといふ考は前に云つた解法上の解法の中に含まれてお  
ます。

(こゝで東郷大將はボケツトに入れてきた手帳をとり出した。頭紙は  
その中から次の紙に讀んだ。)

114 100 626 4-7 continued

4

273

裏面白紙

昭和十八年十一月五日

大東亞宣言 前文

抑々世界各國が各々その所と得相付り相扶けて萬邦昇平の綱を握にす  
るは世界平和確立の根本要諦なり一此れは各個人が各々世界にその  
を導ることであり世界平和確立の爲の本質的請求であります。

固し我れ日本を含む各國がその勢力圏を所有すべきで、之が爲に現  
狀維持は要頂ざるべきを云ふ意味ですか

蓋し我れ各國が自國の領分内で生き永るべきで、貿易共進が同様の諸々の  
利益は互に協同であるべきなどの請求です。

45

274

122 DOC # 626 A-7 continued

裏面白紙

28

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

22-3-11(3)  
年5月23日  
(一紙 72)

對

木 具 夫 其他

軍 醫 供 述 書

供 述 者 川 田 瑞 穂

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

DEF LOC # 198

275

22

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木 具 夫 其他

宣 審 供 述 替

供 述 者 川 田 瑞 穂

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

DEF DOC 198

275

裏面白紙

八紘一字に就いて

- 一、私は早稲田大學に於いて漢文の師範を擔當し、内閣の賜託をも蒙ねて居ります。右賜座は昭和五年から現在に至るまで、十七個年にわたるものであります。
- 二、八紘一字と云ふ語は、第一代神武天皇が紀元元年（西暦紀元前六百六十年）三月、大和<sup>ヤマト</sup>橿原<sup>トキノ</sup>に宮室を遷られる際に下された詔令中の句「六合を以て都を開き、八紘を流ひて宇と爲す」から出たもので、その詔令の全文は日本書紀に載つて居ります。
- 三、日本書紀は第十四代元正天皇の養老四年（西暦紀元七百二十年）に一品<sup>トホリ</sup>會人親王等が勅命を奉じて撰定せられた日本の正史であります。
- 四、六合は天地四方、八紘は四方を更に區分したる八方のことで、八<sup>ヤチ</sup>嶺<sup>リ</sup>八<sup>ヤチ</sup>嶽<sup>リ</sup>、八<sup>ヤチ</sup>荒<sup>リ</sup>、八<sup>ヤチ</sup>埏<sup>リ</sup>などとも書き、列子、莊子、淮南子を始め、中國の多くの古書に出てゐる熟字であり、又「宇と爲す」の字は籒の下、唐室のこと、即ち家であります。
- 五、この詔令では六合をクニノウチ（國の内）、八紘をアメノシタ（天の下）と讀ませてありまして、要するに國內一切を都とし、國民全部

LEF LOC 198

1

276

横山 眞



を一家となさんとの意味で、皇徳の言ねく行き渡り、國民のすべてが永久に繁昌する形容詞であります。

六 「八紘を流<sup>ス</sup>ひて宇と爲す」の一句を漢文で書きますれば、八紘爲宇となるのでありますが、一刻千鐘、三皇五帝、五風十雨などの如く、一句の中で對句を作るとは、漢又漢詩によくある例で、八と一とを對にすれば韻なんでも調子がよくなりますから、後世では八紘一字と書くやうになつたのであります。甲斐でも元の兵部道（西暦紀元一千三百二十年）の八は自作の詩の中に「今日八荒一字に同じ」と云ふ句を使つて居ります。

七 四十五代純和天皇天平十二年（西暦紀元七百四十年）の詔書には「八荒に君臨す」とあり、五十代桓武天皇延暦二十二年（西暦紀元八百三年）の詔書には「八紘に臨馭す」とあり、八十一代安徳天皇治承四年（西暦紀元一千一百八十年）の詔書には「津四海を罩め、化八埏に被むる」とあり、又百四代後柏原天皇永正十六年（西暦紀元一千五百十九年）の宣命には「一天昇平、八紘靜謐」とありまして、八荒、八紘、八埏、一天、四海などと文字は色々に書きかへてありますが、意味には少しも變りがなく、初めはどれも國內の四方八方、隅々までを指

したものであります。然るに段々海外列國との交通が開けますと共に之を感念的に解釋して、世界人類が一家同族、即ち親子兄弟のやうに平和親睦の交際を爲すと云ふ意味に用ゐ、殊に近年八紘爲宇と云はずして八紘一字と云ふ熟字を用ふるやうになつたのは、益々此の意味を裏付けるものでありまして、同義語として四海一家、又は宇内一家、四海同胞、又は世界同胞等の熟語も流行するに至つたのであります。

昭和二十一年（一九四六年）十二月十六日於東京

供述者 川 田 瑞 穂

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日

於同所

立會人 河 北 健 治 郎

DEF LOC # 198

279

裏  
面  
白  
紙

宣 醫 書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ詠秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

誓フ

(署名  
捺印)

川 田 瑞 穂

DEF DOC # 198

180

裏面白紙

極東國際軍事裁判所

夏米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

22-3-1-1  
22-3-1-2  
22-3-1-3

電報供述書

供述者 花 山 信 勝

自分様我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り電報ヲ爲シタル上次

ノ如ク供述致シマス

REF LCC # 245

381

極東國際軍事裁判所

理米利部合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

電報供送書

供送者 花 山 信 勝

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り電報ヲ爲シタル上次

ノ如ク供送致シマス

LEE UCC # 245

281

裏面白紙

私ノ略歴ト現職トハ次ノ通りデアリマス。

- 一、大正十年三月 (1921) 東京帝國大學文學部ヲ卒業ス (印度哲學科專攻)
- 一、同 年 四月ヨリ (1921-1922) 東京帝國大學大学院ニ於テ日本佛教ヲ研究ス
- 一、大正十三年三月ヨリ (1924-1925) 東京帝國大學ニ於テ日本佛教ヲ研究ス
- 一、大正十五年四月ヨリ (1926-1927) 主トシテ英國ニ滞在シテ歐米ニ於ケル佛教研究ヲ調査ス
- 一、大正十五年四月ヨリ (1926-1927) 東京帝國大學、東北帝國大學、九州帝國大學、東京文理科大學、東洋大學、國學院大學、日本大學其ノ他ニ於テ「日本佛教史」ヲ講義ス
- 一、昭和十年五月 (1935) 恩德太子ノ著作「<sup>オクケギシヨ</sup> 菩提心論」ノ研究ニ對シ、帝國學士院ヨリ恩賜賞ヲ受ク
- 一、昭和十七年四月 (1942) 東京帝國大學ニ於テ、文學博士ノ學位ヲ受ク
- 一、昭和廿一年二月ヨリ (1946- ) 東京巢鴨拘置處ニ於テ、戦犯容疑者ニ對シ、毎週四回、佛敎法話ヲナス (敎諭師トシテ)
- 一、現 職 東京帝國大學助敎授

以 上

DLF 100 号 245

282

一、佛敎ハ第三十三代推古天皇ノ第二年（592）ニ同天皇ノ詔勅ニ  
 ヲリテ我ガ日本國ニ具臨セシメラレテ以來、第百二十一代聖明天  
 皇ノ晩年（708）ニ至ルマデ約一千三百年間、歷代天皇ヲハ  
 ジメトシテ我ガ國民ノ大多數ガコレヲ奉ジテキタ宗教デアアル。  
 此ノ間ニ即位サレタ天皇ノ約半數ハ、實ニ讓位シテ佛敎ノ僧トナ  
 リ、家庭ヲ去ツテ獨リ靜カニ佛トナル道ヲ修セラレタ程デアアル。  
 シタガツテ、皇后、皇太后、皇太子、皇子、親王等ガソレニ倣ッ  
 テ、家庭ヲ去ツテ僧ヤ尼トナツタ方モ甚ダ多ク、貴族ハジメ、武  
 家、庶民ノ間ニモ自然ニソノ風ガ眞似ラレテ、スダレタ佛敎情ガ  
 アラハレ、ココニ日本ノ佛敎ハ永年ニ亙ツテ、平和ヲ旨トスル文  
 化圖トシテノ日本ノ發展ニ資シテ來タノデアツタ。ソノ結果ガ、  
 現在ニ尙ホ奈良及ビ京都ヲハジメ、全國ニ遺存シテオル佛敎ノ寺  
 院ヤ佛敎藝術作品等デアリ、國民ノ日常生活ノ多クノ面ニ佛敎的  
 習俗ガ深クノコツテアルノモソノ爲メデアアル。然ルニ、明治維新  
 （ ）ハ佛敎渡來（ ）以前ノ神武天皇ノ太古ニカヘ



ルトノ復古精神カラ、永年宮中ニ採用サレテキタ佛教的法會ヤ儀式ハ厭セラシ、法親王モ御飾ヲ命ゼラレルコトトナツテ、一千三百年間用ヒラレテキタ佛教ニ代ルニ、宮中デハ神社ノ齋儀式ガ採用サレルコトトナツタノデアル。然シ華明天皇マデノ歴代天皇ノ衾ニ武装シタ天皇ノ圖像、ソク、僧形ヲシタ天皇カ、文人トシテノ天皇ノ圖像ダケシカ見ラレナイコトガ如實ニ上ノ事實ヲ示シテ餘リアル。明治初年ニ宮中カラ佛教ハ消エルコトトナツテココニ八十年ヲ経過スルケレドモ、國民ノ大多數ハ今モナホ、先祖以來ノ佛教信者デアルコトニ變リガナイ。

一、日本ニ發達シタ佛教ハ、過去一千四百年ノ間ニ必ズシモ一様デハナカツタ。ソノ時代ニ應ジ、個人ノ各種ノ性格ニ應ジテ、イロイロノ教ガ説カレテキタ。ソレガ現在十三宗トモナリ、更ニ多クノ支派ニ分レテオルガ、要ハ人間トシテノ現在ノ自己ヲ完成シテ佛 ( Buddha, the enlightend one ) トナル道ト、現在ノ自己ノ罪ヲ反省シテソノ救済ヲ納對ノ佛陀 ( Gotama Buddha, the enlightend one )

LET 100 4 245

284

横 画 白 装

Completed the Unhappy Life. ( ) ニ仰グ道トノ二ツニ分レル。前者ヲ聖者ノ道、又ハ自力ノ佛教ト名ツケ、後者ヲ凡愚ノ道、又ハ他力ノ佛教ト名ツケル。然シ此ノ二種ニ大別サレル佛教ハ、トモニ奇シク自己完成ダケヲ目標トスルノデハナク、自己完成ト同時ニ一切ノ他我ノ完成ヲ理想トスルハ云フマデモナイ。此ノ日本佛教ノ對象ニハ、聖愚、貴賤、男女ノ差別ハナク、況ヤ人類、國境ノ差別モ認メナイ。時間ト空間トヲ超エテ、一切ノ生類ノ平等救済ヲ目標トスルモノデアアル。但シ、自己ノ生命ヲウケタ現實ノ國土トソノ國家トニ對スル感謝ノ自然物發露トシテ、先ツソノ國家ノ文化的向上ト發展トノタメニ、眞理ノ高嶺ヲ指示シテ、正義ヲ實踐シ、人道ヲ正シク歩ムベキコトヲ教ヘルノハ當然デアアル。

5

一、日本ノ神社ハ宗教デハナイト自分ハ信ズル。異質ノ宗教ヲ同一人ガ同時ニ奉ズルコトガ出來ナイカラデアアル。一千三百年間ニ亙ツテ、歴代天皇ハジメ、全國民ガ殆ンド例外ナシニ信ジテキタ佛教ト並ベテ、別種ノ宗教トシテノ神社ヲ尊崇スルコトハ出來ナカツメ管デア

LEF 100 # 245

285

裏面白紙

ル。又、我ニ日本ノスベテノ佛教信者ノ靈廟ニ於テモ神棚ヲ安置シテ日夜ニコレテ禮拜シテオルシ、又、信者ノ寺院ニ參詣スル爲メナニ佛教信者ハ、同時ニ何ノ矛盾モ感ゼズニ、氏神トシテノ神社ニ參拜シテオル。是レ等ノ事實カラ推シテ考ヘテモ明カナヤウニ、神社ハ宗教デハナク、日本國民ノ祖先ヲ崇拜スル一種ノ儀禮ノ對象又ハ場所デアルト云ツテヨイト思フ。

一、又、我が國デハ明治天皇ノ憲法制定以來、信教ノ自由ハコレヲ承認シテ來タノデアツテ、且ツコレヲ一般ニ實行シテ來タコトニツイテハ、何人モコレヲ認メ得ルト思フ。シタガツテ、宗教トシテノ佛教、キリスト教、宗派神道ハ、國民各自ノ自由信仰ニコレテマカセテアリ、神社ハコレ等ノ宗教トハ別ニ、國民ノ全体ガコレヲ崇敬シテ來タ別種ノモノデアツタ。

4

HER DOC # 845

一、シタガツテ、日本人ノ多數ガ移住シタ海外ノ土地ニ於テハ、神社ヲ建テタ所モアツタヤウデアアルガ、此ノ場合ニ於テモ先ニ述ベタヤウニ、神社ハ關ハムル宗教トハ別ニ、ソコニ移住シタ日本人ノ

286

横 面 白 紙

DLF LOC 7 245

祖先崇拜ノタメニ建テタモノデアツタト自分ハ信ズル。

昭和二十一年十二月二十五日

於東京國庭裁判所構内

花 山 信 勝

以 上

右ハ信立會人ノ面前ニ於テ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明致シ  
マス

同日同所ニ於テ

立 會 人 小 野 清 一 郎

5

287

288

裏面白紙

LEF LOC # 245

賞 書

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

(署名  
印名) 花 山 信 勝

288

裏面白紙

24-3-11  
(15) P. 305x

法學博士 鵜澤總明 著

王道と霸道との比較研究

289

Handwritten signature

290

斯ノ小論文ハ一九二五年 *East Asiatic* 四月號六月號ニ掲載シ英佛獨丁等ノ學界ニ批判ヲ求メタ鈔本  
ノ日本原文ヲ今英文ト對照シテ補正シタモノ

### 極東國際軍事裁判所辯護用

## 王道と霸道との比較研究

### 目次

第一篇 王道に就て.....	一
緒言.....	一
第一章 われ等の研究上必要な典籍.....	一
第二章 王道（王者主權）の要素.....	八
第三章 王者主權に於ける法としての禮.....	三
(A) 禮は王者主權に於ては正經で法そのものである.....	三
(B) 禮の觀念は社會的分界發生の原則である.....	四
(C) 禮は秩序生活の標準である.....	五
(D) 禮は個人間に於ける差別の標準である.....	六
(E) 禮は不易の法で人民凡てに適用される.....	七
第四章 王者政治に於ける刑法.....	三
目次	一

目 次

(1) 刑は禮治(王者政治)に於ては禮道で補則的のものである……………二二

(2) 刑は犯罪を對象として人を對象としない……………二三

(3) 刑は周知法の原則を以て適用する……………二四

結 論……………二五

第二篇 覇道と其の法に就いて……………二六

周代に於ける覇道……………二七

覇道政治の精髄……………二八

法度及び覇道政治……………二九

(1) 法度は人君施政の綱骨である……………三〇

(2) 法度は民心收攷の法である……………三一

(3) 法度は相輔的二元對立の法である……………三二

覇道に於ける刑典……………三三

## 王道と覇道との比較研究

### 第一篇 王道に就いて

#### 緒 言

東洋の道と云ふことに就いてのこの論文は學徒の研究として書いたもので、ジャーナリストツクの目的に出でたのではない。信を支那古文獻に藉へて解説に論旨を進め、常に正しき典據に參照することを求めた。けれど王道の理想に關する東洋の思考を明確に表現するは英文に於て未熟なわれ等に取りて誠に容易ならぬものがある。支那古文獻は多くの意義を暗示する文體で書かれてあるからである。早い話がどの古文獻からでも手當り次第に取り上げた一辭句が、何れの歐洲語の仲介に依つても、その含蓄ある意義を捕むことの困難を確信せしめるに十分であらう。もし余が既に公刊した論文の抄録としてのこの小冊子が、一般の觀念を新かる英文で傳へ得たとすればそれに満足する外はない。余の日本文は一層詳密なものであるが英文では出来るだけ簡略に書くことが要請された。この種の論文は世界有数の學者及び思想家の批評に待たねばならぬものであるが、余の研究の全文を然かく爲し得ざることには眞に遺憾である。原論文は「法律と道德との關係」と題し、王者主權を王道政治の重要な本質と見、又覇者主權を覇道政治の重要な本質と見た哲學的研究の一部である。この第二篇では王道に關係する方面を取扱つた。

第一篇 王道に就いて



支那の夏商周（この時代は埃及、猶太、希臘に比すべきだと云ふ學者もある）の古代文明に於ては、法律と道徳とは密接不離な關係を維持し、この兩要素は人類の社會生活上平和的行爲のために必要であり、精神文明を組織したことは著しい。西方文明に於ては、強かに見られた政治の完全な形式が、古代支那に在りては實現されたことが傳へられる。

古代希臘に於て發達した政治理論及び國家理論は人類生活の民衆的概念の上に建てられた。けれど古代支那に於ける倫理及び政治の哲學者達は、一歩前進してその理想とする政治を實現したと傳へられる。如何なる形式の強力又は強制にも訴へること無くして集團生活に平和と秩序とを維持し得る理想的の政治を確立したことである。隋末の有名な學者王通の遺書文中子（西紀五八六—六〇四頃活動したと考へられる）に據れば、「強國は兵を廢はす。弱國は智を廢はす。王國は義を廢はす。帝國は徳を廢はす。皇國は無爲を廢はす。（問易篇）」とある。今無爲を廢はす。と云ふその皇國のことは之れを別とする。それは古代支那に文獻はあるが現實の置すべきものがないからである。けれど茲に云ふその他の國の性格を分類して見ると、その第一次には徳を廢はせる帝國であり、第二次には義を廢はせる王國であり、第三次には智を廢はせる弱國であり、第四次には兵を廢はせる強國である。

古代支那では道徳と政治とが密接に繋がり、社會的政治的の諸規則は道徳を基本として常にそれから離れない政治集團の存在したことが信じられる。政治家や哲學者達の抱懐した政治理想は斯かる超越的集團即ち「國」が存在した事實から立論された。而して斯かる「國」はかの國民的實力を發展せしめるため競争力運する後世の國家から明確に區別せらるべきことを記憶せねばならぬ。この超越的集團は眞に偉大な理想に出づるものであり、政治哲學者は勿論のこと、現代の政治家で領土を擴張するために兵力に訴へ又は彼等の政策を打ふために權威的強制に依ることを躊躇しない人達と雖ども、仰ぎ求めねばならぬものである。

考證學や批評的研究から古典に就いて幾多慎重に取扱ふべき問題はあるが、それにしても支那古典の最良なものは専ら古代支那に於て現實に存在するこれ等の理想的政治集團に關聯すること、支那古典はこの點に於て現代の政治哲學者達の常例の著述と異なることは深い注意を促すものである。

權威、強力又は強制が一切を決定する國家に於て、能力又は技量ある人達が極度に彼れ等の力量を發揮して相互に競争するは不思議でない。歐米に於ける所謂の民衆的政權は實に斯かる政治の方法に外ならぬ。換言すれば歐米の民衆的政府はその建設の爲めに強力と強制とに依存するものがある。民衆政治の原理としてその政治の重要な基本とせられる自由、政權上の自由は資すべきものである。けれど民衆的政權も亦廣い意味の強力に基礎を有する政治の方法の範疇に入るものである。いづこの所謂の民衆的國家に於ても、人民は生活、快樂及びその他の社會的名譽を獲得するために、その能力と技量とを注して競争する。茲に説く所は獨り歐米の民衆政治の場合に可と爲すばかりでなく、無制限君主國と稱へられる政治の方法も亦同様である。貴族政治の形式も同じく強力と強制とに基礎を置く政治の中に分類すべきは言ふ迄もない。支配階級が門閥に由り又は經濟的優越に由つて彼れ等の政治上の權力を獲得したとするもこの分類に差異を來すものでない。

これ等の諸政治では法律が道徳から分離する。この事實に鑑みて余は研究の視野を擴張した。斯くて余が研究の範圍の中に、強力政治に於ける諸法律への調査をも包含することにした。

第一章 われ等の研究上必要な典籍

王道（眞の王者主權）の觀念は支那太古に發明を見、虞夏商周に亘る時代の試練に耐へ、孔夫子の政治・道徳的哲學に結晶するに至りてその本質は完成した。研究の資料から言へば、王道の概念は春秋、周易、論語、大學、中庸に就いて求めることが出来、その政治への實際的運用は詩經、書經、禮記、因禮、儀禮の如き古典に參照して之れを知ることが出来る。孟子、荀子の書も亦王道に關する哲學的見解を知る爲めに缺くべからざるものである。孔夫子は論語に徴するに、當時存在せる詩經、尙書、禮典に重きを置かれた。尙書が故事に關係あるは深く辨ぜずして明かである。それは孔子制定の百篇として傳へられるものにその要義が果められてあり、後世の學者の間には内容に就き幾多の議論はあるが、唐の劉知幾の説く所が肯綮に當つて居る。その言に曰ふ。蓋し書の主とする所は號令に本づく、王道の正義を宣ふる所以。詔言を臣下に發す。故に其の載する所は皆な典・謨・訓・誥・誓・命の文。と。王位を擔ふに足る衆人が重大な政事上の出來事に當面して又は關聯して發した詔言がこの「書」の中に收められて居る。それ故に「書」と云つても兩様に語る事が出来る。即ちその曾つて存在せる「書」の全部とその殘存せる部分とに就いて考へることである。今日尙書と云ふときは孔夫子制定の百篇を意味する。最も要火の後はこの百篇の尙書が散佚した

爲め、そこに内容の問題が起つたことは誰れも知る所である。

支那古典に詩經がある。「詩」が故事に關係ありと云ふことは或は奇異に響くかも知れぬ。けれど王道の「詩」は徒らに戀愛を歌ふ藝術として架めたのではなく、崇高な道徳思想の顯揚である。天下を化すべく、人倫を正しくすべきものである。論語に。詩三百を誦するも、之れに投くるに政を以てして達せず、四方に便して專對する能はずば、多しと雖ども亦柔にを以て爲ん。と。孔夫子が曰はれたとある。又。詩を學ばざれば以て言ふこと無きなり。と。曰はれたとある。王者主權の精髓としてこの聖人哲學者が政治教養上「詩」に重きを置いたことは容易に知り得るのである。王道主權の精髓が「詩」の高き韻律に歌はれた道徳、哲理、性情、文化を通して掴み得べしと云ふも過言でない。詩三百篇は孔子に制定されたと言はれるもので、通俗に云ふ文學的詩文と趣を異にする。

夏の禮、殷の禮の實質に就いては孔子の時すでに文献の遺すべきものが無かつたと曰はれて居るが、その一般の觀念は社會の傳説に依り又は二代の後に來る學者の記憶に依り掴み得られる。周初に於ける禮法の細述は記録に見える所がある。

禮を取扱ふ古文獻は禮記、儀禮、周禮等である。禮の哲理に就いては春秋三傳や諸子の書に載つて居る。禮と云ふ語に由り表はされる觀念は英語の示すところよりも廣く且つ深い。丁寧な風習とか又は鄭重な社交の規則とか云ふ意味に解釋すべきでない。斯かる社會的規範として大切な意味もあるが、單にそふ云ふ性質のものでないからである。左傳隱公十一年の條に、禮は國家を經め、社稷を定め、民人を序し、後嗣を利するものなり。と。曰はれて居る。意

法に、民法に、相續法に取扱はるべき制葬や問題が悉く禮の本質に含まれて居る。今日現存する各種禮書は孔子が「禮」と稱するものとは必ずしも同一でなからう。けれど、「禮」の大綱は素より、その要義を研究するためにも、これ等の禮書は缺くべからざるものである。

春秋は孔子の世界的思考及び同輩人の世相に觸れた批判を哲學的形式に於て書いたものと云ふことも出来る。孟子は、世衰へ道微にして、布政修作行をすることあり、臣にして其の君を弑する者之れ有り、子にして其の父を弑する者之れ有り。孔子懼れて春秋を作くる。春秋は天子の事なり。是の故に孔子曰く、我れを知る者は其れ惟春秋乎。我れを罪する者は其れ惟春秋乎。と論じて居る。孟子のこの文章から見れば孔子は當時の墮落せる社會の情況を深く懼れて春秋を書いたことが推しはかられる。孟子は又、王者の速くみて詩亡ぶ、詩亡びて慙る後に春秋作くる。と曰つて居る。何休が公羊傳の序に於て、春秋と孝經との二學は聖人の極致、治世の綱務なり。と曰つて春秋と孝經との眞價を擧げたことは、孟子の旨に合一するものと見られる。春秋を讀む者は王道に達することを願ふべく、孝經を讀む者は君子たる性格を完成するに努むべきである。何休は同じ所に於て、孔子云へる有り、吾が志は春秋に在り、行は孝經に在り、と述べて居る。王者主權の眞の意義を理解するためには、更に論語、大學、中庸及び孟子の四書を忘れてはならぬ。

周易は古聖先賢の世界觀及び人生觀が發して「辭」となり「象」と爲れるものである。之れに由りて王道の哲學を理解する要き指針と見ることも出来る。考古學者や考證學者などの中には或は、易の書は聖人の經に非ず、支那古代の迷妄的傳説や民俗信仰が文を爲し草を重ねたものに外ならぬ、と云ふ者があるかも知れぬ。易の書が陰陽を説き五行を敷衍するところ現代科學の研究と異なるが故に反古紙の束に過ぎぬと爲すが如き主張は問題とする價値がない。論語孟子の二書に於て孔孟の言は陰陽や五行に互る所が無い。けれど論語には河圖のこと及び學易の發言がある。而して春秋に至りては各處に災祥の記事があり、左氏傳には微驗を見て占筮を載せて居る。王道哲學としては人倫が直接の基調で他の何物でもないが、王者から發動する徳の動きは、天地萬象の動靜に變應する何等かの關係に迄進んで來ると見たものであらう。最も占筮を見れば、萬象の變化人世の行事或は驚嘆すべく或は戒愼色を變すべきものに遭遇して感は手動かざる信念の根據を成る方法に於て古代の支那人が必要としたことが考へられる。蓋し易の書は數千年前に世に出で、早く已に陰陽二元の象數に由る一大組織に達した。その内容は人事から進んで天文地理に互つて居る。而して王者主權の哲學的根據も亦茲に見出される。周易の傳に離れば宇宙に於ける變易生成は全能の意志に太極又は無極なる陰陽二元の發展だと解し得られる。それ故に古代の人民が世界の大きな事變に直面して全能の深意に一致し得ることのあるべき指示に頼むことは當然である。

孟子と荀子とは後世の學徒と異り易の書を引例することは稀である。荀子に依るとそれが學易の本領である。けれど禮の重要さは寧ろ論じて居る。禮の大原則を説いた文獻は王道の問題に離るべからざるものがある。故に王道を研究するに當り、たて糸としては詩・書・禮・易・春秋・論語・大學・中庸に由り、よこ糸としては孟子荀子に依ることが順序であらう。本章を終る前に、人の本性に關する孟子と荀子との解説に相違があることを一言するは無用では

なからう。孟子は聖天觀に基き人の性は善であると認めて「學」の意義を説いた。荀子は人の性は惡であると聖世觀に基いて「禮」の必要を主張した。けれど兩者共に禮が王道の要素でありとする一點に至つては全く合致する。

第二章 王道（王者主權）の要素

王者主權とはどんなものか。王道の問題を研究するに當つて疑もなく第一の間であらねばならぬ。

王道主權とは眞の市民の道徳で、それは眞の紳士（大人）にふさはしいものを謂ふ。希臘の論議家プロタゴラスは人を以て物の尺度である、と斷定した。けれど王者主權の原則に従へば、眞の紳士（大人）が善と眞との標準である。眞の紳士とは、他の意味では聖人と謂はれる。獨り聖人のみが凡ての他の人に對して善を爲すことが出来、又同時に他人に由るべき例を示し得るものである。希臘の哲人ソクラテスは類としての人を以て物の標準だと考へた。それはどうでも王者主權の標準は希臘の哲學者のそれと比較してそれよりも高い。眞の市民の道徳を有する紳士が最適の主權であると云ふことは、他に餘り比を見ない教説ではないか（ジョン・カルピンの説く個人主權の教説は究極に於てはこれと一致するものである）。

王者主權の意味に於ける眞の紳士（聖人・大人）とはどんなものか。答へられねばならぬ間である。王者主權の意味に於ける眞の紳士は世に謂ふ英雄でもなく、世の常の勢力家でもない。素より普通の大きな技量の人でもない。それは崇高な直徳と徳とを體へた人である。周易の文言傳に、次の如く解説して居る。曰ふ、夫れ大人は天地と其の徳

を合はせ、日月と其の明を合はせ、四時と其の序を合はせ、鬼神と其の吉凶を合はす。天に先立ちて天は違はず。天に後れて天の時を導く。天すら且つ違はず。しかるを況んや人に於てをや。況んや鬼神に於てをや。と。周易に於ける大人即ち眞の紳士の説明は大人の價値を擧げることに行き過ぎてゐるかも知れぬ。けれど條辭上の擴大はあるとしても眞に大人（聖人）たる人が一切物の尺度であることを確信せしめられる。

周代に於て最も卓越した哲人老子は曰ふ。人は地に法り、地は天に法り、天は道に法り、道は自然に法る。と。註では道の解釋に於て人以外の或物が人の尺度であるべく信じられたように見える。そこにどんな解釋があるにかかはらず、王者主權の世界觀としての特徴は人類に對する尊敬を失はざる態度の中に自ら示される。中庸に曰ふ、大なる最聖人の道、洋洋乎として萬物を發育し、天に賦、極す。と。蓋し萬物は聖人に由りて意義を運び且つ聖人に由りて萬物は高められて來る。際涯なき宇宙に於てはそこに正も不正も見分け難い。一切は混沌である。一切は人類に無頓着である。厭世的思想家はこの事實を眺めて極度に失望するであらう。けれどこの事實そのものは王者主權の道を履む人々に取り人生に於ける希望の泉である。けにや聖人あるが爲めに混沌は天地の別となり、一切は人と融合する。

生物學者が見る人生は闘争場裡で、そこには弱者が常に強者の餌食と爲る。王者主權（王道）ではその世界觀は決して厭世的、機械的又は非人類的でない。聖人は道を履んで徳を修める。その修めた徳に由り彼れは王道の立場から世界觀に體系を立てる。それ故に彼れは一切の物を彼れ自身に於て創造する。而してわれ等の人類生活に最も適當する政治の方法を發明する。聖人は外方世界に對しそれに特別な意義を以て眞善美に現實その儘でない意義の世界を

創造する。王者主権は徳を新して怠らぬ聖人の創造である。聖人は徳を講して外方世界に感服する。而して位が聖人の徳を表すものであつた。けれど周以後に至りて徳を積んだ聖人にも政治上の位の當らないことは屢々あつた。位は爵かで動かぬものであるが、徳は不斷に向上發展する。その幅も廣い。この徳に適當する位は單に政治上の位に限り能はぬ。位と云ふことが政治上の場合に限らず、社會的のものとなる。世界的なものとなる。素王と云ふ見方があまねく受入れられる所以である。而して王者主権と云ふ言葉が政治上の主権に限るものでなく、徳を積んだ社會的自由人の占める地位と云ふ意義を有するのである。この徳ある者に、それに相應する位を適用するのは命と言はれる。それには時と云ふことも關係がある。人類團體の種類に因りては生と云ふことも亦關係がある。即ち徳・時・位・生・命を備へて王者主権の純粹なものであるが、徳・時・位の三者が偏れば政治的には王者主権とも王道とも謂はれたものである。そこで王者主権の世界觀を要約すると、主觀世界と客觀世界との間には緊密な關係があり、徳と位との間に、又人と宇宙との間に循環影響するものがあり、此れ等の物の間は分離し能はぬ緊密な關係に立つと云ふことになる。周易繫辭上傳に云ふ。言行は君子の權衡なり。權衡の發するは榮辱の主なり。言行は君子の天地を動かす所以なり。と。命とは宿命とか運命とかの意味でなく、神の命令と云ふ意味でもない。王者主権（王道）の用語で、命とは客觀行動の法則を意義的に究明したものである。客觀行動の法則は聖人の崇高な性質の中に存する徳を備へて備んだ果實である。けれどこの法則が聖人と外方世界とを結び付ける締め金である。この故に昔の聖人は命を畏れた。論語に曰ふ。君子に三つの畏あり、天命を畏れ、大人を

畏れ、聖人の言を畏る。小人は天命を知らずして畏れざるなり、大人に押れ、聖人の言を侮る。と。けれど命を畏るは絶望に非ず、厭世に非ずして實に是れ徳を積む動機を爲すものである。命の本來は知ばかりで之れを究極することとは出来ぬ。唯徳を修めて之れに融會し得るのみである。周易說卦傳に、理を窮め、性を盡し、以て命に至る。と曰はれたことは玩味すべきである。命に至ることは王者主権の最高潮である。故に王者主権の原則に對するわれ等の態度は冷智ではなく、熱誠でなければならぬ。學究的でなく、情感熱ゆるが如き活人でなければならぬ。政治に表はれて天下を風靡するは之れが爲めであり、言行に發して敵人を畏服せしむるは之れが爲めである。孔子が公伯寮から迫害の厄に遭へる時、公伯寮其れ命を如何とする。と言つたことはこの眞面目を發揮して居る。彼れが命を信じたことは直に聖人彼れ自らを信じたことと同一である。孟子は云ふ。天下の廣居に居り、天下の正位に立ち、天下の大道を行ふ。志を得れば民と之れに由り、志を得ざれば獨り其の道を行ふ。富貴も淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はず、此れを之れ大丈夫と謂ふ。と。茲に大丈夫と言へるは大人（聖人）の特質を述べたものである。王道は大人（聖人）の遺徳であり、大人は其の徳を以て命に至るものである。かくて天下をうる者は王者である。孟子は曰ふ。徳を以て仁を行ふ者は王たり。と。至言と謂はねばならぬ。荀子は曰ふ。禮を修むる者は王たり。と。これ亦同じ意味を示すものがある。大人（聖人）は天を禱する山頂に置かれた亦マキユリと比較し得べきか。彼れはその徳を以て人民を感字することを思ふ。彼れの崇高な性格から發する光輝は、恰も目が空高く照すに似て、卑き人民を彼れの前に跪かしめる。人民は彼れを仰視し得ぬであらう。且つ彼れの崇高にして又王者の如き徳は次の時代

に現はれ来るべき世界の他の大人に傳承されるであらう。

聖人は徳を修めた性格であるが、それは偉大な言葉で説き能はぬ。けれど中庸に於て、知仁勇の三は天下の徳徳なりと曰ふ諸徳は聖人の徳として基本的のものと言ひ得る。中庸に擧げた三徳はプラトンの政治論に於ける三徳を想はしめる。それは政治することの理想的様式に於ては備はらねばならぬものとされた。この等の諸徳が王道即ち王者主權と云ふことを全面的に包容するものではないが、聖人の政事には重要なもので、これ等の諸徳備はるところ、家に在りては孝悌を見、國に在りては禮の秩序を現はす。兄弟の友愛、親子の孝慈が充實し、聖人に由りて禮の規則が明かに立てられ、善き市民の生活標準と爲り、當代ばかりでなく、後世への生活形式とならば王者主權の最も高い域に達したものと考へてよからう。古代支那の文獻に據れば禮には質があり、文がある。或は質を守るに篤く、或は文を研すに重きを置く。時弊の匡救の爲めでもあらうが、禮の規則に損益が行はれた。けれど大小何れの社會に於て生活するにも、世を厭離するに非ざる限り、禮を全的に否定することは出来ぬ。王者主權の哲理を組織した形式は禮の本體の中に再現されて居る。政治が禮に適合する原則に従つて運営せられると云ふことは王者主權が完全な形式に於て實現されると言ふことになる、何となれば斯かる政治は禮治とも徳治とも云はれ、そこには威壓も強力も不必要であり、禮は絕對の中に動くからである。

上述の理由に依り禮は王者主權の重要な特色であるばかりでなく、その實現であり、兩者は表裏一體とも見るべきである。故にこの論文に於て余は支那古文獻に基いて禮の大要を説明しようと思ふ。

### 第三章 王者主權に於ける法としての禮

(A) 禮は王者主權に於ては正經で法そのものである

禮は夏商周の三代に亘りて人民生活に基本的な制度を形成した。而してそれは王者主權に於ける規則としては法そのものであり、平和と秩序とが之れに由りて維持せられた。それ故に禮は社會生活に於ける作法又は儀式の單純な形式に止まるもので無く、實際にこの上代の人民の間に於て法の效力を持つたと云ふも過言にあらず。吉・凶・尊・卑・嘉の五禮として傳へられるものは王者主權の政治に於て基本的な機能を達成する。最も古文獻に於ける禮に關する章句は近代の用語から考へれば、法もあり、立法もあり、これ等に關する論文もある。故に若しわれ等の研究に於て此の三代に亘りて禮に示された精神と觀念とを不注意にも否定することがあらば、上代支那に於ける法と立法との研究は失敗に歸するであらう。

古代支那に於ける平和と秩序との維持は禮に由りて確保された。威壓的強力の如きものはなく、人民が自ら進んで禮に従ふからであつた。實際が斯くあつたと云ふ以上は、王者主權の本體を包容する禮の精神と觀念とを把握するならば、王者主權の特色が理解せられるだらうと言ふも誇張でない。論語に、禮を知らざれば以て立つこと無きなり。と曰つて居る。禮を知らず、禮の徳を修めない者は王者政治に於て任職を得る資格を有しなかつた。禮の重要なことは孔聖が門人の教學に於て力を盡したところである。蓋し禮が王者政治に於て最も必要とされるからであつた。

(B) 禮の觀念は社會的分界發生の原則である

禮の中には實に作法上の規則及び日常生活上の行爲に對する標準を含むばかりで無く、人民の職能的地位を定めて社會の秩序を維持する效用がある。王者政治の下に成る社會の秩序と民主政治の下に成る秩序とは同一で無い。前者は差別的秩序と言ふべきもので本源を王者政治に發し、その後正しい意味の貴族政治に由りて維持されて來た。けれども差別的な水準に立つ人民の間に在りて秩序を爲すものは當然に民衆的であらねばならぬ。

アリストトールの説の如く、人は團結して生活するもの即ちゾーン・ポリチコンである。永遠の過去から人は社會的羣集生活を營んで來た。如何なる人種も民族も未だ曾て集團を形成しないものはない。王者主權は平和な世界的集團を形成することが究極の目的である。普天の下王土に非ざるは無く、率土の濱王臣に非ざるは無しと云ふことはその意味である。けれど強制では無く、來る者は拒まず、去る者は逐はずと云ふことである。國家間の障壁を超越する國際主義は實に王者主權の一の特色で、何人にも門戸は開かれて行くべきことを理想とする。集團内に在りて平和に生活し他人に迷惑を與けないものは絕對に強制されることもなく、抑壓されることもない。王者主權の支配の下にある人々は自己の分即ち責任の範圍に過する生を營むことになる。禮が十分に人民に對して效力ある規則であり、社會生活の標準であり、斯くて同一水準の人々の間には民衆的秩序が保たれ、人民の全部としては貴族的秩序が維持された。

けれど禮の眞價は民衆的のものよりも貴族的の秩序に存した。周代の封建制度に於ては、天子から庶人に至る迄禮

の規範に従ひ人倫の關係を忠實に法則付けた。それは實に獨裁政治と云ふよりも寧ろ自由政治であつた。それが爲めに集團の組織は收拾し難い程の不秩序に墜り落されたことは無い。故に禮は社會的差別の原由であり、禮に由りて社會の秩序が約束せられ適宜にして調和する秩序が集團に持續せられる。天子は最高の場所に座し、凡ての民は禮に従ふことに由りてそれ相當な地位を占める。

差別は禮の特徴であり、禮を厳正に守る者の中には天地の別を見るが如く社會的差等の秩序を嚴然と區別し得ると言はれる。周易繫辭上に、天地位を設けて易其の中に行はる。とある。これは禮記の樂記篇に、斯くの如ければ則ち禮は天地の別なり。とある文辭と相俎する。

孔子は邪說を抑へ、是非を明かにし、暴行を懲すことの必要に動かされ春秋を作つたと云ふことは眞實であつた。故に春秋は亂臣賊子に對する偉大な防壁と爲つた。此の書に依りて確立された道德上の原則は封建君主間には國際法の一種でもあつた。蓋しそれ等の人人は、この聖人から啓示された眞理に深い尊敬を拂ふべき原則を認め之れに従ふ外は無かつたのである。要約すれば春秋以後數國の諸族の間に國際法的の秩序が維持せられ、それ等の君主は禮に由りて行動したのである。若し禮が行はれなかつたならば、封建の君主等は彼れ等の領土を擴張する目的を以て兵力を行使したことであつたらう。

(C) 禮は秩序生活の標準である

疑も無く人は集團して生を營む。その集團を爲さしめることに付き人性に如何なる本能があるか。或哲學者は共存

を致する調和的本能にその理由を歸するもあろう。又或生物學者は、同種族に屬する者の間に在りては、相互の援助に由り比較的容易に食料を獲得する必然を、本能的に實現すると爲すもあろう。けれど余はこの問題に就き結論を下すことは早急に失すると思ふ。何故に人類が斯かる本能又は性質を有するかの問題は暫くは答へ得べきでない。

人性の問題に就いては王者主權の哲學者間にも意見は岐かれて居る。孟子に屬する學者は人性に付き樂觀的の見解を持し、人性は善であると説く。之れに反して荀子に屬する學者は悲觀的の見解を懷き人性は本と惡でありとする。けれど王者主權の哲學は孟子の學派に重きを置く。孟子は人には善心の共通することを考へ、人類の本性は敬天愛人の道に歸むところの徳に見出し、荀子は道徳の原則を意識するところなき人間生活に没頭する俗惡者に人の性を見出した。孟子に據れば、性格に多くの道徳的缺陷を有する普通人も、若し本性中に生得された眞實にして且つ純粹な人たるの特質を發揮すれば必ず賢聖と爲り得ると云ふのである。之れに反して荀子は普通人の現實の俗生活の思辨から發見してその性惡説を理論付けた。彼れが人類の道徳的性質の研究を今一歩深く進めたりせば、彼れもその眞の本體を掴むことに成功して、孟子と合致し得たであらう。それ故に彼れの學説は王者主權の要義を説明する爲めには不完全であることが明かである。最も彼れは聖人と謂はれる超越的な高い徳を有する師表を認めることには失敗したかつた。而して彼れは人性を汚める爲めに師を尊ぶことを普通人に教へた。この點に於て彼れも亦王者主權の學者であつたと言ひ得る。

人たるの持前の本性は孟子に由りて義なるものとせられるところであり、俗世界の汚濁な現實は荀子の道徳的思辨の主題であつた。孟子の確信では人は素より道徳的存在であり、その儘にして干渉することがなければ完全に禮と適合する行動が出来る。彼れは恰もそれが水の下に沈れるが如きものと考へた。之れに反して荀子は人が狡猾であり、その貪慾は限り無く、禮に従つて行動するように教へられなければ社會的秩序は決して保ち得ないとの見解であつた。彼れの人倫に関する解釋は實に著しく孟子と反對する。孟子は仁・義・智・禮の徳が人性に賦與せられてあると考へた。實際に、廣義の禮の本質には他の諸徳が含まれる。それ故に義と禮とが要素と爲つて居る政治は禮のみに基礎付けられた政治と見ても過言では無い。

孟子は凡ての民に共通の人倫を認めたことに於て荀子よりも卓見である。彼れより先きに孔夫子は性相近し習相遠しと曰はれた。人性は禮の原則に反するもので無いと云ふことが孔孟の見解であつたとも言ふべく、且つ兩者は禮の徳が王者主權の基本的原則であると考へた。論語に、政を爲すに徳を以てすれば北反そのところに居て衆星之れにむかふが如し、と曰はれて居る。

法律と道徳との問題を研究するに當り汚濁な現實に執着せねばならぬとせば、極度の貪慾に逐はれ禮の普通の形式に由る制約の下に置き能はざる人民に對し善く治める目的を以ての基本法として禮を確立することを必要としなさい。禮は政治の最上の方法であることを認認する爲めにも、又善惡の錯雜せる集團内に社會的秩序を維持する爲めにも普通人に置かるべき最上の制約である。禮は人類に共通の本性であるから治者被治者共に禮に準據することになる。治者被治者共に凡て禮に準據することになるが故に、禮は當然に凡てに依りて認められる絶対の權威を得べきこと



王道と霸道との比較研究  
とが論理的に結論され得るのである。

(D) 禮は個人間に於ける差別の標準である

個人間に差別を定める傾向を示す禮の徳は殊に政治上重要な意味を有する。徳を最高度に轉し、個人間に差別を明かにすることは禮の屬性である。王侯は王侯であるが故にその特權を有するのでは無く、能力が王者政治に於ける凡ての榮譽の質であるとの語もあるが、徳は凡ての榮譽の唯一の體であると言はねばならぬ。人の性は相近いものであり得べきも、各個人が達し得べき徳の程度には相違がある。禮に於ては人々の間に斯かる徳の程度の相違のある爲めに彼れ等の間に差別を生ぜしめる。王者政治即ち禮治の下に在る人民は純正に其の生を樂み得ると云ふことを十分に理解するならば、王者政治に於ける貴族的部面を否定すべきであるまい。

或る人々はその運命に満足して不平の無い生活を送り得るであろう。けれど此の毎日の生業を營む人生には新練の多きことよ。従つて人生の煩累に病む者が少くはなからう。けれど禮治の下に在りては、此れ等の不幸の人民も絶望に陥ることなく、又塵世に傾くこともないであろう。

禮治の下に於て禍福の興へる中に樂んで日常を送る人民の平和の情操は詩經に能く描寫されて居る。

(1)

蟋蟀堂に在り。歲事に其れ莫れん。今我れ樂まざれば。日月其れ除らん。

已大だ康むこと無れ。職として其の居を思へ。樂を好んで荒さむこと無れ。良士豐稔たり。

(2)

蟋蟀堂に在り。歲事に其れ過かん。今我れ樂まざれば。日月其れ過かん。

已大だ康むこと無れ。職として其の外を思へ。樂みを好んで荒さむこと無れ。良士豐稔たり。

(3)

蟋蟀堂に在り。役車其れ休まん。今我れ樂まざれば。日月其れ愴せん。

已大だ康むこと無れ。職として其の憂を思へ。樂みを好んで荒さむこと無れ。良士休休たり。

かかる平和の情操を懷き、各人は幸福であらうと不幸であらうと禮治の下に在りて、その分に適する生活に満足する。家に在りては父子親み長幼和く、孝悌の任務を盡しつづ家の間に生ずる平和は究極するところ全集團の平和を成すのである。

婚禮は新郎新婦の姓を興にする兩家が好しみを合せ、上は以て宗廟に事へ、下は以て後の子孫に繼ごうとする莊重な禮であつた。

周代の封建は個人間に差別を定める標準であることを不十分も著しい例である。前述した如く王者主權の政治に於て徳は榮譽と尊嚴とに値する地位に在る唯一の體である。それ故に人民の間に徳の度の等差があるだけ多くの社會的分能が越るべきことは當然である。榮譽と地位とは徳を齎した人々のその徳の度に應ずべきものである。周禮に、賢を以て爵を嗣す。則ち民徳を風む。と云ふことがある。封建は世襲制度なるが故に、王者政治の重要な原則に

適合するか否かに關しては議論無きに非ず。徳に値せざる者が祖先の功徳に由りて封ぜられた位を享けしむる嫌なきに非ざれど、王者政治の建設に當り王者の爲めに功を建て徳に基きて得たる王者の信望に大きな何物かを加へた者が領土を與へられて諸侯に封ぜられることは不合理で無い。殊に古代支那では賢者の子孫類ね賢多しとする信念は一般に支持された。易文言に曰ふ、執善の家には必ず餘慶あり。と。徳と賢との遺傳を可能なりとする信念から見て、周代の封建は王者政治のその時代の合理的所生であつたと謂はねばならぬ。

要約すれば禮は王者政治に於て社會並に家庭に行はれた差別的標準であり、君臣の間に正義、父子の間に孝慈、尊卑の間に訓和せる協力の關係が反映される。長幼の間に和と序との行はれることは言ふ迄も無い。

(E) 禮は不易の法で人民凡てに適用される

天子から庶人に至る迄新たに制定された禮に従つて行動する爲めに、禮の精神を十分に理解せねばならぬことは、大きな成果を有する事と考へられた。

この理由から新たな禮法の規則を公布する爲めには、揭示版が十日に亘りて宮城の門に掲げられた。揭示版には規則の文も象も存したらしい。けれどもその象が如何なるものであつたかは今日これを確認し難い。が、その掲げた計畫の實際の目的は疑ふ餘地は無い。人民に開ぬく禮の規則と義務とを熟知せしめる爲めである。

揭示版に書かれた格率又は規則は單に人民の格率の唯一部分を寫すに過ぎないことは言ふを必要としない。

禮が人民凡てに對する法律であつたことは、支那古典に於て此の禮と云ふ徳を載せた多くの章句から、容易に證明される。かくも禮を人民凡てに適用した理由に就ては、讀者が周代に於ける規則と云ふものが政府の間に合せ政策で無く、道德の原則の能く確立され且つ明りに改變せられざるもので必然に不易の價值を有するものであつた事實を考へるならば、それは直に理解されるであらう。

#### 第四章 王者政治に於ける刑法

(1) 刑は禮治(王者政治)に於ては權道で補助的のものである

王道(王者主權)の政治は凡て徳に由る政治である。徳を行ふことが最上のものであり、政治の最善の方法であるとされた。王者主權は文中子では帝國に當る。この政治では刑罰は單に補助的に用ゐられ得るに過ぎぬ。政治の定まつた指導原則は人民を禮に依らしめることであつた。故に刑罰の規則は絕對避け難い場合に限り用ゐられた。如何にして集團に平和と秩序を維持するかの問題は政治を行ふ者に取り最も苦心の存した事實は疑ふ餘地が無い。けれども王者政治に於てはこの困難な問題を解決する鍵は徳を行ふことであつた。王者主權では原則として平和と秩序を維持する爲めに別に方便又は方法を用ゐると云ふので無く、徳を以て人民を導く努力を惜まず、徳の有効な感化に一任した。王者政治では實に王者の政が全幅の成功を収めることは當然と見られた。故に騒動の起ることを豫想して之れを彈壓する方便を工夫する勞を取らぬ。論語に孔子と季康子との答問が載せてゐる。季康子が政を問ひ、如し無道を殺し以て有道に就かば何如、と答へるに對し、孔夫子は、子政を爲すに、焉んぞ殺を用ゐん。子嘗を欲して、民善なり

矣。君子の徳は風なり。小人の徳は草なり。草土の風必ず靡す。と答へて居る。又尙書の康誥には、惟れ乃ちの丕に顯かなる考文王、克く徳を明にし嗣を佩む、とある。これ等の感嘆すべき語に從へば王者政治を行ふ重なる教理は幸福且つ平和な生活に人民を導く爲めには、彼れ等の徳を充實することに存したことが十分に示されて居る。王者政治に於ては治を知て亂を見ない。それ故に、刑は刑無きに期し、民は中に協ふ、と言はれてゐる。是れ實に王者政治に於ける治民の眞の精神を啓示した文辭である。

然らば王者政治に於ては全く刑罰を用ひざりしか。否事實に於ては用ひた例が少くは無かつた。けれど刑罰を用ひることは絶対避け難い場合に限定されたことは著しい。

實に徳と人民との關係は長堤に湛へられた水中の波紋に比すべきである。徳は恰も水中の波紋の如くで、甚に大きな波紋があれば、その傳達するところは必ず長く且つ濶い。徳教を受けて良化せぬものは無い、良化せぬとすれば、それは人としての誇を有しない。徳を見て感服しないものは無い、感服しないとすれば、それは人としての資を有しない。若し徳教に移らず善政に感じない者があらば、自ら亡滅を來すべきもので、この人類世界に於て存在する特權も權利も無いものである。人類は道德の支配を受けて始めて生存し得るものである。自由と謂ふも道德世界に於ての外は實に無意味と無る。獨り大人が深く此の事實を確證する。それ故に彼れ等は人民を導く努力を惜まず、禮を制して之れを教へ、樂を用ひて之れを和し以て善惡誠偽の道德的原則を明にする。有名な孔子派の宋の哲學者朱子は曰ふ。聖人の治は、徳を以て此民の本と爲す。而して刑は特に以て其の及ばざる所を輔くるのみ。と。

(2) 刑は犯罪を對象として人を對象としない

禮治は人を重んずるが罪は許さない。刑を設けることは罪に對するもので、人に對するものでない。故にその罪を惡むが、その人を惡むと云ふことではない。人は之れを教へて悔い改めしめることが出来る。罪は之れを恩惠又は善行に轉換することは出来る。罪は人の意思から行はれる。而して十分なる意思決定に出たものと判斷し得ねばならぬ。けれど罪はその罪を犯した人から離れて考へられたもので、刑罰法は罪に對して立法せられ、人は唯罪を荷ふものと見られたのである。

王道家の觀る人は道德的人格であり至誠の境至善の域に在るを理想とする。かかる人には常に自由があり、又自己に於て世界を創造し得る。かかる人は普通生民の日常行動に就いて能くその人の善を揚げ惡を遏めようと思して、禮を制し刑を設けたのである。

罪の外形に表はれざる間は之れを問ふことは無い。けれど意思決定と爲りて外部の行爲に表はれたときは、之れを裁判し、罪を認めるときは、適當な刑罰を與へねばならぬ。

このように人を重んずるの結果は、審理方法に於ても慎重細心無罪の人を罰しないと期したことが、容易に想像される。尙書に、欽め殺、惟れ刑を之れ惟ふる哉、と曰ひ、又、其の不幸（無罪者）を殺んよりは、寧ろ不經に失せよ、と曰つて居る。王者主權の政治に於ける主たる刑罰上の原則は、人民を重んじ刑の適用に細心の注意を拂ひ、何が善であり何が惡であるかを教へたものである。王道家の見解では、集團は道德的存在者の社會的聚落である。それ

故に罪と云ふことが人類の本任に生得のものと考えられるのではなく、罪は人民が十分に自分等の徳を磨くことから甚だしく遠ざかつて居る事實に起因するものと信じて居る。かかる場合であるから王道では罪の原因に關して自由意思の學說又は決定論の學說に就き論議を重ねる必要は無いであらう。

刑は罪人に對するものでなく犯罪に對して立法されたるが爲めに、犯された罪を贖ふことに由り罪の責任を罪人から解除し得べきものと信じられた。贖罪即ち罪を罪人から分離し得べく又は分離し得べきものとして取扱ふことは極めて古くから容認された。もし罪が罪人から移し得べからずとすれば、贖罪を考へることは出来ぬ。王道では贖罪を許す場合は二箇を認め得る。その一は罪を犯した人がその違法的行為を悔い改め道徳的生活を送らうと決意したときは、彼れの罪は贖はれたものと考へられる。この場合に於ては、彼れが行つた罪に對する責任のみが残る。彼れが罪を悔い改め集團の利益の爲めに最善を盡す目的を以て新たな生面を開くことを決意し已に善良と爲つた場合は、彼れの責任は贖はれたと感し得るであらう。

何人が罪を犯したかが疑しい場合には、贖罪制度に從つて容疑者は罰せられることは無いであらう。疑しき風評の人が罪を犯したと假定される場合に、その人の行狀如何に依つては之れを罰するも差支は無かる。けれど後年周代に於ては、罪の疑しき場合に罰金を許し、決定的に容疑者の名譽に汚點を與へぬことにした。これも亦一種の贖罪と見ることが出来る。

(3) 刑は周知法の原則を以て適用する

統治に刑無存せしや否やに就いては眞面目な議論が行はれた。或學者は禮の綱目が法としての效力を有し、禮に反したる者を罰する目的を以て刑典を制定したことは無いと主張する。事實は何れに決するも、もし刑典が存せりとせば、それは周知の原則に從つて凡ての人民に適用された。周禮によれば、正月の朔日、改造に當り一種の刑典とも云ふべきものが邦國の都鄙に公布された。刑象が十日間宮城の門に掲げられた。象刑に付いては諸學者の解釋は異々であるが、人民の生活に關する規則を公布し周知せしむるの方便として用ゐられたことは疑ふべくもあらぬ。それは主權者が人民に徳を教ふる眞率に出でたもので、政治上の權威に由りて人民に命令し又は強制する爲めに考案されたもので無い。

結 論

王道に就いて新言ふべきことは多く残るが、その論歩を進める餘裕のないことは遺憾である。終に臨み王者主權の下に住む人民は恰も富士の山巔に登りて巔かな朝日に浴する實狀に在る。下界は薄く霞に包まれて丘陵峯巒ながら蓬萊の如くで、湖水は幽遠困難の趣を湛へて秀澄山嵐に點在する。大空は高く廣く翅を振つてゐる。萬民は猶白衣の登山者の如く哲道徳と人倫に生き、日に六根清淨を唱へて其の歩みを運ぶに敬の誠を盡してゐる。民の教化し得べきを思ふことは當然であらねばならぬ。これ禮治を以て王道の正經とする所以である。けれど不逞の徒は往々にして禮治の下に在る集團の平和を紊し秩序を破り聖人の言を侮る。敬無く誠無く信無く義

無く、之れを教へても徳に化することは出来ぬ。此れ等の人に對して刑が王道を輔ける方便と爲る。例へば雷電中空に轟いて陰雲を散らすが如きものである。周易では刑罰が雷電に象徴せられる。易に雷電は噬嗑。先王以て罰を明にして法をととなふ。とある。この事實は支那古典に依りて政治の研究を爲す者に對し特別の注意を喚起する。

## 第二篇 覇道と其の法に就いて

東洋政治に最高理想があり、それは正しく大人(聖人)の徳から結晶したと言ふことが出来よう。聖人の徳は人類の生活に於ては明かに指導の原理たることを證し、且つそれは斷えざる泉の如く常に更新して枯渴することが無い。實に大人の徳は知、仁、勇を備へた性格の精神的發揚である。知、仁、勇は中庸の書に説かれるが如く眞に天下の達徳と云へる。大人と云ふも素より人であり、その徳の故に人に勝れたものに外ならぬ。唯これらの三徳が大人の徳の一般観念を得る助けと爲り、人に向上を教へる。大人は多くの丘陵の上に聳ゆる高山に比すべく、又多くの水澗を果めて溢るる大川に喻ふべきものであらう。彼れを英傑と呼ぶべきか。否、斷じてその目標の外にある。然らば彼れは天才なるか。否らず。天才と大人との間には包容力と文質兼備とに關し同一でない。殊に大人が世界人類の幸福の爲めに激ぐ同情に至りては廣く相違がある。彼れは比較を越える。然かも彼れは孟子の言へるが如く赤子の心を失はないものである。大人の徳が自然に形成した政治は王者主權と呼ばれるものである。堯、舜、禹、湯、文王、武王の政治は王者政治の善き例である。周公旦と孔夫子とは王者主權を最高點に迄發達せしめ、殊に後者に至りては王者

主權の精神を後世に傳ふることに於て輝き渡りて成功した。それ故に此等の諸人格が「セイトレッドマン」と稱へられるが、通常その語の解釋から言はれる「セージ」と稱へ異つて居ることに注意を拂はねばならぬ。聖人とはその語の眞の意味に於ては高き知と美しき情と強き意とを調和的に具備する人倫の最高の姿である。彼は決して小説的又は想像的人格では無い。現代に傳へられる文獻は聖人と稱へられる人々が、現實に此の世界に存在することの十分な證據を與へる。

王道はその當初に於ては平和を築む民族の間に行はれた政治の様式であつた。殷から周に至りては美しく高き文化の淵源に展開した。人民の間に禮、樂、文、藝、詩が行はれて平和と秩序とは實にそれが爲めに維持された。周の封建に於て政治的社會の骨柱となつたものは諸侯、卿、大夫、士の四階級であつた。その上に在りて治めた天子は主權者であつた。普通人民にして、王者主權の位を受け得ることも當然の事情であつたから、當初の社會組織は印度の階級制度と同一では無かつた。階級の區別に拘はらず、賢人は尊敬せられ若者は養護せられた。政治の指導原則は被治者の爲めに安全と平和とを保障し、人民に同情し教化することであつた。王者政治の黄金時代は小説的のもの又は古典主義の馬鹿げた舞見から創作されたものと受取るべきでは無い。斯かる進歩した政治が成功して行はれた舞かしい幸福な時代はたしかに認められる。けれど周代の政治に至りては遂に一切は流轉すると云ふ世相に例外たり能はなかつた。新たな情況に對應する爲めに自ら變革する必要に當面した。年月の経過と共に領内の人口は増加して、或は他民族と境壤を接するに至つた。周代文明の二、三世紀の後には、國家間の軋轉及び他の新らしい現象が政治家の經驗に

入つて来た。経済上の状態が平和に王者主権の要綱を築んだ人民の日常生活を脅威して来た。王者の治下に秩序生活を進行せしめた時代は今や民を使ふに時を以てする愛民政治を不能ならしめる實情に困惑を起さねばならなかつた。文化の影響は強靱した。樂と詩と禮とは衰微した。周の衰世に於ける青年は社會的秩序の重要なことを顧みず、荒み始めた。高德の人は在つたとしても世を厭つて多くは山林に隱栖する。賢者の子孫は既に賢者として證明し得なかつた。斯くて王者政治は新たな出發をする外は無かつた。王者主権の精神として性情の美を表現し、天下を風化した詩は作らなくなつた。それは孟子が曰へる如く、「王者の夢をみて而して詩亡ぶ。詩亡びて、然る後春秋作ることであつたと思はれる。周室衰へて王者政治は衰へず、此の時に當り封建諸侯の中から有力な政治家の前面に表はれる者も出来た。彼等は王者主権の原則を實行する高い徳には缺けて居た。けれど彼等は王者政治の様式を繼續することは出来なかつたが、平和と秩序とを維持する義務を擔ふことの能力を有した。彼等は王者の包容力が無く且つ王者の位に起たなかつた。彼等は徳の風化に由る政治に成功し得なかりしが爲めに、これに代へて人民の心を得るに努めた。彼等は人民が如何なる方向に進む傾向に在るかを發見し又は人民の願望は何處にあるかを探り、斯くて彼等を満足せしめる方便を求めた。此れ等の目的を達する爲めに治者は事態の變遷に應じて適宜な處置を採るべき十分な能力を稟賦されて居り、時の進展に従ひ覇道として發達した大きな幾多の政治原則を確立した。之れが爲めに王者の徳又は王者の包容力を備へては居なかつたが、人民の心を收攬するに成功したのである。畢竟、覇道は徳に沿うて泳ぐことを求める如き適當な水路に公生活を指導したので無い。覇道は徳の風化に由り治めることを望む高き政治理想から離れては居るが、人民多數の現實生活には寧ろ接近すると言ひ得る。王者政治の究極の目的は政治に對して暴虐的の信頼を得ることであり、覇道政治はその領土内に住む人民を良く治めることを先づその目的とする。政治理想の觀點からは王者政治は遙かに大きく且つより高い。けれど人類社會の進化と共に變化する状態の故に覇道政治に譲らねばならなくなつた。謂はば覇道政治は事實主権の基礎に立てられた。

周代に於ける覇道

周室の衰微は前章に述べたように、王者政治の衰退を標示した。封建諸侯の權勢は増大し人民の生活は複雑多端となり王道の聖君に由りて創設された禮法並に公徳の高き典憲は、社會の新らしき生活に於て現實に適用する爲めには餘りに高尚に且つ餘りに深遠であつた。術學者及び詭辯者に過ぎない學徒は基礎的に原則を否定した。而して語言や文字上の些細なことや、空談や、無用の穿「さく」に没頭した。哲人老子は當時の學者の傾向を深く厭ひ、衆を絶ち、智を棄つれば民利は百倍すと曰つて居る。更に進んで又、學を絶てば憂無しと曰ふのであつた。然かも老子としては他の學者や思想家と離れ、全く獨立して、道と云ふ大きな形而上的哲學の大系を立て、道徳法の要義を例證した。

孔夫子（西紀前五五一—四七九）は衰周に生存した最も優れた聖人である。史記の傳へる所に據れば、彼は魯の大司寇と爲つた。齊と魯との夾谷の會議に於て彼は魯を代表した使臣であり齊から魯の失地を取り還いた。彼れは決して人生の實務を忽しなかつた。禮治を進める爲めに全力を盡し、天下を周遊して封建の諸侯に政を問はれる

ことも多かつた。同時に彼の眞の使命は経籍の本質を述べ又は測定して聖人の學を明かにするに在つたことが想像される。此れ等の経籍は王者主權の精神並に禮法を後代に傳へるに最も適した文獻である。彼の門に學ぶ者三千人、その中七十有弟子は六藝（禮、樂、射、御、書、數）に達したと言はれた。晩年にして易を讀み亦編纂した絶つたと云ふことが司馬遷の史記に書かれて居る。論語には、我れに數年を加す。五十以て易を學ぶ以て大過無かるべしとある。（この章は後世の研究家に幾多の問題を投げ居るが孔子と易との關係を確實に示したことは疑ない。）

孔子が詩書を測定して後世を啓くことに満足せられたとする前に、幾千度び精讀されたことであろう。熱意と信念とを以て三代の禮を追述し又史記に因り春秋を作りて王道の大法を傳ふ。後世の篤き信賴あるは之れが爲めである。それ故に東洋の文化を研究しようと求める者は此の寶庫に入らねばならぬ。けれど周の衰世に當り王者主權の原則に従ふ孔子の政治の經驗を實現する機會を彼れに與へなかつたことは眞に恨事であらねばならぬ。

孔子が後約五世（一世は略と三十年）の頃に至り、公けの道義は墮落し公けの情操は輕佻と爲り、封建の諸侯は萬國強兵に目もこれ足らずであつた。此の時に當り孟子は、人性の善なることや猶水の下に就くが如きなり。人に善ならざる有ること無し。水に下らざる有る無し。と説けるものであつた。即ち彼れは性善の大論を掲げて登々天下に見えた者であつた。彼れは大膽に王者主權の原則を述べ、當時に流行せる諸辯の徒を遺す所無く擊破した。この時代に於ては王者主權の原則は實際政治とは遙かに離れて居た。けれど孟子は絶対に性善を唱へ孔子は論語に於て、十室の邑忠信丘が如き者あり、と曰へるに類れば、忠信は猶當時の社會生活の濁水の中に在りても底流を爲せることを安んじて結論することが出来る。

心じて結論することが出来る。

荀子は孟子と正反對に人性は惡であると説いた。けれど彼れは一般人民と高官の現實を觀察して論議としたらしい。彼れの確信は人性の惡であるが故に人民を教へる制度として禮樂を必要とするにあつた。王道が霸道に墮落する事實は荀子の所説が流行したことからも説明し得る。

孟子の如き深遠に思考する所が無かつたとしても、荀子も畢竟思想の徒であつた。周代を大觀して孔子は最も聖人の稱に適し、老子は哲人と評するが公平であらう。

問題に立ち返りて、茲に管仲に就いて語る所が無ければならぬ。彼れは前述の偉人の生れない前既に霸道の政策を實行した。

周の莊王の十二年は齊の桓公（西紀前六八五）の元年である。周の天下は封建諸侯の一である齊の國が霸道政治を始めて實現したと歴史家が傳へる如く漸くその光を遮ぎられることに爲つた。謂ふ迄も無く齊の桓公は周代に於ける封建諸侯の中に在りて最初の事實主權であつた。彼れは管仲又は管夷吾の輔導に由りて霸道政治を行ふことに成功した。それ故に管仲は霸道政治の原則を完備して、實行した最初の政治家たる榮譽を與へてよからう。

傳説に依れば周代に五霸が現はれた。齊の桓公、晉の文公、秦の穆公、宋の襄公、楚の莊王である。けれど荀子は吳王の闔閭を楚の莊王に代へて居る。五霸の中では、何と言つても、齊の桓公が最も有力であつた。彼れは管仲を相として外交並に行政に施設する所が多く齊の地位を高めたことは著しい。史記に據れば、管仲既に政に任じ、區々の

齊を以て海濱に在り、貨を過じ財を積み、國を富し兵を強くし、俗と好惡を同じくした。當時の諸侯は齊に歸するに至つた。管仲の言は公室に擬し、三歸反坩が有つた。けれど齊人は以て修りとなさなかつた。とある。齊國が管仲の死後に於ても其の政に遷つたと云ふことは全く道理あることと云へる。

次の問題は覇道政治の起源は何時頃であるかを決定することである。それは實に難問題である。周以前に覇道政治が行はれたかを證する文獻が乏しい。周以後に於ては現代に傳へられた文獻に由り如何にして證れに依つて覇道政治が行はれたかを確めることは容易である。春秋左氏傳成公二年の條に次の如き文章が讀まれる。先王に反すれば則ち不義なり。何を以て盟主と爲さん。其れ管實に關くるあり。四王の王たるや、徳も樹てて同じく欲するを濟す。五伯の覇たるや、勳めて之れを撫す。以て王命に投ず。と。斯かる論議から見ると左氏傳に記述された五伯の中或者は周以前に存在したものと結論するが安全である。東漢の學者班固の白虎通には、夏に昆吾氏、殷に大彭氏及び豷章氏があり、周に至りて齊の桓公、晉の文公が五伯として擧げられて居る。若し夏の時代に昆吾氏が居り覇者であつたとすれば、夏の桀王禹に由りて創立された王者主權の衰微せる爲め覇道政治が行はれたものであつた。之れを何れにするも夏殷の時代に覇道政治を行ふ君主が存在したと云ふことは正しい。

けれどこの問題に適當せる解答を與ふことは比較的實際政治の様式を研究する専門の學者又は歴史家に待たねばならぬ。その覇道政治に於ける主たる精神は管仲が思慮し且つ實行した所に稽へて十分である。白虎通には、夏殷周に於ける政治の精神であつた王道の衰微に由り五伯が起り王道政治家の遺した政治の形式を維持すること

を欲した。同時に他の諸侯を帥ひて、天子に朝貢せしめ臣民の關係を明かにすることに務めた。又外には蠻民を服せしめ内には社會狀態を改善し進んで前聖の偉業を回復するに努力した。此功績に依り霸王と稱せられたものである。と云ふが如き意味がある。此れ等の説明は周時代に於ける覇道政治の一般觀念を與ふるに十分である。

### 覇道政治の精髄

前章に説明した如く管仲の覇道の原則を發揚したことは疑ふ餘地が無い。之れを廣い歴史的事實として眞なりと認めて、次の疑問は如何なる文獻が管仲の思想、觀念を適當に傳へるかに在る。管仲の書は通説では管仲が書いたと言はれるが、そこには問題がある。けれど管仲の書がこの大きな政治家の思想、觀念を傳へたものであることは指を措くに足るのである。それ故に東洋政治の研究者に取りて管仲は覇道の精神を究める鍵であると言へよう。

管仲の牧民の四經に於ては次の如く述べて居る。「政の興る所は、民心に順ふに在り。政の廢する所は、民心に違ふに在り。民は憂勞を惡みて、我れ之れを佚樂にす。民は貧賤を惡みて、我れ之れを富貴にす。民は危險を惡みて、我れ之れを存し安かにす。民は滅絶を惡みて、我れ之れを生育す。能く之れを佚樂にすれば則ち民之れが憂勞をなす。能く之れを富貴にすれば、則ち民之れが貧賤を爲す。能く之れを存し安かにすれば、則ち民之れが危險を爲す。能く之れを生育すれば、則ち民之れが滅絶を爲す。故に刑罰も以て其の意を投れしむるに足らず。殺戮も以て其の心を服せしむるに足らず。故に禮節は繁くして意恐れされば、即ち令は行はれず。殺戮衆くして心服せされば、即ち上位危



し。故に其の四敵に従へば、即ち逆者も自ら親む。其の四惡を行へば、即ち近者も之れに叛く。故に予ふるの取るたるを知るは政の實なり。と。是れは一面に於て霸王の地位を維持すると共に、他面に於て人民に平和と安らかな生活の保障を與へる覇道政治の原理とも言へる。

韓の貴公子に韓非子があつた。彼れは西紀前二百三十五年頃の有力な政論家であつた。覇道研究家に依りては、韓非の所説に於て覇道を説明する大きな價值があると爲す者もある。けれど貴公子の思想家と管仲との間には三百年有餘の年代の隔たりがあるが、彼れ等研究家の言は馬の前に車を繋ぐ義を免れないであろう。且つ韓非子は東方のマキヤヴェリイとも言ふべきで、韓非の時代では理想主義は全く滅び、論者は強者の餌食と爲り、一切は虚偽假面の世相であつたからである。戰國諸國家が遂に統一せられた前に、一國家の運命の變遷は一時繁榮を誇つた國家が、後にその所領國家の一に依りて消滅せられたるが如き運命であつた。今日は一の國家に、聖日は他の國家に屬するものであつた。韓非は斯かる時機に生活した爲めに、マキヤヴェリイ式の意見がある。哲學者ホエフチングが其の名著近世哲學史に於てマキヤヴェリイを批評した所は或る程度迄之れを韓非に移すことが出来る。彼れは曰ふ、彼れ(マキヤヴェリイ)は多くの現實家の如く事變の表面に現實を求めようとして却つて之れを失つた。(一巻二四頁)と、實に此の兩政治思想家の間に共通點があり興味ある比較が試みられると思ふ。けれどその比較は適當な學者に任せて、余は韓非の思想の簡單な批判に止めようと思ふ。韓非子の袁劫獄臣に曰ふ、夫れ嚴刑重罰は、民の惡む所なり。而して國の治まる所以なり。百姓を哀憐し、刑罰を軽くするは、民の喜ぶ所にして、而して國の危き所以なり。衆人法國を

爲す者、必ず世に迷ひ、而して道徳に順ふ。註には恰も民心に迷ひ道徳に順ふを以て治國の良術と爲して居る。彼れは之れを道徳と稱する。一見すれば覇道を論えて王道と其の旨を契合せしめるに似て居る。けれど彼れの道徳とは聖王のそれと大に趣を異にする。彼れは又解老の辭を爲し文字に於て老子の意を得た外觀はあるが、其の精神に至りては千里を距つるものがある。故に彼れの道徳は老子の道徳とも相同じきものでない。道徳とは法術である。而して其の法とは嚴刑重罰である。其の術とは任官設臣である。韓非の時代に於て、人は快辯を好んで事の不正なりと否とを顧みる所が無かつた。公孫龍、蘇秦、張儀の如き輩譎辭萬言を弄して天下を欺罔し大道滅びて道徳の標準政治の方針は聖人に就いて之れを求めることが出来なかつた。管子の如く政治を民心に基け得ない實情であつた。當時の腐敗した社會に生滅する事變の表面に現實を求めたが、勿論現實を捉へ得なかつた。それ故に韓非の説は覇道政治に關しても正論を得たものでないと言ふことが正しい。

管子の書は已に述べた如く管仲に出たものと言はれるが、覇道政治の精神を理解する知的手引である。版法解に曰ふ。治の本二あり。一に曰く人。二に曰く事。人は必ず用ひられんことを欲し、事は必ず工みならんことを欲す。人に逆順あり。事に稱量あり。(中略)故に曰く、人を取るに已れを以てす。(中略)人を取るに已れを以てすとは、恕を度りて行ふなり。恕を度るとは、之れを己れに度るなり。己れの安んぜざる所は、人に施す勿れ。と。この文章の中に管仲の守つた覇道精神が存する。

覇道政治は人類の集團生活に於て示された人類の心を基礎とするが故に、己れの安んぜざる所は、人に施す勿れ、

第二篇 覇道と其の法に就いて

三五

と云ふことが基礎的原則である。一の集團に属する凡ての集團員は群集生活を営む爲めに多く共通する所が無ければならぬ。民心とは塵と管子に説かれるが、希臘のソクラテスが萬物の標準であると考へた類としての人である。素より彼等の區別に重きを置かぬ。最も直接なる自己を以て萬物の標準とする。それ故に霸道政治を正當に解釋する場合に於ては、「仁」と「信」とが當然に霸道政治の要なる元素であることが説明されるであらう。

霸道の原則が外形に表はれて人を支配するものは法度と稱せられる。それは管子に述べる所の法儀と意味は相同じきものである。法度又は法儀を直譯して權威的法又は權威的規則とそれぞれ言ふが、それは實際には、英語に於て「法」と言ふもの以上の意味は無い。管子に於ける説明では、霸道の法に由りてのみ君主は天下を制し、姦邪を禁じ海内を牧領して宗廟に奉ずることが出来る。

法度は要素としては私意即ち利己主義に反對する基礎に立つが故に、人民が法度に従へば國は治まり人民が私意に従へば必ず國は亂れる。明主には法度の制がある。故に群臣は皆方正の治に出でて敢て姦を爲さぬ。百姓は主が法を以て事に従ふことを知る。故に吏の使ふ所は、法があれば則ち民之れに従ひ、法が無ければ則ち止む。民は法を以て吏と相距ぎ、下は法を以て上と事に従ふ。それ故に詐僞の人も其の主を欺くを得ず。賊斯の人も其の賊心を用ゐるを得ず。論議の人も其の巧を施すを得ず。千里の外も敢て擅に非を爲さず。と言つてある。即ち禮が王道の法であるが如く、法度は霸道の法である。王道家が禮を權衡、繩墨、規矩に比するが如く、霸道家も法度を度量衡の器具に例へて居る。之れを何れにしても、管子に解説されてある霸道法の箇條は管子が霸道政治を行ふに當りて實施した所のも

のと推定し得る。

周代に於て霸道政治を行つた數人のあつたことは既に説述した。漢以後に至りては主權者達は時代の要求に應じて王霸混用の政治を行つた。日本に於ては鎌倉時代から徳川時代迄行はれた將軍政治は霸道の原則に出つたものである。けれど天皇政治は王道の原則に一致するもので、唯わが國は太古から連続たる皇紀に由りて治められた所に國民的特色がある。霸道的支配を行つた政治家の在つたことは眞實であるが、彼れ等と雖も國民の特色である王者主權の眞理を減減しない様に努力した。この點に於てわが國に行はれた霸道的支配は支那に於けるものと異る所である。

管子の外に霸道政治を説いた學者及び思想家も少くはなかつた。例へば孟子は力を以て仁を假る者は霸たり。霸は必ず大國を有すと説いた。又荀子は霸道政治に略と信とが必要であることを論じた。信無くして霸道政治は行はれない。孟荀二家は管子に由りて説かれた霸道政治の精神を知つて居た。けれど韓非子又は商鞅の法術に關する議論は霸道の精神から離れたものである。

管子の霸道政治に於ける法は人類の性情に基いたもので、個人の性情に由つたもので無い。若しわれ等が凡てに共通する人類の性情を認めなければ、一人の賛成する所は他の人の反對する所と爲り、一人に依りて善と認められる者は、他の人には惡と考へられる場合が起るであらう。斯くて論辯學者の主張する如く善惡、正、不正を識別する標準が成り立たぬ。若しわれ等が凡てに共通する人類の性情の存在を拒否するならば、主我的唯心論の推論が設けられりとせられるが如く、一人の主觀我と他の主觀諸我との間の聯絡を缺くと云ふ結論に陥るであらう。莊子に於ける惠子の

論理、公孫龍の白馬は馬に非ずと云ふ議論は詭辯的論法の通例である。管子は人類の性情から十有一目の要因を挙げ  
て居る。一に曰く國安、二に曰く食足、三に曰く民富、四に曰く威令行、五に曰く用備、六に曰く民逸邪、七に曰く  
民輕難、八に曰く事無不成、九に曰く詐偽不生、十に曰く民無怨心、十一に曰く下親其上、である。

國安、食足、民富等十有一目は萬民の均しく欲する所で、此れ等の實現される場合には政治は民の欲する所を満足  
させることに成功したと言ひ得る。若し此れ等の十有一目を達成し得たとすれば千差萬別の民心が政府の權威の下に  
一心の如く統一され得る。實に人類性情に於ける此れ等の基礎要因は、ソクラテスの類としての人がある恒心と相  
容れるものであり、ヘーゲル派の哲學者が解釋する客觀精神にも比較すべきであり、又プラトンの觀念にも響へるこ  
とが出来るものである。

管子は霸道政治に於ける此れ等の基礎概念(常行)を比較的に次の如く示して居る。

- 一、不測の地、二、不測の食、三、不測の府、四、流水の源、五、不爭の官、六、必死の路、七、必得の門、八、
- 不可成、九、不可得、十、不可久、十一、不可復である。牧民の士經に詳しく述べて居る。

法度及び霸道政治

霸道政治では固より法度が拘束力を有する。法度即ち霸道に於ける法の純粹な形式に就ては管子に述べられる霸道  
の精神から推定されねばならぬ。それ故に管子に於ける霸道政治の種類に基いて法の一般觀念を研究すれば足ると考

へる。

(1) 法度は人君施政の繩墨である

法度は人君が政治を爲す所以の繩墨である。霸道に在りては人君の地位が鞏固でない。故に覇を行はんとする者は  
技量に依つて之れを繋ごうとする。政治的技量は複雑で、分析すると人類學者が云ふ政略感覺の如きものも含まれ  
る。慣習、風俗、歴史、道徳又は政治の實際から修得される爲政觀念と稱すべきものもある。法度は斯かる爲政觀念  
に基きて人君の制定する繩墨であり民心に順ひ得るものを以て上乘とする。民心に順ひ得るものとは民が之れを便宜  
として好んで服従する法度である。故に民の満足すべき所を先にして欲せざる所を後にする。位は有徳者の満足する  
所である。故に管子に「有徳に授く」と謂ひ「各をして長ずる所を爲さしむ」と謂ふのは、此の間の應酬を洞察した  
爲めである。民に満足を與へ又は便宜を備へることに失敗すれば之れを帥ひて大事を爲さしめることは不可能であ  
る。管子の小問篇には次の問答がある。「桓公管仲に謂つて曰く、吾れ大國の服せざる者を伐たんと欲す。奈何、管仲  
對へて曰く、先づ四封の内を豐せよ。然る後に以て意外の不善者を惡むべし。先づ卿大夫の家を定めよ。然る後に以  
て鄰の敵國を危くすべし。是の故に先生必ず置くことありて然る後に廢するあり。必ず利することありて然る後に害  
するあり。かその全文である。茲に管仲の大國を服せしむる方法がある。彼れは斯くの如く其の君に教へ、之れを政  
治に施して齊國を富強にしたのであつた。古代の有徳な王者が行つた所に照らしても、彼れの教へた所は賢いもので  
あつた。法度はこの種の施政觀念に適合した因子を含むことが必要である。故に法度を制定する爲めには先づ民心の

310

311

傾向其の慾望其の満足から出發して苟も此れ等状態を庶幾し得るものは考慮に入れなければならぬ。古代印度の摩訶法典は婆羅門の光明を傳へるもの、そこには後波尼沙土の無宇宙的梵論があり、數論派の分岐論がまじり、吠陀の影響あるものは素より採用され思想に於て深いものがある。けれど猶政略觀念が法的規定として取り入れてある。同法典に於ける婚姻法、階級身分者の特權、外人憎惡の規定の如きは政略觀念の發現であること言ふ迄も無く首肯させるであらう。支那では禮は王道政治の眞の法であり、次には法度が時代の變遷に應ずる爲めに霸道政治の法として現はれて來た。殊に戰時又は革命時に立法された諸法の中には政略的な工夫が著述し得られる。而して法度は前述の如く制定せられて人君の地位安固を爲し得たものである。法度が入君施政の樞要であることは斯かる意味であり、理想又は合理的の產物で無く且つその包括する所は甚だ廣い。

(2) 法度は民心收攬の法である

法度は通常の人類性情に基いたもので、宗教又は道徳に由る修養から達成した人對優秀の理想からで無い。且つ聖人又は大人の徳に根底するもので無い。管子に據れば他草に説明した如く、斯かる人類性情に調和する第一のものは國に平和と繁榮とをもたらすことである。第二には人民の所欲を十分に満足せしめねばならぬ。第三には民を富まさねばならぬ。法度が此れ等の願ふべき結果を發生し能はぬ場合には霸道政治に於て民心を收めることは出来ぬ。農耕の法、蠶桑牧畜の法、租税法、軍事並に國事負擔の法が管子の書かれた頃の農耕牧畜を生活の基本とする民人の爲めに制定されたものであろう。斯くて食足民富を計り正道を踏み、其の民を聚かすして以て民の怨心を去り長上を親しむの念を發せしめ得たものである。管子の士經には、五穀を務め、桑麻を養ひ六畜を育すると曰つて居る。法度が民心を收攬し服従的慣習を馴致する所以である。

(3) 法度は相間的二元對立の法である

霸道に於ては君主があり又君主の輔弼を爲すものがある。此の後者は君主と同一體を爲して治者の範圍に屬すべきものである。之れと相對して衆民があり、其の數は甚だ多けれど寧ろ濃厚で平和を愛し服従の慣習に浸染し易いもので、それは被治者の範圍に入るべきものである。君主が有徳に位を授けることは、即ち治者の位置を安固ならしめるもので、刑罰を嚴にし慶賞を信にすることは、一は民心を收攬し一は信を取るものである。

上古の政治形式は暫らく措き、被治者の多數は既に土地に定居した農民が霸道政治の對象と爲る。それ故に若し封建國家が亂れて無政府状態に陥ると容易に隣國の襲撃を受ける。衰周の世に至りては中央天子の治行はれず、封建諸侯は互に相争ひそれ等國內の政治が有効に行はれぬるか否やは深刻な要件であつた。蓋し人民の不満は隣國からは襲來の危險があり臣下には謀反の機會を與へたであらうからである。

霸道の法は一方に反逆を抑へ他方には人民に政府を信頼することを奨励すべきものであつた。されば法度は政治の成功を保證するに可能なものは悉く之れを含まねばならぬ。正義でさへもそれに繋かると言はれ得る。徳川幕府の創立者徳川家康は霸道の法度を制定して、法度が忠と禮との眞の基礎である。法が正義の原則に異る場合には正義に従ふことは許されぬ。あらゆる罪の中で法に背く罪は如何に罰しても重刑とは言へぬ。と云ふ意味を述べたと言はれ

る。この言は覇道政治の観點から述べられたものと謂はねばならぬ。法律と道德との關係を説くに當り歐羅巴學者の中には道德は國權から出でた法律に依存すると論ずる者もある。斯かる學說は精神に於ては覇道法の原則と一致する。恐らくは國家權威の集中と覇道君主の地位確立との間に多くの共通點が存する故でもあらう。

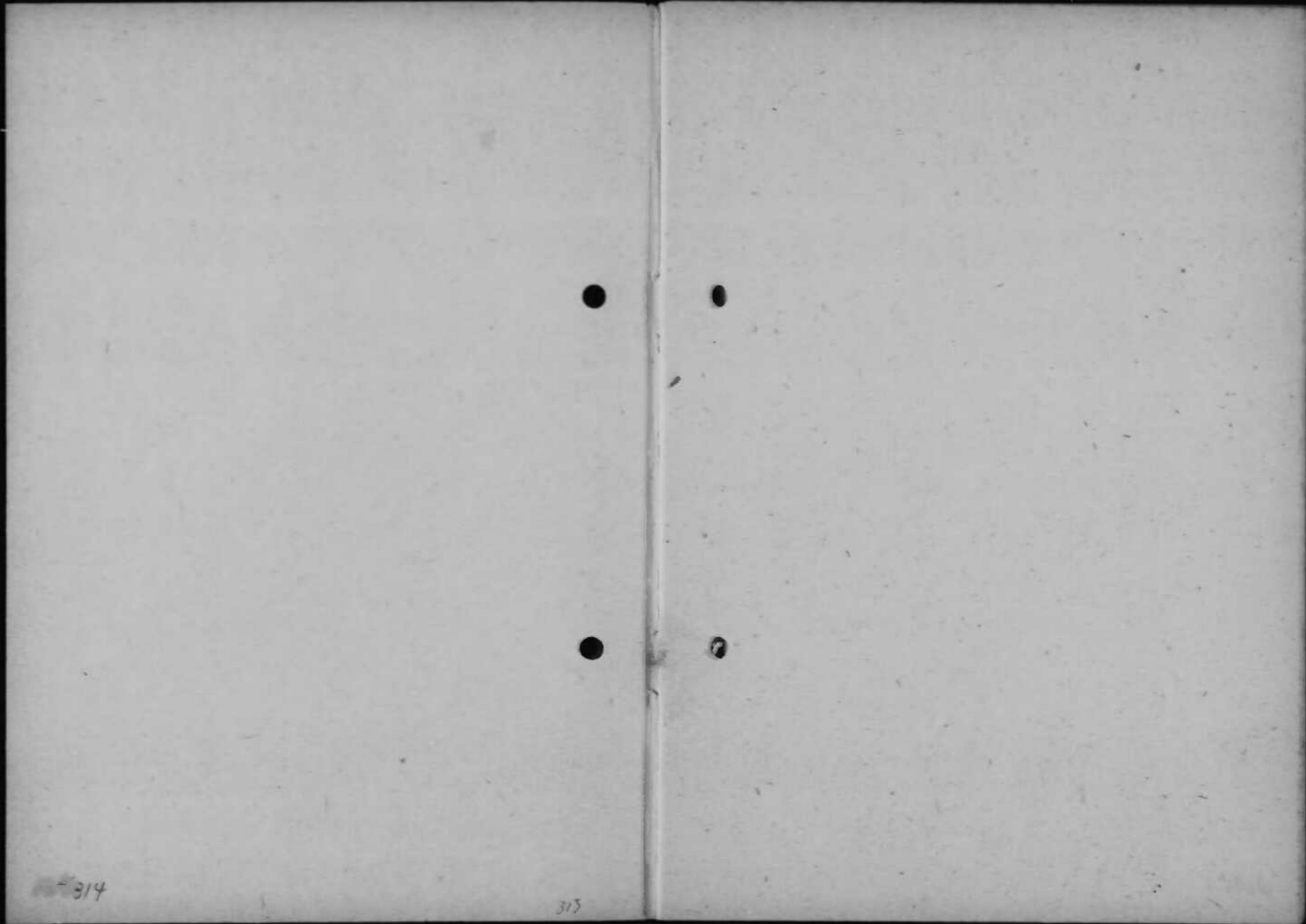
覇道に於ける刑典

刑は覇道に於ては重要な役割を演ずるもので、法度の全部は殆んど刑と想像する者もある。蓋し覇道の治は仁には非ずして力に在り、徳には非ずして強力に存する。その然る所以は覇道の刑が優勝劣敗の原則に基く政治的淘汰であるが爲めである。覇道に於て民心に順ふとは民に服従する趣旨に非ず、民を服従する方法として民心に順ふのである。覇道政治に於ては人民を満足せしめることに努める。けれどそれは民衆的の支配と云ふ意味で無い。故に法度としては馴致の方面と威壓の方面とが存するであらう。劉向の說苑に曰ふ。政に三品あり。王者の政は之れを化す。覇者の政は之れを威す。亂者の政は之れを脅す。夫れ此の三者各々施す所あり。而して之れを化すを實しと爲す。夫れ之れを化すも變ぜずして後之れを威す。之れを威すも變ぜずして後之れを脅す。之れを脅すも變ぜずして後之れを刑す。と。覇道威壓の元素を看取することが出来る。而して威壓の方面は刑に於て其の形象を表はして居る。既に述べたように、覇道の刑は政治的淘汰である。故に嚴に流刑に失することがある。けれど若しその刑が王道の場合の如く、罰するのは罪であり、その人を過まないと云ふのでなければ、嚴酷に陥るに及んでは遂に民心の離叛

を來すか、そうでなければ憂微を生ずる。何れにするも結果は政府の自滅に歸着する。是に於てか、王道の刑の如く人の道德的觀念に訴へて刑を裁罰するに至るを常とする。けれどその斯かる所以は全く民心に順はんとする政治的動機に出づるもので、道德的淘汰を行はんとするのでは無い。故に政治思想が漸次向上して道德と合するに至るか又は道德を基礎として政治を爲すので無ければ刑は必ずしも周知を必要としない。凡そ法度は規矩があつて嚴正であることを必要とするが、之を周知せしめることを原則とするものでない。これが王道の刑と異なる所以である。これ等の問題を適當に取扱ふ爲めには、歴史的確據を引用するに非ずば説明に十分では無いが、紙面に限りあるを以て之れを略する。序でに李悝（西紀前四〇〇年頃）は周代諸國の刑典を果めて法經六篇を造つたが、此れ等の刑典は覇道の精神に出でたと結論するは早計である。何んとなれば覇道の刑としては霸王の地位を確立するに足るべき條目を以て第一の急務とすべきものなるに拘らず、法經中に之れを發見しないからである。

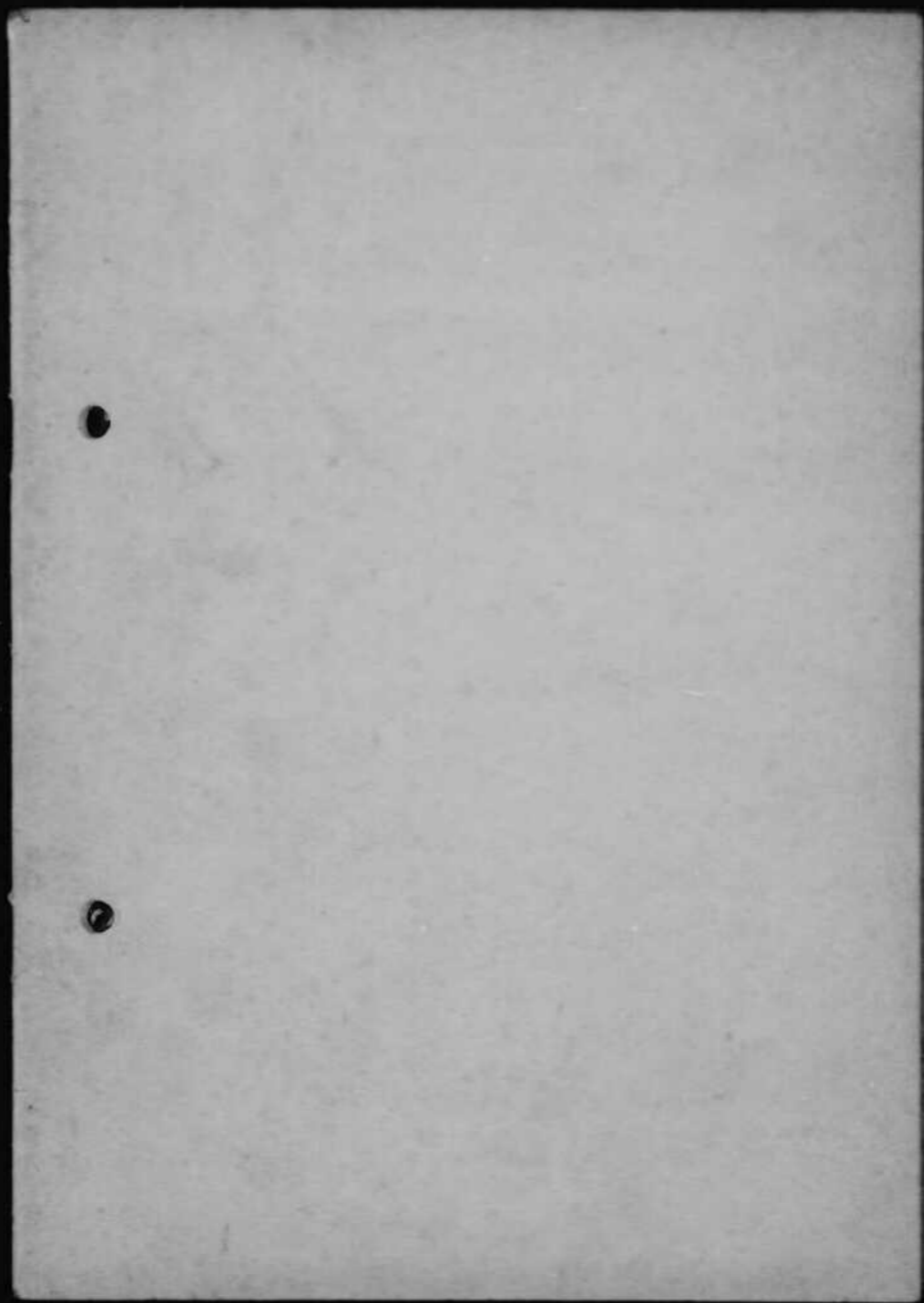
秦は刑を以て立たんを欲したが忽ち滅びた。兩漢は寧ろ王道に依ることを欲した形迹がある。故に覇道の刑を制定することを敢てその務めとしなかつた。宋代の丘濬の言に據れば、十惡の名（一曰謀反。二曰謀大逆。三曰謀逆。四曰惡逆。五曰不道。六曰大不敬。七曰不孝。八曰不睦。九曰不義。十曰內亂）は古に非ず。齊に起り、隋に著はれ、唐之れに因る。とある。果して然らば覇道の急務は三國後の齊に至つて始めて法度中に發し、漸を経て清時代に至つたもので、法に表はれたことは甚だ遅いが、精神は已に管子に之れを求めることが出来る。韓非子の書に至りては殊に言を勵して之れを説いてある。故に李悝若し純然たる覇道に據りて法經を作つたとすれば第一に此の精神を明白な

らしむべき條目を案出すべきであつたらう。けれどもその然らざりしは季禮の法經を直に霸道法とは爲し得無い。故に彼れを基礎とした後の法度が周知を期したとするも、周知が霸道の精神であると説明し能はぬものがある。



314

315





滿蒙國際軍事裁判所

亞米利加合衆國兵他

對

荒木貞夫兵他

審供遞發

供遞者

告發信次

22-3-12 (12)  
年式別天記取付  
(1-22-54-908)

自分機我國に行ハルル方式に從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供遞致シマヌ

ERH 11 2368  
11211 LOC 11 690

藏東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國兵他

對

荒木貞夫其他

宣稱供述書

供述者

宣讀信次

自分機我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣讀ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

EMH # 3368  
Doc. 100 # 690

315

裏面白紙

「リーベルト」氏口供書に對する陳述

私は一九一三年一月（一）として農商務省に一九二五年に農林及商工の兩省となつたが、に奉職して以來、一九三六年商工次官を退任する迄専ら商工行政の事務を擔當してゐた。更に一九三七年商工大臣として一年間支那の變物發營初の我戰時經濟政策の企画運營の局に當つた。されば「リーベルト」氏口供書に述べられてある色々の經濟政策に付ては殆んど直接間接に干與せざる所なしと云つてよい。同氏は之等の方策を以て侵襲戰爭の準備所と論議せられてゐるようであるが、私はその當時の當局者の一人としてその然らざる所以を以下少しく説明しようと思ふ。

先づ支那の變物以後の事に付ては私は茲に述ぶることを差控へ置い。蓋し變物以後の經濟政策は戰爭準備と云ふよりは正しく戰時經濟その物に外ならないからである。當時政府は事件の不擴大に懸命の努力をしたが、不幸にして泥沼に足を突込んだように一步一步深味にはまつていつたから、經濟各方面に對する國家權力の統制規律も日に日に強化されていつたのは爭らざるを得ない。のみならず私は一九三八年退官をしたので、それ以來の

1

216

Lit LOC 11 690

横 田 画 巻

事には全く周知しなかつたからである。

支那事變前の我商工政策に對て「リーベルト」氏の指摘した所に對ては頂  
を二つに分けて述ぶることを便宜と思ふ。

(一) 基礎工業(基礎工業)の確立に關する方策戦争と經濟との關係は第  
一次世界大戦を轉機として、理論及政策の上に非常な變化を來した。從來  
までも戦争に經濟力も無關係ではなく兵站、兵器、彈藥、戰時財政等に莫  
大な關係を有つてゐたが、只戦争の規模が小で兵器が設備しなかつたから、  
交戦國の一國の經濟力で足りるゝことが大國の常であつた。假りに不足の  
部分があつても世界を擧げての戦争と云ふことはなかつたから、所謂中立  
國から補給の途もあつた。現に日露戦争の時日本は英米から借金をしつ  
つ、貨車を換へれば戦争の遂行に必要な物資の供給を仰ぎ乍ら賤つたので  
ある。所が第一次大戦に於ては世界の主な國は凡て戦争の渦中に捲き込ま  
れたので、世界通商は文字通りに杜絶した。飽く迄自力で賤はなければな  
らぬ。而も以同規模の巨大なる、有らぬる經濟力を消耗することになつた。  
特に高級爆藥、毒瓦斯の如き化學兵器、航空機等の出現の爲に従來の艦海

DLF LOC # 690

漢 中 國 圖 書 館

軍備を以てしては国防上重大なる缺陷があることが明になつた。そこで何れ  
 の國に於ても一國の獨立安全を保障する爲に必要なる産業は如何なる種  
 性を拂つて之を發立を圖ることが経済政策の常識となつて仕舞つた。こ  
 れは戰時中既に片鱗を示し戦後の經營を爲すに當つても各國経済政策の一  
 一頁語を爲したのである。「リーベルト」氏の指摘せられたる事實はこの  
 第一次大戦後の経済思想及経済政策に照み、又各國のそれ以來採り來れる  
 具体的方策に照ればその必然生産物生産は容易に諒せられることと思ふ。  
 「リーベルト」氏の記述に依り一二の事例に對して聊か説明を試みるが、  
 ● 染料「グリセリン」高圧の膠漆や漆瓦新は合成染料製造の中心工程  
 から作られることが第一次大戦中獨逸の染料工場によつて切かにされ  
 た。然るに戦前は染料工場は獨逸の獨占であつて世界中その供給を再  
 いふのである。そこで戦後に於ても再び獨逸の染料工業に世界市場の  
 獨占を許すことは世界平和に對する一の脅威であるといふので、現行  
 の戦争政策には固に合はぬから知れぬが兎に角各國でその工業の發達  
 を圖らうといふ意見が一九一七年巴里の聯合國の會議で決定した。

1111 100 630

裏面白紙

貸株制度として各社共に同種染料の輸入社絶の爲染料飢饉で困つてあ  
 た事情等もあり、殊々英、米、佛、伊、日の各社で可れも戦時既に  
 染料工業の發達に大難になつた。英國は政府出資による *Dyestuffs*  
*Corporation* 一之は後に *Imperial Chemical Co.* に合併せられたる  
 を記す。米國では、デュポン・ナショナル、ア  
 ニリン等の企業が起り、我國では染料も一つ當時不足で困つてあ  
 たグリセリンの双方の工業發達助成の爲に一九一七年染料及醫藥品  
 製造奨励法なる法律を制した。之に依りて染料とグリセリン製造の  
 爲に夫れ夫れ一の専社を設立し、之に對して政府はその専社の一切  
 の損失を補償し、且つ拂込資本に對する八分の配當保証をした。此  
 保証方法は戦後にも續續され十年間の補助期間の満了後にも染料に  
 對しては製品補助金が交付せられた。戦争終了後同種染料の輸入を  
 られるや、米國と日本とはその輸入許可制を施行したことも人の知  
 る通りである。さうかくも此厚い通商も云ふべき保護奨励のお  
 蔭で我國に染料工業が芽生えたのである。それが戦時に際して化學

Dial LOC # 690

219

横 田 白 洋

兵器の工場化することは當初よりの風潮であつた。グリセリンに付  
ても同様である。元來グリセリンは製糖は石炭煉糖の副産物として  
僅に生産せられるに過ぎず、大部分の需要は海外よりの輸入に俟つて  
ゐた。されば一戰戦争となつて輸入が止絶した上、爆薬や毒薬品を  
しての需要が増大したので歐洲から牛脂を輸入し之を原料として産  
物成分によるグリセリン工業を起したのである。之は原料を異つ  
て彼商が特別困難ではなかつたので容易に目的を達することが出来た。  
政府の補助も十平の補助を得る前に打切つた筈であつた。昔も牛脂を  
の物を原料の供給に仰ぐのでは其の意味の國防安全は確にはならな  
いので、其後魚油を原料として産物として之を原料とするに至りな  
つた。魚油は日本近海で大量に産出せられるから平時は之を海外に  
輸出し一朝有事の際にグリセリンの原料とする處であつた。既に  
支那の製糖業の進歩に伴つてグリセリンの産量が増大したこ  
も當然の結果を云へる。

b 製糖業一戰後軍需以來近世は以て石炭の時代なきははれずる福製以

業は一山産業の精華を有してゐるから之が獨立を圖るときは我々に  
 於ても明治以來の積習であつた。之は許し何せ白銀石も銅石も石炭  
 も殆ど持てゐない我國としては難問題であつた。それには日清戦争  
 後八幡に官營の製鐵所を創立以來、一九三三年日本製鐵株式會社の  
 設立を見る處には幾多の沿革を述べてゐる。茲に之を詳述する處はな  
 いが、日本製鐵株式會社は決して一朝一夕にして出来たものではないと  
 云ふを以て足りる。製鐵業の強は元來正の時代や、土地の租制改革  
 法を具へてゐるが、これは一九一七年の第一次大佛正の以飢饉時代か  
 らの立法であつた。當時は民間の製鐵事業の發達は未だ見るべきも  
 のがなかつたけれども、官營民間双方の製鐵業の創設を圖るべきこ  
 とに付ては一九一六年製鐵業創設法は政府は既に呈請してゐる。大  
 佛正の反動期の不況時代に於ては、八幡の官營製鐵所を中心と  
 して官民の一大合同事業を必要とするの意見は一九二一年の臨時財  
 政經濟調査會の審申する所であつた。其の製鐵業に對する政府の根  
 本方針も原料調達から當初は鐵石を支那の英治炭公司から輸入し製

Doc 100 / 690

321

裏面白紙



同様に煤に異議をおいたのを、遂には煤の運河及びガス、タール等の副産物の利用等の見地から、洗滌一貫作業に轉じし、かくてコークス炭は支那から、原煤石は朝鮮、支那が産くは南洋等からも輸入することになつて漸く本格的の製鐵事業が我國にも根を下すことになつたのはそう遠い昔ではない。一九三〇年の臨時煤業審議會に於て逕問界不況の急々の封鎖を懸したときも、その補論として八幡の官製製鐵所及び武蔵又は普通鋼管を主として製造する高橋製鐵所を含むとして一の製鐵所社を設くることを決定した。かくして日本製鐵所社は生れたのである。

DAF 100 7 630

。石油―我國では石油は第一次大戦以後煤油の始り迄天候三十高キロ立止小を空減するに過ぎぬ。それでも一九一〇年代の戦前の需用も少かつたから、一九二〇年頃迄は國內需用の半額を自給し得たのである。それが大戦後石油の需用、特に自動車の普及や、油質工業、ゴム工業の發達に伴ひ揮發油の需用が目立つて多くなつて來た。昔給の方は儲蓄依然であるから供給に對して國內生産の割合は云ふに

322

裏面白紙

足らぬものと最近にはなつてゐる。されば第一次大戦後政府に於  
ても石油の供給確保の方策に付ては色々調査研究をし、又施設  
する所があつた。商内の石油資源の開採の爲には明治三十三年の  
地質調査以來、試掘奨励の爲の補助金も大出した液体燃料の研究  
の爲には一九二〇年政府機関として燃料研究所を設け、低温乾留  
と石炭炭化工業の研究を爲した。併し商内の需用の大部分は外油  
の供給に恃たざるを得ぬ事實は如何ともすべくもなかつた。殊に  
ガソリンはスタンダードとライジングケンの米英二大会社が輸入  
を垄断してゐた。尤も原油を外國から輸入して精製を爲す事も  
近年空れて来た。一九三二年頃には英米二社と幾つ油會社との間  
にガソリン市價は世界のどこの市場よりも安いと云ふ奇現象を呈  
したことがある。内外會社の競争は相互協定が成立して同もなく  
終止符を打つことになつたが、一九三三年には新に「ソ」國が  
らガソリンが輸入せられ、又過激な競争が始る處があつた。安値  
はよいがは端な直崩し競争の爲に市場が亂感なることは、船局

Doc LOC # 690

情或者の為の修局の利益ではない。そこで石油業に付ても市場安定  
 の目的を以て一九三四年石油業法の制定を見たのである。之は一方  
 既存の石油業者と輸入業者の營業上の統制の利益を保障する代り、  
 又政府に對して或る負擔義務をも負ふ就定であつた。其一に貯蔵の  
 義務がある。元來業者としては其營業を圓滑に行ふが爲に大体三ヶ  
 月分見當の油を保有する建前であつたが之を六ヶ月分に増加するこ  
 とを命じたのである之も事實上の親由といふ感言は毛頭ない。國內  
 産油に對する供給に不安はからしむる趣旨であつた。業者に對して  
 一定條件の下に一定数量の石油の保有を要することは佛蘭西の立法  
 に倣つたのである。可成り戦前の石油市場は完全に外國の支配する所  
 であるから、幾一何かの事情で供給が一時滞へることになるや非常  
 に困ることになる。故月分位の需用量を消費してゐたからさいつて  
 是時に緊急さいふ計ではないが、せめて半年分あれば其間に又又趨  
 が替はるだらうといふ位の趣旨に外ならなかつたのである。立法當  
 切の時では「ソ」種ガソリンの輸入によつて英米二社も一時脅威を

324

裏面白紙

惹きたことであらうから輸入業者に尙早は石油の輸入を獨占させて  
 原則として新に許可しない方針をさるから三ヶ月分位の油を余分に  
 保有することは業者も甘んじてやるならうさには尋へてゐた。我が  
 法令を貫徹するに反んで英米二社は營業上の必要の爲に自ら保有す  
 る量以上は保有することを肯じない。それでは法令を無視すること  
 になるし、さうして英米二社から法を輸入して度はなくては困るさ  
 いふダイレンマに陥つた。そこで英米保証の方から代表者も東京に  
 来て色々折衝した結果、結局二社もは省の見舞する六ヶ月分の需用<sup>10</sup>  
 量は保有する、その代り之に替する油代、タンクの建設費、保管用  
 具等の油の減耗の代、保護料、倉庫は一切の費用をば政府に於て負  
 担することに妥協した。その結果を天賦の資を交ぜる場合にも省の  
 保証は一は營業上の必要に出づるのである。は用なれば皇海軍の軍  
 費として採すべきである。薩長官廳の補の下にかくれては備置  
 類似の項目を計上することは許さぬといふ當時の大蔵大臣高橋是清  
 氏の意見であつた。右の経費は商工省歳入に計上せられた次第であ

裏面白紙

る

d 優秀船の建造——一九三二年の古船解体優秀船建造計畫に對ては逓信省主管の行政に屬するが、私もその委員の一員として之に關係してゐた。之れより前一九二九年以後の不況時代に造船工業の合理化方策を逓信省に於ても研究したことがあつた。私の諒解する所に按れば造船工業は單に船体を建造するに止らず、その内部の機件等の必要から見て多くの工業に關係を有する一の綜合的工業である。即ち造船工業の盛衰は單に造船工業に止らず、此の多くの工業、特に中小の工業の運命に重大なる影響を及ぼすのである。當時の造船の盛衰に依れば船隻の半分以上は此の工業の方へ振り向けられる。或に造船所に仕事がないば、此の多くの工業に失業者があつたことからの問題でもある。此見地から造船計畫を樹立したのは一九三二年の解体建造計畫である。殊に優秀船を採用したのは我が國では船隻が貿易外収入として同様の収支のバランスをなすの試みであるから當然の事と云へやう。同様の事は恰も英國の一

11

326

DEF LOC # 690

裏面白紙

DLA INC # 790

九二一年のTrade Facility Act の運用に付てりまへる。この法律は失業の防止の見地から、社の起債に対し政府が元利支拂の保証をしたのであるが、一九二七年の本法廢止迄に合計七千四百三十五萬千七百八十萬の起債の發行額に對して保証をしたのであるが、その内民間建設所の分が第一位を占め、二千六百餘萬圓全体の約三割を占めてゐた。以て是に夫れ教育の地地から不況対策として建設工業を起見したかを知るに足ると思ふ。

18

927

裏面白紙

(二) 産業合理化の諸方策

我國に於ける産業合理化運動は一九二九年の世界不況の後一九三〇、三一年頃から實施せられた。之は當時我國支けの問題ではなく、英、米、獨、佛、伊等世界各國共通の經濟政策であつて、我國としては寧ろ後れて必要の方策を別つて實施せるものである。茲に産業合理化運動の根本理念に關して詳述する場がないが一貫にして云へば第一次大戦中に前後の苟のやうに勃發した世界各國の工業の整理の問題である。近代戦遂行の必要上戦時中各交戦國は何れも既存の工業を次々に擴張せるのみならず、戦前は各國からの供給に寄つてゐた色々の製品を生産する新奇の工業をも出來る丈廻した。此傾向は獨り交戦國に止らない。中立諸國に於ても世界經濟の自由通商が益々地を弱つたから自給自足の經濟政策を採用せざるを得なかつた。その結果は戦争が深んで見ると、世界の經濟は需要に比して著しく供給過多の事態となつた。一方戦時による消耗は各國の購買力を非常に減殺せしめてゐる。だから當時の各國の經濟政策としては戦時工業の整理を行ふべきであつたが、それは當面に多數の失業者を生ずる。戦後労働不安の大勢が世界を支配

11

228

田 中 副 官

した状態の下に於てかゝる事は到底各國政治家の爲し能ふ所ではない。そこで無理をして戦時中芽生えた又は潰壊した生産設備を戦後に亘つて維持しよりと努力した。だから各國の經濟政策は いざいざ ではなく、一にも いざいざ、二にも いざいざ であつた。當時の各國の極端な國産奨励運動の諸方策に鑑みれば益し忌學はに通ぐるものがある。英國などですら外國品を使用する者は いざいざ なりと郵便物の積印に記されてゐた程である。我國でも多少分に洩れず、一九二〇年代の後半に於て國産器具、國産薬品の運動を遂した。此時に又一國産業の基礎たるべき工業の樹立に付て再認識が行はれた。製鋼、空中糧食固定工業、ボールベアリング工業、重灰工業、石油業等の樹立方策が酌量せられたのである。併しいくらあがいて見ても需要供給の不均需供給過剩、過當放費 (過當放費) に原因する經濟界の不況であるから、立直る見込は到底なかつた。殊に我國工業の特徴として中小工業が多く、それが露出品の生産組織であつた。彼等が無暴な競争をして海外市場を滅茶滅茶にした事は顯著なる事實である。ばては海外に於ける日本商品取扱業者からの懇鳴となつた。彼等は安い通關入商として利益ある譯だが實際は必ずしもそうでない。

14

329

DLF DOC # 690

裏面白紙



と云ふのは、假りに今日非常に安い値段で仕入れたと思つても、日本商品の値段は明日更に安値で切崩されるから、結局安いと思ふのが高い物を仕入れたことになるからである。それで彼等は何故に不必要に値を下げるか、もつと高く値段を安定して欲しいと云ふ要望が海外から露から懲到して來た。そこで少くとも重要な露出品を製造する中小工業に關しては業界の秩序を確立し、無暴亂る適當な競争を抑制する必要に當面した。けれども産業自由主義は明治以來金科玉條として歴代政府が遵奉して來た所定から民間の經濟活動に對して國家權力を濫りに介入干渉せしむることには我にも遺憾であつた。その結果露出したのが組合制度である。同業者の組合の力に依る業界秩序の維持である。然るに何時の時代に於ても大多數の同業者の意見が一致しても、常に少數の積弊紙張りの鼻端者がある。彼等は組合の協定その物に反對といふよりは、その成立を内心密に期待して、只自分丈は自由として自由に振舞ひ組合の統制に乗じて不當なる利益をためんとする徒輩である。或る意味に於ての *parasitic industry* である。之をももしも放任せんか、中小工業の業界の秩序が保たれず、その健全な發達が望まれないから、之等に對して

強權を發動することは巴むを得ない。組合制度の統制はこの意味に外な  
 らない。即ち大多数の業者が自治的に協定を結び業界の秩序を保ち安定  
 せしめんとする場合に、之に加入せざる少数者を強制して組合の協定に  
 従はしめんとする趣旨であつた。同時に組合の共同施設に對して罰が精  
 勵し組合に加入することが結局業者の私経済的利益にも合致する政策を  
 採つた。而して當初は重要輸出品製造の中小工業に製造用を限定したの  
 である。所が此制度實施後何も無くして内地品と雜出品との區別が品種  
 によつては必ずしも弱くでない場合あることと内地向製品の中小工業に對  
 しても過當な競争の結果業界を無政府状態たらしむる弊害があること等が  
 功にせられたので、法律を改正して雜出品のみでなく一般の中小工業に  
 等しく適用することにしたのである。比較的大規模な工業に關しては政  
 府は當初は自由放任の態度を採つた。無秩序なる競争の弊に堪へなければ  
 中小工業者の取く救養、技術、訓練の強い趣中とは違つて、大工業者に  
 自分廻で自分等の事は仕末してゆくべきであり、又ゆくであるうこの見  
 解であつた。所が一九二九年を契機とせる世界經濟の不況は深刻窮乏で  
 他方金の輸出解禁等の措置とも併んで、我國の産業界は一時火の消えた

製  
 出  
 品  
 関  
 連

やうな不況であつた。時恰も産業合理化に嚮導してゐた政府は造船、肥料、電気機械、製糖、セメント等の大工業に對しても整理、聯合又は合併に付て色々研議する所があつた。併し何れも色々の事情から頓消なる虞には避しなかつた。於是政府は經濟危機の下に於て大工業に對しても時に國家權力の發動を必要とすると思ふ見解を抱くやうになり、一九三一年重要産業合理化の制定を見るに至つた。この法律は名前は全体主義經濟の色澤が強いやうに見えるが内容は決してそりでない。大体が中小工業の統制と同業業者の自治的協定を根幹とする。半数以上の業者が欲する所に、之に従はざる少数者を國が權力を以て強弱せんとする趣意である。業者の大多数が欲せざる所を國として強弱を必要上強弱を發動せんとするものではない。云はゞ一のカルテル助長の方策である。

カルテルに對しては之を助長すべきか、抑壓すべきかは、業者の間にも論があり、又各國の現實の政策としても一様ではない。米酒はシヤマンのトラスト禁止法以來之れが取締を嚴重にしてゐるが「ルーズベルト」の産業復興法（一九三三）は非常時克復の一手段としてトラスト・カルテルの助長保護を堂々闡明してゐる。歐洲の國々では大体に於て一方之を

17

PLF LOC # 690

332

裏面白紙

助長し、一方之れが弊を取除る用意をしてある。一カルテル問題に付ては國際聯盟の出版にかゝる調査書もあつて、日本政府としても大體之を參考として草案を起草した。されば重要産業統制法の規定中にはカルテル助長の規定の外取締規定をも加へてある。統制協定の届出を命ずることとはアモニタの精神である。單なる届出に過ぎないやうであるが、カルテルの取締は刑罰を以て臨むよりはその内容を公表して、廣く輿論の批評に訴ふることは米國のクレイトン法<sup>18</sup>以來の定石であるからである。之を異するに我國で實施した産業會強化方策、特に企業統制に關する方策は云はゞ第一次大戦以來の各國經濟政策の常識を踏襲した以外一歩も海外に出づる所なきものである。若し夫れ一九三七年輸入の制限等に關する臨時清償法の制定に至つては之と全く趣を異にする。之は戦時經濟實施の根本法である。之に對して幾度の戦時經濟法令が制定せられたが之は戦争の必要上何れの時代でも、何れの國に於ても已むを得ざる方策であつて、彼此偏頗を與せざる所であらう。

18

338

DLF DOC # 690

裏面白紙

昭和廿二年（一九四七年）二月十四日於東京

供 婦 着 音 野 備 次

LEF DCC # 690

19

334

裏  
面  
白  
紙

實 譽 奮

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ隠秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

誓フ

( 署名 印名 )

吉 野 信 次

29

DEF LOC # 690

335

裏面白紙

22

通真並際草幕執列所

並米利加合衆軍他

討

荒木貞夫真他

通真並供通警

供通者小野

行ハルル方式ニ従ヒ先ツ別紙ノ通り寛裕ヲ蒙シタル上次ノ  
マス

22-3-13 (24)  
400) 及 30-22 78  
(-22 22 78)

EXH 23.69  
DEF DOC 708

336

337

22

温東嶺際軍事務裁判所

亞米利加合衆國兵備

對

荒木貞夫其他

兵備供進整

供進者 小野 謙

自分誌報ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣後ヲ爲シタル上次ノ  
如ク候進致シマス

EXH. 23. 69  
DEF. DOC. 706

336

337

裏面白紙



一 私ノ姓名ハ小倉重、明治二十三年四月十八日大分縣（現大分県）高田町ニ  
 生レ現在廣須賀市湯子町巖山二三八〇番地ニ居住、大正四年五月東京  
 帝國大學法律學科ヲ卒業同年十一月總督省ニ就職其後伏見、岡山ノ郵  
 便局長、管船局監理縣長、熊本總督局長ヲ繼テ昭和十年七月管船局長  
 トナリ同十三年一月退職次官トナリ十四年三月退職セリ

二 以下ニ近來ノ日本ノ海運造船政策ハ何シテ競争目的ヲ有スルモノニ非  
 ス無精ナル經濟的目的ノ爲ニ計画實行セラレタルモノナルコトヲ隱言  
 致シ度シ

元來我國ハ明治維新以來産業ノ有ユル部門ニ亙リ何トカシテ歐米先導型  
 ニ違付カントシテ之カ獎勵促進ノ政策ヲ採用シタルハ周知ノコトナルガ  
 然レ海運業造船業ハ觀望カ四面環海、其他ノ狀勢上最モ其ノ發展無アル  
 ニ拘ラス徳川時代ノ蝦夷ノ結果大船隻ノ製造、海外航路ノ禁止政策ノ爲  
 ニ地位、吾ムシロ殆ド無キニ墜シキ狀況ナリシニヨリ之カ新ナル發展契  
 機ニハ政府モ特別ノ力ヲ用キタルコトハ自然ノ勢ナリ之ガ法制上ニ現ハ  
 レタルハ明治二十年以後ノ造船獎勵法、遠洋航路補助法ナルベシ之  
 等ノ法制ハ大正、昭和ノ頃迄繼續シテ實施セラレ當時トシテハ優劣ナル

LEF LOC # 706

大艦隊ノ製造航ヲ奨励補助シタルモノナルカ此間日清、日露、第一次  
 歐州大陸ノ事件起リタルモ右ノ諸政策ノ之等ノ戦争準備ノ爲ニ計画セ  
 ラレシニ非サルコトハ誠ニ明瞭ニシテ前述ノ如ク其ニ我艦ノ海運業造船  
 費ノ水準ヲ高メ歐米各國ニ伍シテ親近貿易ヲ盛ナラシムル爲ノ經濟上  
 ノ目的ニ出テタルコトハ毫モ疑フノ余地ナク其ノ結果盛業ノ發達ハ著シ  
 ク昭和ノ初ニハ船舶總噸數四百萬噸ニ及ヒ之ニヨル外貨獲得高ハ生糸、  
 絹布ノ輸出高ニ次グノ成跡ヲ疑ガタリ

右ノ如キ有様ニシテ昭和七年十月ヨリ實施サレタル船舶改修助成施設其  
 他ノ政策モ畢竟前期ヨリノ遺策シタル一途ノ日本産業ノ進歩助長ヲ主眼  
 トシタルモノニ過ギズ

1/F DOC # 708

338

裏面白紙

取 船隻販賣助成施設 第一次大震災ノ世界經濟不況ハ漸次幾何ニ波及  
シ船ニ戦後復舊界ハ大正ノ末ヨリ昭和ノ初期ニ於テ甚度ノ豫況ニ陥  
シタルニ至レリ

戦後復舊界ハ復舊ヨリ外種古船ノ輸入ニ依リ發展シ世界船隻三位ノ船隻ヲ  
得タルニ至レルモ其ノ大部分ハ時代後レノ古船及ハ戦時急造ノ劣船船ニ  
シテ當時希少ニ成ク古船船ト稱セラレ（別表第一）海運ノ急激發展ニ  
少カラサルニ至リタルノミナラス大正ノ終り昭和ノ初ヨリ戦船船ニ急  
激發展シテ（第二表）人命ノ喪失異常ニ上リ世船船々トシテ戦時ノ古船  
賣價ヲ批難スルニ至レリ

而シテ經濟界ノ不況ハ右ノ如ク本邦海運ニ影響ナル打撃ヲ與ヘ門司一級  
瀬石炭運賃ハ未曾有ノ高價七五續。北洋木材運賃六五ニ低下シ船隻復舊  
（別表第三）シ取巻シ得ザルニ至レリ

右ハ畢竟船隻過剩、船隻劣悪ノ故ス所ニシテ復舊ハ政府ニ於テ難ニ船隻  
ノ徹底的整理ト船隻ノ改善トヲ兼行シ神戸市港ノ恢復ヲ管ルト共ニ船隻  
復舊ノ根元ヲ整備スヘシト爲スルニ至レリ

LLL LOC # 738

5

339

裏面白紙

造船界ハ船隻過剩ノ弊果新造ノ法又斷ヲ絶テ設備過剩ニシテ造船合理化ノ急務トシ島嶼シ船隻等ノ陸上工場ニ其ノ日ヲ朝貸スルノ外並シキニ並リテハ家具、下駄、其他ノ日用品ヲ製造スルノ修費ニ動遊シ新機ハ勿論之カ島嶼工費ヲ類シテ多大ノ負担者ヲ發生シ之ガ救済ノ急務ヲ必長トスルニ至レリ

本誌散ハ此ノ如キ事情ノ下ニ益而船隻運賃、造船業運賃並ニ船員組合等ノ労働日短ト労働ノ上乗給賞給セラレタルモノニシテ其ノ目的トスル所ハ(一)船隻ノ運賃ニ依ル船員市場ノ以償(二)船隻ノ設備ニ依ル船員ノ職業化及運賃ノ防止(三)船隻運賃ニ依ル船員ノ福利及失業救済ニ外ナラス而シテ本誌散運賃ノ急務ハ其ノ上記ノ経済的諸目的ヲ達成シ船運業、造船業ハ漸ク盛衰スルニ至レルヲ以テ船外運賃モ之ニ注目シ美和及附島ニ於テモ相次テ開港場ノ設備ヲ採用スルニ至レリ若シ此種貨物輸送設備ナリトセハ美、韓ノ如キ平和門家方之ニ違照スル如キコトハ考ヘラレズ猶ホ左記事項ヲ考慮セバ此ノ如キ懸念ハ必スキ一掃セラレハキヲ備スル次第ナリ

(一)船隻ノ減少ヲ結果スル取費ガ學口以學目的ニ合致セサル所ニシテ當初

4

340

DEF LOC # 758

裏面白紙

算額ニ於テ反増ノ際アリ本歳東京ハ五十萬圓増ヲ希望シ三十萬圓増ヲ經  
 過シ賈ニ本歳實ト對峙シテ行ハレタル外則借債ノ輸入線止御展期八尋  
 五月假下ノ際ニ於テハ政府ノ借債セム所ガ益然則借債ノ利息シテ市況ヲ振復  
 セントスル爲メ御院貸ニ外シテソコト當ヲ貸タサルナリ  
 其際邦借債カ本歳實ニ似リ現貨ニ少シタルハ別新揚四ニ示ス可ナリ  
 (二) 本歳貸ハ借債發費ノ徵費ヲ目的トシタリ 然レトモ政府ノ要求スル所  
 ハ借債各債ノ使用目的及進力ニ似シ其ノ經濟性借ノ償典化ヲ企圖セタ  
 ルニ止マリ進力ノ如キモ匯〇〇〇總額以上ノ借ニ尙シ海邦ニ於テ徵納  
 セラルル強進力一三倍半額ノ要求ヲ爲シタルニ似ホス 即チ國庫  
 ヲ兼固シ得ニ高價借券油ヲ發進セシムトシタルニ非サルハ似タリ  
 然ルニ爲進セラレタル新進中ノ福借債ガ各債貸物債ニ比シテ高進  
 力ノモノトナリタル事實ヲ以テ國庫目的ヲ云々スル當アル事事實ハ益  
 然然ラズ即日本經濟團體(パナマ借債)ノ進率總額ハ英大陸借債總  
 ト對照スル爲高進力ヲ必要トナシタルヲ以テ此要求ニ應スル爲ノ借債  
 的事情ニ原望スルニ外ナラズ徒テ此借債ニ似ル新進債ノ大部分ガ國庫  
 費増ニ充當シタル事實ヨリ見ルモ似ナリトス

DEF LOC. n. 708

B

341

裏面白紙

(三) 本政策ハ新造船ヲ内地造船所ニ於テ製造シ船材料ハ國産品ヲ使用ス  
 ベキコトヲ規定シタルガ之ハ共業救済ノ見地ヨリ當然ノ事柄ニシテ  
 之ヲ以テ競争目的ヲ云々スルハ當ラザルナリ

四、右ニ依リ派懸市況ハ改善セラレ船腹過剩ノ事實ハ消失シ造船業亦漸  
 ク復舊スルニ至レルヲ以テ昭和十二年以降之ヲ廢止シ其後尙優劣船ノ  
 建造ヲ懸念シタルモ之亦業者ガ多年要望シテ實現シ得ザリシ所キ或ル  
 強硬ノ防限ニ依リ具體化シタルニ外ナラズ英、米、佛、獨、伊ノ諸國  
 ガ優劣船ヲ建造シテ航路ヲ大西洋ニ争フ壯觀ハ世人ノ周知スル所業者  
 ノ競争スル所ニシテ舊三位ノ海運國タル本邦ガ之ニ遜ク入バザル程況  
 ノ競争者ヲ建造セムトスルハ寧ロ當然ノ事柄ト云ハザルベカラズ

e

LEF 100 # 758

342

横 田 回 覧

五、製鐵事業法ニ依ル造船補助政策 本邦ニ於ケル造船用鋼材ハ初期ニ於テハ悉ク輸入品ヲ使用シ製鐵事業ノ發展ニトモナヒ次第ニ國產鋼材ノ使用ニ移行シタリ、輸入品使用時代ニ於テ造船業者ニ外國産業者ト同一程度ノ價額ノ鋼材ヲ使用セシメ以テ船價ノ割高ヲ防止セム爲メ輸入鋼材ニ對シ輸入税ヲ免除スルト同時ニ國產鋼材ニ對シ輸入税相當額ヲ補助スルノ制度ハ大正十三年ヨリ實施セラレ製鐵業奨励法ニ其ノ旨規定セラレタリ、昭和十二年右法律廢止セラレ製鐵事業法ノ制定セラルルヤ右ノ規定ハ同一内容ヲ以テ新法ニ移シ規定セラレタル次第ニシテ此ノ製鐵事業法ノ規定ヲ以テ自學目的ノ規定ナリト爲スハ其ノ當ラザル所ナリ一ニ造船價格ヲ歐米ノ水準ニ低下セシメントスル經濟的要求ニ出デタルニ外ナラス

六、造船事業法 昭和十四年衆議院ニ制定實施セラレタル造船事業法ハ運賃ノ造船所管理ヲ阻止スル爲其ノ反對アリシニ始ラズ制定セラレタルモノニシテ其内容ハ他ノ重要産業ノ監督制度ニナラヒ事業ノ許可制等ヲ規定シテ悉ク此等ノ事項ハ當然規制セララルベキ性質ノモノデ之ニ代リ

DLF DGC 706

7

343

裏面白紙

LD18 100 # 708

斯業ノ創立準備ヲモ防止出来ル次第ナリ、本法ノ事務上ノ整理ニ要リ  
テハ當座存在シタル遊船所ヲ宜ノマ、許可シ預取ヲ懸断シタルニ止マ  
リ又補助金ヲ支給シ得ル規定ハ存在スルモ之ニ依リテ補助金ノ支出モ  
ラレタル事實ナシ、是之ヲ本法ノ制度ヲ以テ断行ニ望ムル所行儀ナリ  
ト爲スハ當ラサル所ナリ

以上

6

344

裏面白紙



Showing the number of Steamers and Motorships according to certain divisions of Gross Tonnage, and according to certain divisions of Age, owned in Japan as recorded in the 1929-30 edition of Lloyd's Register Book.

(第一表) appendix No. 1.

COUNTRY IN WHICH OWNED	DIVISIONS OF TONNAGE	DIVISIONS OF AGE										TOTAL			
		UNDER 5 YEARS	5 AND UNDER 10 YEARS		10 AND UNDER 15 YEARS		15 AND UNDER 20 YEARS		20 AND UNDER 25 YEARS		25 YEARS AND OVER				
		No.	Tons.	No.	Tons.	No.	Tons.	No.	Tons.	No.	Tons.		No.	Tons.	
JAPAN	100 and 500 <small>under</small>	62	12,091	159	34,473	251	59,008	91	22,248	78	14,492	46	30,553	787	172,706
	500 - 1,000	23	16,395	29	21,875	13	76,329	18	12,650	18	12,387	55	40,975	236	180,472
	1,000 - 2,000	16	28,414	33	49,580	120	159,164	8	10,501	19	29,612	64	99,371	260	376,642
	2,000 - 4,000	32	86,659	64	181,858	103	283,335	22	66,172	27	99,809	138	396,273	386	1,094,001
	4,000 - 6,000	15	77,330	56	294,057	88	463,568	16	85,150	28	129,627	51	256,922	252	1,306,604
	6,000 - 8,000	11	96,793	36	246,010	31	216,771	4	25,717	7	51,100	11	17,824	100	684,415
	8,000 - 10,000	...	...	5	45,886	8	71,898	7	65,104	2	17,186	1	9,759	23	210,000
	10,000 - 15,000	...	...	4	41,634	...	...	4	49,091	1	13,401	2	23,600	11	127,700
	15,000 - 20,000	2	33,600	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	2	33,600
20,000 and above	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
TOTAL	161	331,482	386	915,393	694	1,330,073	170	336,633	180	347,114	468	925,477	2,057	4,186,600	

裏面白紙

第三表

自大正十三年  
至昭和五年八月間海難ニ因ル人命喪失数 死亡及び失踪

年次別	汽 船		汽 船		合 計		
	汽	船	汽	船	汽	船	計
大正十三年	二九三	一三九四	二八八	六四	五八二	六四	六四六
、十四年	一一七	二二七	一六三	八八	二五一	九八	三七八
、十五年	二四〇	一三四一	二八四	八八	四七二	八九	五六一
昭和二年	七八	一七九	一八四	一一一	三〇五	五三	三八四
、三年	七	一七七	二二七	一〇〇	三二七	一〇〇	四二七
、四年	七八	一七八	八三	七〇	一五八	七〇	二二八
、五年	七九	一八〇	一三〇	六九	一八九	七〇	二六九
合 計	八九三	二九〇六	一三三九	六〇〇	二〇四九	一三六	二一八五
平 均	一三八	二二二九	二〇七	八六	二九三	八八	三二二

NAV JCC # 708

裏面白紙

日本船舶百噸以上ノ汽船全損海難統計（ロイド調査）

年次	全損船隻数	噸位	船名	附属船隻数
大正 八年	三三	三・九六	四三二八九 屯	一・八八
、 九年	三九	一・四九	四三九八八	一・四〇
、 十年	三九	一・四三	五二一八三	一・三三
、 十一年	六四	三・一六	五四一五六	一・五一
、 十二年	五三	一・六五	五八五四八	一・六三
、 十三年	四二	三・〇四	七〇九三三	一・八三
、 十四年	三八	一・八二	四三七八八	一・〇九
昭和 元年	四三	三・〇六	四三五四六	一・一三
、 二年	四二	三・〇六	七三三一二	一・八九
、 三年	五五	一・七一	六六四一六	一・六八
、 四年	五三	一・六〇	六四〇三三	一・六〇
、 五年	六一	一・九六	六三八七〇	一・五〇
平均	五九・五	一・九七	五六一五六	一・五五

DLA LOC # 708

347

横 面 白 紙

第三卷 船費 額 (總額 1,000 噸以上)

昭和七年十二月	三三三三三三三三
八年十二月	一三九四三九
九年十二月	五三九六〇
十年十二月	三六六三三
十一年十二月	七九三〇

備考

昭和五年末より昭和六年初頭にかけては三十三万噸に及ぶ

121F 100 # 708

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）三月七日於

微須賀市過子町山崎屋入の巻紙  
供進者 小 野

右ハ管立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ  
證明シマス

同日於同所

立會人 關 原 時 功  
長 根 道 具

DLF LOC # 708

349

裏面白紙

Ref. Doc. 708

Table IV  
Japanese Merchant Vessels (Steel Ships Only)

	(Shows)	No. of Vessels	G/T
1927	2	1,869	4,005,000
1928	3	1,874	4,087,000
1929	4	1,876	4,139,000
1930	5	1,860	4,248,000
1931	6	1,833	4,242,000
1932	7	1,785	4,177,000
1933	8	1,747	4,079,000
1934	9	1,768	4,044,000
1935	10	1,845	4,073,000
1936	11	1,924	4,250,000
1937	12	2,047	4,558,000
1938	13	2,249	5,343,000
1939	14	2,394	5,703,000
1940	15	2,573	6,051,000
1941	16	2,626	6,376,000
1942	17	2,445	5,942,000
1943	18	2,025	4,944,000
1944	19	1,339	2,564,000
1945	20 (Aug.)	900	1,525,000
1946	21 (March)	686	1,294,778

350

351

裏面白紙

氣 管 管

真心ニ從ヒ眞實ヲ勉メ何事ヲモ欺詐セズ又何事ヲモ附加セ  
ザルコトヲ誓フ

（海峽） 小 島 嶺

REF LOC # 708

357

裏面白紙

海防文庫第五〇一〇號

第三卷

日本帝國の國勢調査による人口 (單位：千人)

日本内地人口

(十月一日現在)

一八七二年 三四、八〇六

(明治五年)

一八九二年 四〇、五〇八

(明治二十五年)

一九一二年 五〇、五七七

(大正元年)

一九二〇年 五五、九六三

(大正九年)

一九二五年 五九、七三七

(大正十四年)

内男子數

内女子數

一平方汗  
當り人口

女子百人ニ對  
スル男子數



◎一九三〇年 (昭和五年)	六四、四五〇	三二一、三九〇	三三二、〇六〇	一六九	一〇一、〇
◎一九三五年 (昭和十年)	六九、二五四	三四、七三四	三四、五二〇	一八一	一〇〇、六
◎一九三六年 (昭和十一年)	七〇、二五八	三五、二二四	三五、〇三〇	一八三	一〇〇、五
◎一九三七年 (昭和十二年)	七一、二五三	三五、七一〇	三五、五四三	一八六	一〇〇、五
◎一九三八年 (昭和十三年)	七一、二二三	三六、一八三	三六、〇〇〇	一八八	一〇〇、四
◎一九三九年 (昭和十四年)	七二、八七六	三六、五〇二	三八、三七四		一〇〇、三

(註) 昭東湖の数字は一九三七年(昭和十二年)までは前記附屬地帯を包含し、治外法帯の撤廢により、前記人口中に包含さる

◎内は電算式にして六百未満

一九四一年版改訂東年表第四四頁より抜萃